

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令新旧対照表

目次

一	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	1
二	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）	385
三	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	415
四	投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）	469
五	投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）	488
六	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）	504
七	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	514
八	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）	545
九	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）	561
十	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）	574
十一	発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）	586
十二	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）	595
十三	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	598
十四	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）	621
十五	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	625
十六	証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）	628

一 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令（第九号の四に掲げる用語にあつては、次条第二号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券（以下「新投資口予約権証券」という。）及び投資法人債券（以下「投資法人債券」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>二の三〜八 (略)</p> <p>九 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために主として有価証券、不動産その他の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。）に対する投資として運用する財産をいう。</p> <p>九の二 (略)</p> <p>九の三 特定信託財産 資産信託流動化受益証券に係る信託の受</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び同号に掲げる投資法人債券（以下「投資法人債券」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>二の三〜八 (略)</p> <p>九 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために主として有価証券、不動産その他の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用する財産をいう。</p> <p>九の二 (略)</p> <p>九の三 特定信託財産 資産信託流動化受益証券に係る信託契約</p>

託者が当該資産信託流動化受益証券に係る金銭の分配のために管理、運用又は処分する財産をいう。

九の四 信託財産 信託受益証券、信託社債券、信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券に係る信託財産をいう。

九の五・十 (略)

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。第四条の四において同じ。）及び法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。

十三・十四 (略)

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十六 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十七 有価証券届出書 法第五条第五項（法第二十七条において

の受託者が当該資産信託流動化受益証券に係る金銭の分配のために管理、運用又は処分する財産をいう。

九の四 信託財産 信託受益証券、信託社債券、信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券に係る信託に信託された財産をいう。

九の五・十 (略)

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三・十四 (略)

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書をいう。

十六 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書をいう。

十七 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出

準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。

十七の二 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社届出書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十七の三 募集事項等記載書面 法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する募集事項等記載書面をいう。

十八 （略）

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る特定有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二 十九の四 （略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の人において同じ。）において準用する法第四条第六項の規定による通知書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条に

書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。

十七の二 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届出書をいう。

（新設）

十八 （略）

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二 十九の四 （略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の人において同じ。）において準用する法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書をいう。

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条に

において準用する場合を含む。第十八条の三において同じ。）に規定する訂正発行登録書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の六において同じ。）に規定する発行登録追補書類であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十 有価証券報告書 法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。

二十の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十一 半期報告書 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

二十一の二 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する訂正発行登録書をいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の六において同じ。）に規定する発行登録追補書類をいう。

二十 有価証券報告書 法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。

二十の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書をいう。

二十一 半期報告書 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。）に規定する半期報告書をいう。

二十一の二 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。

二十二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条及び第二十九条の三第二項において同じ。）に規定する臨時報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する外国会社臨時報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十二の三 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十三～二十九 （略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が

二十二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。

（新設）

二十三～二十九 （略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が

同一である特定有価証券をいい、次に掲げる全ての要件を満たすものを除く。)であること。

イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該受託有価証券に係る定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書若しくはこれらに準ずる書類又は当該発行者の決定により当該受託有価証券に係る受託者が当該受託有価証券の所有者として当該発行者の発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(ロにおいて「割当有価証券」という。)であること。

ロ 当該受託有価証券に係る信託の受益者による当該信託の受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産(信託法(平成十八年法律第百八号)第二条第三項に規定する信託財産をいう。)として所有する有価証券であること。

### 三〇五 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券、外国投資証券(新投資口予約権証券に類するもの)に限る。以下

同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。)であること。

イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(ロにおいて「割当有価証券」という。)であること。

ロ 受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。

### 三〇五 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

(新設)

「外国新投資口予約権証券」という。）、法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券（以下この号及び第十一号第一号において「新優先出資引受権証券」という。）又は外国資産流動化証券（新優先出資引受権証券又は同項第九号に掲げる新株予約権証券の性質を有するものに限る。）（以下「新投資口予約権証券等」と総称する。）である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条及び第十一条の三第四項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の有価証券（この条において、特定内国資産流動化証券（令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券又は令第一条の四第二号二に規定する新優先出資引受権付特定社債

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し



券に限る。)、特定外国資産流動化証券(当該特定内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。)、内国資産流動化証券(法第二条第一項第五号に掲げる社債券であつて新株予約権を付与されているものに限る。)又は外国資産流動化証券(当該内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。)(第十一条第一号の五において「新優先出資引受権付特定社債券等」と総称する。)は、第一条第十号の規定にかかわらず、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二 売出し(令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。)に係る特定有価証券の売出価額の総額に、当該特定有価証券の売付け

二 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二 売出し(令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等

勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号及び第十九条の二第一項において同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三（略）

四 発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

五・六（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

第三条 その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。）に該当する特定有価証券（第四条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証

（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三（略）

四 発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

五・六（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

第三条 その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。）に該当する特定有価証券（次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の

券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の  
手続等）

第四条の三 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の  
手続等）

第四条の三 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項第二号において同じ。）を除く。）の数

3 (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第五条第三項及び第十四条において同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）を除く。）の数

3 (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る

特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

三 外国特定有価証券の募集又は売出しの場合には、当該募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文並びに外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 一三 (略)

四 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券であつて特定有価証券であるものをいう。以下この号及び第十四条第二号二において同じ。)又は当該新株予約権証券に係る新株予約権(同項第三号に規定する新株予約権をいう。第十四条第二号二において

特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

三 外国特定有価証券の募集又は売出しの場合には、当該募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 一三 (略)

(新設)

て同じ。)を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等(同項第三号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。)

4 特定有価証券に係る法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円(当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、千万円から当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十八条の八第五項において同じ。)とする。

(変更通知書)

第六条 前条第一項の規定による有価証券通知書の提出日以後当該募集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に

4 特定有価証券に係る法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(変更通知書)

第六条 前条第一項の規定による有価証券通知書提出日以後当該募集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に

応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。次号において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二 当該特定有価証券又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三条の第三項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

三 当該特定有価証券が法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号及び第十一条の三、第四項第一号イにおいて同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の

応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

（新設）

二 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出され

直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、信託社債(会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第二条第三項第十七号に定める信託社債をいう。第三号において同じ。)を表示するもの

二 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの  
イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人(以下「特別目的法人」という。)に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他の資産(ロにおいて「譲渡資産」という。)が存在すること。

ロ (略)

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもので信託社債の性質を有する権利を表示するもの

四〇七 (略)

ている場合

(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、信託社債(会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第二条第三項第十七号に定める信託社債をいう。第三号において同じ。)に該当するもの

二 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの  
イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人(以下「特別目的法人」という。)に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他の資産(以下「譲渡資産」という。)が存在すること。

ロ (略)

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもので信託社債の性質を有するもの

四〇七 (略)



(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに關し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は同条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により有価証券届出書、外国会社届出書又は募集事項等記載書面(これらの訂正に係る書類を含む。)を提出

する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に關する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2 外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに關し、発行登録書又は発行登録追補書類(これらに係る訂正発行登録書を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第二号に規定する原委託

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、有価証券の募集又は売出しに關し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は第六項

(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に關する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(第十七条第一項第三号において「代理人」という。)を定めなければならない。

(新設)

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第二号に規定する原委託

者をいう。以下同じ。)の本店又は主たる事務所の所在地(原委託者が個人である場合にあつては住所とし、原委託者が外国の者である場合にあつては前条第一項の規定により当該原委託者を代理する権限を有する者の住所とする。)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店又は主たる事務所の所在地(受託者が外国の者である場合には、前条第一項の規定により当該受託者を代理する権限を有する者の住所)を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。第二十二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条第二項において「受託者管轄財務局等」という。)と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証

者をいう。以下同じ。)の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。)と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長(金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を法第二十四条の第二項若しくは第二十四条の第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書の提出の命令に依じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十八条、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の八第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十七条の四第一項及び第三十条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証

券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ハ又は同条第三項第一号ハに掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条において同じ。）であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（有価証券届出書等の記載の特例）

券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ハ及び同条第三項第一号ハに掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。）であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（有価証券届出書等の記載の特例）

第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券に類するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先化証券（以下「特定優先化証券」という。）、新優先化証券及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、次に掲げる事項  
イ〜ト （略）

チ 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債（同法第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者（資産流動化法第百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）若しくは特定社債（資産流動化法第二条第七項に規定する特定

第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（以下「特定優先化証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合  
イ〜ト （略）

チ 投資法人債管理者若しくは投資法人債の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この号及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。）の名称及びその住所

社債をいう。以下同じ。)の管理会社又はこれらに類する管理会社(以下この条及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。)の名称及びその住所

リ (略)

一の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券(法第二条第一項第九号に掲げる株券又は特定優先出資証券の性質を有するものに限る。)につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 資本組入額

ハ〜ヘ (略)

一の三 国内投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)、外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

一の四 新投資口予約権証券等につき、当該新投資口予約権証券等に表示された権利(以下この号において「新投資口予約権等」という。)の行使により取得される有価証券(以下この号において「投資証券等」という。)の発行価格又は当該新投資口予約権証券等の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

リ (略)

一の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券(法第二条第一項第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ (略)

(新設)

ロ〜ホ (略)

一の三 国内投資証券(投資法人債券を除く。次号において同じ。)、外国投資証券(外国投資法人債券を除く。次号において同じ。)、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ホ (略)

(新設)

- 
- イ 発行価格
  - ロ 申込証拠金
  - ハ 申込取扱場所
  - ニ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所
  - ホ 引受新投資口予約権等数及び引受けの条件
  - ヘ 新投資口予約権等の行使に際して払い込むべき金額
  - ト 新投資口予約権等の行使により投資証券等を発行する場合における当該投資証券等の発行価格
  - チ 新投資口予約権等の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
  - 一の五 新優先出資引受権付特定社債券等につき、当該新優先出資引受権付特定社債券等に付与された権利（以下この号において「新優先出資引受権等」という。）の行使により取得される特定優先出資証券等（特定優先出資証券又は法第二条第一項第九号に掲げる株券（同項第十七号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）をいう。以下この号において「特定優先出資証券等」という。）の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、次に掲げる事項
  - イ 発行価格
  - ロ 利率
  - ハ 申込証拠金
  - ニ 申込取扱場所
- 

（新設）

ホ 利息の支払場所

ヘ 新優先出資引受権等の行使に際して払い込むべき金額

ト 新優先出資引受権等の行使により特定優先出資証券等を発行する場合における当該特定優先出資証券等の発行価格

チ 新優先出資引受権等の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

リ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ 引受金額及び引受けの条件

ル 投資法人債管理者等の名称及びその住所

ロ 投資法人債管理者等の委託の条件

二 内国投資証券（投資法人債券を除く。）、外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）又は資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合 次に掲げる事項

イ・ホ （略）

三 前各号に掲げる場合に係る特定有価証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合 次に掲げる事項

イ・ロ （略）

（組込方式による有価証券届出書）

第十一条の二 法第五条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十二条

二 内国投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ・ホ （略）

三 第一号から前号までに掲げる場合に係る特定有価証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合

イ・ロ （略）

（組込方式による有価証券届出書）

第十一条の二 法第五条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同

第一項第二号において同じ。)に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

一 国内投資証券 第七号の三様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

二 外国投資証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。） 第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

二の二 外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。） 法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書

三 特定国内資産流動化証券 第八号の二様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

四 特定外国資産流動化証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。） 第八号の三様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

五 特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化

じ。)に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一 国内投資証券 第七号の三様式

二 外国投資証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。） 第八号様式

二の二 外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。） 外国会社報告書

三 特定国内資産流動化証券 第八号の二様式

四 特定外国資産流動化証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。） 第八号の三様式

五 特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化



証券以外のものに限る。) 法第二十四条第八項の規定により  
関東財務局長に提出した外国会社報告書

六 特定有価証券信託受益証券(前各号に掲げる特定有価証券を  
受託有価証券とするものに限る。次項第五号において同じ。)  
当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前  
各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式  
により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

七 特定預託証券(第一号から第五号までに掲げる特定有価証券  
に係る権利を表示するものに限る。次項第六号において同  
じ。)  
当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証  
券につき、第一号から第五号までに掲げる特定有価証券の区分  
に応じ当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提  
出した有価証券報告書

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規  
定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようと  
する場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規  
定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各  
号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一〜四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券  
に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区  
分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特

証券以外のものに限る。) 外国会社報告書

(新設)

(新設)

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規  
定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようと  
する場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規  
定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各  
号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる全ての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。)の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一〜四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券(前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第四項第三号において同じ。)  
当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券(第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第四項第四号において同じ。)  
当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる全ての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しよ  
うとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投  
資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。

イ)において「上場投資証券」という。)又は認可金融商品取引  
業協会（法第十三条第三項に規定する認可金融商品取引業協会  
をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号  
ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されてい  
る内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価  
証券を除く。イ)において「店頭登録投資証券」という。）を発  
行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証  
券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五  
項において準用する同条第一項第一号に掲げる有価証券に該  
当することとなった日、店頭登録投資証券である場合にあつ  
ては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号  
に掲げる有価証券に該当することとなった日）をいう。以下こ  
の号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年  
六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内

2・3 (略)

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しよ  
うとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投  
資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。

以下この号において「上場投資証券」という。)又は認可金融  
商品取引業協会（法第十三条第三項に規定する認可金融商品取  
引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八  
項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録  
されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買  
特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証  
券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかに該当す  
ること。

イ 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証  
券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五  
項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条におい  
て準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当すること  
となった日、店頭登録投資証券である場合にあっては法第二  
十四条第五項において準用する同条第一項第二号（法第二十  
七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該  
当することとなった日）をいう。以下この号において同じ。）

国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下イにおいて同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下イ及びロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロゝホ （略）

二 （略）

三 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前二号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める基準

四 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号又は第二号に掲げる特定有価証券の

が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下イにおいて同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下イ及びロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロゝホ （略）

二 （略）

（新設）

（新設）

区分に応じ当該各号に定める基準

(外国会社届出書の提出要件)

第十一条の四 特定有価証券に係る法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社又は届出書提出外国者をいう。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 特定有価証券に係る法第五条第六項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第十三条の二において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（法第五条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三第二項において同じ。）に規定する補足書類をいう。

(外国会社届出書の提出要件)

第十一条の四 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社をいう。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなけ

第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。三通を関東財務局長に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 特定有価証券信託受益証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。） 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

九 特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するものに限る。） 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 特定有価証券に係る法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〇七 (略)

3 特定有価証券に係る法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であつて、当該書類に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載した

なければならない。

一〇七 (略)

八 特定有価証券信託受益証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。） 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

九 特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するものに限る。） 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〇七 (略)

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であつて、当該書類に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英

もの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 特定有価証券に係る法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(募集事項等記載書面)

第十一条の六 法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる特定有価証券とする。

一 内国投資信託受益証券

二 外国投資信託受益証券

三 内国信託受益証券

四 外国信託受益証券

五 内国信託受益権

六 外国信託受益権

七 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を  
受託有価証券とするものに限る。第三項第五号において同  
じ。）

八 特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる特定有価証券  
に係る権利を表示するものに限る。第三項第六号において同  
じ。）

語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

2| 法第五条第十項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3| 法第五条第十項の規定により募集事項等記載書面を提出しようとする特定有価証券届出書提出会社（同項に規定する特定有価証券届出書提出会社又は特定有価証券届出書提出者をいう。）は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により募集事項等記載書面三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 内国投資信託受益証券 第六号の七様式

二 外国投資信託受益証券 第六号の八様式

三 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第六号の九様式

四 外国信託受益証券及び外国信託受益権 第六号の十様式

五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるもの

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に



は、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 次に掲げる書類

イ 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類（第五条第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十二条の二及び第二十七条第一項第一号イにおいて同じ。）の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合を除く。）

ロ・ハ （略）

ニ 当該内国特定有価証券が特定有価証券信託受益証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の契約書の写し

ホ 当該内国特定有価証券が特定預託証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 次に掲げる書類

イ 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ・ハ （略）

ニ 当該内国特定有価証券が特定有価証券信託受益証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ホ 当該内国特定有価証券が特定預託証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の写し

二 第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類（法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により有価証券届出書にどじ込まれる書類をいう。第六号イにおいて同じ。）に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類（法第五条第五項において準用する同条第四項に規定する参照書類をいう。以下同じ。）に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ（略）

二 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2)（略）

二 第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからホまでに定める書類

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロからホまでに定める書類

ハ（略）

二 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2)（略）

- ホ (略)
- 四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号  
イからニまでに掲げる書類
- 五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書  
(第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び  
第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除  
く。)又は外国会社届出書 次に掲げる書類
- イ (略)
- ロ 有価証券届出書に記載された当該外国特定有価証券の発  
行者の代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出  
に関し正当な権限を有する者を証する書面
- ハ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定  
有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき  
当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
- ニ・ホ (略)
- 六 (略)
- イ 第一号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定  
により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれ  
ていない場合に限る。)
- ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類
- ハ 前号ロからホまでに掲げる書類
- 七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書  
類

- ホ (略)
- 四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号  
イからニまでに定める書類
- 五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書  
(第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び  
第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除  
く。)又は外国会社届出書 次に掲げる書類
- イ (略)
- ロ 有価証券届出書に記載された代表者が当該外国特定有価証  
券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であ  
ることを証する書面
- ハ 発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価  
証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該  
発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
- ニ・ホ (略)
- 六 (略)
- イ 第一号イに定める書類(第二十七条第一項ただし書の規定  
により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれ  
ていない場合に限る。)
- ロ 第一号ロからホまでに定める書類
- ハ 前号ロからホまでに定める書類
- 七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書  
類

イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

ハ 第三号ハ及びニに掲げる書類

ニ 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 前号イからハまでに掲げる書類

## 2 (略)

3 第一項第一号ハの「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。

イ 第一号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロ及びハに定める書類

ハ 第三号ハ及びニに定める書類

ニ 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。）の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 前号イからハまでに定める書類

## 2 (略)

3 第一項第一号ハの「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この項において同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十三条 提出した有価証券届出書及びその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

(削る)

一・二

三 第十一条各号に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつき、その内容が決定したこと。

(外国会社訂正届出書の提出要件)

第十三条の二 特定有価証券に係る法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十三条 有価証券届出書につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 当該有価証券届出書又はその添付書類に記載された内容について重要な変更があつたこと。

二・三 (略)

四 法第五条第五項において準用する同条第一項に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつきその内容が決定したこと。

(外国会社訂正届出書の提出要件)

第十三条の二 法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けること

資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正届出書の提出等)

第十三条の三 (略)

2 特定有価証券に係る法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

一 三 (略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 八 (略)

二 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき新株予約権証券を取得し、又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより有価証券を取得した金融商品取引業者等(同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。)が行う当該新株予約権証券又は当該有価証券に係る有価証券の売出し

がないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正届出書の提出等)

第十三条の三 (略)

2 法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

一 三 (略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 八 (略)

(新設)

（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該新投資口予約権証券に関して法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行った日
- 二 前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行った場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの
- 三 当該新投資口予約権証券の発行に関する問合せを受けるための発行者の連絡先

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書

（新設）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書

の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一〜十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める事項

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める事項

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券(内国投資信託受益証券

の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一〜十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券(内国投資信託受益証券



及び外国投資信託受益証券（次号イ及び第十六条の二第一項において「投資信託受益証券」という。）に限る。）の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

ロ〜へ（略）

二（略）

2（略）

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容）

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一（略）

二 外国投資信託受益証券 次に掲げる事項

イ 第四号の様式に掲げる事項（同様式第三部の第2から第4|までに掲げる事項を除く。）

ロ（略）

三・四（略）

（発行価格等の公表の方法）

及び外国投資信託受益証券（以下この項及び第十六条の二において「投資信託受益証券」という。）に限る。）の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

ロ〜へ（略）

二（略）

2（略）

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容）

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一（略）

二 外国投資信託受益証券 次に掲げる事項

イ 第四号の様式に掲げる事項（同様式第三部の第2から第5|までに掲げる事項を除く。）

ロ（略）

三・四（略）

（発行価格等の公表の方法）

第十七条 特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 (略)

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその特定有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2

(略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十七条 法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 (略)

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又はその代理人）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2

(略)

第十七条の二 法第二十一条第四項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる特定有価証券とする。

（新設）

一 新株予約権付社債券

二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

三 新投資口予約権証券

四 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

2 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二 新投資口予約権

三 外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により特定有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、

次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 （略）

五 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 （略）

（新設）

受託有価証券とするものに限る。) 当該特定有価証券信託受  
益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証  
券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券(第一号から第四号までに掲げる特定有価証券  
に係る権利を表示するものに限る。) 当該特定預託証券に表  
示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号ま  
でに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 法第二十三条の八第二項(法第二十七条において準用する場合  
を含む。)の規定の適用を受ける特定有価証券の募集又は売出し  
を登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲  
げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発  
行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。  
い。

一 投資法人債券であつて投資信託及び投資法人に関する法律第  
百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債を表示する  
もの(以下「短期投資法人債券」という。) 第十五号の三様  
式

二 外国投資法人債券であつて第十八条の七の二に規定する短期  
外債(外国投資証券に表示されるべき権利であつて社債等振替  
法第百十六条に規定する振替投資法人債に類するものに限  
る。)に係るもの 第十六号の三様式

(発行登録書の添付書類)

(新設)

2 法第二十三条の八第二項(法第二十七条において準用する場合  
を含む。)の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登  
録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる  
特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登  
録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一  
項に規定する短期投資法人債 第十五号の三様式

二 第十八条の七の二に規定する短期外債(資産流動化法に規定  
する特定社債のうち、同条各号に掲げる要件のすべてに該当す  
るものを除く。) 第十六号の三様式

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ニ (略)

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号イからハまでに掲げる書類

ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ハ 当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する外国投資証券の発行者をいう。二及び次項第二号ロにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ニ (略)

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号イからニまでに掲げる書類

(新設)

ロ 当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する外国投資証券の発行者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権

限を有する者であることを証する書面

ニ・ホ (略)

三 (略)

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロ及びホに掲げる書類

ハ 当該発行登録書に記載された当該発行者(当該発行登録書を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。ニ及び次項第四号ロにおいて同じ。)の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 当該発行登録書に係る特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録

限を有する者であることを証する書面

ハ・ニ (略)

三 (略)

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

(新設)

(新設)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録

書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書に係る特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

三 (略)

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書

類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録

書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につ

き、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 第二号ハに掲げる書類

3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十八条の三 (略)

2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

三 (略)

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書

類

イ 前号に掲げる書類

(新設)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十八条の三 (略)

2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券(前各号に掲げる特定有価証券を  
受託有価証券とするものに限る。)| 当該特定有価証券信託受  
益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証  
券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券(第一号から第四号までに掲げる特定有価証券  
に係る権利を表示するものに限る。)| 当該特定預託証券に表  
示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号ま  
でに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

3 特定有価証券に係る法第二十三条の四に規定する内閣府令で定  
める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(発行登録に係る発行予定期間)

第十八条の四 特定有価証券に係る法第二十三条の六第一項(法第  
二十七条において準用する場合を含む。)| に規定する内閣府令で  
定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間  
又は二年間とする。

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準  
用する場合を含む。)| の規定により特定有価証券の発行登録を取  
り下げようとする発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各  
号に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(発行登録に係る発行予定期間)

第十八条の四 法第二十三条の六第一項(法第二十七条において準  
用する場合を含む。)| に規定する内閣府令で定める期間は、発行  
登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準  
用する場合を含む。)| の規定により発行登録を取り下げようとする  
発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、



の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券(前各号に掲げる特定有価証券を  
受託有価証券とするものに限る。) 当該特定有価証券信託受  
益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証  
券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券(第一号から第四号までに掲げる特定有価証券  
に係る権利を表示するものに限る。) 当該特定預託証券に表  
示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号ま  
でに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十八条の七 特定有価証券に係る法第二十三条の八第一項ただし  
書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内  
閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の特定有価  
証券の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 特定有価証券に係る令第三条の二の二第四号に  
規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第百  
二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除  
く。)に規定する振替外債(同条に規定する振替社債、社債等振

当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東  
財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十八条の七 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条に  
おいて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるもの  
は、第二条各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で  
定めるものは、振替外債(社債等振替法第二百二十七条において準  
用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振  
替外債(社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法

替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替社債、社債等振替法第六十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債又は社債等振替法第六十六条に規定する振替投資法人債の性質を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（以下「短期外債」という。）とする。

一～四 （略）

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 （略）

五 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項第五号において同じ。）

当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券

第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十一条において「短期外債」という。）とする。

一～四 （略）

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 （略）

（新設）

（新設）

に係る権利を表示するものに限る。次項第六号において同じ。当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一〜四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券の発行者 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

六 特定預託証券の発行者 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

3 前項第二号イ及びロに掲げる書類並びに第四号から第六号までに定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

4 (略)

5 特定有価証券に係る法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

3 前項第二号イ及びロ並びに第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

4 (略)

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ハ (略)

二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ハ (略)

二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 前号イからハまでに掲げる書類

(新設)

ハ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する外国投資証券の発行者をいう。ニにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ・ホ (略)

三 (略)

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロ及びホに掲げる書類

ハ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。ニにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各

ロ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する外国投資証券の発行者をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ・ニ (略)

三 (略)

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

(新設)

(新設)

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、

号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

ヘ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1)・(2) (略)

ト 投資法人又は外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項

二 (略)

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生

当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

ヘ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1)・(2) (略)

ト 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項

二 (略)

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次

じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

- (1)・(2) (略)

ロ (略)

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで、同項第二号ハ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）並びに同項第三号イ及び同号ロ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）に関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関する法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一～四 (略)

の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

- (1)・(2) (略)

ロ (略)

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで、同項第二号ハ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）同項第三号イ及び同号ロ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）に関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関する法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一～四 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る特定有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一～三 （略）

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 （略）

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定す

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一～三 （略）

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六 （略）

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定す



る内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十一条 特定有価証券に係る令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する同條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有

る内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十一条 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する同條第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証

有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

- 2 第九條第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四條第五項において準用する同條第一項又は第三項の規定による有価証券報告書を提出する場合について準用する。

3 (略)

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同條第一項本文(法第二十七條において準用する場合を含む。以下この條、第二十四條第一項及び第二十六條において同じ。)及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。ただし、法第五條第十一項の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合はこの限りでない。

一 (略)

- 二 信託受益証券又は信託受益権 信託の効力が生ずるときにおける委託者

(特定期間)

第二十三條 法第二十四條第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定

券の区分に応じ当該各号に定める様式

- 2 第九條の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四條第五項において準用する同條第一項に規定する有価証券報告書を提出する場合について準用する。

3 (略)

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 (略)

- 二 信託受益証券及び信託受益権 信託行為の効力が生ずるときにおける委託者

(特定期間)

第二十三條 法第二十四條第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定

める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 （略）

二 前号に掲げる特定有価証券以外の特定有価証券 当該特定有価証券に係る信託の計算期間（当該特定有価証券が特定有価証券信託受益証券又は特定預託証券である場合には、当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券又は当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券に係る信託の計算期間）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十四条の第二項及び第二十六条において同じ。）に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。

める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 （略）

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間（当該有価証券が内国投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券を受託有価証券とするもの若しくは特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

3 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内(当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間(その日が特定期間開始後三月以内(直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)の日である場合には、その直前特定期間)から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

一〜四 (略)

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

3 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内(当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間(その日が特定期間開始後三月以内(直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)の日である場合には、その直前特定期間)から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

(外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 五 (略)

4 五 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 五 (略)

4 五 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項に掲げる事項を記載した書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第二十五条 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

2 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二(四) (略)

五 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、当該承認申請書に記載された当該特定有価証券の発行者の代表者が当該申請に関し正当な権限を有することを証する書面

六 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、当該特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

3 令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

2 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二(四) (略)

五 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、承認申請書に記載された代表者が当該申請に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

六 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、申請者が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該申請者を代理する権限を付与したことを証する書面

3 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ

当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ・ロ (略)

ハ 内国投資証券(新投資口予約権証券に限る。) 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ニ 内国投資証券(投資法人債券に限る。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ホ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され、若しくは記録され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、若しくは記録されている者の数

ヘ (略)

ト 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法第百八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

当該各号に定める数とする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ・ロ (略)

(新設)

ハ 内国投資証券(ロに掲げるものを除く。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

ホ (略)

ト 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法(平成十八年法律第百八号)第百八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

リ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ヌ・ル (略)

二 (略)

5 57 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、当該有価証券届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同様)又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをい

リ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

ル・ヌ (略)

二 (略)

5 57 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。)又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。)



う。以下同じ。）が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

（有価証券の所有者数の算定方法）

第二十六条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数により算定するものとする。

一～三 （略）

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（以下この項において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有

が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

（有価証券の所有者数の算定方法）

第二十六条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数の算定に関し必要な事項として内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載されている者の数とする。

一～三 （略）

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有

価証券と同一の種類の特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの）

一 内国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合（法第五条第十一項の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合を除く。次号イ、第七号及び第八号イにおいて同じ。）のものを除く。）

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの）

二 外国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 有価証券報告書に記載された当該発行者の代表者が有価証券報告書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、有価証券報告

価証券と同一の種類の特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国の者にあつては、これらに準ずるもの）

一 内国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国の者にあつては、これらに準ずるもの）

二 外国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款又は約款（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 有価証券報告書に記載された代表者が有価証券報告書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 提出者が、本邦内に住所を有する者に、有価証券報告書の

書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ (略)

三〇七 (略)

八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 前号ハに掲げる書類

九 内国信託社債券の発行者 次に掲げる書類

イ・ハ (略)

十 外国信託社債券の発行者 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類に準ずる書類

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書面

十一 (略)

十二 外国抵当証券の発行者 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類に準ずる書類

ロ (略)

十三 (略)

十四 内国有価証券投資事業権利等の発行者 定款、約款、規約

若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ (略)

提出に関する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ (略)

三〇七 (略)

八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 第七号ハに掲げる書類

九 内国信託社債券の発行者 次に掲げる書類

イ・ハ (略)

十 外国信託社債券の発行者 前号に掲げる書類に準ずる書類

(新設)

(新設)

十一 (略)

十二 外国抵当証券の発行者 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類に準ずる書類

ロ (略)

十三 (略)

十四 内国有価証券投資事業権利等の発行者 定款、約款若しくは規約又は組合契約書又はこれらに準ずる書類

は規約又は組合契約書又はこれらに準ずる書類

十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ (略)

十六 特定有価証券信託受益証券の発行者 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

ロ 当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

十七 特定預託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

ロ 当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の写し

2 前項各号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 特定有価証券に係る法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。以下同じ。）が有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。）に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

十六 特定有価証券信託受益証券の発行者 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

ロ 当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

十七 特定預託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

ロ 当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の写し

2 前項各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。）に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

<p>(外国会社報告書の提出等) 第二十七条の三 (略)</p> <p>2 第九條第一項の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出する場合について準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(外国会社報告書の提出期限の承認の手續等) 第二十七条の四 (略)</p> <p>2 第九條第一項の規定は、報告書提出外国会社が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれ</p>	<p>(外国会社報告書の提出等) 第二十七条の三 (略)</p> <p>2 第九條の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出する場合について準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(外国会社報告書の提出期限の承認の手續等) 第二十七条の四 (略)</p> <p>2 第九條の規定は、報告書提出外国会社が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書</p>
---	---

らに準ずる書類

二 当該承認申請書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四・五 (略)

4～7 (略)

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 法第二十四条第十四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)の規則とする。

2| 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(次項において「原有価証券報告書」という。)と併せて東財務局長に提出しなければならない。

又はこれらに準ずる書類

二 当該承認申請書に記載された当該報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四・五 (略)

4～7 (略)

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 (新設)

法第二十四条第十四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(以下この条において「原有価証券報告書」という。)と併せて東財務局長に提出しなければならない。

3| 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該報告書代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

4| 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

5| 第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

三 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

四・五 (略)

6| 関東財務局長は、第三項の承認の申請があつた場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守

い。

2| 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該報告書代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定

3| 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

4| 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款又は規約

二 (略)

三 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

四・五 (略)

(新設)

の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る報告書代替書面の提出について、承認をするものとする。

7 関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができ」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「特定有価証券の内容等の開

(新設)

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができ」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続



示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十六号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の五第一項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2  
(略)

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承

を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の五第一項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2  
(略)

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする場

認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている関東財務局長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に付して次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければな

合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている関東財務局長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出

らない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書を提出する場合について準用する。

3 外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が当該半期報告書提出前五年以内に当該半期報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された半期報告書に添付されたものと同内容である場合には、これを除く。

一 半期報告書に記載された当該発行者の代表者が当該半期報告書の提出に關し正当な権限を有することを証する書面

二 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に關する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書を提出する場合について準用する。

3 外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が当該半期報告書提出前五年以内に当該半期報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された半期報告書に添付されたものと同内容である場合には、これを除く。

一 半期報告書に記載された代表者が当該半期報告書の提出に關し正当な権限を有することを証する書面

二 提出者が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に關する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

4 (略)

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 特定有価証券に係る法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 (略)

2 第九条第一項の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。

3 (略)

4 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項(次項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの(当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)

4 (略)

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 (略)

2 第九条の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。

3 (略)

4 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項(次項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの(当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)

と。)とする。

5 特定有価証券に係る法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

6 (略)

(半期代替書面)

第二十八条の六 法第二十四条の五第十三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

2 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面(同項に規定する半期代替書面をいう。以下同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書(次項において「原半期報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

3 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間開始後六月を経過する日以後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

5 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

6 (略)

(半期代替書面)

第二十八条の六 (新設)

法第二十四条の五第十三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により半期代替書面(同項に規定する半期代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書(以下この条において「原半期報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

<p>三 当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定</p> <p>四 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>五 第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面</p> <p>三・四 (略)</p> <p>6 関東財務局長は、第三項の承認の申請があつた場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る半期代替書面の提出について、承認をするものとする。</p> <p>7 関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かって取り消すことができる。</p> <p>(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第二十九条 特定有価証券に係る法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合(同項第十号</p>	<p>三 当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定</p> <p>三 当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定</p> <p>四 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>四 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第二十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合(同項第十号又は第十三号に掲げ</p>
--	--

又は第十三号に掲げる場合にあっては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。)とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき

特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集(当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号にお

る場合にあっては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。)の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。)とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき

特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集(当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号にお

いて同じ。)を本邦以外の地域において行う場合 次に掲げる事項

イ〜へ (略)

ト 発行年月日又は受渡年月日

ナ 新投資口予約権証券にあつては、イからトまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

- (1) 新投資口予約権の目的となる投資証券の内容及び口数
- (2) 新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額
- (3) 新投資口予約権の行使期間
- (4) 新投資口予約権の行使の条件
- (5) 新投資口予約権の譲渡に関する事項

二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動(関係法人であつた法人が関係法人でなくなる)又は関係法人でなかつた法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。)が当該発行者における業務執行を決定する機関(当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。)により決定された場合(当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書(その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。)を既に提出した場合を除く。)又は主要な関係法人の異動があつた場

いて同じ。)を本邦以外の地域において行う場合 次に掲げる事項

イ〜へ (略)

ト 発行年月日又は受渡し年月日

(新設)

二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動(関係法人であつた法人が関係法人でなくなる)又は関係法人でなかつた法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。)が当該発行者における業務執行を決定する機関(当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。)により決定された場合(当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書(その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。)を既に提出した場合を除く。)又は主要な関係法人の異動があつた場



合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ・ロ（略）

三（略）

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が満了した場合 当該特定有価証券に係るファンド等の当該計算期間に係る計算に関する書類

五・六（略）

七 当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最

合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ・ロ（略）

三（略）

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が到来した場合 当該特定有価証券に係るファンド等の計算に関する書類

五・六（略）

七 当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最

近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合 次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手方となる投資法人についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 主要投資主（投資主）（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。）のうち、その有する投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の口数の多い順に五名をいう。以下(3)及び次号イ(3)において同じ。）の氏名又は名称及び発行済投資口（同法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。以下同じ。）の総口数に占める当該主要投資主の有する投資口の口数の割合

(4) (略)

ロ ホ (略)

八 (略)

九 ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第十四号において同じ。）に規定する併合

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総

近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合 次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手方となる投資法人についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 主要投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資主のうち、その有する投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号及び次号において同じ。）の口数の多い順に五名をいう。以下(3)及び次号イ(3)において同じ。）の氏名又は名称及び発行済投資口（同法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。同号イ(3)において同じ。）の総口数に占める当該主要投資主の有する投資口の口数の割合

(4) (略)

ロ ホ (略)

八 (略)

九 ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する併合をいう。）について、当該発行者が同法第十六条（同法第五十四条第一項及び第五十九条に

理府令第二百二十九号) 第二十九条の二、第九十一条の二又は第九十九条の二に規定する併合に該当する場合を除く。)をいう。) について、当該発行者が同法第十六条(同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第十四号において同じ。)の規定による届出を行った場合、次に掲げる事項

イ、ホ (略)

十三 (略)

十四 当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了(以下この号において「解散等」という。)又は解散等の決議(投資主総会又は受益者集会の決議その他これらに準ずるものをいう。)に関する議案を提案することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合(第七号若しくは第八号の承認又はフアンドの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号に規定する併合をいう。)についての同法第十六条の規定による届出に係る決定が行われた場合を除く。) 次に掲げる事項

イ、ハ (略)

3 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出する場合について準用する。

4 外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲

において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った場合次に掲げる事項

イ、ホ (略)

十三 (略)

十四 当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了(以下この号において「解散等」という。)又は解散等の決議(投資主総会又は受益者集会の決議その他これらに準ずるものをいう。)に関する議案を提案することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合(第七号若しくは第八号の承認又は第九号の届出に係る決定が行われた場合を除く。) 次に掲げる事項

イ、ハ (略)

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書を提出する場合について準用する。

4 外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲

げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて次に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

- 一 臨時報告書に記載された当該発行者の代表者が当該臨時報告書の提出に關し正当な権限を有することを証する書面
- 二 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に關する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

5 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第二十九条の二 (略)

2 (略)

- 3 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合について準用する。

(臨時代替書面)

第二十九条の三 法第二十四条の五第二十項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する

げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて次に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

- 一 臨時報告書に記載された代表者が当該臨時報告書の提出に關し正当な権限を有することを証する書面
- 二 提出者が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に關する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

5 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第二十九条の二 (略)

2 (略)

(新設)

(臨時代替書面)

第二十九条の三 (新設)

内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

2| 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

3| 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該臨時代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

4| 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

5| 第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代

法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2| 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該臨時代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定

3| 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

4| 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付

理する権限を付与したことを証する書面

三・四 (略)

6 関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第二号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、当該臨時代替書面の提出について、承認をするものとする。

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)

第二十九条の四 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき者は、第二十五号の三様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(承認申請書等の提出先)

第三十条 (略)

2 この府令の規定により関東財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の第五項若しくは第二十四条の六第二項において準用し、又はこれらの規定(同項を除く。)を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第

与したことを証する書面

三・四 (略)

(新設)

(新設)

(承認申請書等の提出先)

第三十条 (略)

(新設)

二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあつては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。）の本店又は主たる事務所の所在地（提出者が外国の者である場合には、第九条第一項（この府令の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二項の規定により当該提出者を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券又は信託受益証券若しくは信託受益権に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する財務局のほか、資産信託流動化受益証券である場合にあつては原委託者管轄財務局等に、信託受益証券又は信託受益権である場合

（有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧）

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあつては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。）の本店（提出者が外国の者である場合には、第九条の規定による代理人の住所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券又は信託受益証券若しくは信託受益権に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する財務局のほか、資産信託流動化受益証券である場合にあつては原委託者管轄財務局等に、信託受益証券又は信託受益権である場合

にあつては当初委託者管轄財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者（個人を除く。）は、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主たる事務所及び主要な支店又は主要な従たる事務所の営業時間又は業務時間中行わなければならない。

2 外国特定有価証券の発行者が本邦内に支店又は事務所を有する場合には、当該支店又は事務所は、法第二十五条第二項に規定する主要な支店又は主要な従たる事務所に含まれるものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている

にあつては当該財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者（個人を除く。）は、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店及び主要な支店又は主要な事務所の営業時間中行わなければならない。

2 外国特定有価証券の発行者が本邦内に支店を有する場合には、当該支店は、法第二十五条第二項に規定する主要な支店に含まれるものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。



場合とする。

2 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ〜ハ (略)

ニ 閲覧ファイル(目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の目論見書被提供者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供する方法

二 (略)

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該目論見書の記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。)、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ〜ハ (略)

ニ 閲覧ファイル(目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の目論見書被提供者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供する方法

二 (略)

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。)、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。

ること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4～6 (略)

（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国信託受益証券、内国信託受益証券、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産

だし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4～6 (略)

（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国信託受益証券、内国信託受益証券、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社である場合に限る。）及び特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産

流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国所有証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。

流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国所有証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとし、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者会社にあっては内国会社に限る。）とする。

改正案	現行
<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下 a において「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 全ての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 全ての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券及び特定有価証券信託受益証券（以下「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 すべての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 すべての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下 a において「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 全ての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 全ての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 すべての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 すべての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
第一号の三様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第1【募集（売出）要項】 1 <u>【国内投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】</u> (1) <u>【投資法人の名称】</u> (2) <u>【国内投資証券の形態等】</u> (3) <u>【発行（売出）数】</u> (4) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (5) <u>【発行（売出）価格】</u> (6) <u>【申込手数料】</u> (2) (7) <u>【申込単位】</u> (8) <u>【申込期間】</u> (9) <u>【申込証拠金】</u> (10) <u>【申込取扱場所】</u> (3) (11) <u>【払込期日】</u> (12) <u>【払込取扱場所】</u> (4) (13) <u>【引受け等の概要】</u> (5) (14) <u>【振替機関に関する事項】</u> (15) <u>【その他】</u> 2 <u>【新投資口予約権証券】</u> (1) <u>【投資法人の名称】</u> (2) <u>【新投資口予約権証券の形態等】</u> (3) <u>【発行数】</u> (4) <u>【割当日】</u> (5) <u>【新投資口予約権の内容】</u> ① <u>【新投資口予約権の目的となる国内投資証券の形態等】</u> ② <u>【新投資口予約権の目的となる国内投資証券の数】</u> ③ <u>【新投資口予約権の行使時の払込金額】</u> ④ <u>【新投資口予約権の行使により発行する国内投資証券の発行価額の総額】</u> ⑤ <u>【新投資口予約権の行使期間】</u> ⑥ <u>【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】</u> ⑦ <u>【新投資口予約権の行使の条件】</u> ⑧ <u>【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】</u>	第一号の三様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第1【募集（売出）要項】 1 <u>【国内投資証券（投資法人債券を除く。）】</u> (1) <u>【投資法人の名称】</u> (2) <u>【国内投資証券の形態等】</u> (3) <u>【発行（売出）数】</u> (4) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (5) <u>【発行（売出）価格】</u> (6) <u>【申込手数料】</u> (2) (7) <u>【申込単位】</u> (8) <u>【申込期間】</u> (9) <u>【申込証拠金】</u> (10) <u>【申込取扱場所】</u> (3) (11) <u>【払込期日】</u> (12) <u>【払込取扱場所】</u> (4) (13) <u>【その他】</u> (5) 2 <u>【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【投資法人債券の形態等】</u> (3) <u>【券面総額】</u> (4) <u>【各投資法人債の金額】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【利率】</u> (8) <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> (9) <u>【償還期限及び償還の方法】</u> (10) <u>【募集の方法】</u> (11) <u>【申込証拠金】</u> (12) <u>【申込期間】</u> (13) <u>【申込取扱場所】</u> (14) <u>【払込期日】</u> (15) <u>【払込取扱場所】</u>

⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

(6)【引受け等の概要】(5)

(7)【振替機関に関する事項】

(8)【その他】

3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

(1)【銘柄】

(2)【投資法人債券の形態等】

(3)【券面総額】

(4)【各投資法人債の金額】

(5)【発行（売出）価額の総額】

(6)【発行（売出）価格】

(7)【利率】

(8)【利払日及び利息支払の方法】

(9)【償還期限及び償還の方法】

(10)【募集の方法】

(11)【申込証拠金】

(12)【申込期間】

(13)【申込取扱場所】

(14)【払込期日】

(15)【払込取扱場所】

(16)【引受け等の概要】(5)

(17)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

(18)【振替機関に関する事項】

(19)【投資法人の登録年月日及び登録番号】

(20)【その他】

4【短期投資法人債】

(1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】

(2)【発行（売出）価額の総額】

(3)【発行（売出）価格】

(4)【発行限度額】

(5)【発行限度額残高】

(6)【支払期日】

(7)【支払場所】

(8)【振替機関に関する事項】

(9)【バックアップラインの設定金融機関】

(10)【バックアップラインの設定内容】

第2【最近における募集（売出し）の状況】(6)

1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(1)【投資法人の名称】

(2)【内国投資証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】

(6)【申込期間】

(7)【申込証拠金】

(8)【払込期日】

(16)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

(17)【振替機関に関する事項】

(18)【投資法人の登録年月日及び登録番号】

(19)【その他】(5)

3【短期投資法人債】

(1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】

(2)【発行（売出）価額の総額】

(3)【発行（売出）価格】

(4)【発行限度額】

(5)【発行限度額残高】

(6)【支払期日】

(7)【支払場所】

(8)【振替機関に関する事項】

(9)【バックアップラインの設定金融機関】

(10)【バックアップラインの設定内容】

第2【最近における募集（売出し）の状況】(6)

1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(1)【投資法人の名称】

(2)【内国投資証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】

(6)【申込期間】

(7)【申込証拠金】

(8)【払込期日】

2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

(1)【銘柄】

(2)【投資法人債券の形態等】

(3)【券面総額】

(4)【各投資法人債の金額】

(5)【発行（売出）価額の総額】

(6)【発行（売出）価格】

(7)【利率】

(8)【利払日及び利息支払の方法】

(9)【償還期限及び償還の方法】

(10)【申込証拠金】

(11)【申込期間】

(12)【払込期日】

(13)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

3【短期投資法人債】

(1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】

(2)【発行（売出）価額の総額】

(3)【発行（売出）価格】

(4)【発行限度額】

(5)【発行限度額残高】

(6)【支払期日】

## 2 【新投資口予約権証券】

### (1) 【投資法人の名称】

### (2) 【新投資口予約権証券の形態等】

### (3) 【発行数】

### (4) 【新投資口予約権の内容】

#### ① 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】

#### ② 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】

#### ③ 【新投資口予約権の行使時の払込金額】

#### ④ 【新投資口予約権の行使により内国投資証券を発行する場合の内国投資証券の発行価額の総額】

#### ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】

#### ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込み取扱場所】

#### ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】

#### ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】

#### ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

## 3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

### (1) 【銘柄】

### (2) 【投資法人債券の形態等】

### (3) 【券面総額】

### (4) 【各投資法人債の金額】

### (5) 【発行（売出）価額の総額】

### (6) 【発行（売出）価格】

### (7) 【利率】

### (8) 【利払日及び利息支払の方法】

### (9) 【償還期限及び償還の方法】

### (10) 【申込証拠金】

### (11) 【申込期間】

### (12) 【払込期日】

### (13) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

## 4 【短期投資法人債】

### (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】

### (2) 【発行（売出）価額の総額】

### (3) 【発行（売出）価格】

### (4) 【発行限度額】

### (5) 【発行限度額残高】

### (6) 【支払期日】

## (記載上の注意)

### (1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預借証券又は特定有価証券信託受益証券（以下 a において「特定預借証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預借証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預借証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注

## (記載上の注意)

### (1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預借証券等である場合には、当該特定預借証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預借証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

### (2) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

### (3) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

### (4) 払込取扱場所

すべての払込取扱場所を記載すること。

### (5) その他

- a 元引受契約、売出しの委任契約等の内容等について、その概要を記載すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

### (6) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。



意」に準ずるものとする。

- (2) 申込手数料
  - a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
  - b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。
- (3) 申込取扱場所  
全ての申込取扱場所を記載すること。
- (4) 払込取扱場所  
全ての払込取扱場所を記載すること。
- (5) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委任契約等の内容等について、その概要を記載すること。
- (6) 最近における募集（売出し）の状況  
有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改 正 案	現 行
第二号様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第1【募集(売出)要項】 1 <u>【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)]</u> (1) <u>【外国投資法人の名称】</u> (2) <u>【外国投資証券の形態等】</u> (3) <u>【発行(売出)数】</u> (4) <u>【発行(売出)価額の総額】</u> (5) <u>【発行(売出)価格】</u> (6) <u>【申込手数料】(2)</u> (7) <u>【申込単位】</u> (8) <u>【申込期間】</u> (9) <u>【申込証拠金】</u> (10) <u>【申込取扱場所】(3)</u> (11) <u>【払込期日】</u> (12) <u>【払込取扱場所】(4)</u> (13) <u>【引受け等の概要】(5)</u> (14) <u>【その他】</u> 2 <u>【外国新投資口予約権証券】</u> (1) <u>【外国投資法人の名称】</u> (2) <u>【外国新投資口予約権証券の形態等】</u> (3) <u>【発行(売出)数】</u> (4) <u>【発行(売出)価額の総額】</u> (5) <u>【発行(売出)価格】</u> (6) <u>【申込手数料】(2)</u> (7) <u>【申込単位】</u> (8) <u>【申込期間】</u> (9) <u>【申込証拠金】</u> (10) <u>【申込取扱場所】(3)</u> (11) <u>【割当日】</u> (12) <u>【払込期日】</u> (13) <u>【払込取扱場所】(4)</u> (14) <u>【外国新投資口予約権の内容】</u>	第二号様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第1【募集(売出)要項】 1 <u>【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]</u> (1) <u>【外国投資法人の名称】</u> (2) <u>【外国投資証券の形態等】</u> (3) <u>【発行(売出)数】</u> (4) <u>【発行(売出)価額の総額】</u> (5) <u>【発行(売出)価格】</u> (6) <u>【申込手数料】(2)</u> (7) <u>【申込単位】</u> (8) <u>【申込期間】</u> (9) <u>【申込証拠金】</u> (10) <u>【申込取扱場所】(3)</u> (11) <u>【払込期日】</u> (12) <u>【払込取扱場所】(4)</u> (13) <u>【その他】</u> 2 <u>【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【外国投資法人債券の形態等】</u> (3) <u>【券面総額】</u> (4) <u>【各外国投資法人債の金額】</u> (5) <u>【発行(売出)価額の総額】</u> (6) <u>【発行(売出)価格】</u> (7) <u>【利率】</u> (8) <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> (9) <u>【償還期限及び償還の方法】</u> (10) <u>【募集の方法】</u> (11) <u>【申込証拠金】</u> (12) <u>【申込期間】</u> (13) <u>【申込取扱場所】</u> (14) <u>【払込期日】</u> (15) <u>【払込取扱場所】</u>

- ① 【外国新投資ロ予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
- ② 【外国新投資ロ予約権の目的となる外国投資証券の枚】
- ③ 【外国新投資ロ予約権の行使時の払込金額】
- ④ 【外国新投資ロ予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】
- ⑤ 【外国新投資ロ予約権の行使期間】
- ⑥ 【外国新投資ロ予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
- ⑦ 【外国新投資ロ予約権の行使の条件】
- ⑧ 【自己外国新投資ロ予約権の取得の事由及び取得の条件】
- ⑨ 【外国新投資ロ予約権の譲渡に関する事項】

(15) 【引受け等の概要】 (5)

(16) 【その他】

### 3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

(1) 【銘柄】

(2) 【外国投資法人債券の形態等】

(3) 【券面総額】

(4) 【各外国投資法人債の金額】

(5) 【発行（売出）価額の総額】

(6) 【発行（売出）価格】

(7) 【利率】

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

(9) 【償還期限及び償還の方法】

(10) 【募集の方法】

(11) 【申込証拠金】

(12) 【申込期間】

(13) 【申込取扱場所】

(14) 【払込期日】

(15) 【払込取扱場所】

(16) 【引受け等の概要】 (5)

(17) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】

(18) 【振替機関に関する事項】

(19) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

(20) 【その他】

### 4 【短期外債】

(1) 【発行（売出）短期外債の総額】

(2) 【発行（売出）価額の総額】

(3) 【発行（売出）価格】

(4) 【発行限度額】

(5) 【発行限度額残高】

(6) 【支払期日】

(7) 【支払場所】

(8) 【振替機関に関する事項】

(9) 【バックアップラインの設定金融機関】

(10) 【バックアップラインの設定内容】

### 第2 【最近における募集（売出し）の状況】 (6)

#### 1 【外国投資証券（外国新投資ロ予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

(16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】

(17) 【振替機関に関する事項】

(18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

(19) 【その他】

### 3 【短期外債】

(1) 【発行（売出）短期外債の総額】

(2) 【発行（売出）価額の総額】

(3) 【発行（売出）価格】

(4) 【発行限度額】

(5) 【発行限度額残高】

(6) 【支払期日】

(7) 【支払場所】

(8) 【振替機関に関する事項】

(9) 【バックアップラインの設定金融機関】

(10) 【バックアップラインの設定内容】

### 第2 【最近における募集（売出し）の状況】 (5)

#### 1 【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】

(1) 【外国投資法人の名称】

(2) 【外国投資証券の形態等】

(3) 【発行（売出）数】

(4) 【発行（売出）価額の総額】

(5) 【発行（売出）価格】

(6) 【申込期間】

(7) 【申込証拠金】

(8) 【払込期日】

#### 2 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

(1) 【銘柄】

(2) 【外国投資法人債券の形態等】

(3) 【券面総額】

(4) 【各外国投資法人債の金額】

(5) 【発行（売出）価額の総額】

(6) 【発行（売出）価格】

(7) 【利率】

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

(9) 【償還期限及び償還の方法】

(10) 【申込証拠金】

(11) 【申込期間】

(12) 【払込期日】

(13) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】

### 3 【短期外債】

(1) 【発行（売出）短期外債の総額】

(2) 【発行（売出）価額の総額】

(3) 【発行（売出）価格】

(4) 【発行限度額】

(5) 【発行限度額残高】

(6) 【支払期日】

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国投資証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【申込証拠金】
- (8) 【払込期日】
- 2 【外国新投資口予約権証券】
  - (1) 【外国投資法人の名称】
  - (2) 【外国新投資口予約権証券の形態等】
  - (3) 【発行（売出）数】
  - (4) 【発行（売出）価額の総額】
  - (5) 【発行（売出）価格】
  - (6) 【申込期間】
  - (7) 【申込証拠金】
  - (8) 【払込期日】
  - (9) 【外国新投資口予約権の内容】
    - ① 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
    - ② 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
    - ③ 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
    - ④ 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】
    - ⑤ 【外国新投資口予約権の行使期間】
    - ⑥ 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
    - ⑦ 【外国新投資口予約権の行使の条件】
    - ⑧ 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
    - ⑨ 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- 3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】
  - (1) 【銘柄】
  - (2) 【外国投資法人債券の形態等】
  - (3) 【券面総額】
  - (4) 【各外国投資法人債の金額】
  - (5) 【発行（売出）価額の総額】
  - (6) 【発行（売出）価格】
  - (7) 【利率】
  - (8) 【利払日及び利息支払の方法】
  - (9) 【償還期限及び償還の方法】
  - (10) 【申込証拠金】
  - (11) 【申込期間】
  - (12) 【払込期日】
  - (13) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- 4 【短期外債】
  - (1) 【発行（売出）短期外債の総額】
  - (2) 【発行（売出）価額の総額】
  - (3) 【発行（売出）価格】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
  - a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る外国特定有価証券の内容について記載すること。
  - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
  - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
  - d この様式中「短期外債」とは、第18条の7の2に規定する有価証券をいう（以下第四号の四様式、第四号の四の二様式、第五号様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第十八号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式において同じ。）。
- (2) 申込手数料
  - a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
  - b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。
- (3) 申込取扱場所
  - すべての申込取扱場所を記載すること。
- (4) 払込取扱場所
  - すべての払込取扱場所を記載すること。
- (5) 最近における募集（売出し）の状況
  - 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

(4) 【発行限度額】

(5) 【発行限度額残高】

(6) 【支払期日】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下aにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 申込手数料

a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。

b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(3) 申込取扱場所

全ての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

全ての払込取扱場所を記載すること。

(5) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。

(6) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改 正 案	現 行
第二号の様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第一部 <u>【募集（売出）要項】</u> 第1 <u>【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】</u> 1 <u>【銘柄】</u> 2 <u>【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【券面総額】</u> 4 <u>【各（特定）社債の金額】</u> 5 <u>【発行（売出）価額の総額】</u> 6 <u>【発行（売出）価格】</u> 7 <u>【利率】</u> 8 <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> 9 <u>【償還期限及び償還の方法】</u> 10 <u>【募集の方法】</u> 11 <u>【申込証拠金】</u> 12 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> 13 <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> 14 <u>【引受け等の概要】（2）</u> 15 <u>【（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】</u> 16 <u>【振替機関に関する事項】</u> 17 <u>【その他】</u> <u>【転換特定社債に関する事項】</u> 18 <u>【転換の条件】</u> 19 <u>【転換により発行する優先出資の内容】</u> 20 <u>【転換請求期間】</u> 21 <u>【転換請求の受付場所及び取次場所】</u> 22 <u>【その他】</u> <u>【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</u> 23 <u>【新優先出資引受権の内容】</u> 24 <u>【新優先出資引受権の行使期間】</u> 25 <u>【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</u> 26 <u>【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</u> 27 <u>【代用払込みに関する事項】</u>	第二号の様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第一部 <u>【募集（売出）要項】</u> 第1 <u>【社債（（特定）短期社債を除く。）】</u> 1 <u>【銘柄】</u> 2 <u>【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【券面総額】</u> 4 <u>【各社債の金額】</u> 5 <u>【発行（売出）価額の総額】</u> 6 <u>【発行（売出）価格】</u> 7 <u>【利率】</u> 8 <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> 9 <u>【償還期限及び償還の方法】</u> 10 <u>【募集の方法】</u> 11 <u>【申込証拠金】</u> 12 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> 13 <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> 14 <u>【引受け等の概要】</u> 15 <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> 16 <u>【振替機関に関する事項】</u> 17 <u>【その他】</u> <u>【転換社債に関する事項】</u> 18 <u>【転換の条件】</u> 19 <u>【転換により発行する優先出資の内容】</u> 20 <u>【転換請求期間】</u> 21 <u>【転換請求の受付場所及び取次場所】</u> 22 <u>【その他】</u> <u>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</u> 23 <u>【新優先出資引受権の内容】</u> 24 <u>【新優先出資引受権の行使請求期間】</u> 25 <u>【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</u> 26 <u>【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</u> 27 <u>【代用払込みに関する事項】</u>

28 【その他】

第2 【特定優先出資証券】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【額面金額】
- 4 【発行口数】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【優先出資の内容】
- 8 【消却・併合に関する事項】
- 9 【単位未満優先出資に関する事項】
- 10 【発行の条件に関する事項】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び申込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】（2）
- 16 【振替機関に関する事項】
- 17 【その他】

第3 【コーポラショナル・ペーパー及び（特定）短期社債】

- 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 2 【振出日及び振出地】
- 3 【券面総額】
- 4 【発行（売出）価額の総額】
- 5 【発行（売出）価格】
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日及び支払場所】
- 8 【バックアップラインの設定】
- 9 【振替機関に関する事項】
- 10 【その他】

第4 【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5 【手取金の使途】

第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（3）

第1 【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【券面総額】
- 4 【各（特定）社債の金額】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【利率】
- 8 【利払日及び利息支払の方法】
- 9 【償還期限及び償還の方法】
- 10 【申込期間】
- 11 【払込期日】
- 12 【（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】

28 【その他】

第2 【特定優先出資証券】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【額面金額】
- 4 【発行口数】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【優先出資の内容】
- 8 【消却・併合に関する事項】
- 9 【単位未満優先出資に関する事項】
- 10 【発行の条件に関する事項】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び申込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】
- 16 【その他】

第3 【コーポラショナル・ペーパー及び特定短期社債】

- 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 2 【振出日及び振出地】
- 3 【券面総額】
- 4 【発行（売出）価額の総額】
- 5 【発行（売出）価格】
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日及び支払場所】
- 8 【バックアップラインの設定】
- 9 【振替機関に関する事項】
- 10 【その他】

第4 【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5 【手取金の使途】

第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2）

第1 【社債（特定短期社債を除く。）】

- 1 【銘柄】
  - 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
  - 3 【券面総額】
  - 4 【各社債の金額】
  - 5 【発行（売出）価額の総額】
  - 6 【発行（売出）価格】
  - 7 【利率】
  - 8 【利払日及び利息支払の方法】
  - 9 【償還期限及び償還の方法】
  - 10 【申込期間】
  - 11 【払込期日】
  - 12 【社債管理者又は社債の管理会社】
- 【転換社債に関する事項】

【転換特定社債に関する事項】

- 13 【転換の条件】
- 14 【転換により発行する優先出資の内容】
- 15 【転換請求期間】

【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

- 16 【新優先出資引受権の内容】
- 17 【新優先出資引受権の行使期間】
- 18 【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

第2【特定優先出資証券】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【額面金額】
- 4 【発行口数】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【優先出資の内容】
- 8 【消却・併合に関する事項】
- 9 【単位未満優先出資に関する事項】
- 10 【発行の条件に関する事項】
- 11 【申込期間】
- 12 【払込期日】

第3【コマースャル・ペーパー及び（特定）短期社債】

- 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 2 【振出日及び振出地】
- 3 【券面総額】
- 4 【発行（売出）価額の総額】
- 5 【発行（売出）価格】
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日】

（記載上の注意）

- (1) 一般的事項
  - a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」（1）aに準じて記載すること。
  - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
  - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。
- (3) 最近における募集（売出し）の状況  
有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

- 13 【転換の条件】
- 14 【転換により発行する優先出資の内容】
- 15 【転換請求期間】

【新優先出資引受権付社債に関する事項】

- 16 【新優先出資引受権の内容】
- 17 【新優先出資引受権の行使請求期間】
- 18 【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

第2【特定優先出資証券】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【額面金額】
- 4 【発行口数】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【優先出資の内容】
- 8 【消却・併合に関する事項】
- 9 【単位未満優先出資に関する事項】
- 10 【発行の条件に関する事項】
- 11 【申込期間】
- 12 【払込期日】

第3【コマースャル・ペーパー及び特定短期社債】

- 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 2 【振出日及び振出地】
- 3 【券面総額】
- 4 【発行（売出）価額の総額】
- 5 【発行（売出）価格】
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日】

（記載上の注意）

- (1) 一般的事項
  - a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」（1）aに準じて記載すること。
  - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
  - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集（売出し）の状況  
有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。



改 正 案	現 行
第二号の三様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第一部 <u>【募集（売出）要項】</u> 第1 <u>【社債（短期外債を除く。）】</u> 1 <u>【銘柄】</u> 2 <u>【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【券面総額】</u> 4 <u>【各外国社債の金額】</u> 5 <u>【発行（売出）価額の総額】</u> 6 <u>【発行（売出）価格】</u> 7 <u>【利率】</u> 8 <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> 9 <u>【償還期限及び償還の方法】</u> 10 <u>【募集の方法】</u> 11 <u>【申込証拠金】</u> 12 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> 13 <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> 14 <u>【引受け等の概要】</u> 15 <u>【外国社債管理者又は外国社債の管理会社】</u> 16 <u>【振替機関に関する事項】</u> 17 <u>【保管に関する事項】</u> 18 <u>【その他】</u> <u>【外国新株予約権付社債に関する事項】</u> 19 <u>【外国新株予約権の内容】</u> 20 <u>【外国新株予約権の行使期間】</u> 21 <u>【外国新株予約権の行使請求の受付場所、取扱場所及び払込取扱事項】</u> 22 <u>【外国新株予約権の譲渡に関する事項】</u> 23 <u>【代用払込みに関する事項】</u> 24 <u>【その他】</u> 第2 <u>【外国株式】</u> 1 <u>【種類】</u> 2 <u>【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【額面金額】</u>	第二号の三様式 <u>【表紙】</u> <u>【提出書類】</u> 有価証券通知書 <u>【提出先】</u> 関東財務局長 <u>【提出日】</u> 平成 年 月 日 <u>【発行者名】</u> _____ <u>【代表者の役職氏名】</u> _____ <u>【本店の所在の場所】</u> _____ <u>【事務連絡者氏名】</u> _____ <u>【連絡場所】</u> _____ <u>【電話番号】</u> _____ 第一部 <u>【募集（売出）要項】</u> 第1 <u>【社債（短期外債を除く。）】</u> 1 <u>【銘柄】</u> 2 <u>【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【券面総額】</u> 4 <u>【各社債の金額】</u> 5 <u>【発行（売出）価額の総額】</u> 6 <u>【発行（売出）価格】</u> 7 <u>【利率】</u> 8 <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> 9 <u>【償還期限及び償還の方法】</u> 10 <u>【募集の方法】</u> 11 <u>【申込証拠金】</u> 12 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> 13 <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> 14 <u>【引受け等の概要】</u> 15 <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> 16 <u>【振替機関に関する事項】</u> 17 <u>【保管に関する事項】</u> 18 <u>【その他】</u> <u>【新株予約権付社債に関する事項】</u> 19 <u>【新株予約権の内容】</u> 20 <u>【新株予約権の行使請求期間】</u> 21 <u>【新株予約権の受付場所、取扱場所及び払込取扱事項】</u> 22 <u>【新株予約権の譲渡に関する事項】</u> 23 <u>【代用払込みに関する事項】</u> 24 <u>【その他】</u> 第2 <u>【株式】</u> 1 <u>【種類】</u> 2 <u>【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【額面金額】</u>

- 4 【発行数】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【資本組入額の総額】
- 8 【資本組入額】
- 9 【外国株式の内容】
- 10 【配当の方法】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び払込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】
- 16 【その他】

第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】

- 1 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 2 【振出日及び振出地】
- 3 【券面総額】
- 4 【発行（売出）価額の総額】
- 5 【発行（売出）価格】
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日及び支払場所】
- 8 【バックアップラインの設定】
- 9 【保管に関する事項】
- 10 【その他】

第4 【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5 【手取金の使途】

第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2）

第1 【外国社債（短期外債を除く。）】

- 1 【銘柄】
- 2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【券面総額】
- 4 【各外国社債の金額】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【利率】
- 8 【利払日及び利息支払の方法】
- 9 【償還期限及び償還の方法】
- 10 【申込期間】
- 11 【払込期日】
- 12 【外国社債管理者又は外国社債の管理会社】
- 【外国新株予約権付社債に関する事項】
- 13 【外国新株予約権の内容】
- 14 【外国新株予約権の行使期間】
- 15 【外国新株予約権の譲渡に関する事項】

第2 【外国株式】

- 1 【種類】

- 4 【発行数】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【資本組入額の総額】
- 8 【資本組入額】
- 9 【株式の内容】
- 10 【配当の方法】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び払込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】
- 16 【その他】

第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】

- 1 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 2 【振出日及び振出地】
- 3 【券面総額】
- 4 【発行（売出）価額の総額】
- 5 【発行（売出）価格】
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日及び支払場所】
- 8 【バックアップラインの設定】
- 9 【保管に関する事項】
- 10 【その他】

第4 【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5 【手取金の使途】

第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2）

第1 【社債（短期外債を除く。）】

- 1 【銘柄】
- 2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3 【券面総額】
- 4 【各社債の金額】
- 5 【発行（売出）価額の総額】
- 6 【発行（売出）価格】
- 7 【利率】
- 8 【利払日及び利息支払の方法】
- 9 【償還期限及び償還の方法】
- 10 【申込期間】
- 11 【払込期日】
- 12 【社債管理者又は社債の管理会社】
- 【転換社債に関する事項】
- 13 【転換の条件】
- 14 【転換により発行する株式の内容】
- 15 【転換請求期間】

第2 【株式】

- 1 【種類】

2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3 【額面金額】

4 【発行数】

5 【発行（売出）価額の総額】

6 【発行（売出）価格】

7 【資本組入額の総額】

8 【資本組入額】

9 【外国株式の内容】

10 【配当の方法】

11 【申込期間】

12 【払込期日】

第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】

1 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

2 【振出日及び振出地】

3 【券面総額】

4 【発行（売出）価額の総額】

5 【発行（売出）価格】

6 【発行限度額及び発行限度額残高】

7 【支払期日】

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

c 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」（1）aに準じて記載すること。

e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

（2） 最近における募集（売出し）の状況

第二号の二様式の「記載上の注意」（3）に準じて記載すること。

2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3 【額面金額】

4 【発行数】

5 【発行（売出）価額の総額】

6 【発行（売出）価格】

7 【資本組入額の総額】

8 【資本組入額】

9 【株式の内容】

10 【配当の方法】

11 【申込期間】

12 【払込期日】

第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】

1 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

2 【振出日及び振出地】

3 【券面総額】

4 【発行（売出）価額の総額】

5 【発行（売出）価格】

6 【発行限度額及び発行限度額残高】

7 【支払期日】

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

c 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」（1）aに準じて記載すること。

e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

（2） 最近における募集（売出し）の状況

第二号の二様式の「記載上の注意」（2）に準じて記載すること。

改正案	現 行
<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券等</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e・f (略)</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券等</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e・f (略)</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【内国信託受益証券の募集(売出)要項】 1～10 (略) 11【引受け等の概要】(2) 12【振替機関に関する事項】 13 (略) 第2【内国信託社債券の募集(売出)要項】(3) 1～3 (略) 第二部【最近における募集(売出し)の状況】 第1【最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況】(4) 1～7 (略) 第2【過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し】(5) (1)・(2) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b・c (略) (2) 引受け等の概要 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 (3) (略) (4) 最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。 (5) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【内国信託受益証券の募集(売出)要項】 1～10 (略) 11【引受け等の概要】 (新設) 12 (略) 第2【内国信託社債券の募集(売出)要項】(2) 1～3 (略) 第二部【最近における募集(売出し)の状況】 第1【最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況】(3) 1～7 (略) 第2【過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し】(4) (1)・(2) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b・c (略) (新設) (2) (略) (3) 最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。 (4) (略)</p>

改 正 案	現 行																																				
<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1 (略) 第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】(2) 1 (略) 2【募集(売出し)の方法及び条件】 (1)【募集の場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価格</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国社債(短期外債を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期外債</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)【売出しの場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価格</th> <th>申込期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国社債</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e・f (略) (2) 外国信託社債券の募集(売出)要項 企業内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(5)から(7)までに準じて記載すること。 (3) 最近における外国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。 (4) (略)</p>	区分	発行(売出)価格	申込期間	払込期日	外国社債(短期外債を除く。)				短期外債			—	区分	発行(売出)価格	申込期間	外国社債			<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1 (略) 第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】(2) 1 (略) 2【募集(売出し)の方法及び条件】 (1)【募集の場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価格</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社債(短期社債を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期社債</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)【売出しの場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価格</th> <th>申込期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社債</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e・f (略) (2) 社債の募集(売出)要項 企業内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(5)から(7)までに準じて記載すること。 (3) 最近における外国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。 (4) (略)</p>	区分	発行(売出)価格	申込期間	払込期日	社債(短期社債を除く。)				短期社債			—	区分	発行(売出)価格	申込期間	社債		
区分	発行(売出)価格	申込期間	払込期日																																		
外国社債(短期外債を除く。)																																					
短期外債			—																																		
区分	発行(売出)価格	申込期間																																			
外国社債																																					
区分	発行(売出)価格	申込期間	払込期日																																		
社債(短期社債を除く。)																																					
短期社債			—																																		
区分	発行(売出)価格	申込期間																																			
社債																																					

改 正 案	現 行
<p>第三号の三様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項  a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。  b・c (略)</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況  有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国抵当証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の三様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項  a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。  b・c (略)</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況  有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国抵当証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>



改 正 案	現 行
<p>第三号の四様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1) 一般的事項  a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。  b・c (略)  (2) (略)</p>	<p>第三号の四様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1) 一般的事項  a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。  b・c (略)  (2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号の五様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)～(3) (略)  (4) 申込取扱場所  <u>全ての</u>申込取扱場所を記載すること。  (5) 払込取扱場所  <u>全ての</u>払込取扱場所を記載すること。  (6) 最近における募集(売出し)の状況  有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の五様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)～(3) (略)  (4) 申込取扱場所  <u>すべての</u>申込取扱場所を記載すること。  (5) 払込取扱場所  <u>すべての</u>払込取扱場所を記載すること。  (6) 最近における募集(売出し)の状況  有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号の六様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)～(3) (略)  (4) 申込取扱場所  <u>全ての</u>申込取扱場所を記載すること。  (5) 払込取扱場所  <u>全ての</u>払込取扱場所を記載すること。  (6) 最近における募集(売出し)の状況  有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の六様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券通知書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)～(3) (略)  (4) 申込取扱場所  <u>すべての</u>申込取扱場所を記載すること。  (5) 払込取扱場所  <u>すべての</u>払込取扱場所を記載すること。  (6) 最近における募集(売出し)の状況  有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下eにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（13）1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第3 フェンドの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等</p> <p>a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（内国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の2第1項に規定する振替投資信託受益権をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、委託会社等（発行者たる内国投資信託受</p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 フェンドの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所その旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届</p>

益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。)の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資信託受益証券について、委託会社等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(8) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11) その他

a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。

出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国投資信託受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第121条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))をいう。以下この様式において同じ。)の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式、第四号の二様式、第四号の三様式及び第四号の四様式において同じ。)を具体的に記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(8) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

- b 当該募集又は売却と同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。
- (12) ファンドの目的及び基本的性格  
 a 約款（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格（株式型・債券型・不動産型・その他の別等）について具体的に記載すること。  
 b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること（以下この様式において同じ。）。  
 d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とするファンド（cに該当する場合を除く。）をいう。以下この様式において同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (13) ファンドの沿革  
 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (14) ファンドの仕組み  
 a ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
 b 委託会社等及びファンドの関係法人（投資信託及び投資法人に関する法律第9条に規定する受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。  
 c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。
- (15) 投資方針  
 ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 投資対象  
 a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
 b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。  
 c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社等又はこれに類する者の名称を記載すること。
- (17) 運用体制  
 ファンドの運用体制（組織、当該運用体制に関する社内規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 分配方針

- (9) 申込取扱場所  
 申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (10) 払込取扱場所  
 払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) その他  
 a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。  
 b 当該募集又は売却と同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。
- (12) ファンドの目的及び基本的性格  
 a 約款（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格（株式型・債券型・不動産型・その他の別等）について具体的に記載すること。  
 b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る投資信託の約款に定められている場合には、当該投資信託を含めた全体をファンドとみなして記載すること（以下この様式及び第四号の二様式において同じ。）。  
 d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託（cに該当する場合を除く。）をいう。以下この様式及び第四号の二様式において同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (13) ファンドの沿革  
 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (14) ファンドの仕組み  
 a ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
 b 委託会社等及びファンドの関係法人（委託者指図型投資信託の受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。  
 c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。
- (15) 投資方針  
 ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 投資対象  
 a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
 b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。  
 c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を

- 約款に規定された配分方針を記載すること。
- (19) 投資制限
- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (20) 投資リスク
- a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 投資者がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前5年以内における各月末について、当該ファンドに係る分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下c及びdにおいて同じ。）及び年間リターン率（当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。dにおいて同じ。）を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下cにおいて同じ。）の年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数）の当該直近5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- d cにおいて、ファンドが設定されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末の1年前の日の分配金再投資基準価額がなく、年間リターン率の算出ができない場合であって、ベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額（内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。）の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は本有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下dにおいて同じ。）があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、分配金再投資基準価額に代えて当該基準価額を用いて算出した年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。  
なお、当該年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である年間リターン率ではなく、ベンチマークを用いて算出した年間リターン率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。
- (21) 手数料等及び税金
- a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(21)及び(25)において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。
- b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。
- c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (22) 申込手数料
- 申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

- 超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社の名称を記載すること。
- (17) 運用体制
- ファンドの運用体制（組織、当該運用体制に関する社内規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 配分方針
- 約款に規定された配分方針を記載すること。
- (19) 投資制限
- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (20) 投資リスク
- a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (21) 手数料等及び税金
- a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。
- b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。
- c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (22) 申込手数料
- 申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (23) 換金（解約）手数料
- 換金（解約）に係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (24) 信託報酬等
- ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (25) その他の手数料等
- ファンドに係る手数料等のうち(22)から(24)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (26) 課税上の取扱い
- 分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (27) 投資状況
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等

- (23) 換金（解約）手数料  
換金（解約）に係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。
- (24) 信託報酬等  
ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期並びにこれらを対価とする役務の内容を記載すること。
- (25) その他の手数料等  
ファンドに係る手数料等のうち (22) から (24) までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、主要な手数料等については当該手数料等を対価とする役務の内容を記載すること。
- (26) 課税上の取扱い  
分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (27) 投資状況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号（同法第54条第1項により準用する場合を含む。）に規定する併合をいう。以下この様式において同じ。）により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日（併合の効力が発生する日をいう。以下この様式において同じ。）の直近日現在の各併合消滅ファンド（当該併合により消滅するファンドをいう。以下この様式において同じ。）の状況について記載すること。  
b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。(28) c、(29) b及び(30) cにおいて同じ。）を記載すること。
- (28) 投資有価証券の主要銘柄  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。  
b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下 (28) において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。  
c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。  
d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。  
e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (29) 投資不動産物件

の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

- (28) 投資有価証券の主要銘柄  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。  
c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。  
d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。  
e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (29) 投資不動産物件  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (30) その他の投資資産の主要なもの  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。  
c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。  
d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(28) c又は(29) bに掲げる事項）を記載すること。  
e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。



- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。
- b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下（29）において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下bにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下bにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (30) その他投資資産の主要なもの
- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(28) c又は（29）bに掲げる事項）を記載すること。
- e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。
- (31) 運用実績
- a 運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- b 併合により新たに内国投資信託受益証券が発行されるため又は運用実績に係る期間内に併合があったため運用実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの運用実績を記載すること。
- (32) 純資産の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。）（33）、（34）及び（35）aにおいて同じ。）にあっては、20計算期間の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。
- なお、当該届出に係る内国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- (33) 分配の推移

- (31) 運用実績
- 運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (32) 純資産の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。）以下この様式及び第七号様式において同じ。）にあっては、20計算期間の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。
- なお、当該内国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- (33) 分配の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (34) 収益率の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。
- (35) 設定及び償済の実績
- 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び償済総額又は償済数量を記載すること（本邦外における販売又は償済の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び償済総額又は償済数量を内書きにすること。）。
- (36) 申込（販売）手続等
- a 内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (37) 換金（解約）手続等
- a 内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 内国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (38) 資産の評価
- 基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (39) 保管
- 内国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権については、この限りでない。
- (40) 信託期間
- ファンドの存続期間について記載すること。
- (41) 計算期間
- ファンドの計算期間について記載すること。
- (42) その他

- 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (34) 収益率の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。
- (35) 設定及び解約の実績  
a 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量を記載すること（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書にすること。）  
b 併合により新たに内国投資信託受益証券が発行されるため又は設定及び解約の実績に係る期間内に併合があったため設定及び解約の実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの設定及び解約の実績を記載すること。
- (36) 申込（販売）手続等  
a 内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 内国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (37) 換金（解約）手続等  
a 内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 内国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (38) 資産の評価  
基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (39) 保管  
内国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権については、この限りでない。
- (40) 信託期間  
ファンドの存続期間について記載すること。
- (41) 計算期間  
ファンドの計算期間について記載すること。
- (42) その他  
a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。  
b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (43) 受益者の権利等  
分配金の受領権、償還金の受領権、内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に關しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (44) ファンドの経理状況  
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査
- a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。  
b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (43) 受益者の権利等  
分配金の受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に關しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (44) ファンドの経理状況  
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において同じ。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査
- a 財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- (45) 貸借対照表  
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(46)及び(47)において同じ。）も記載すること。
- (46) 損益及び剰余金計算書  
a 最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (47) 注記表  
最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。  
なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。
- (48) 附属明細表  
最近計算期間の附属明細表を示すこと。
- (49) ファンドの現況  
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (50) 内国投資信託受益証券事務の概要  
当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下a及び(53) aにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d 併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第6条又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報をいう。以下dにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。

(45) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(46) a及び(47)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（(46) a及び(47)において同じ。）も記載すること。

(46) 損益及び剰余金計算書

a 最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(47) 注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

(48) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(49) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに国内投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

(50) 国内投資信託受益証券事務の概要

a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

b 受益者等に対する特典

c 国内投資信託受益証券の譲渡制限の内容

d その他国内投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(51) 委託会社等の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 委託会社等の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(52) 事業の内容及び営業の概況

国内投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。

(53) 委託会社等の経理状況

国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(54) 貸借対照表

国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において同じ。）も記載すること。

(55) 損益計算書

国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(56) 株主資本等変動計算書

国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

(57) 利害関係人との取引制限

委託会社等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(58) その他

a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(59) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(60) 関係業務の概要

当該届出に係る国内投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 受益者等に対する特典
- c 国内投資信託受益証券の譲渡制限の内容
- d その他国内投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(51) 委託会社等の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 委託会社等の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(52) 事業の内容及び営業の概況

国内投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの種類別(基本的性格)の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。

(53) 委託会社等の経理状況

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 委託会社等が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、(54) から (56) までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下bにおいて同じ。)(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(54) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日(55)において「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(55)において同じ。)も記載すること。

(55) 損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

(56) 株主資本等変動計算書

委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(61) 資本関係

届出法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(62) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(63) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

国内投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき国内投資信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

- (57) 利害関係人との取引制限  
委託会社等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (58) その他  
a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (59) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (60) 関係業務の概要  
ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (61) 資本関係  
委託会社等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (62) その他  
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (63) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資信託受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部【特別情報】 第1～第3 (略) (削る) 第4【その他】(68) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4) 事務連絡者氏名 本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。</p> <p>(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額</p>	<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部【特別情報】 第1～第3 (略) 第4【外国投資信託受益証券の様式】(68) 第5【その他】(69) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。</p> <p>i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限</p>

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (6) 外国投資信託受益証券の形態等
- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（外国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の2において規定する振替投資信託受益権をいう。（44）及び（68）bにおいて同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、管理会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下bにおいて同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7) 発行（売出）価額の総額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (8) 発行（売出）価格
- a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。
- なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (9) 申込手数料
- 手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (10) 申込単位
- 申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) 申込取扱場所

- を有するもの（以下（3）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (4) 事務連絡者氏名
- 本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (5) 届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (6) 外国投資信託受益証券の形態等
- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7) 発行（売出）価額の総額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (8) 発行（売出）価格
- a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。
- なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (9) 申込手数料

- 申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) その他  
a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。
- (14) ファンドの目的及び基本的性格  
a 約款（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること（以下この様式において同じ。）。  
d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とするファンド（c）に該当する場合を除く。）をいう。以下この様式において同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (15) ファンドの沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (16) ファンドの仕組み  
a ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 管理会社及びファンドの関係法人（受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、資産保管会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに管理会社が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。  
c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等を記載すること。
- (17) ファンドに係る法制度の概要  
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (18) 開示制度の概要  
ファンドの設定及び運営が行われている国における監督官庁、受益者等に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。
- (19) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (20) 投資方針  
ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているもの

- 手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (10) 申込単位  
申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) その他  
a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。
- (14) ファンドの目的及び基本的性格  
a 約款（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 上記a及びbの記載においては、ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (15) ファンドの沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (16) ファンドの仕組み  
a ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 管理会社及びファンドの関係法人（受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、資産保管会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに管理会社が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。  
c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等を記載すること。
- (17) ファンドに係る法制度の概要  
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (18) 開示制度の概要  
ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。
- (19) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (20) 投資方針



か等)等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (21) 投資対象
- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
  - b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
  - c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象の名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び管理会社の名称を記載すること。
- (22) 運用体制
- ファンドの運用体制(組織、当該ファンドの運用に関する内部規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、管理会社等によるファンドの関係法人(販売会社を除く。))に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (23) 配分方針
- 約款に規定された配分方針を記載すること。
- (24) 投資制限
- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
  - b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (25) 投資リスク
- a ファンドの持つリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
  - b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
  - c 投資者がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前5年以内における各月末について、当該ファンドに係る分配金再投資基準価額(税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下c及びdにおいて同じ。)及び年間リターン率(当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。dにおいて同じ。)を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下cにおいて同じ。)又は当該指標の表示通貨を外国投資信託受益証券の表示通貨に換算したものの年間騰落率(当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数)の当該直近日前5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
  - d cにおいて、ファンドが設定されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末の1年前の日の分配金再投資基準価額がなく、年間リターン率の算出ができない場合であって、ベンチマーク(特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額(外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。)の変動率を一致させることを目標とする場合(その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は本有価証券届出書において記載されている場合に限る。))における、当該指標をいう。以下dにおいて同じ。)があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、分配金再投資基準価額に代えて当該基準価額を用いて算出した年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。

ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針(ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等)等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (21) 投資対象
- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
  - b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
  - c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象の名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び管理会社の名称を記載すること。
- (22) 運用体制
- ファンドの運用体制(組織、当該ファンドの運用に関する内部規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、管理会社等によるファンドの関係法人(販売会社を除く。))に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (23) 配分方針
- 約款に規定された配分方針を記載すること。
- (24) 投資制限
- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
  - b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (25) 投資リスク
- a ファンドの持つリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
  - b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (26) 手数料等及び税金
- 投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。)の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (27) 申込手数料
- 申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (28) 買戻し手数料
- 買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 管理報酬等
- ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (30) その他の手数料等
- ファンドに係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (31) 課税上の取扱い
- 分配金、買戻代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

なお、当該年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である年間リターン率ではなく、ベンチマークを用いて算出した年間リターン率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。

(26) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(26)及び(30)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(27) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

(28) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

(29) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期並びにこれらを対価とする役務の内容を記載すること。

(30) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、主要な手数料等については当該手数料等を対価とする役務の内容を記載すること。

(31) 課税上の取扱い

分配金、買戻代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(32) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合（投資信託及び投資法人に関する法律第59条において準用する同法16条第2号に規定する併合をいう。以下この様式において同じ。）により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(27) aただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。(33) c、(34) b及び(35) cにおいて同じ。）を記載すること。

(33) 投資有価証券の主要銘柄

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(28) aただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況

(32) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(33) 投資有価証券の主要銘柄

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限り。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限り。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限り。）の投資比率を記載すること。

d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(34) 投資不動産物件

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別々に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(35) その他の投資資産の主要なもの

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名

について記載すること。

b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下（33）において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別々に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(34) 投資不動産物件

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(29) a ただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下（34）において同じ。）について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別々に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下bにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下bにおいて同じ。）の推移並びにこの主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びにこの主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(35) その他投資資産の主要なもの

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(30) a ただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別々に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。

d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(33) c又は（34）bに掲げる事項）を記載すること。

e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。

(36) 運用実績

称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。

d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(33) c又は（34）bに掲げる事項）を記載すること。

e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。

(36) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(37) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号の様式において同じ。）にあつては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(38) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、外国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(39) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。

(40) 販売及び買戻の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）。)

(41) 申込（販売）手続等

a 外国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。

b 積立方式による販売、生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。

c 外国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(42) 買戻し手続等

a 外国投資信託受益証券の買戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。

b 外国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(43) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(44) 保管

外国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権については、この限りでない。

- a 運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- b 併合により新たに外国投資信託受益証券が発行されるため又は運用実績に係る期間内に併合があったため運用実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、投資者が存在しない期間に係るファンドの運用実績を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(31) bに準じて、当該併合に係るファンドの運用実績について記載すること。
- (37) 純資産の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。)(38)、(39)及び(40) aにおいて同じ。))にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。  
なお、当該届出に係る外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- (38) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、外国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (39) 収益率の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、収益率(計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。)を記載すること。
- (40) 販売及び買戻の実績  
a 有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること(本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。)  
b 併合により新たに外国投資信託受益証券が発行されるため又は販売及び買戻しの実績に係る期間内に併合があったため販売及び買戻しの実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、投資者がファンドの存在しない期間に係る販売及び買戻しの実績を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(35) bに準じて、当該併合に係るファンドの販売及び買戻しの実績について記載すること。
- (41) 申込(販売)手続等  
a 外国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 外国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (42) 買戻し手続等  
a 外国投資信託受益証券の買戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 外国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (43) 資産の評価  
基準価額についてその算出方法(有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (44) 保管
- (45) 信託期間  
ファンドの存続期間について記載すること。
- (46) 計算期間  
ファンドの計算期間について記載すること。
- (47) その他  
a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。  
b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (48) 受益者の権利等  
分配金の受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託受益証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。))及び権利行使の手続について記載すること。
- (49) 為替管理上の取扱い  
分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (50) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託受益証券の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者があつた場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。))との関係について記載すること。
- (51) 裁判管轄等  
当該外国投資信託受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (52) ファンドの経理状況  
a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。
- (53) 貸借対照表  
最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(54)において同じ。))に係る貸借対照表について記載すること。
- (54) 損益計算書  
a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (55) 投資有価証券明細表等  
投資信託財産の計算に関する規則第57条第1項に規定する附属明細表に準じて記載すること。
- (56) ファンドの現況  
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (57) 外国投資信託受益証券事務の概要  
当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 受益者等に対する特典

- 外国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権については、この限りでない。
- (45) 信託期間  
ファンドの存続期間について記載すること。
- (46) 計算期間  
ファンドの計算期間について記載すること。
- (47) その他  
a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。  
b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (48) 受益者の権利等  
分配金の受領権、償還金の受領権、外国投資信託受益証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (49) 為替管理上の取扱い  
分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (50) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国投資信託受益証券の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (51) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国投資信託受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (52) ファンドの経理状況  
a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。（60）bにおいて同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下a及び（60）bにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。（60）bにおいて同じ。）を該当する財務書類に添付すること。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。  
e 併合によりファンドの最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。（53）及び（64）aにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」（44）dに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
- (53) 貸借対照表  
最近2計算期間に係る貸借対照表について記載すること。
- (54) 損益計算書  
a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (58) 管理会社の概況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。  
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。  
b 管理会社の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (59) 事業の内容及び営業の概況  
外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの設立又は運用が行われている国別及びファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。
- (60) 管理会社の経理状況  
a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。  
b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。  
c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。
- (61) 利害関係人との取引制限  
当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (62) その他  
a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (63) その他の関係法人の概況  
資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。
- (64) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (65) 関係業務の概要  
ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (66) 資本関係  
届出会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (67) 投資信託制度の概要  
届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主（受益者等）の権利の差異等その概要について記載すること。
- (68) 外国投資信託受益証券の様式  
当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあつて

- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (55) 投資有価証券明細表等  
投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第57条第1項に規定する附属明細表に準じて記載すること。
- (56) ファンドの現況  
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの現況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(49) ただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
- (57) 外国投資信託受益証券事務の概要  
当該届出に係る外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 受益者等に対する特典  
c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (58) 管理会社の概況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。  
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。  
b 管理会社の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (59) 事業の内容及び営業の概況  
外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの設定又は運用が行われている国別及びファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。
- (60) 管理会社の経理状況  
a 管理会社の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。  
b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。  
c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。  
d 管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、a及びc本文の記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下dにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- (61) 利害関係人との取引制限  
管理会社及び関係会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある

は、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項の内容について記載すること。

- (69) その他  
当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (70) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
外国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資信託受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

場合はその根拠及びその内容を記載すること。

- (62) その他
- a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
  - b 訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (63) その他の関係法人の概況  
資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。
- (64) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (65) 関係業務の概要  
ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (66) 資本関係  
管理会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (67) 投資信託制度の概要  
管理会社の属する国、州等における外国投資信託の制度全般にわたり、外国投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、受益者等の権利の差異等その概要について記載すること。
- (68) その他
- a 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
  - b 当該届出に係る外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあつては、その旨及び社債等振替法第121条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。
- (69) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
外国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資信託受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】(4) _____</p> <p>(3)【発行(売出)数】(5) _____</p> <p>(4)【発行(売出)価額の総額】(6) _____</p> <p>(5)【発行(売出)価格】(7) _____</p> <p>(6)【申込手数料】(8) _____</p> <p>(7)【申込単位】(9) _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】(10) _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】(11) _____</p> <p>(13)【引受け等の概要】(11-2) _____</p> <p>(14)【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(15)【手取金の使途】(12) _____</p> <p>(16)【その他】(13) _____</p> <p>第2【新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【新投資口予約権証券の形態等】(4) _____</p> <p>(3)【発行数】(5) _____</p> <p>(4)【割当日】(13-2) _____</p> <p>(5)【新投資口予約権の内容】</p> <p>①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】(4) _____</p> <p>②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 _____</p> <p>③【新投資口予約権の行使時の払込金額】(13-3) _____</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】(4) _____</p> <p>(3)【発行(売出)数】(5) _____</p> <p>(4)【発行(売出)価額の総額】(6) _____</p> <p>(5)【発行(売出)価格】(7) _____</p> <p>(6)【申込手数料】(8) _____</p> <p>(7)【申込単位】(9) _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】(10) _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】(11) _____</p> <p>(13)【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(14)【手取金の使途】(12) _____</p> <p>(15)【その他】(13) _____</p> <p>第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]</p> <p>(1)【銘柄】 _____</p> <p>(2)【投資法人債券の形態等】(4) _____</p> <p>(3)【券面総額】 _____</p> <p>(4)【各投資法人債の金額】 _____</p> <p>(5)【発行(売出)価額の総額】(6) _____</p> <p>(6)【発行(売出)価格】(7) _____</p> <p>(7)【利率】 _____</p> <p>(8)【利払日及び利息支払の方法】 _____</p> <p>(9)【償還期限及び償還の方法】 _____</p>



- ④ 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】 (13-4)
- ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】
- ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 (13-5)
- ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】
- ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 (13-6)
- ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (6) 【引受け等の概要】 (11-2)
- (7) 【振替機関に関する事項】
- (8) 【手取金の使途】 (12)
- (9) 【その他】 (13)

### 第3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】 (4)
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】 (6)
- (6) 【発行（売出）価格】 (7)
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】 (10)
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】 (11)
- (16) 【引受け等の概要】 (11-2)
- (17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】 (14)
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】 (12)
- (21) 【その他】 (13)

### 第4 【短期投資法人債】 (15)

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

- 1 【投資法人の概況】

- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】 (10)
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】 (11)
- (16) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】 (14)
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】 (12)
- (20) 【その他】 (13)

### 第3 【短期投資法人債】 (15)

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

- 1 【投資法人の概況】
  - (1) 【主要な経営指標等の推移】 (16)
  - (2) 【投資法人の目的及び基本的性格】 (17)
  - (3) 【投資法人の仕組み】 (18)
  - (4) 【投資法人の機構】 (19)
  - (5) 【投資法人の出資総額】 (20)
  - (6) 【主要な投資主の状況】 (21)
- 2 【投資方針】
  - (1) 【投資方針】 (22)
  - (2) 【投資対象】 (23)
  - (3) 【分配方針】 (24)
  - (4) 【投資制限】 (25)
- 3 【投資リスク】 (26)
- 4 【手数料等及び税金】 (27)
  - (1) 【申入手数料】 (28)
  - (2) 【買戻し手数料】 (29)
  - (3) 【管理報酬等】 (30)
  - (4) 【その他の手数料等】 (31)
  - (5) 【課税上の取扱い】 (32)
- 5 【運用状況】
  - (1) 【投資状況】 (33)
  - (2) 【投資資産】

(1) 【主要な経営指標等の推移】 (16)
(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】 (17)
(3) 【投資法人の仕組み】 (18)
(4) 【投資法人の機構】 (19)
(5) 【投資法人の出資総額】 (20)
(6) 【主要な投資主の状況】 (21)
(7) 【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】 (21-2)
2 【投資方針】
(1) 【投資方針】 (22)
(2) 【投資対象】 (23)
(3) 【分配方針】 (24)
(4) 【投資制限】 (25)
3 【投資リスク】 (26)
4 【手数料等及び税金】 (27)
(1) 【申込手数料】 (28)
(2) 【買戻し手数料】 (29)
(3) 【管理報酬等】 (30)
(4) 【その他の手数料等】 (31)
(5) 【課税上の取扱い】 (32)
5 【運用状況】
(1) 【投資状況】 (33)
(2) 【投資資産】
① 【投資有価証券の主要銘柄】 (34)
② 【投資不動産物件】 (35)
③ 【その他投資資産の主要なもの】 (36)
(3) 【運用実績】 (37)
① 【純資産等の推移】 (38)
② 【分配の推移】 (39)
③ 【自己資本利益率(収益率)の推移】 (40)
6 【手続等の概要】 (41)
7 【管理及び運営の概要】 (42)
第2 【財務ハイライト情報】 (43)
1 【貸借対照表】
2 【損益計算書】
3 【金銭の分配に係る計算書】
4 【キャッシュ・フロー計算書】
第3 【内国投資証券事務の概要】 (44)
第4 【投資法人の詳細情報の項目】 (45)
第三部 【投資法人の詳細情報】
第1 【投資法人の追加情報】
1 【投資法人の沿革】 (46)
2 【役員の状況】 (47)
3 【その他】 (48)
第2 【手続等】
1 【申込(販売)手続等】 (49)
2 【買戻し手続等】 (50)

① 【投資有価証券の主要銘柄】 (34)
② 【投資不動産物件】 (35)
③ 【その他投資資産の主要なもの】 (36)
(3) 【運用実績】 (37)
① 【純資産等の推移】 (38)
② 【分配の推移】 (39)
③ 【自己資本利益率(収益率)の推移】 (40)
6 【手続等の概要】 (41)
7 【管理及び運営の概要】 (42)
第2 【財務ハイライト情報】 (43)
1 【貸借対照表】
2 【損益計算書】
3 【金銭の分配に係る計算書】
4 【キャッシュ・フロー計算書】
第3 【内国投資証券事務の概要】 (44)
第4 【投資法人の詳細情報の項目】 (45)
第三部 【投資法人の詳細情報】
第1 【投資法人の追加情報】
1 【投資法人の沿革】 (46)
2 【役員の状況】 (47)
3 【その他】 (48)
第2 【手続等】
1 【申込(販売)手続等】 (49)
2 【買戻し手続等】 (50)
第3 【管理及び運営】
1 【資産管理等の概要】
(1) 【資産の評価】 (51)
(2) 【保管】 (52)
(3) 【存続期間】 (53)
(4) 【計算期間】 (54)
(5) 【その他】 (55)
2 【利害関係人との取引制限】 (56)
3 【投資主・投資法人債権者の権利】 (57)
第4 【関係法人の状況】
1 【資産運用会社の概況】
(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (58)
(2) 【運用体制】 (59)
(3) 【大株主の状況】 (60)
(4) 【役員の状況】 (61)
(5) 【事業の内容及び営業の概況】 (62)
2 【その他の関係法人の概況】
(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (63)
(2) 【関係業務の概要】 (64)
(3) 【資本関係】 (65)
第5 【投資法人の経理状況】 (66)
1 【財務諸表】

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

- (1)【資産の評価】(51)
- (2)【保管】(52)
- (3)【存続期間】(53)
- (4)【計算期間】(54)
- (5)【その他】(55)

#### 2【利害関係人との取引制限】(56)

#### 3【投資主・投資法人債権者の権利】(57)

### 第4【関係法人の状況】

#### 1【資産運用会社の概況】

- (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(58)
- (2)【運用体制】(59)
- (3)【大株主の状況】(60)
- (4)【役員の状況】(61)
- (5)【事業の内容及び営業の概況】(62)

#### 2【その他の関係法人の概況】

- (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(63)
- (2)【関係業務の概要】(64)
- (3)【資本関係】(65)

### 第5【投資法人の経理状況】(66)

#### 1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】(67)
- (2)【損益計算書】(68)
- (3)【投資主資本等変動計算書】(69)
- (4)【金銭の分配に係る計算書】(70)
- (5)【キャッシュ・フロー計算書】(71)
- (6)【注記表】(72)
- (7)【附属明細表】(73)

#### 2【投資法人の現況】(74)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (III/IV)

### 第6【販売及び買戻しの実績】(75)

#### 第四部【その他】(76)

(記載上の注意)

##### (1) 一般的事項

a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表

(1)【貸借対照表】(67)

(2)【損益計算書】(68)

(3)【投資主資本等変動計算書】(69)

(4)【金銭の分配に係る計算書】(70)

(5)【キャッシュ・フロー計算書】(71)

(6)【注記表】(72)

(7)【附属明細表】(73)

#### 2【投資法人の現況】(74)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (III/IV)

### 第6【販売及び買戻しの実績】(75)

#### 第四部【その他】(76)

(記載上の注意)

##### (1) 一般的事項

a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券に係る投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下eにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）b及び（15）fにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（13）1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債等振替法第116条に規定する振替投資法人債をいう。（4）a及び（52）において同じ。）に係るものを含むものとする。

## (2) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

b 投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人をいう。（47）において同じ。）全員の氏名又は名称を記載すること。

## (3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）、短期投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

## (4) 内国投資証券の形態等

a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債等振替法第226条第1項に規定する振替投資口をいう。（52）において同じ。）、振替新投資口予約権（社債等振替法第247条の2に規定する振替新投資口予約権をいう。（52）において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下b及び（15）fにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所こその旨を分かりやすく記載すること。

g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債、株式等の振替に関する法律第115条において準用する同法第66条（第1号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを含むものとする。

## (2) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

b 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名又は名称を記載すること。

## (3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券、短期投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

## (4) 内国投資証券の形態等

a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律第226条第1項に規定する振替投資口をいう。以下この様式において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

## (5) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

## (6) 発行（売出）価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

## (7) 発行（売出）価格

a 投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。

- 者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法  
当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) 発行(売出)数  
当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (6) 発行(売出)価額の総額  
a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。  
b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 発行(売出)価格  
a 投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。  
b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (8) 申込手数料  
手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。
- (9) 申込単位  
申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (10) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11-2) 引受け等の概要  
a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。  
b 当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。)とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。  
c 法第2条第6項第3号に掲げる方法による新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、投資法人が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下cにおいて同

- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (8) 申込手数料  
手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (9) 申込単位  
申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (10) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 手取金の使途  
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (13) その他  
a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。また、当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下aにおいて同じ。)とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。  
b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社  
a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社(以下この様式において「投資法人債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(投資法人債管理者等に支払う手数料等)を記載すること。  
b 投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理者等を記載すること。  
c 「投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。
- (15) 短期投資法人債  
a 「発行(売出)価格」の欄には、短期投資法人債の金額100円についての発行(売出)価額を記載すること。  
b 「発行(売出)短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債の発行総額を記載すること。

- じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下cにおいて同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び有価証券届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。
- (12) 手取金の使途  
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (13) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る国内投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (13-2) 割当日  
投資信託及び投資法人に関する法律第88条の14第1項第2号に規定する当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を記載すること。
- (13-3) 新投資口予約権の行使時の払込金額  
「新投資口予約権の行使時の払込金額」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (13-4) 新投資口予約権の行使により発行する国内投資証券の発行価額の総額  
「新投資口予約権の行使により発行する国内投資証券の発行価額の総額」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (13-5) 新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所  
「新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13-6) 自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件  
投資信託及び投資法人に関する法律第88条の2第4号に規定する事項を記載すること。
- (14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社  
a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社(以下この様式において「投資法人債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(投資法人債管理者等に支払う手数料等)を記載すること。  
b 投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理者等を記載すること。  
c 「投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。
- (15) 短期投資法人債  
a 「発行(売出)価格」の欄には、短期投資法人債券の金額100円についての発行(売出)価額を記載すること。  
b 「発行(売出)短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債券の発行総額を記載すること。  
c 役員会決議等で短期投資法人債券の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には有価証券届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。  
d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債券の償還期限を記載すること。  
e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

- c 役員会決議等で短期投資法人債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債の償還期限を記載すること。
- e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。
- f 当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。  
(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明  
(b) 当該発行(売出)に係る短期投資法人債の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行(売出)に係る短期投資法人債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法  
当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (16) 主要な経営指標等の推移  
投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする投資法人(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。)にあっては、10計算期間)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。  
(a) 営業収益  
(b) 経常利益金額又は経常損失金額  
(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額  
(d) 出資総額  
(e) 発行済投資口総数  
(f) 純資産額  
(g) 総資産額  
(h) 1口当たり純資産額  
(i) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額  
(j) 分配総額  
(k) 1口当たり分配金額(利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。)  
(l) 自己資本比率(純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)  
(m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。以下この様式において同じ。)
- (17) 投資法人の目的及び基本的性格  
a 規約(その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。)に記載された投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b 投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 投資法人の仕組み  
a 投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式及び第十号の三様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資

f 当該発行（売出）に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行（売出）に係る短期投資法人債券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行（売出）に係る短期投資法人債券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行（売出）に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(16) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近5計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。））にあつては、10計算期間）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a) 営業収益

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(d) 出資総額

(e) 発行済投資口の総口数

(f) 純資産額

(g) 総資産額

(h) 1口当たり純資産額

(i) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

(j) 分配総額

(k) 1口当たり分配金額（利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。）

(l) 自己資本比率（純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。（40）において同じ。）

(17) 投資法人の目的及び基本的性格

a 規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。

b 投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(18) 投資法人の仕組み

a 投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。

b 投資法人及び投資法人の関係法人（資産運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第22項に規定する資産保管会社をいう。）、一般事務受託者（同条第23項に規定する一般事務受託者をいう。）、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人（第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下b及び（21-2）において同じ。）等）をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）、運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のう

法債管理者等、販売会社、特定関係法人（第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下b及び第十号の三様式において同じ。）等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）、運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の3第3項各号のいずれかに掲げる取引を行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び関係業務の内容（投資法人が関係人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

(19) 投資法人の機構

a 投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、投資法人による関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済総投資口数の増減についても併せて記載すること。

(21) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有投資口数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(22) 投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(23) 投資対象

a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

(24) 分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

(25) 投資制限

a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(26) 投資リスク

a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検

ち、令第29条の3第3項各号のいずれかに掲げる取引であつて有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の8各項に定める基準に該当するものを行い、若しくは行った法人である旨を含む。及び関係業務の内容（投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

(19) 投資法人の機構

a 投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、投資法人による関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第4号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第94条において準用する会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない投資口（以下（20）において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第160条の規定により議決権を有しない投資口（以下（20）において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

(21) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下（21）及び（47）において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

a 投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であつて投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下aにおいて同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（47-2）に準じて記載すること。

b 投資法人、資産運用会社又は特定関係法人が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(22) 投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(23) 投資対象

a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(27) 手数料等及び税金

a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。

c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(28) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(29) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(30) 管理報酬等

投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(31) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち（28）から（30）までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(32) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(33) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあつては有価証券の種類、不動産にあつては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあつては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあつては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあつては物件の所在地の地域別、その他の資産にあつては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあつては時価、不動産にあつては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあつては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(34) 投資有価証券の主要銘柄

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償



- c 投資法人が、海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の2第1項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下c、(35) c及び(36) dにおいて同じ。）の発行する株式又は出資（以下c、(35) c及び(36) dにおいて「株式等」という。）の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、海外不動産保有法人ごとに、海外不動産保有法人に対する出資額、海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、当該投資法人の資産に属する海外不動産保有法人の株式等がその発行済株式等の総数に占める割合及び海外不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資対象とする不動産について、a及びbに準じて記載すること。
- (24) 分配方針  
規約に規定された分配方針を記載すること。
- (25) 投資制限  
a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (26) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。  
d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (27) 手数料等及び税金  
a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(27)及び(31)において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。  
b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。  
c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (28) 申込手数料  
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 買戻し手数料  
買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (30) 管理報酬等  
投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (31) その他の手数料等  
投資証券に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合

- 還期限（債券（振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）である場合に限り。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限り。）の投資比率を記載すること。
- d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- e 投資有価証券の銘柄の名称を、明瞭に記載すること。
- (35) 投資不動産物件  
a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。  
b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びにこの主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びにこの主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (36) その他投資資産の主要なもの  
a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。  
b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。  
c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率を記載すること。  
d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(34) c又は(35) bに掲げる事項）を記載すること。  
e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。
- (37) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (38) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配額の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。  
また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

- には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (32) 課税上の取扱い  
 分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (33) 投資状況  
 a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
 b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。（34）c、（35）b及び（36）cにおいて同じ。）を記載すること。  
 c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (34) 投資有価証券の主要銘柄  
 a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
 b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下（34）において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。  
 c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。  
 d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。  
 e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (35) 投資不動産物件  
 a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
 b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下（35）において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下bにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下bにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナ

- (39) 分配の推移  
 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (40) 自己資本利益率（収益率）の推移  
 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」（33）に規定する収益率をいう。第七号の様式及び第十号の様式において同じ。）を記載すること。
- (41) 手続等の概要  
 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。
- (42) 管理及び運営の概要  
 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。
- (43) 財務ハイライト情報  
 a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（67）に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。以下aにおいて「投資法人計算規則」という。）第61条の規定により注記される事項を含む。）、「損益計算書」（68）に掲げる損益計算書をいい、投資法人計算規則第61条の規定により注記される事項を含む。）、「金銭の分配に係る計算書」（70）に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。）及び「キャッシュ・フロー計算書」（71）に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。  
 b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (44) 内国投資証券事務の概要  
 当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。  
 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
 b 投資主又は投資法人債権者に対する特典  
 c 内国投資証券の譲渡制限の内容  
 d その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (45) 投資法人の詳細情報の項目  
 a 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。  
 b 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。
- (46) 投資法人の沿革  
 設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (47) 役員  
 役員（設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者の）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数）を記載すること。
- (48) その他

- ントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 投資法人が、海外不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人の概況(組織形態、目的、事業内容、利益の配分方針等)を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資する不動産について、bに準じて記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。
- (36) その他投資資産の主要なもの
- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(34)c又は(35)bに掲げる事項)を記載すること。投資法人が、海外不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該海外不動産保有法人の概況及びその投資する不動産について、(35)cに準じて記載すること。
- e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。
- (37) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (38) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。  
また、当該内国投資証券が金融商品取引所上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- (39) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (40) 自己資本利益率(収益率)の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率(第四号様式の「記載上の注意」(34)に規定する収益率をいう。)を記載すること。
- (41) 手続等の概要  
「第三部 投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。
- (42) 管理及び運営の概要  
「第三部 投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。
- (43) 財務ハイライト情報  
a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」(67)に掲げる貸借対照表をいし、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府
- a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
- b 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (49) 申込(販売)手続等  
a 内国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資証券1単位当たりの販売価格が内国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (50) 買戻し手続等  
a 内国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 内国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (51) 資産の評価  
内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (52) 保管  
内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口又は法人債については、この限りでない。
- (53) 存続期間  
投資法人の存続期間について記載すること。
- (54) 計算期間  
投資法人の計算期間について記載すること。
- (55) その他  
a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (56) 利害関係人との取引制限  
投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (57) 投資主・投資法人債権者の権利  
投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。))及び権利行使の手続について記載すること。
- (58) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (59) 運用体制  
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (60) 大株主の状況  
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たつ

- 令第47号)第61条の規定により注記される事項を含む。)、「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をいう。)、同条の規定により注記される事項を含む。)、「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。))及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。))を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(b)において「財務諸表」という。))から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(66) a)において同じ。))が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (44) 内国投資証券事務の概要  
当該届出に係る内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 投資主又は投資法人債権者(投資信託及び投資法人に関する法律第139条の3第1項第7号に規定する投資法人債権者をいう。))に対する特典  
c 内国投資証券の譲渡制限の内容  
d その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (45) 投資法人の詳細情報の項目  
a 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。  
b 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第27条において準用する法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。
- (46) 投資法人の沿革  
設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (47) 役員  
有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員(設立中の投資法人にあつては設立企画人及び役員候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数(設立中の投資法人にあつては引受けを予定する投資口の口数)を記載すること。
- (48) その他  
a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。  
b 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (49) 申込(販売)手続等  
a 内国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 内国投資証券1単位当たりの販売価格が内国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (50) 買戻し手続等  
a 内国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 内国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (51) 資産の評価

ては、市区町村名までを記載しても差し支えない。)並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

- (61) 役員  
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (62) 事業内容及び営業の概況  
資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、すべての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び内国投資証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。
- (63) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (64) 関係業務の概要  
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (65) 資本関係  
届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (66) 投資法人の経理状況  
a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。))第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。))について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。  
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- (67) 貸借対照表  
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人については、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(68)、(69)及び(72)において同じ。))も記載すること。
- (68) 損益計算書  
a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))も記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (69) 投資主資本等変動計算書  
最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記

- 内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (52) 保管  
内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口、振替新投資口予約権又は振替投資法人債については、この限りでない。
- (53) 存続期間  
投資法人の存続期間について記載すること。
- (54) 計算期間  
投資法人の計算期間について記載すること。
- (55) その他  
a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。  
b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (56) 利害関係人との取引制限  
投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (57) 投資主・投資法人債権者の権利  
投資主総会又は投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第1項に規定する投資法人債権者集会をいう。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (58) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (59) 運用体制  
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (60) 大株主の状況  
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (61) 役員  
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (62) 事業の内容及び営業の概況  
資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。
- (63) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (64) 関係業務の概要  
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (65) 資本関係  
届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

- 載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (70) 金銭の分配に係る計算書  
最近計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
- (71) キャッシュ・フロー計算書  
最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、(67) ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。
- (72) 注記表  
最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。  
なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。
- (73) 附属明細表  
最近計算期間の附属明細表を示すこと。
- (74) 投資法人の現況  
有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (75) 販売及び買戻の実績  
有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (76) その他  
当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (77) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

- (66) 投資法人の経理状況
- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- (67) 貸借対照表
- 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(68) a、(69) 及び (72) において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（(68) a、(69) 及び (72) において同じ。）も記載すること。
- (68) 損益計算書
- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (69) 投資主資本等変動計算書
- 最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (70) 金銭の分配に係る計算書
- 最近計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
- (71) キャッシュ・フロー計算書
- 最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、(67) ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。
- (72) 注記表
- 最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭

の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

- (73) 附属明細表  
最近計算期間の附属明細表を示すこと。
- (74) 投資法人の現況  
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (75) 販売及び買戻の実績  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (76) その他  
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (77) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【引受け等の概要】 _____</p> <p>(14)【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(15)【手取金の使途】 _____</p> <p>(16)【その他】 _____</p> <p>第2【新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【新投資口予約権証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行数】 _____</p> <p>(4)【割当日】 _____</p> <p>(5)【新投資口予約権の内容】</p> <p>①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】 _____</p> <p>②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 _____</p> <p>③【新投資口予約権の行使時の払込金額】 _____</p>	<p>第四号の三の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(14)【手取金の使途】 _____</p> <p>(15)【その他】 _____</p> <p>第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</p> <p>(1)【銘柄】 _____</p> <p>(2)【投資法人債券の形態等】 _____</p> <p>(3)【券面総額】 _____</p> <p>(4)【各投資法人債の金額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(6)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(7)【利率】 _____</p> <p>(8)【利払日及び利息支払の方法】 _____</p> <p>(9)【償還期限及び償還の方法】 _____</p>



- ④ 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
- ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】
- ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
- ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】
- ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
- ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (6) 【引受け等の概要】
- (7) 【振替機関に関する事項】
- (8) 【手取金の使途】
- (9) 【その他】

### 第3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】
- (21) 【その他】

### 第4 【短期投資法人債】

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

#### 第二部 【追完情報】 (1)

#### 第三部 【組込情報】 (2)

#### 第四部 【特別情報】

- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】
- (20) 【その他】

### 第3 【短期投資法人債】

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

#### 第二部 【追完情報】 (1)

#### 第三部 【組込情報】 (2)

#### 第四部 【特別情報】

#### 第1 【内国投資証券事務の概要】

#### 第2 【その他】

#### （記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

- (1) 追完情報
  - a (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
    - (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合
    - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
  - b (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
  - c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
- (2) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

第1【内国投資証券事務の概要】

第2【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

a (2) aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合

(b) 第29条第2項各号に掲げる場合

b (2) aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c 最近計算期間(第23条に定める期間をいう。以下c及び(2)aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 組入情報

次に掲げる書類を有価証券届出書に添付し、その旨を記載すること。

a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類

b aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【引受け等の概要】 _____</p> <p>(14)【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(15)【手取金の使途】 _____</p> <p>(16)【その他】 _____</p> <p>第2【新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【新投資口予約権証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行数】 _____</p> <p>(4)【割当日】 _____</p> <p>(5)【新投資口予約権の内容】</p> <p>①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】 _____</p> <p>②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 _____</p> <p>③【新投資口予約権の行使時の払込金額】 _____</p>	<p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(14)【手取金の使途】 _____</p> <p>(15)【その他】 _____</p> <p>第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</p> <p>(1)【銘柄】 _____</p> <p>(2)【投資法人債券の形態等】 _____</p> <p>(3)【券面総額】 _____</p> <p>(4)【各投資法人債の金額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(6)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(7)【利率】 _____</p> <p>(8)【利払日及び利息支払の方法】 _____</p> <p>(9)【償還期限及び償還の方法】 _____</p>

- ④ 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
- ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】
- ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
- ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】
- ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
- ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (6) 【引受け等の概要】
- (7) 【振替機関に関する事項】
- (8) 【手取金の使途】
- (9) 【その他】

### 第3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】
- (21) 【その他】

### 第4 【短期投資法人債】

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

### 第二部 【参照情報】

#### 第1 【参照書類】

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照す

- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】
- (20) 【その他】

### 第3 【短期投資法人債】

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

### 第二部 【参照情報】

#### 第1 【参照書類】

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

#### 第2 【参照書類の補完情報】

#### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称  
(所在地)

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【内国投資証券事務の概要】

#### 第2 【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

ること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日 に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日 に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補充情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部 【特別情報】

第1 【内国投資証券事務の概要】

第2 【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29 条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書 (以下 c 及び d において「有価証券報告書等」という。) の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29 条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書 (以下 c 及び d において「有価証券報告書等」という。) の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(4) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】(5) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資証券の形態等】(6) _____</p> <p>(3)【発行(売出)数】(7) _____</p> <p>(4)【発行(売出)価額の総額】(8) _____</p> <p>(5)【発行(売出)価格】(9) _____</p> <p>(6)【申込手数料】(10) _____</p> <p>(7)【申込単位】(11) _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】(12) _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】(13) _____</p> <p>(13)【引受け等の概要】(13-2) _____</p> <p>(14)【手取金の使途】(14) _____</p> <p>(15)【その他】(15) _____</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資口予約権証券の形態等】(6) _____</p> <p>(3)【発行(売出)数】(7) _____</p> <p>(4)【発行(売出)価額の総額】(8) _____</p> <p>(5)【発行(売出)価格】(9) _____</p> <p>(6)【申込手数料】(10) _____</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(4) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】(5) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資証券の形態等】(6) _____</p> <p>(3)【発行(売出)数】(7) _____</p> <p>(4)【発行(売出)価額の総額】(8) _____</p> <p>(5)【発行(売出)価格】(9) _____</p> <p>(6)【申込手数料】(10) _____</p> <p>(7)【申込単位】(11) _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】(12) _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】(13) _____</p> <p>(13)【手取金の使途】(14) _____</p> <p>(14)【その他】(15) _____</p> <p>第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]</p> <p>(1)【銘柄】 _____</p> <p>(2)【外国投資法人債券の形態等】(16) _____</p> <p>(3)【券面総額】 _____</p> <p>(4)【各外国投資法人債の金額】 _____</p> <p>(5)【発行(売出)価額の総額】(8) _____</p> <p>(6)【発行(売出)価格】(9) _____</p> <p>(7)【利率】 _____</p>

(7) 【申込単位】 (11)

(8) 【申込期間】

(9) 【申込証拠金】

(10) 【申込取扱場所】 (12)

(11) 【割当日】 (15-2)

(12) 【払込期日】

(13) 【払込取扱場所】 (13)

(14) 【外国新投資口予約権の内容】 (15-2)

① 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】

② 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】

③ 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】

④ 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】

⑤ 【外国新投資口予約権の行使期間】

⑥ 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】

⑦ 【外国新投資口予約権の行使の条件】

⑧ 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】

⑨ 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】

(15) 【引受け等の概要】 (13-2)

(16) 【手取金の使途】 (14)

(17) 【その他】 (15)

### 第3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

(1) 【銘柄】

(2) 【外国投資法人債券の形態等】 (16)

(3) 【券面総額】

(4) 【各外国投資法人債の金額】

(5) 【発行（売出）価額の総額】 (8)

(6) 【発行（売出）価格】 (9)

(7) 【利率】

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

(9) 【償還期限及び償還の方法】

(10) 【募集の方法】

(11) 【申込証拠金】

(12) 【申込期間】

(13) 【申込取扱場所】 (12)

(14) 【払込期日】

(15) 【払込取扱場所】 (13)

(16) 【引受け等の概要】 (13-2)

(17) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】 (17)

(18) 【振替機関に関する事項】

(19) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

(20) 【手取金の使途】 (14)

(21) 【その他】 (15)

### 第4 【短期外債】 (18)

(1) 【発行（売出）短期外債の総額】

(2) 【発行（売出）価額の総額】

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

(9) 【償還期限及び償還の方法】

(10) 【募集の方法】

(11) 【申込証拠金】

(12) 【申込期間】

(13) 【申込取扱場所】 (12)

(14) 【払込期日】

(15) 【払込取扱場所】 (13)

(16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】 (17)

(17) 【振替機関に関する事項】

(18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

(19) 【手取金の使途】 (14)

(20) 【その他】 (15)

### 第3 【短期外債】 (18)

(1) 【発行（売出）短期外債の総額】

(2) 【発行（売出）価額の総額】

(3) 【発行（売出）価格】

(4) 【発行限度額】

(5) 【発行限度額残高】

(6) 【支払期日】

(7) 【支払場所】

(8) 【振替機関に関する事項】

(9) 【バックアップラインの設定金融機関】

(10) 【バックアップラインの設定内容】

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【外国投資法人の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】 (19)

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】 (20)

(3) 【外国投資法人の仕組み】 (21)

(4) 【外国投資法人の機構】 (22)

(5) 【外国投資法人の出資総額】 (23)

(6) 【主要な投資主の状況】 (24)

#### 2 【投資方針】

(1) 【投資方針】 (25)

(2) 【投資対象】 (26)

(3) 【配分方針】 (27)

(4) 【投資制限】 (28)

#### 3 【投資リスク】 (29)

#### 4 【手数料等及び税金】 (30)

(1) 【申込手数料】 (31)

(2) 【買戻し手数料】 (32)

(3) 【管理報酬等】 (33)

(4) 【その他の手数料等】 (34)

(5) 【課税上の取扱い】 (35)

#### 5 【運用状況】

(3) 【発行(売出) 価格】
(4) 【発行限度額】
(5) 【発行限度額残高】
(6) 【支払期日】
(7) 【支払場所】
(8) 【振替機関に関する事項】
(9) 【バックアップラインの設定金融機関】
(10) 【バックアップラインの設定内容】
第二部 【ファンド情報】
第1 【ファンドの状況】
1 【外国投資法人の概況】
(1) 【主要な経営指標等の推移】 (19)
(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】 (20)
(3) 【外国投資法人の仕組み】 (21)
(4) 【外国投資法人の機構】 (22)
(5) 【外国投資法人の出資総額】 (23)
(6) 【主要な投資主の状況】 (24)
2 【投資方針】
(1) 【投資方針】 (25)
(2) 【投資対象】 (26)
(3) 【分配方針】 (27)
(4) 【投資制限】 (28)
3 【投資リスク】 (29)
4 【手数料等及び税金】 (30)
(1) 【申込手数料】 (31)
(2) 【買戻し手数料】 (32)
(3) 【管理報酬等】 (33)
(4) 【その他の手数料等】 (34)
(5) 【課税上の取扱い】 (35)
5 【運用状況】
(1) 【投資状況】 (36)
(2) 【投資資産】
① 【投資有価証券の主要銘柄】 (37)
② 【投資不動産物件】 (38)
③ 【その他投資資産の主要なもの】 (39)
(3) 【運用実績】 (40)
① 【純資産等の推移】 (41)
② 【分配の推移】 (42)
③ 【自己資本利益率(収益率)の推移】 (43)
6 【手続等の概要】 (44)
7 【管理及び運営の概要】 (45)
第2 【財務ハイライト情報】 (46)
1 【貸借対照表】
2 【損益計算書】
3 【金銭の分配に係る計算書】
4 【キャッシュ・フロー計算書】

(1) 【投資状況】 (36)
(2) 【投資資産】
① 【投資有価証券の主要銘柄】 (37)
② 【投資不動産物件】 (38)
③ 【その他投資資産の主要なもの】 (39)
(3) 【運用実績】 (40)
① 【純資産等の推移】 (41)
② 【分配の推移】 (42)
③ 【自己資本利益率(収益率)の推移】 (43)
6 【手続等の概要】 (44)
7 【管理及び運営の概要】 (45)
第2 【財務ハイライト情報】 (46)
1 【貸借対照表】
2 【損益計算書】
3 【金銭の分配に係る計算書】
4 【キャッシュ・フロー計算書】
第3 【外国投資証券事務の概要】 (47)
第4 【外国投資法人の詳細情報の項目】 (48)
第三部 【外国投資法人の詳細情報】
第1 【外国投資法人の追加情報】
1 【外国投資法人の沿革】 (49)
2 【役員状況】 (50)
3 【外国投資法人に係る法制度の概要】 (51)
4 【監督官庁の概要】 (52)
5 【その他】 (53)
第2 【手続等】
1 【申込(販売)手続等】 (54)
2 【買戻し手続等】 (55)
第3 【管理及び運営】
1 【資産管理等の概要】
(1) 【資産の評価】 (56)
(2) 【保管】 (57)
(3) 【存続期間】 (58)
(4) 【計算期間】 (59)
(5) 【その他】 (60)
2 【利害関係人との取引制限】 (61)
3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
(1) 【投資主・外国投資法人債権者の権利】 (62)
(2) 【為替管理上の取扱い】 (63)
(3) 【本邦における代理人】 (64)
(4) 【裁判管轄等】 (65)
第4 【関係法人の状況】
1 【資産運用会社の概況】
(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (66)
(2) 【運用体制】 (67)
(3) 【大株主の状況】 (68)



第3	<u>【外国投資証券事務の概要】</u>	(47)
第4	<u>【外国投資法人の詳細情報の項目】</u>	(48)
<u>第三部【外国投資法人の詳細情報】</u>		
第1	<u>【外国投資法人の追加情報】</u>	
1	<u>【外国投資法人の沿革】</u>	(49)
2	<u>【役員の状況】</u>	(50)
3	<u>【外国投資法人に係る法制度の概要】</u>	(51)
4	<u>【監督官庁の概要】</u>	(52)
5	<u>【その他】</u>	(53)
第2	<u>【手続等】</u>	
1	<u>【申込（販売）手続等】</u>	(54)
2	<u>【買戻し手続等】</u>	(55)
第3	<u>【管理及び運営】</u>	
1	<u>【資産管理等の概要】</u>	
(1)	<u>【資産の評価】</u>	(56)
(2)	<u>【保管】</u>	(57)
(3)	<u>【存続期間】</u>	(58)
(4)	<u>【計算期間】</u>	(59)
(5)	<u>【その他】</u>	(60)
2	<u>【利害関係人との取引制限】</u>	(61)
3	<u>【投資主・外国投資法人債権者の権利等】</u>	
(1)	<u>【投資主・外国投資法人債権者の権利】</u>	(62)
(2)	<u>【為替管理上の取扱い】</u>	(63)
(3)	<u>【本邦における代理人】</u>	(64)
(4)	<u>【裁判管轄等】</u>	(65)
第4	<u>【関係法人の状況】</u>	
1	<u>【資産運用会社の概況】</u>	
(1)	<u>【名称、資本金の額及び事業の内容】</u>	(66)
(2)	<u>【運用体制】</u>	(67)
(3)	<u>【大株主の状況】</u>	(68)
(4)	<u>【役員の状況】</u>	(69)
(5)	<u>【事業の内容及び営業の概況】</u>	(70)
2	<u>【その他の関係法人の概況】</u>	
(1)	<u>【名称、資本金の額及び事業の内容】</u>	(71)
(2)	<u>【関係業務の概要】</u>	(72)
(3)	<u>【資本関係】</u>	(73)
第5	<u>【外国投資法人の経理状況】</u>	(74)
1	<u>【財務諸表】</u>	
(1)	<u>【貸借対照表】</u>	(75)
(2)	<u>【損益計算書】</u>	(76)
(3)	<u>【金銭の分配に係る計算書】</u>	(77)
(4)	<u>【キャッシュ・フロー計算書】</u>	(78)
(5)	<u>【投資有価証券明細表等】</u>	(79)
①	<u>【投資株式明細表】</u>	
②	<u>【株式以外の投資有価証券明細表】</u>	
③	<u>【投資不動産明細表】</u>	

(4)	<u>【役員の状況】</u>	(69)
(5)	<u>【事業の内容及び営業の概況】</u>	(70)
2	<u>【その他の関係法人の概況】</u>	
(1)	<u>【名称、資本金の額及び事業の内容】</u>	(71)
(2)	<u>【関係業務の概要】</u>	(72)
(3)	<u>【資本関係】</u>	(73)
第5	<u>【外国投資法人の経理状況】</u>	(74)
1	<u>【財務諸表】</u>	
(1)	<u>【貸借対照表】</u>	(75)
(2)	<u>【損益計算書】</u>	(76)
(3)	<u>【金銭の分配に係る計算書】</u>	(77)
(4)	<u>【キャッシュ・フロー計算書】</u>	(78)
(5)	<u>【投資有価証券明細表等】</u>	(79)
①	<u>【投資株式明細表】</u>	
②	<u>【株式以外の投資有価証券明細表】</u>	
③	<u>【投資不動産明細表】</u>	
④	<u>【その他投資資産明細表】</u>	
⑤	<u>【借入金明細表】</u>	
2	<u>【外国投資法人の現況】</u>	(80)
	<u>【純資産額計算書】</u>	平成 年 月 日
I	資産総額	
II	負債総額	
III	純資産総額 (I - II)	
IV	発行済数量	
V	1 単位当たり純資産額 (III / IV)	
第6	<u>【販売及び買戻しの実績】</u>	(81)
<u>第四部【特別情報】</u>		
第1	<u>【投資法人制度の概要】</u>	(82)
第2	<u>【外国投資証券の様式】</u>	(83)
第3	<u>【その他】</u>	(84)
<u>(記載上の注意)</u>		
(1)	一般的事項	
a	有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。	
	また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。	
b	記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。	
c	記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。	
d	本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。	
e	会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。	
f	この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。	

④【その他投資資産明細表】

⑤【借入金明細表】

2【外国投資法人の現況】(80)

【純資産総額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)

第6【販売及び買戻しの実績】(81)

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】(82)

第2【外国投資証券の様式】(83)

第3【その他】(84)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。  
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1) e に準じて記載すること。
- i この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)
- b 外国投資法人設立の場合にあつては、設立企画人(投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人に相当する者をいう。)全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合

g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1) e に準じて記載すること。

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券に係る外国投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債(社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。)に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)
- b 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一号様式において同じ。)設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの(以下この様式において「外国投資法人債券」という。)、短期投資法人債に類するものの別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 外国投資証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。
- b 当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載するこ

には、その代表者)が署名すること。)

- (4) 事務連絡者氏名  
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額
  - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (6) 外国投資証券の形態等
  - a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。
  - b 当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下bにおいて同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
    - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
    - (b) 当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法  
当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7) 発行(売出)数  
当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (8) 発行(売出)価額の総額
  - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (9) 発行(売出)価格
  - a 外国投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (10) 申込手数料  
手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。

と。

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
  - (b) 当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法  
当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7) 発行(売出)数  
当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (8) 発行(売出)価額の総額
  - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (9) 発行(売出)価格
  - a 外国投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (10) 申込手数料  
手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (11) 申込単位  
申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (14) 手取金の使途  
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (15) その他
  - a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
  - b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国投資法人への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
  - c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資証券の発行が行われる場合

- (11) 申込単位  
申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13-2) 引受け等の概要
- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- b 法第2条第6項第3号に掲げる方法による外国新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる外国新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、外国投資法人が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下bにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下bにおいて同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び有価証券届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における外国投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。
- (14) 手取金の使途  
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (15) その他
- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- c 会社設立に際し特記すべき事項がある場合には、その概要を記載すること。
- (15-2) 外国投資口予約権の内容  
第四号の三様式「記載上の注意」(13-2)から(13-6)までに準じて記載すること。
- (16) 外国投資法人債券の形態等  
(6)に準じて記載すること。ただし、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- (17) 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社
- a 外国投資法人債管理者（外国投資法人債券に係る投資法人債管理者に類するものをいう。）又は外国投資法人債（外国投資法人債券に表示される権利をいう。（47）bにおいて同じ。）の管理会社（以下（17）において「外国投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（外国投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。
- b 外国投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理者等を記載すること。
- c 「外国投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。
- (18) 短期外債  
第四号の三様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。
- (19) 主要な経営指標等の推移  
外国投資法人の直近5計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下同じ。）にあっては、10計算期間）に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。
- (20) 外国投資法人の目的及び基本的性格
- a 規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
- b 外国投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (21) 外国投資法人の仕組み
- a 外国投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- b 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (22) 外国投資法人の機構
- a 外国投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、外国投資法人による関係会社（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 外国投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (23) 外国投資法人の出資総額  
有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、外国投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。  
なお、最近5年間における出資総額及び発行済総投資口数の増減についても併せて記載すること。
- (24) 主要な投資主の状況  
有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（所有投資口数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当

- 外国投資法人の直近5計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下この様式において同じ。））にあつては、10計算期間に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」（16）に準じて記載すること。
- (20) 外国投資法人の目的及び基本的性格  
 a 規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。  
 b 外国投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (21) 外国投資法人の仕組み  
 a 外国投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
 b 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人（資産運用会社（資産運用会社に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）又は投資顧問会社、資産保管会社（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第22項に規定する資産保管会社に相当する者をいう。）、一般事務受託者（同条第23項に規定する一般事務受託者に相当する者をいう。）、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下b、(60) b及び(73)において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (22) 外国投資法人の機構  
 a 外国投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、外国投資法人による関係会社（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 b 外国投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (23) 外国投資法人の出資総額  
 有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（外国投資法人が発行することができる投資口（外国投資法人に対する権利であつて投資口の性質を有するものをいう。以下この様式において同じ。）の総口数をいう。）及び発行済投資口（外国投資法人が発行している投資口をいう。（24）において同じ。）の総口数を記載すること。  
 なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。
- (24) 主要な投資主の状況  
 有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有する投資口の口数（以下（24）及び（50）において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。
- (25) 投資方針  
 外国投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (26) 投資対象  
 a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
 b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

- たつては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。
- (25) 投資方針  
 外国投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (26) 投資対象  
 a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
 b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (27) 分配方針  
 規約に規定された分配方針を記載すること。
- (28) 投資制限  
 a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
 b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (29) 投資リスク  
 a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
 b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 c 外国投資法人が将来にわたつて営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。  
 d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (30) 手数料等及び税金  
 投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (31) 申込手数料  
 申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (32) 買戻し手数料  
 買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (33) 管理報酬等  
 投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (34) その他の手数料等  
 投資証券に係る手数料等のうち（31）から（33）までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (35) 課税上の取扱い

- と。
- c 外国投資法人が、不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の2第1項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下c、(38) c及び(39) dにおいて同じ。）の発行する株式又は出資（以下c、(38) c及び(39) dにおいて「株式等」という。）の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、不動産保有法人ごとに、不動産保有法人に対する出資額、不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、当該外国投資法人の資産に属する不動産保有法人の株式等がその発行済株式等の総数に占める割合及び不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該不動産保有法人の投資対象とする不動産について、a及びbに準じて記載すること。
- (27) 分配方針  
規約に規定された分配方針を記載すること。
- (28) 投資制限  
a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (29) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。  
d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (30) 手数料等及び税金  
投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(30)及び(34)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (31) 申込手数料  
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (32) 買戻し手数料  
買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (33) 管理報酬等  
投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (34) その他の手数料等  
投資証券に係る手数料等のうち(31)から(33)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (35) 課税上の取扱い

- 配当金（分配金）、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (36) 投資状況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあつては有価証券の種類、不動産にあつては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあつては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあつては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあつては物件の所在地の地域別、その他の資産にあつては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあつては時価、不動産にあつては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあつては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。  
c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (37) 投資有価証券の主要銘柄  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。  
c 発行地又は上場金融商品取引所等による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限り。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等に係るものを含む。）である場合に限り。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限り。）の投資比率を記載すること。  
d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。  
e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (38) 投資不動産物件  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (39) その他の投資資産の主要なもの  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

- 配当金（分配金）、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (36) 投資状況
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。（37）c、（38）b及び（39）cにおいて同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (37) 投資有価証券の主要銘柄
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下（37）において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (38) 投資不動産物件
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下（38）において同じ。）について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下bにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下bにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(37) c又は（38）bに掲げる事項）を記載すること。
- e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。
- (40) 運用実績
- 運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (41) 純資産等の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一号様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- (42) 分配の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、外国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (43) 自己資本利益率（収益率）の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第八号様式及び第十一号様式において同じ。）を記載すること。
- (44) 手続等の概要
- 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。
- (45) 管理及び運営の概要
- 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。
- (46) 財務ハイライト情報
- a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。



- c 外国投資法人が、不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、当該不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の配分方針等）を記載するとともに、不動産保有法人の投資する不動産について、bに準じて記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。
- (39) その他投資資産の主要なもの
- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に分けて区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(37) c又は(38) bに掲げる事項）を記載すること。外国投資法人が、不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該不動産保有法人の概況及びその投資する不動産について、(38) cに準じて記載すること。
- e 投資資産がdに掲げる権利以外の権利である場合には、dに準じて記載すること。
- (40) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (41) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。  
また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- (42) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、外国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (43) 自己資本利益率（収益率）の推移  
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率（第四号の三様式の「記載上の注意」(16) (m)に規定する自己資本利益率に相当するものをいう。）又は収益率（第四号の二様式の「記載上の注意」(39)に規定する収益率をいう。）を記載すること。
- (44) 手続等の概要  
「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。
- (45) 管理及び運営の概要  
「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。
- (46) 財務ハイライト情報  
a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載
- (47) 外国投資証券事務の概要  
当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典  
c 外国投資証券の譲渡制限の内容  
d その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (48) 外国投資法人の詳細情報の項目  
a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。  
b 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。
- (49) 外国投資法人の沿革  
設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (50) 役員  
有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の外国投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の外国投資法人にあっては引受予定投資口数）を記載すること。
- (51) 外国投資法人に係る法制度の概要  
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (52) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (53) その他  
a 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
b 訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (54) 申込（販売）手続等  
a 外国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 外国投資証券1単位当たりの販売価格が外国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (55) 買戻し手続等  
a 外国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 外国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (56) 資産の評価  
外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (57) 保管  
外国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債については、この限りでない。
- (58) 存続期間  
外国投資法人の存続期間について記載すること。
- (59) 計算期間  
外国投資法人の計算期間について記載すること。



- 載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。（74）aにおいて同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下b及び（74）aにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。（74）aにおいて同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (47) 外国投資証券事務の概要  
当該届出に係る外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 投資主又は外国投資法人債権者（外国投資法人債に係る債権者をいう。（62）において同じ。）に対する特典  
c 外国投資証券の譲渡制限の内容  
d その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (48) 外国投資法人の詳細情報の項目  
a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。  
b 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第27条において準用する法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。
- (49) 外国投資法人の沿革  
設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (50) 役員  
の有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の外国投資法人にあっては設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人に相当する者をいう。）及び役員候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の外国投資法人にあっては引受けを予定する投資口の口数）を記載すること。
- (51) 外国投資法人に係る法制度の概要  
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (52) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (53) その他  
a 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
b 訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (54) 申込（販売）手続等  
a 外国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 外国投資証券1単位当たりの販売価格が外国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (60) その他  
a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。  
b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (61) 利害関係人との取引制限  
外国投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (62) 投資主・外国投資法人債権者の権利  
投資主総会又は外国投資法人債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (63) 為替管理上の取扱い  
分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (64) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (65) 裁判管轄等  
当該外国投資証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (66) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (67) 運用体制  
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構及び投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (68) 大株主の状況  
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (69) 役員  
の有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員  
の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (70) 事業の内容及び営業の概況  
資産運用会社が複数の外国投資法人に係る資産の運用をしている場合には、すべての外国投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国投資法人について記載すること。
- (71) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (72) 関係業務の概要  
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (73) 資本関係  
届出外国投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

- (55) 買戻し手続等  
 a 外国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。  
 b 外国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (56) 資産の評価  
 外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (57) 保管  
 外国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債については、この限りでない。
- (58) 存続期間  
 外国投資法人の存続期間について記載すること。
- (59) 計算期間  
 外国投資法人の計算期間について記載すること。
- (60) その他  
 a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。  
 b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (61) 利害関係人との取引制限  
 外国投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (62) 投資主・外国投資法人債権者の権利  
 投資主総会又は外国投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第1項に規定する投資法人債権者集会に相当するものをいう。以下（62）において同じ。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (63) 為替管理上の取扱い  
 分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (64) 本邦における代理人  
 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国投資証券の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (65) 裁判管轄等  
 当該届出に係る外国投資証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (66) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (67) 運用体制  
 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 なお、投資運用の意思決定機構及び投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
- (68) 大株主の状況  
 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並

- (74) 外国投資法人の経理状況  
 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。  
 b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
 c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
 d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。
- (75) 貸借対照表  
 最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近計算期間。以下同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (76) 損益計算書  
 a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
 b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (77) 金銭の分配に係る計算書  
 最近2計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
- (78) キャッシュ・フロー計算書  
 最近2計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。
- (79) 投資有価証券明細表等  
 投資法人の計算に関する規則第80条第1項に規定する附属明細書に準じて記載すること。
- (80) 外国投資法人の現況  
 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (81) 販売及び買戻しの実績  
 有価証券届出書提出日の直近日計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (82) 投資法人制度の概要  
 届出外国投資法人の属する国、州等における投資法人制度全般にわたり、投資法人の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、投資主（受益者等）の権利の差異等その概要について記載すること。
- (83) 外国投資証券の様式  
 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。
- (84) その他  
 当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (85) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
 外国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内

- びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (69) 役員<sup>1</sup>の状況  
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員<sup>1</sup>の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (70) 事業の内容及び営業の概況  
資産運用会社が複数の外国投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての外国投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国投資法人について記載すること。
- (71) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (72) 関係業務の概要  
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (73) 資本関係  
外国投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (74) 外国投資法人の経理状況
- a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。
- (75) 貸借対照表  
最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。（76）a、（77）及び（78）において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (76) 損益計算書
- a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (77) 金銭の分配に係る計算書  
最近2計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
- (78) キャッシュ・フロー計算書  
最近2計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。
- (79) 投資有価証券明細表等  
投資法人の計算に関する規則第80条第1項に規定する附属明細書に準じて記載すること。
- (80) 外国投資法人の現況  
有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (81) 販売及び買戻しの実績  
有価証券届出書提出日の直近日10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの

容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。)を記載すること。

- (82) 投資法人制度の概要  
届出に係る外国投資法人の属する国、州等における外国投資法人に関する制度全般にわたり、外国投資法人の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、投資主の権利の差異等その概要について記載すること。
- (83) 外国投資証券の様式  
当該届出に係る外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債等振替法第127条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。
- (84) その他  
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (85) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
外国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【引受け等の概要】 _____</p> <p>(14)【手取金の使途】 _____</p> <p>(15)【その他】 _____</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資口予約権証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p>	<p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【手取金の使途】 _____</p> <p>(14)【その他】 _____</p> <p>第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】</p> <p>(1)【銘柄】 _____</p> <p>(2)【外国投資法人債券の形態等】 _____</p> <p>(3)【券面総額】 _____</p> <p>(4)【各外国投資法人債の金額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(6)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(7)【利率】 _____</p>

- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込期間】
- (9) 【申込証拠金】
- (10) 【申込取扱場所】
- (11) 【割当日】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【払込取扱場所】
- (14) 【外国新投資口予約権の内容】
  - ① 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
  - ② 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
  - ③ 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④ 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤ 【外国新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥ 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦ 【外国新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧ 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨ 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (15) 【引受け等の概要】
- (16) 【手取金の使途】
- (17) 【その他】

### 第3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【外国投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】
- (21) 【その他】

### 第4 【短期外債】

- (1) 【発行（売出）短期外債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】

- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】
- (20) 【その他】

### 第3 【短期外債】

- (1) 【発行（売出）短期外債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

### 第二部 【追完情報】 (1)

### 第三部 【組込情報】 (2)

### 第四部 【特別情報】

#### 第1 【投資法人制度の概要】

#### 第2 【外国投資証券の様式】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

- (1) 追完情報
  - a (2) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
    - (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合
    - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
  - b (2) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
  - c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載

- (3) 【発行(売出) 価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

第二部 【追完情報】 (1)

第三部 【組込情報】 (2)

第四部 【特別情報】

第1 【投資法人制度の概要】

第2 【外国投資証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

- a (2) aの有価証券報告書又は(2) dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
  - (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な変更があった場合又は第13条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合
  - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
- b (2) aの有価証券報告書又は(2) dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
- c 最近計算期間(第23条に定める期間をいう。以下c及び(2) aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 組込情報

- 次に掲げる書類を有価証券届出書に添付し、その旨を記載すること。
- a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
- e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目(第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文
- f dの書類(外国会社報告書及びその補足書類を除く。)を提出している場合にあっては、eの書

すること。

(2) 組込情報

- 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。
- a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
- e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目(第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文
- f dの書類(外国会社報告書及びその補足書類を除く。)を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類

類に準じた書類



改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【引受け等の概要】 _____</p> <p>(14)【手取金の使途】 _____</p> <p>(15)【その他】 _____</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資口予約権証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 _____</p> <p>(2)【外国投資証券の形態等】 _____</p> <p>(3)【発行（売出）数】 _____</p> <p>(4)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(6)【申込手数料】 _____</p> <p>(7)【申込単位】 _____</p> <p>(8)【申込期間】 _____</p> <p>(9)【申込証拠金】 _____</p> <p>(10)【申込取扱場所】 _____</p> <p>(11)【払込期日】 _____</p> <p>(12)【払込取扱場所】 _____</p> <p>(13)【手取金の使途】 _____</p> <p>(14)【その他】 _____</p> <p>第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】</p> <p>(1)【銘柄】 _____</p> <p>(2)【外国投資法人債券の形態等】 _____</p> <p>(3)【券面総額】 _____</p> <p>(4)【各外国投資法人債の金額】 _____</p> <p>(5)【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(6)【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(7)【利率】 _____</p>

- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込期間】
- (9) 【申込証拠金】
- (10) 【申込取扱場所】
- (11) 【割当日】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【払込取扱場所】
- (14) 【外国新投資口予約権の内容】
  - ① 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
  - ② 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
  - ③ 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④ 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤ 【外国新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥ 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦ 【外国新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧ 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨ 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (15) 【引受け等の概要】
- (16) 【手取金の使途】
- (17) 【その他】

### 第3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【外国投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】
- (21) 【その他】

### 第4 【短期外債】

- (1) 【発行（売出）短期外債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】

- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】
- (20) 【その他】

### 第3 【短期外債】

- (1) 【発行（売出）短期外債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

### 第二部 【参照情報】 (1)

#### 第1 【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

#### 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

#### 6 【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

第二部【参照情報】(1)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補充情報】(2)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【外国投資証券事務の概要】

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

第2【外国投資証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 参照情報

- a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補充情報】(2)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【外国投資証券事務の概要】

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

第2【外国投資証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 参照情報

- a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書若しくは外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類又は外国会社臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 参照書類の補充情報

- a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目(第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
- b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

書又は臨時報告書若しくは外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類又は外国会社臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 参照書類の補充情報

a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 国内 資産流動化証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 国内 資産流動化証券の金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【(特定)社債( (特定)短期社債を除く。)】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【国内資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各(特定)社債の金額】</p> <p>5【発行(売出)価額の総額】(6)</p> <p>6【発行(売出)価格】(7)</p> <p>7【利率】</p> <p>8【払戻日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】(8)</p> <p>15【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】(9)</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>18【転換の条件】</p> <p>19【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>20【転換請求期間】</p> <p>21【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>22【その他】</p> <p>【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</p> <p>23【新優先出資引受権の内容】</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 国内 資産流動化証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 国内 資産流動化証券の金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債(特定短期社債を除く。)】</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【国内資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各社債の金額】</p> <p>5【発行(売出)価額の総額】(6)</p> <p>6【発行(売出)価格】(7)</p> <p>7【利率】</p> <p>8【払戻日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】(8)</p> <p>15【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【その他】(9)</p> <p>【転換特定社債に関する事項】</p> <p>18【転換の条件】</p> <p>19【転換により発行する優先出資の内容】</p> <p>20【転換請求期間】</p> <p>21【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>22【その他】</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>23【新優先出資引受権の内容】</p>

- 24 【新優先出資引受権の行使期間】
- 25 【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
- 26 【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
- 27 【代用払込みに関する事項】
- 28 【その他】

第2 【特定優先出資証券】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 (4)
- 3 【額面金額】
- 4 【発行口数】
- 5 【発行 (売出) 価額の総額】 (6)
- 6 【発行 (売出) 価格】 (7)
- 7 【優先出資の内容】
- 8 【消却・併合に関する事項】
- 9 【単位未済優先出資に関する事項】
- 10 【発行の条件に関する事項】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び払込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】 (8)
- 16 【振替機関に関する事項】
- 17 【その他】 (9)

第3 【コマーシャル・ペーパー及び(特定)短期社債】

- 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 (4)
- 2 【振出日及び振出地】 (5)
- 3 【券面総額】
- 4 【発行 (売出) 価額の総額】 (6)
- 5 【発行 (売出) 価格】 (7)
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日及び支払場所】
- 8 【バックアップラインの設定】
- 9 【振替機関に関する事項】
- 10 【その他】 (9)

第4 【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5 【手取金の使途】 (10)

第二部 【管理資産情報】

第1 【管理資産の状況】

- 1 【概況】
  - (1) 【管理資産に係る法制度の概要】 (11)
  - (2) 【管理資産の基本的性格】 (12)
  - (3) 【管理資産の沿革】 (13)
  - (4) 【管理資産の管理体制等】 (14)
    - ① 【管理資産の関係法人】
    - ② 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
    - ③ 【管理資産の管理体制】

- 24 【新優先出資引受権の行使請求期間】
- 25 【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
- 26 【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
- 27 【代用払込みに関する事項】
- 28 【その他】

第2 【特定優先出資証券】

- 1 【銘柄】
- 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 (4)
- 3 【額面金額】
- 4 【発行口数】
- 5 【発行 (売出) 価額の総額】 (6)
- 6 【発行 (売出) 価格】 (7)
- 7 【優先出資の内容】
- 8 【消却・併合に関する事項】
- 9 【単位未済優先出資に関する事項】
- 10 【発行の条件に関する事項】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び払込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】 (8)
- 16 【振替機関に関する事項】
- 17 【その他】 (9)

第3 【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】

- 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 (4)
- 2 【振出日及び振出地】 (5)
- 3 【券面総額】
- 4 【発行 (売出) 価額の総額】 (6)
- 5 【発行 (売出) 価格】 (7)
- 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
- 7 【支払期日及び支払場所】
- 8 【バックアップラインの設定】
- 9 【振替機関に関する事項】
- 10 【その他】 (9)

第4 【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5 【手取金の使途】 (10)

第二部 【管理資産情報】

第1 【管理資産の状況】

- 1 【概況】
  - (1) 【管理資産に係る法制度の概要】 (11)
  - (2) 【管理資産の基本的性格】 (12)
  - (3) 【管理資産の沿革】 (13)
  - (4) 【管理資産の管理体制等】 (14)
    - ① 【管理資産の関係法人】
    - ② 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
    - ③ 【管理資産の管理体制】

2 【管理資産を構成する資産の概要】

- (1) 【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】 (15)  
(2) 【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】 (16)  
(3) 【管理資産を構成する資産の内容】 (17)  
(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】 (18)

3 【管理及び運営の仕組み】

- (1) 【資産管理等の概要】  
① 【管理資産の管理】 (19)  
② 【管理報酬等】 (20)  
③ 【その他】 (21)  
(2) 【信用補充等】 (22)  
(3) 【利害関係人との取引制限】 (23)

4 【証券所有者の権利】 (24)

5 【管理資産を構成する資産の状況】

- (1) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】 (25)  
(2) 【損失及び延滞の状況】 (26)  
(3) 【収益状況の推移】 (27)

6 【投資リスク】 (28)

第2 【管理資産の経理状況】 (29)

1 【主な資産の内容】平成 年 月 日

- I 管理資産残高  
元本相当部分  
利息相当部分  
II 証券所有者への利息支払基金の残高  
III 証券所有者への元本償還基金の残高  
IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2 【主な損益の内容】(第 期)自平成 年 月 日至平成 年 月 日

- I 総収入  
管理資産の回収額  
うち元本返済相当部分  
利息相当部分  
その他の手数料収入  
管理資産の再譲渡に伴う収入  
その他  
II 総費用  
管理報酬  
管理資産の維持管理費  
信用補充手数料  
その他の手数料  
管理資産の貸倒償却額  
うち元本相当部分  
利息相当部分  
III 収入金 (又は損失金) (I - II)

3 【収入金 (又は損失金) の処理】 (30) 平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資  
証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

2 【管理資産を構成する資産の概要】

- (1) 【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】 (15)  
(2) 【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】 (16)  
(3) 【管理資産を構成する資産の内容】 (17)  
(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】 (18)

3 【管理及び運営の仕組み】

- (1) 【資産管理等の概要】  
① 【管理資産の管理】 (19)  
② 【管理報酬等】 (20)  
③ 【その他】 (21)  
(2) 【信用補充等】 (22)  
(3) 【利害関係人との取引制限】 (23)

4 【証券所有者の権利】 (24)

5 【管理資産を構成する資産の状況】

- (1) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】 (25)  
(2) 【損失及び延滞の状況】 (26)  
(3) 【収益状況の推移】 (27)

6 【投資リスク】 (28)

第2 【管理資産の経理状況】 (29)

1 【主な資産の内容】平成 年 月 日

- I 管理資産残高  
元本相当部分  
利息相当部分  
II 証券所有者への利息支払基金の残高  
III 証券所有者への元本償還基金の残高  
IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2 【主な損益の内容】(第 期)自平成 年 月 日至平成 年 月 日

- I 総収入  
管理資産の回収額  
うち元本返済相当部分  
利息相当部分  
その他の手数料収入  
管理資産の再譲渡に伴う収入  
その他  
II 総費用  
管理報酬  
管理資産の維持管理費  
信用補充手数料  
その他の手数料  
管理資産の貸倒償却額  
うち元本相当部分  
利息相当部分  
III 収入金 (又は損失金) (I - II)

3 【収入金 (又は損失金) の処理】 (30) 平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資  
証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

証券所有者への償還（又は基金への積立）  
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）

その他

4【監査等の概要】(31)

第3【証券事務の概要】(32)

第4【その他】(33)

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】(34)

1【発行者の概況】

2【事業の状況】

3【設備の状況】

4【経理の状況】

5【その他】(35)

第2【原保有者その他関係法人の概況】(36)

1【名称、資本金の額及び事業の内容】(37)

2【関係業務の概要】(38)

3【資本関係】(39)

4【経理の概況】(40)

5【その他】(41)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることにならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）gにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（13）1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d この様式中「券面総額」は振替社債（社債等振替法第66条第1項に規定する振替社債をいう。（4）aにおいて同じ。）又は振替特定社債（社債等振替法第118条において準用する社債等振替法第66条（第1号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。（4）aにおいて同じ。）に係るものを、「証券」は社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券を、それぞれ含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項

証券所有者への償還（又は基金への積立）  
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）

その他

4【監査等の概要】(31)

第3【証券事務の概要】(32)

第4【その他】(33)

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】(34)

1【発行者の概況】

2【事業の状況】

3【設備の状況】

4【経理の状況】

5【その他】(35)

第2【原保有者その他関係法人の概況】(36)

1【名称、資本金の額及び事業の内容】(37)

2【関係業務の概要】(38)

3【資本関係】(39)

4【経理の概況】(40)

5【その他】(41)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることにならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d この様式中「券面総額」は振替特定社債（社債、株式等の振替に関する法律第118条において準用する同法第66条に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) 届出の対象とした募集（売出）国内資産流動化証券の金額

a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届



の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)

- (3) 届出の対象とした募集(売出)内国資産流動化証券の金額
- a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替社債、振替特定社債、振替優先出資(社債等振替法第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。)、振替新優先出資引受権(社債等振替法第248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。)、振替転換特定社債(社債等振替法第250条に規定する振替転換特定社債をいう。))又は振替新優先出資引受権付特定社債(社債等振替法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。))については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該届出に係る内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。))をいう。以下この様式において同じ。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等)及び当該内国資産流動化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- c 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
- d 当該届出に係る内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定借入れの内容を記載すること。
- f 契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下gにおいて同じ。))から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- h 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券届出書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。

出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

- (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債、振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。)、振替新優先出資引受権(同法第248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。)、振替転換特定社債(同法第250条に規定する振替転換特定社債をいう。))又は振替新優先出資引受権付特定社債(同法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。))については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。))をいう。以下この様式において同じ。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等)及び当該内国資産流動化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- c 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
- d 当該内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定借入れの内容を記載すること。
- f 契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。))から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。))又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- h 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券届出書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (5) 振出地  
特定短期社債については、振出地の記載を要しない。
- (6) 発行(売出)価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出

- したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (5) 振出地  
短期社債(社債等振替法第66条第1号に規定する短期社債をいう。)及び特定短期社債(資産流動化法第2条第8項に規定する特定短期社債をいう。)については、振出地の記載を要しない。
- (6) 発行(売出)価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 発行(売出)価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (8) 引受け等の概要  
a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。  
b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニ掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。)とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
- (9) その他  
a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。
- (10) 手取金の使途  
発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容(例えば、管理資産の取得、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。
- (11) 管理資産に係る法制度の概要  
原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (12) 管理資産の基本的性格  
当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- (13) 管理資産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (14) 管理資産の管理体制等  
a 「管理資産の関係法人」の欄については、原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。  
b 「管理資産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、管理資産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- 書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 発行(売出)価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (8) 引受け等の概要  
a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。  
b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。)とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
- (9) その他  
a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。
- (10) 手取金の使途  
発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容(例えば、管理資産の取得、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。
- (11) 管理資産に係る法制度の概要  
原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (12) 管理資産の基本的性格  
当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- (13) 管理資産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (14) 管理資産の管理体制等  
a 「管理資産の関係法人」の欄については、原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。  
b 「管理資産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、管理資産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 「管理資産の管理体制」の欄については、管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等)、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況につい

c 「管理資産の管理体制」の欄については、管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(15) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。

(16) 管理資産を構成する資産の原所有者の事業の概要

原所有者が管理資産を構成する資産に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。

(17) 管理資産を構成する資産の内容

a 管理資産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の (a) 及び (b) に従って記載すること。

(a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

(b) 管理資産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原所有者による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。

b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 b 及び (25) b において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率（各年同日における稼働率。以下 b において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の 10%以上を占める物件。(27) b において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の 10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 管理資産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の特定有価証券に表示される債

て、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(15) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。

(16) 管理資産を構成する資産の原所有者の事業の概要

原所有者が管理資産を構成する資産に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。

(17) 管理資産を構成する資産の内容

a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率（各年同日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の 10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の 10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 管理資産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。

d 管理資産を構成する資産が有価証券（h の有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。

e 管理資産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取りリース料等）について具体的に記載すること。

f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体

利を除く。)である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a又はbに掲げる事項)を記載すること。

d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの特定有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券についてa(b)に準じて記載すること。

e 管理資産を構成する資産が動産(有価証券を除く。)である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容(リース期間、受取り料等)について具体的に記載すること。

f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

g 管理資産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産(hの特定有価証券を除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。

h 管理資産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券(投資信託証券に該当するものを除く。)である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託(資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。))の受益権にあつては、代表権利者(同条第17項に規定する代表権利者をいう。))又は特定信託管理者(同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。))の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容(aからgまでに掲げる資産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。

i 管理資産を直接又は間接に構成する債権(信託の受益権に係る受益債権を除く。以下iにおいて単に「債権」という。)に係る債務者(以下iにおいて単に「債務者」といい、その子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。(d)において同じ。))又は関連会社(同条第5項に規定する関連会社をいう。(d)において同じ。))である債務者がある場合には、当該債務者を含む。)であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの(以下iにおいて「重要な債務者」という。)が存在する場合には、aからhまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。

(a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況(直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。)を記載すること。

(b) 当該割合その他の管理資産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。

(c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。

(d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者(他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。)について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

① 直近の計算書類(会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。)(法令、契約等により、公認会計士又は監査法人(外国においてこれらに相当する者を含

財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

g 管理資産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産(hに掲げるものは除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。

h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあつては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。

i 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること。

(18) 管理資産を構成する資産の回収方法

管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。)について記載すること。

(19) 管理資産の管理

a 原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。

b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者(以下この様式において「証券所有者」という。))以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等(証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券(出資持分を含む。))をいう。以下この様式において同じ。)を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法を記載すること。

c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等につき回収したものに係る処理の方法(新たに管理資産に組み入れる資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持管理費等がある場合には当該経費の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等)を記載すること。

d 処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。

e その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。

(20) 管理報酬等

a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。

b 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。

(21) その他

定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(22) 信用補充等

当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補充及び流動性補充がなされている場合には、その内容を記載すること。

(23) 利害関係人との取引制限

当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。

(24) 証券所有者の権利

- む。)による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による報告書)
- ② 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②において同じ。)(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載した書面
- j 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること。
- (18) 管理資産を構成する資産の回収方法  
管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。)について記載すること。
- (19) 管理資産の管理  
a 原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。  
b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者(以下この様式において「証券所有者」という。)以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等(証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券(出資持分を含む。)をいう。(29) cにおいて同じ。)を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。  
c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等につき回収したものに係る処理の方法(新たに管理資産に組み入れる資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持管理費等がある場合には当該経費の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等)を記載すること。  
d 処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。  
e その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- (20) 管理報酬等  
a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。  
b 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。
- (21) その他  
定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (22) 信用補充等  
当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補充及び流動性補充がなされている場合には、その内容を記載すること。
- (23) 利害関係人との取引制限  
当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引につ

- a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算方法(その積算根拠を含む。)等について記載すること。
- b 利息又は配当受領権、償還金の受領権、当該内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用補充措置に対する権利その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消却時期を含む。)、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。
- (25) 管理資産を構成する資産の管理の概況  
a 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。  
b 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。  
c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (26) 損失及び延滞の状況  
a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。  
b 管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。  
c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。
- (27) 収益状況の推移  
有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。  
a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率  
b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- (28) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(dにおいて「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。  
d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項が届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (29) 管理資産の経理状況

- いての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。
- (24) 証券所有者の権利
- a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算方法（その積算根拠を含む。）等について記載すること。
- b 利息又は配当受領権、償還金の受領権、内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用補充措置に対する権利その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。
- (25) 管理資産を構成する資産の管理の概況
- a 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。
- b 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
- c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (26) 損失及び延滞の状況
- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。
- b 管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日以前である場合には、管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。
- (27) 収益状況の推移
- 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。
- a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- (28) 投資リスク
- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を示したものであり、当該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場合には、これに準じて記載すること。また、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 最近2計算期間について記載すること。
- c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。
- (30) 収入金（又は損失金）の処理
- a 「証券所有者への利息支払（又は基金への積立）」、「証券所有者への償還（又は基金への積立）」又は「管理資産の維持管理費（又は基金への積立）」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
- b 証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。
- (31) 監査等の概要
- 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。
- (32) 証券事務の概要
- 当該内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。
- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (33) その他
- 当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (34) 発行者の状況
- 「1 発行者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (35) その他
- a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (36) 原保有者その他関係法人の概況
- 原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等について記載すること。
- (37) 名称、資本金の額及び事業の内容
- 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (38) 関係業務の概要



- e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (29) 管理資産の経理状況
- a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を示したものであり、当該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場合には、これに準じて記載すること。また、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 最近2計算期間について記載すること。
- c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分又は債権額に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。
- (30) 収入金（又は損失金）の処理
- a 「証券所有者への利息支払（又は基金への積立）」、「証券所有者への償還（又は基金への積立）」又は「管理資産の維持管理費（又は基金への積立）」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
- b 証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。
- (31) 監査等の概要
- 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、有価証券届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。
- (32) 証券事務の概要
- 当該届出に係る内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。
- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (33) その他
- 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (34) 発行者の状況
- 「1 発行者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (35) その他
- a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (36) 原保有者その他関係法人の概況
- 原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等について記載すること。

- 管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。
- (39) 資本関係
- 他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (40) 経理の概況
- 最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。
- (41) その他
- a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
- b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (42) 組織再編成（公開買付け）に関する情報
- 内国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産流動化証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

- (37) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (38) 関係業務の概要  
管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。
- (39) 資本関係  
他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (40) 経理の概況  
最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。
- (41) その他  
a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。  
b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。  
c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (42) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産流動化証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。



改正案	現 行
<p>第五号の二の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【特定社債 (特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【各特定社債の金額】 5～14 (略) 15【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】 16～22 (略) 【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 23 (略) 24【新優先出資引受権の行使期間】 25【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込み取次場所】 26～28 (略) 第2～第4 (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集 (売出) 特定内国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態 (特定社債券 (法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)、特定優先出資証券の別等) 及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで<del>有価証券届出書</del>を提出する場合には、<del>有価証券届出書</del>提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。 (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書の提出日以後<del>有価証券届出書</del>の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b (3) aの有価証券報告書の提出日以後<del>有価証券届出書</del>提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間 (第23条に定める期間をいう。以下c及び(3) aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書 (以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後<del>有価証券届出書</del>提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<del>有価証券届出書</del>提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第五号の二の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債 (特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【各社債の金額】 5～14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16～22 (略) 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 23 (略) 24【新優先出資引受権の行使請求期間】 25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び申込み取次場所】 26～28 (略) 第2～第4 (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集 (売出) 特定内国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態 (特定社債券、特定優先出資証券の別等) 及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで<del>有価証券届出書</del>を提出する場合には、<del>有価証券届出書</del>現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。 (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書の提出日以後<del>有価証券届出書</del> (以下この様式において「届出書」という。)の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b (3) aの有価証券報告書の提出日以後<del>届出書</del>提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書 (以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後<del>届出書</del>提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<del>届出書</del>提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

(3) 組込情報

次に掲げる書類を有価証券届出書に添付し、その旨を記載すること。

a (略)

b aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c (略)

(3) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a (略)

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c (略)

改 正 案	現 行
<p>第五号の二の三様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  (略)</p> <p>第一部 <b>【証券情報】</b>  第1 <b>【特定社債 (特定短期社債を除く。)]</b>  1～3 (略)  4 <b>【各特定社債の金額】</b>  5～14 (略)  15 <b>【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】</b>  16～22 (略)  <b>【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</b>  23 (略)  24 <b>【新優先出資引受権の行使期間】</b>  25 <b>【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</b>  26～28 (略)  第2～第4 (略)  第二部・第三部 (略)  (記載上の注意)  (略)</p>	<p>第五号の二の三様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  (略)</p> <p>第一部 <b>【証券情報】</b>  第1 <b>【社債 (特定短期社債を除く。)]</b>  1～3 (略)  4 <b>【各社債の金額】</b>  5～14 (略)  15 <b>【社債管理者又は社債の管理会社】</b>  16～22 (略)  <b>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</b>  23 (略)  24 <b>【新優先出資引受権の行使請求期間】</b>  25 <b>【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</b>  26～28 (略)  第2～第4 (略)  第二部・第三部 (略)  (記載上の注意)  (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(3) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国 資産流動化証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国 資産流動化証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国社債(短期外債を除く。)]</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各外国社債の金額】</p> <p>5【発行(売出)価額の総額】</p> <p>6【発行(売出)価格】</p> <p>7【利率】</p> <p>8【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】</p> <p>15【外国社債管理者又は外国社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【保管に関する事項】(4)</p> <p>18【その他】</p> <p>【外国新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>19【外国新株予約権の内容】</p> <p>20【外国新株予約権の行使期間】</p> <p>21【外国新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(3) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国 資産流動化証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国 資産流動化証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債(短期外債を除く。)]</p> <p>1【銘柄】</p> <p>2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【券面総額】</p> <p>4【各社債の金額】</p> <p>5【発行(売出)価額の総額】</p> <p>6【発行(売出)価格】</p> <p>7【利率】</p> <p>8【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>9【償還期限及び償還の方法】</p> <p>10【募集の方法】</p> <p>11【申込証拠金】</p> <p>12【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>13【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>14【引受け等の概要】</p> <p>15【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>16【振替機関に関する事項】</p> <p>17【保管に関する事項】(4)</p> <p>18【その他】</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>19【新株予約権の内容】</p> <p>20【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>21【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p>

22【外国新株予約権の譲渡に関する事項】

23【代用払込みに関する事項】

24【その他】

第2【外国株式】

1【種類】

2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【額面金額】

4【発行数】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【資本組入額の総額】

8【資本組入額】

9【外国株式の内容】

10【配当の方法】

11【募集の方法】

12【申込証拠金】

13【申込期間及び申込取扱場所】

14【払込期日及び払込取扱場所】

15【引受け等の概要】

16【その他】

第3【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】

1【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

2【振出日及び振出地】

3【券面総額】

4【発行（売出）価額の総額】

5【発行（売出）価格】

6【発行限度額及び発行限度額残高】

7【支払期日及び支払場所】

8【バックアップラインの設定】

9【保管に関する事項】（4）

10【その他】

第4【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5【手取金の使途】

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産に係る法制度の概要】

(2)【管理資産の基本的性格】

(3)【管理資産の沿革】（5）

(4)【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

③【管理資産の管理体制】

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

22【新株予約権の譲渡に関する事項】

23【代用払込みに関する事項】

24【その他】

第2【株式】

1【種類】

2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【額面金額】

4【発行数】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【資本組入額の総額】

8【資本組入額】

9【株式の内容】

10【配当の方法】

11【募集の方法】

12【申込証拠金】

13【申込期間及び申込取扱場所】

14【払込期日及び払込取扱場所】

15【引受け等の概要】

16【その他】

第3【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】

1【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

2【振出日及び振出地】

3【券面総額】

4【発行（売出）価額の総額】

5【発行（売出）価格】

6【発行限度額及び発行限度額残高】

7【支払期日及び支払場所】

8【バックアップラインの設定】

9【保管に関する事項】（4）

10【その他】

第4【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第5【手取金の使途】

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産に係る法制度の概要】

(2)【管理資産の基本的性格】

(3)【管理資産の沿革】（5）

(4)【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

③【管理資産の管理体制】

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

- (3) 【管理資産を構成する資産の内容】
- (4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

3 【管理及び運営の仕組み】

- (1) 【資産管理等の概要】
  - ① 【管理資産の管理】
  - ② 【管理報酬等】
  - ③ 【その他】

- (2) 【信用補充等】
- (3) 【情報開示の概要】 (6)
- (4) 【利害関係人との取引制限】

4 【証券所有者の権利行使等】

- (1) 【証券所有者の権利】
- (2) 【証券の上場等に関する事項】 (7)
- (3) 【課税上の取扱い】 (8)
- (4) 【為替管理上の取扱い】 (9)
- (5) 【本邦における代理人】 (10)
- (6) 【裁判管轄等】 (11)

5 【管理資産を構成する資産の状況】

- (1) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】
- (2) 【損失及び延滞の状況】
- (3) 【収益状況の推移】

6 【投資リスク】

第2 【管理資産の経理状況】

1 【主な資産の内容】 平成 年 月 日

- I 管理資産残高
  - 元本相当部分
  - 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2 【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

- I 総収入
  - 管理資産の回収額
    - うち元本返済相当部分
    - 利息相当部分
  - その他の手数料収入
  - 管理資産の再譲渡に伴う収入
  - その他
- II 総費用
  - 管理報酬
  - 管理資産の維持管理費
  - 信用補充手数料
  - その他の手数料
  - 管理資産の貸倒償却額
    - うち元本相当部分
    - 利息相当部分

- (3) 【管理資産を構成する資産の内容】
- (4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

3 【管理及び運営の仕組み】

- (1) 【資産管理等の概要】
  - ① 【管理資産の管理】
  - ② 【管理報酬等】
  - ③ 【その他】

- (2) 【信用補充等】
- (3) 【情報開示の概要】 (6)
- (4) 【利害関係人との取引制限】

4 【証券所有者の権利行使等】

- (1) 【証券所有者の権利】
- (2) 【証券の上場等に関する事項】 (7)
- (3) 【課税上の取扱い】 (8)
- (4) 【為替管理上の取扱い】 (9)
- (5) 【本邦における代理人】 (10)
- (6) 【裁判管轄等】 (11)

5 【管理資産を構成する資産の状況】

- (1) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】
- (2) 【損失及び延滞の状況】
- (3) 【収益状況の推移】

6 【投資リスク】

第2 【管理資産の経理状況】

1 【主な資産の内容】 平成 年 月 日

- I 管理資産残高
  - 元本相当部分
  - 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2 【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

- I 総収入
  - 管理資産の回収額
    - うち元本返済相当部分
    - 利息相当部分
  - その他の手数料収入
  - 管理資産の再譲渡に伴う収入
  - その他
- II 総費用
  - 管理報酬
  - 管理資産の維持管理費
  - 信用補充手数料
  - その他の手数料
  - 管理資産の貸倒償却額
    - うち元本相当部分
    - 利息相当部分

### III 収入金（又は損失金）（I－II）

- 3 【収入金（又は損失金）の処理】平成 年 月 日  
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資  
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）  
証券所有者への償還（又は基金への積立）  
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）  
その他

#### 4 【監査等の概要】（12）

### 第3 【証券事務の概要】

#### 第4 【その他】

## 第三部 【発行者及び関係法人情報】

### 第1 【発行者の状況】（13）

#### 1 【設立準拠法】

#### 2 【監督官庁の概要】（14）

#### 3 【発行者の概況】

#### 4 【事業の概況】

#### 5 【営業の状況】

#### 6 【設備の状況】

#### 7 【経理の状況】

#### 8 【その他】

### 第2 【原保有者その他関係法人の概況】

#### 1 【設立準拠法】

#### 2 【監督官庁の概要】

#### 3 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 4 【関係業務の概要】

#### 5 【資本関係】

#### 6 【経理の概況】

#### 7 【その他】

## 第四部 【特別情報】

### 【外国資産流動化証券の様式】（15）

#### （記載上の注意）

#### （1） 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- g この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券に係るものを、それぞれ含むものとする。

### III 収入金（又は損失金）（I－II）

- 3 【収入金（又は損失金）の処理】平成 年 月 日  
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資  
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）  
証券所有者への償還（又は基金への積立）  
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）  
その他

#### 4 【監査等の概要】（12）

### 第3 【証券事務の概要】

#### 第4 【その他】

## 第三部 【発行者及び関係法人情報】

### 第1 【発行者の状況】（13）

#### 1 【設立準拠法】

#### 2 【監督官庁の概要】（14）

#### 3 【発行者の概況】

#### 4 【事業の概況】

#### 5 【営業の状況】

#### 6 【設備の状況】

#### 7 【経理の状況】

#### 8 【その他】

### 第2 【原保有者その他関係法人の概況】

#### 1 【設立準拠法】

#### 2 【監督官庁の概要】

#### 3 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 4 【関係業務の概要】

#### 5 【資本関係】

#### 6 【経理の概況】

#### 7 【その他】

## 第四部 【特別情報】

### 【外国資産流動化証券の様式】（15）

#### （記載上の注意）

#### （1） 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- g この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。

- (2) 代理人の氏名又は名称  
本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（2）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (3) 事務連絡者氏名  
本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (4) 保管に関する事項  
外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債については、この限りでない。
- (5) 管理資産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る外国資産流動化証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (6) 情報開示の概要  
特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。
- (7) 証券の上場等に関する事項  
当該届出に係る外国資産流動化証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- (8) 課税上の取扱い  
利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (9) 為替管理上の取扱い  
利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (10) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (11) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (12) 監査等の概要  
当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、有価証券届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。
- (13) 発行者の状況  
「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。  
ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、発行者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつ

- (2) 代理人の氏名又は名称  
本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（2）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (3) 事務連絡者氏名  
本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (4) 保管に関する事項  
外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。
- (5) 管理資産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (6) 情報開示の概要  
特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。
- (7) 証券の上場等に関する事項  
当該届出に係る外国資産流動化証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- (8) 課税上の取扱い  
利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (9) 為替管理上の取扱い  
利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (10) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (11) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (12) 監査等の概要  
当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。
- (13) 発行者の状況  
「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。  
ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、発行者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつ
- (14) 監督官庁の概要



ては10事業年度)に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

(14) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(15) 外国資産流動化証券の様式

当該届出に係る外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項(振替外債にあつては、その旨及び社債等振替法第127条において準用する社債等振替法第69条第1項各号(第5号及び第6号を除く。))に掲げる通知事項の内容について記載すること。

(16) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国資産流動化証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(15) 外国資産流動化証券の様式

当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項(振替外債にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項(第5号及び第6号を除く。))に規定する通知事項の内容について記載すること。

(16) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国資産流動化証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第五号の三の様式</p> <p><b>【表紙】</b></p> <p><b>【提出書類】</b> 有価証券届出書</p> <p><b>【提出先】</b> 関東財務局長</p> <p><b>【提出日】</b> 平成 年 月 日</p> <p><b>【発行者名】</b> _____</p> <p><b>【代表者の役職氏名】</b> _____</p> <p><b>【本店の所在の場所】</b> _____</p> <p><b>【代理人の氏名又は名称】</b> _____</p> <p><b>【代理人の住所又は所在地】</b> _____</p> <p><b>【事務連絡者氏名】</b> _____</p> <p><b>【連絡場所】</b> _____</p> <p><b>【電話番号】</b> _____</p> <p><b>【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】</b> _____</p> <p><b>【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】（1）</b> _____</p> <p><b>【縦覧に供する場所】</b> 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部 <b>【証券情報】</b></p> <p>第1 <b>【外国特定社債（短期外債を除く。）】</b></p> <p>1 <b>【銘柄】</b></p> <p>2 <b>【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</b></p> <p>3 <b>【券面総額】</b></p> <p>4 <b>【各外国特定社債の金額】</b></p> <p>5 <b>【発行（売出）価額の総額】</b></p> <p>6 <b>【発行（売出）価格】</b></p> <p>7 <b>【利率】</b></p> <p>8 <b>【利払日及び利息支払の方法】</b></p> <p>9 <b>【償還期限及び償還の方法】</b></p> <p>10 <b>【募集の方法】</b></p> <p>11 <b>【申込証拠金】</b></p> <p>12 <b>【申込期間及び申込取扱場所】</b></p> <p>13 <b>【払込期日及び払込取扱場所】</b></p> <p>14 <b>【引受け等の概要】</b></p> <p>15 <b>【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】</b></p> <p>16 <b>【振替機関に関する事項】</b></p> <p>17 <b>【保管に関する事項】</b></p> <p>18 <b>【その他】</b></p> <p><b>【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</b></p> <p>19 <b>【外国新優先出資引受権の内容】</b></p> <p>20 <b>【外国新優先出資引受権の行使期間】</b></p> <p>21 <b>【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</b></p>	<p>第五号の三の様式</p> <p><b>【表紙】</b></p> <p><b>【提出書類】</b> 有価証券届出書</p> <p><b>【提出先】</b> 関東財務局長</p> <p><b>【提出日】</b> 平成 年 月 日</p> <p><b>【発行者名】</b> _____</p> <p><b>【代表者の役職氏名】</b> _____</p> <p><b>【本店の所在の場所】</b> _____</p> <p><b>【代理人の氏名又は名称】</b> _____</p> <p><b>【代理人の住所又は所在地】</b> _____</p> <p><b>【事務連絡者氏名】</b> _____</p> <p><b>【連絡場所】</b> _____</p> <p><b>【電話番号】</b> _____</p> <p><b>【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】</b> _____</p> <p><b>【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】（1）</b> _____</p> <p><b>【縦覧に供する場所】</b> 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部 <b>【証券情報】</b></p> <p>第1 <b>【社債（短期外債を除く。）】</b></p> <p>1 <b>【銘柄】</b></p> <p>2 <b>【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</b></p> <p>3 <b>【券面総額】</b></p> <p>4 <b>【各社債の金額】</b></p> <p>5 <b>【発行（売出）価額の総額】</b></p> <p>6 <b>【発行（売出）価格】</b></p> <p>7 <b>【利率】</b></p> <p>8 <b>【利払日及び利息支払の方法】</b></p> <p>9 <b>【償還期限及び償還の方法】</b></p> <p>10 <b>【募集の方法】</b></p> <p>11 <b>【申込証拠金】</b></p> <p>12 <b>【申込期間及び申込取扱場所】</b></p> <p>13 <b>【払込期日及び払込取扱場所】</b></p> <p>14 <b>【引受け等の概要】</b></p> <p>15 <b>【社債管理者又は社債の管理会社】</b></p> <p>16 <b>【振替機関に関する事項】</b></p> <p>17 <b>【保管に関する事項】</b></p> <p>18 <b>【その他】</b></p> <p><b>【新株予約権付社債に関する事項】</b></p> <p>19 <b>【新株予約権の内容】</b></p> <p>20 <b>【新株予約権の行使請求期間】</b></p> <p>21 <b>【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</b></p>

22 【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

23 【代用払込みに関する事項】

24 【その他】

第2 【外国特定優先出資証券】

1 【種類】

2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3 【額面金額】

4 【発行数】

5 【発行（売出） 価額の総額】

6 【発行（売出） 価格】

7 【資本組入額の総額】

8 【資本組入額】

9 【外国優先出資の内容】

10 【配当の方法】

11 【募集の方法】

12 【申込証拠金】

13 【申込期間及び申込取扱場所】

14 【払込期日及び払込取扱場所】

15 【引受け等の概要】

16 【その他】

第3 【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4 【手取金の使途】

第二部 【追完情報】 (2)

第三部 【組込情報】 (3)

第四部 【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。

- (1) 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額
  - a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (2) 追完情報
  - a (3) aの有価証券報告書又は(3) dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
    - (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合
    - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
  - b (3) aの有価証券報告書又は(3) dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
  - c 最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下c及び(3) aにおいて同じ。）に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提

22 【新株予約権の譲渡に関する事項】

23 【代用払込みに関する事項】

24 【その他】

第2 【株式】

1 【種類】

2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3 【額面金額】

4 【発行数】

5 【発行（売出） 価額の総額】

6 【発行（売出） 価格】

7 【資本組入額の総額】

8 【資本組入額】

9 【株式の内容】

10 【配当の方法】

11 【募集の方法】

12 【申込証拠金】

13 【申込期間及び申込取扱場所】

14 【払込期日及び払込取扱場所】

15 【引受け等の概要】

16 【その他】

第3 【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4 【手取金の使途】

第二部 【追完情報】 (2)

第三部 【組込情報】 (3)

第四部 【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。

- (1) 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額
  - a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
  - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで無価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (2) 追完情報
  - a (3) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
    - (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合
    - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
  - b (3) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
  - c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく

出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) 組込情報

次に掲げる書類を有価証券届出書に添付し、その旨を記載すること。

- a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
- e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文
- f dの書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類

記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

- a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
- e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文
- f dの書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類

改 正 案	現 行
<p>第五号の三の三様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  (略)</p> <p>第一部 <b>【証券情報】</b>  第1 <b>【外国特定社債（短期外債を除く。）】</b>  1～3 (略)  4 <b>【各外国特定社債の金額】</b>  5～14 (略)  15 <b>【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】</b>  16～18 (略)  <b>【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</b>  19 <b>【外国新優先出資引受権の内容】</b>  20 <b>【外国新優先出資引受権の行使期間】</b>  21 <b>【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</b>  22 <b>【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</b>  23・24 (略)  第2 <b>【外国特定優先出資証券】</b>  1～8 (略)  9 <b>【外国優先出資の内容】</b>  10～16 (略)  第3・第4 (略)  第二部・第三部 (略)  (記載上の注意)  次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。  (1) 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額  a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（<u>特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等</u>）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。  b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで<u>有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在</u>におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。  (2)・(3) (略)</p>	<p>第五号の三の三様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  (略)</p> <p>第一部 <b>【証券情報】</b>  第1 <b>【社債（短期外債を除く。）】</b>  1～3 (略)  4 <b>【各社債の金額】</b>  5～14 (略)  15 <b>【社債管理者又は社債の管理会社】</b>  16～18 (略)  <b>【新株予約権付社債に関する事項】</b>  19 <b>【新株予約権の内容】</b>  20 <b>【新株予約権の行使請求期間】</b>  21 <b>【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</b>  22 <b>【新株予約権の譲渡に関する事項】</b>  23・24 (略)  第2 <b>【株式】</b>  1～8 (略)  9 <b>【株式の内容】</b>  10～16 (略)  第3・第4 (略)  第二部・第三部 (略)  (記載上の注意)  次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。  (1) 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額  a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（<u>社債、株式の別等</u>）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。  b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで<u>有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在</u>におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。  (2)・(3) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者（原委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国 資産信託流動化受益証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国 資産信託流動化受益証券の金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国資産信託流動化受益証券の形態等】(4) _____</p> <p>第2【発行（売出）数】 _____</p> <p>第3【発行（売出）価額の総額】(5) _____</p> <p>第4【発行（売出）価格】(6) _____</p> <p>第5【分配金の分配時期及び場所】 _____</p> <p>第6【募集の方法】 _____</p> <p>第7【申込単位】 _____</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】 _____</p> <p>第9【申込証拠金】 _____</p> <p>第10【払込期日及び払込取扱場所】 _____</p> <p>第11【引受け等の概要】(7) _____</p> <p>第12【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>第13【その他】(8) _____</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【特定信託財産に係る法制度の概要】(9) _____</p> <p>(2)【特定信託財産の基本的性格】(10) _____</p> <p>(3)【特定信託財産の沿革】(11) _____</p> <p>(4)【特定信託財産の管理体制等】(12) _____</p> <p>①【特定信託財産の関係法人】 _____</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者（原委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国 資産信託流動化受益証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国 資産信託流動化受益証券の金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国資産信託流動化受益証券の形態等】(4) _____</p> <p>第2【発行（売出）数】 _____</p> <p>第3【発行（売出）価額の総額】(5) _____</p> <p>第4【発行（売出）価格】(6) _____</p> <p>第5【分配金の分配時期及び場所】 _____</p> <p>第6【募集の方法】 _____</p> <p>第7【申込単位】 _____</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】 _____</p> <p>第9【申込証拠金】 _____</p> <p>第10【払込期日及び払込取扱場所】 _____</p> <p>第11【引受け等の概要】(7) _____</p> <p>第12【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>第13【その他】(8) _____</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【特定信託財産に係る法制度の概要】(9) _____</p> <p>(2)【特定信託財産の基本的性格】(10) _____</p> <p>(3)【特定信託財産の沿革】(11) _____</p> <p>(4)【特定信託財産の管理体制等】(12) _____</p> <p>①【特定信託財産の関係法人】 _____</p>

	② <u>【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</u>
	③ <u>【特定信託財産の管理体制】</u>
2	<u>【特定信託財産を構成する資産の概要】</u>
	(1) <u>【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (13)</u>
	(2) <u>【特定信託財産を構成する資産の内容】 (14)</u>
	(3) <u>【特定信託財産を構成する資産の回収方法】 (15)</u>
3	<u>【特定目的信託の仕組み】</u>
	(1) <u>【特定目的信託の概要】</u>
	① <u>【特定目的信託の基本的仕組み】 (16)</u>
	② <u>【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】 (17)</u>
	③ <u>【原委託者の義務に関する事項】</u>
	④ <u>【信託権利等】</u>
	⑤ <u>【その他】</u>
	(2) <u>【受益権】 (18)</u>
	(3) <u>【受益証券の取得者の権利】</u>
4	<u>【特定信託財産を構成する資産の状況】</u>
	(1) <u>【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】</u>
	(2) <u>【損失及び延滞の状況】 (19)</u>
	(3) <u>【収益状況の推移】 (20)</u>
5	<u>【投資リスク】 (21)</u>
第2	<u>【特定信託財産の経理状況】 (22)</u>
	1 <u>【貸借対照表】 (23)</u>
	2 <u>【損益計算書】 (24)</u>
	3 <u>【附属明細表】 (25)</u>
第3	<u>【証券事務の概要】 (26)</u>
第4	<u>【その他】 (27)</u>
第三部	<u>【受託者、原委託者及び関係法人の情報】</u>
第1	<u>【受託者の状況】</u>
	1 <u>【受託者の概況】 (28)</u>
	2 <u>【事業の内容及び営業の概況】</u>
	3 <u>【経理の状況】 (28-2)</u>
	4 <u>【利害関係人との取引制限】 (28-3)</u>
	5 <u>【その他】 (29)</u>
第2	<u>【原委託者の状況】 (30)</u>
	1 <u>【会社の場合】</u>
	(1) <u>【会社の概況】</u>
	(2) <u>【事業の内容及び営業の概況】</u>
	(3) <u>【経理の状況】</u>
	(4) <u>【利害関係人との取引制限】</u>
	(5) <u>【その他】 (29)</u>
	2 <u>【会社以外の団体の場合】</u>
	(1) <u>【団体の沿革】</u>
	(2) <u>【団体の目的及び事業の内容】</u>
	(3) <u>【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</u>
	(4) <u>【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</u>
3	<u>【個人の場合】</u>

	② <u>【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</u>
	③ <u>【特定信託財産の管理体制】</u>
2	<u>【特定信託財産を構成する資産の概要】</u>
	(1) <u>【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (13)</u>
	(2) <u>【特定信託財産を構成する資産の内容】 (14)</u>
	(3) <u>【特定信託財産を構成する資産の回収方法】 (15)</u>
3	<u>【特定目的信託の仕組み】</u>
	(1) <u>【特定目的信託の概要】</u>
	① <u>【特定目的信託の基本的仕組み】 (16)</u>
	② <u>【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】 (17)</u>
	③ <u>【原委託者の義務に関する事項】</u>
	④ <u>【信託権利等】</u>
	⑤ <u>【その他】</u>
	(2) <u>【受益権】 (18)</u>
	(3) <u>【受益証券の取得者の権利】</u>
4	<u>【特定信託財産を構成する資産の状況】</u>
	(1) <u>【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】</u>
	(2) <u>【損失及び延滞の状況】 (19)</u>
	(3) <u>【収益状況の推移】 (20)</u>
5	<u>【投資リスク】 (21)</u>
第2	<u>【特定信託財産の経理状況】 (22)</u>
	1 <u>【貸借対照表】 (23)</u>
	2 <u>【損益計算書】 (24)</u>
	3 <u>【附属明細表】 (25)</u>
第3	<u>【証券事務の概要】 (26)</u>
第4	<u>【その他】 (27)</u>
第三部	<u>【受託者、原委託者及び関係法人の情報】</u>
第1	<u>【受託者の状況】 (28)</u>
	1 <u>【受託者の概況】</u>
	2 <u>【事業の状況】</u>
	3 <u>【設備の状況】</u>
	4 <u>【経理の状況】</u>
	5 <u>【その他】 (29)</u>
第2	<u>【原委託者の状況】 (30)</u>
	1 <u>【会社の場合】</u>
	(1) <u>【会社の概況】</u>
	(2) <u>【事業の状況】</u>
	(3) <u>【設備の状況】</u>
	(4) <u>【経理の状況】</u>
	(5) <u>【その他】 (29)</u>
	2 <u>【会社以外の団体の場合】</u>
	(1) <u>【団体の沿革】</u>
	(2) <u>【団体の目的及び事業の内容】</u>
	(3) <u>【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</u>
	(4) <u>【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</u>
3	<u>【個人の場合】</u>

- (1) 【生年月日】
- (2) 【本籍地】
- (3) 【職歴】
- (4) 【破産手続開始の決定の有無】

第3 【その他関係法人の概況】

- 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (31)
- 2 【関係業務の概要】 (32)
- 3 【資本関係】 (33)
- 4 【役員との兼職関係】 (34)
- 5 【その他】 (35)

第四部 【特別情報】

【内国資産信託流動化受益証券の様式】 (36)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（13）1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) 届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等振替法第124条の2に規定する振替特定目的信託受益権をいう。（36）において同じ。）については、この限りでない。
- b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供さ

- (1) 【生年月日】
- (2) 【本籍地】
- (3) 【職歴】
- (4) 【破産手続開始の決定の有無】

第3 【その他関係法人の概況】

- 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (31)
- 2 【関係業務の概要】 (32)
- 3 【資本関係】 (33)
- 4 【役員との兼職関係】 (34)
- 5 【その他】 (35)

第四部 【特別情報】

【内国資産信託流動化受益証券の様式】 (36)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) 届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律第124条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、この限りでない。
- b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格



れ、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行(売出) 価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出) 価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(8) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(9) 特定信託財産に係る法制度の概要

原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10) 特定信託財産の基本的性格

当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(11) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(12) 特定信託財産の管理体制等

a 「特定信託財産の関係法人」の欄については、原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

b 「特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 「特定信託財産の管理体制」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等)、特定信託財産の管理を行う会社が事務委託等を

付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行(売出) 価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出) 価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(8) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(9) 特定信託財産に係る法制度の概要

原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10) 特定信託財産の基本的性格

当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(11) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(12) 特定信託財産の管理体制等

a 「特定信託財産の関係法人」の欄については、原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

b 「特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 「特定信託財産の管理体制」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等)、特定信託財産の管理を行う会社が事務委託等を

行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、特定信託財産の管理を行う会社による特定信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと（以下、特定信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。）。

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

a 特定信託財産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の (a) 及び (b) に従って記載すること。

(a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

(b) 特定信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。（16）において同じ。）による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。

b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 b 及び (17) b において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 b において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。（20）bにおいて同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 特定信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。

d 特定信託財産を構成する資産が有価証券（h の特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格につ

行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、特定信託財産の管理を行う会社による特定信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと（以下、特定信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。）。

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 特定信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。

d 特定信託財産を構成する資産が有価証券（h の有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。

e 特定信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。

f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該

いて概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付けられている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券についてa (b) に準じて記載すること。

e 特定信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。

f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

g 特定信託財産を構成する資産がa からf までに掲げる資産以外の資産（hの特定有価証券を除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じa からf までに準じて記載すること。

h 特定信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあっては、資産流動化法第2条第17項又は第18項に規定する代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（a からg までに掲げる資産の内容に応じa からg までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

i 特定信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下iにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下iにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下iにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a からh までに加えて、次の(a) から (d) までに従うこと。

(a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。

(b) 当該割合その他の特定信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。

(c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。

(d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による報告書）

② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（28-2）cにおいて同じ。）に該当する者である場合に

無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

g 特定信託財産を構成する資産がa からf までに掲げる資産以外の資産（hに掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じa からf までに準じて記載すること。

h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法第2条第17項又は第18項に規定する代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がa からg までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じa からg までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

(15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法  
特定信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。

(16) 特定目的信託の基本的仕組み  
当該内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に委託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項  
a 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。

b 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

c 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(18) 受益権  
社債的受益権（資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいう。以下この様式において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第2項第1号に規定する配当額の積算根拠及び同項第3号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。

(19) 損失及び延滞の状況  
a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。

b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。

c 有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(20) 収益状況の推移

は、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②及び（28-2）cにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものを用いる。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

- (15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法  
特定信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
- (16) 特定目的信託の基本的仕組み  
当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。
- (17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項  
a 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。  
b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。  
c 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (18) 受益権  
社債的受益権（資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいう。以下（18）において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第2項第1号に規定する配当額の積算根拠及び同項第3号の元本の償還に充てる資金の調達方法を記載すること。
- (19) 損失及び延滞の状況  
a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。  
b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。  
c 有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。
- (20) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (21) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (22) 特定信託財産の経理状況  
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- (23) 貸借対照表  
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（24）において同じ。）も記載すること。
- (24) 損益計算書  
a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (25) 附属明細表  
最近計算期間の附属明細表を示すこと。
- (26) 証券事務の概要  
当該内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 証券所有者に対する特典  
c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容  
d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (27) その他

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 投資リスク

- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(22) 特定信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（23）及び（24）aにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（28-2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(23) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（24）aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（24）aにおいて同じ。）も記載すること。

(24) 損益計算書

- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(25) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(26) 証券事務の概要

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(27) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(28) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(29) その他

- a 受託者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(30) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(31) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(32) 関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(33) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(34) 役員の間接関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(35) その他

- a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。

(37) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産信託流動化受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(28) 受託者の概況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。  
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
- b 受託者の機構について記載すること。

(28-2) 経理の状況

- a 受託者の経理の状況について企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。
- b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第1項第1号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。））について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。  
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
- c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(28-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) その他

- a 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(30) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、(28) から (28-3) までに準じて記載すること。

(31) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(32) 関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

- (33) 資本関係  
原委託者及び他の関係者との資本関係を記載すること。
- (34) 役員の兼職関係  
当該関係法人の役員であって、原委託者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。
- (35) その他  
a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他重要事項について記載すること。  
b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- (36) 内国資産信託流動化受益証券の様式  
当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあつては、その旨及び社債等振替法第124条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。
- (37) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産信託流動化受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(4) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者（原委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(4) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 資産信託流動化受益証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 資産信託流動化受益証券の金額】(5) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国資産信託流動化受益証券の形態等】(6) _____</p> <p>第2【発行（売出）数】 _____</p> <p>第3【発行（売出）価額の総額】(7) _____</p> <p>第4【発行（売出）価格】(8) _____</p> <p>第5【分配金の分配時期及び分配場所】 _____</p> <p>第6【募集の方法】 _____</p> <p>第7【申込単位】 _____</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】 _____</p> <p>第9【申込証拠金】 _____</p> <p>第10【払込期日及び払込取扱場所】 _____</p> <p>第11【引受け等の概要】(9) _____</p> <p>第12【その他】(10) _____</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】 _____</p>	<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(4) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者（原委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(4) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 資産信託流動化受益証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 資産信託流動化受益証券の金額】(5) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国資産信託流動化受益証券の形態等】(6) _____</p> <p>第2【発行（売出）数】 _____</p> <p>第3【発行（売出）価額の総額】(7) _____</p> <p>第4【発行（売出）価格】(8) _____</p> <p>第5【分配金の分配時期及び分配場所】 _____</p> <p>第6【募集の方法】 _____</p> <p>第7【申込単位】 _____</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】 _____</p> <p>第9【申込証拠金】 _____</p> <p>第10【払込期日及び払込取扱場所】 _____</p> <p>第11【引受け等の概要】(9) _____</p> <p>第12【その他】(10) _____</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】 _____</p>



## 1 【概況】

(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要】

(2) 【特定信託財産の基本的性格】

(3) 【特定信託財産の沿革】 (11)

(4) 【特定信託財産の管理体制等】

① 【特定信託財産の関係法人】

② 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】

③ 【特定信託財産の管理体制】

## 2 【特定信託財産を構成する資産の概要】

(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】

(3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】

## 3 【特定信託財産の流動化の仕組み】

(1) 【特定信託財産の流動化の概要】

① 【特定信託財産の流動化の基本的仕組み】

② 【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】

③ 【原委託者の義務に関する事項】

④ 【信託権利等】

⑤ 【その他】

(2) 【受益権】

(3) 【受益証券の取得者の権利】

(4) 【情報開示の概要】 (12)

## 4 【特定信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】

(2) 【損失及び延滞の状況】

(3) 【収益状況の推移】

## 5 【投資リスク】

## 6 【財務書類】 (13)

(1) 【貸借対照表】 (14)

(2) 【損益計算書】 (15)

(3) 【利益処分計算書 (又は損失処理計算書)】

(4) 【附属明細表】 (16)

## 7 【証券所有者に関する事項】

(1) 【証券の上場等に関する事項】 (17)

(2) 【課税上の取扱い】 (18)

(3) 【為替管理上の取扱い】 (19)

(4) 【本邦における代理人】 (20)

(5) 【裁判管轄等】 (21)

## 第2 【証券事務の概要】

## 第3 【その他】

## 第三部 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

### 第1 【受託者の状況】 (22)

1 【受託者の概況】

2 【事業の内容及び営業の概況】

3 【経理の状況】 (23)

4 【利害関係人との取引制限】 (24)

## 1 【概況】

(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要】

(2) 【特定信託財産の基本的性格】

(3) 【特定信託財産の沿革】 (11)

(4) 【特定信託財産の管理体制等】

① 【特定信託財産の関係法人】

② 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】

③ 【特定信託財産の管理体制】

## 2 【特定信託財産を構成する資産の概要】

(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】

(3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】

## 3 【特定信託財産の流動化の仕組み】

(1) 【特定信託財産の流動化の概要】

① 【特定信託財産の流動化の基本的仕組み】

② 【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】

③ 【原委託者の義務に関する事項】

④ 【信託権利等】

⑤ 【その他】

(2) 【受益権】

(3) 【受益証券の取得者の権利】

(4) 【情報開示の概要】 (12)

## 4 【特定信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】

(2) 【損失及び延滞の状況】

(3) 【収益状況の推移】

## 5 【投資リスク】

## 6 【財務書類】 (13)

(1) 【貸借対照表】 (14)

(2) 【損益計算書】 (15)

(3) 【利益処分計算書 (又は損失処理計算書)】

(4) 【附属明細表】 (16)

## 7 【証券所有者に関する事項】

(1) 【証券の上場等に関する事項】 (17)

(2) 【課税上の取扱い】 (18)

(3) 【為替管理上の取扱い】 (19)

(4) 【本邦における代理人】 (20)

(5) 【裁判管轄等】 (21)

## 第2 【証券事務の概要】

## 第3 【その他】

## 第三部 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

### 第1 【受託者の状況】 (22)

1 【受託者の概況】

2 【事業の状況】

3 【設備の状況】

4 【経理の状況】

- 5 【監督官庁の概要】 (25)  
 6 【その他】
- 第2 【原委託者の状況】 (26)  
 1 【会社の場合】  
 (1) 【会社の概況】  
 (2) 【事業の内容及び営業の概況】  
 (3) 【経理の状況】  
 (4) 【利害関係人との取引制限】  
 (5) 【監督官庁の概要】 (25)  
 (6) 【その他】
- 2 【会社以外の団体の場合】  
 (1) 【団体の沿革】  
 (2) 【団体の目的及び事業の内容】  
 (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】  
 (4) 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】  
 (5) 【監督官庁の概要】 (25)  
 (6) 【その他】
- 3 【個人の場合】  
 (1) 【生年月日】  
 (2) 【本籍地】  
 (3) 【職歴】  
 (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3 【その他関係法人の概況】  
 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】  
 2 【関係業務の概要】  
 3 【資本関係】  
 4 【役員の兼職関係】  
 5 【監督官庁の概要】 (25)  
 6 【その他】

第四部 【特別情報】  
【外国資産信託流動化受益証券の様式】 (27)  
 (記載上の注意)

- (1) 一般的事項
- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることにならないよう注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（6）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) 1に準じて記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 原委託者

- 5 【監督官庁の概要】 (23)  
 6 【その他】
- 第2 【原委託者の状況】 (24)  
 1 【会社の場合】  
 (1) 【会社の概況】  
 (2) 【事業の状況】  
 (3) 【設備の状況】  
 (4) 【経理の状況】  
 (5) 【監督官庁の概要】 (23)  
 (6) 【その他】
- 2 【会社以外の団体の場合】  
 (1) 【団体の沿革】  
 (2) 【団体の目的及び事業の内容】  
 (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】  
 (4) 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】  
 (5) 【監督官庁の概要】 (23)  
 (6) 【その他】
- 3 【個人の場合】  
 (1) 【生年月日】  
 (2) 【本籍地】  
 (3) 【職歴】  
 (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3 【その他関係法人の概況】  
 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】  
 2 【関係業務の概要】  
 3 【資本関係】  
 4 【役員の兼職関係】  
 5 【監督官庁の概要】 (23)  
 6 【その他】

第四部 【特別情報】  
【外国資産信託流動化受益証券の様式】 (25)  
 (記載上の注意)

- (1) 一般的事項
- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることにならないよう注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意 (13) の1に準じて記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（3）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。

b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しく

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（3）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。

b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

- は閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7) 発行(売出) 価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (8) 発行(売出) 価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (9) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (10) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (11) 特定信託財産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (12) 情報開示の概要  
当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に係る信託の設定及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。
- (13) 財務書類  
a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(23) bにおいて同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。(23) bにおいて同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。(23) bにおいて同じ。)を該当する財務書類に添付すること。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間(第23条に定める期間をいう。(14)、(15) a及び(16)において同じ。)において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (14) 貸借対照表  
最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(15) aにおいて同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。
- (15) 損益計算書  
a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (16) 附属明細表  
最近計算期間について記載すること。
- (17) 証券の上場等に関する事項

- (7) 発行(売出) 価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (8) 発行(売出) 価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (9) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (10) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (11) 特定信託財産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (12) 情報開示の概要  
当該外国資産信託流動化受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。
- (13) 財務書類  
a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。  
b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。  
d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (14) 貸借対照表  
最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(15)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。
- (15) 損益計算書  
a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (16) 附属明細表  
最近計算期間について記載すること。
- (17) 証券の上場等に関する事項  
当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公

- 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- (18) 課税上の取扱い  
利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (19) 為替管理上の取扱い  
利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (20) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (21) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (22) 受託者の概況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。  
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。  
b 受託者の機軸について記載すること。
- (23) 受託者の経理状況  
a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。  
b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。  
c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。  
d 受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。）、当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- (24) 利害関係人との取引制限  
受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (25) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (26) 原委託者の状況  
原委託者が会社の場合、(22) から (24) までに準じて記載すること。
- (27) 外国資産信託流動化受益証券の様式

- 表場所を記載すること。
- (18) 課税上の取扱い  
利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (19) 為替管理上の取扱い  
利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (20) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (21) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (22) 受託者の状況  
「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第7号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。  
ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、受託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (23) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (24) 原委託者の状況  
原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第7号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。  
ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、原委託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (25) 外国資産信託流動化受益証券の様式  
当該外国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (26) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
外国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国資産信託流動化受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(28) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国資産信託流動化受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行																
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ 所在地 _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【国内信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1【国内信託受益証券の形態等】(4) _____</p> <p>2【発行（売出）数】 _____</p> <p>3【発行（売出）価額の総額】(5) _____</p> <p>4【発行（売出）価格】(6) _____</p> <p>5【給付の内容、時期及び場所】 _____</p> <p>6【募集の方法】 _____</p> <p>7【申込手数料】(7) _____</p> <p>8【申込単位】 _____</p> <p>9【申込期間及び申込取扱場所】 _____</p> <p>10【申込証拠金】 _____</p> <p>11【払込期日及び申込取扱場所】 _____</p> <p>12【引受け等の概要】(8) _____</p> <p>13【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>14【その他】(9) _____</p> <p>第2【国内信託社債券の募集（売出）要項】</p> <p>1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">銘柄</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>記名・無記名の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各社債の金額（円）</td> <td></td> </tr> </table>	銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		各社債の金額（円）		<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(2) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ 所在地 _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【国内信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1【国内信託受益証券の形態等】(4) _____</p> <p>2【発行（売出）数】 _____</p> <p>3【発行（売出）価額の総額】(5) _____</p> <p>4【発行（売出）価格】(6) _____</p> <p>5【給付の内容、時期及び場所】 _____</p> <p>6【募集の方法】 _____</p> <p>7【申込手数料】(7) _____</p> <p>8【申込単位】 _____</p> <p>9【申込期間及び申込取扱場所】 _____</p> <p>10【申込証拠金】 _____</p> <p>11【払込期日及び申込取扱場所】 _____</p> <p>12【引受け等の概要】(8) _____</p> <p>13【その他】(9) _____</p> <p>第2【国内信託社債券の募集（売出）要項】</p> <p>1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">銘柄</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>記名・無記名の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各社債の金額（円）</td> <td></td> </tr> </table>	銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		各社債の金額（円）	
銘柄																	
記名・無記名の別																	
券面総額又は振替社債の総額（円）																	
各社債の金額（円）																	
銘柄																	
記名・無記名の別																	
券面総額又は振替社債の総額（円）																	
各社債の金額（円）																	

各社債の金額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (11)

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3 【新規発行短期社債】 (12)

発行価格 (円)	
短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	

発行価額の総額 (円)	
発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (11)

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3 【新規発行短期社債】 (12)

発行価格 (円)	
短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	



保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

4 【売出社債（売出短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	売出面額の総額又は 売出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称

5 【売出短期社債】 (13)

支払期日	売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期社債の所有 者の住所及び氏名又は名称

6 【売出社債の条件】 (14)

売出価格 (円)	申込 期間	申込 単位	申込証 抛 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を受けた 者の住所及び氏名又は 名称	売出しの委託 契約の内容

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1 【概況】

- (1) 【信託財産に係る法制度の概要】 (15)
- (2) 【信託財産の基本的性格】 (16)
- (3) 【信託財産の沿革】 (17)
- (4) 【信託財産の管理体制等】 (18)

- ① 【信託財産の関係法人】
- ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
- ③ 【信託財産の管理体制】

2 【信託財産を構成する資産の概要】

- (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (19)
- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】 (20)
- (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】 (21)

3 【信託の仕組み】

- (1) 【信託の概要】
  - ① 【信託の基本的仕組み】 (22)
  - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 (23)
  - ③ 【委託者の義務に関する事項】
  - ④ 【その他】 (24)
- (2) 【受益権】 (25)
- (3) 【内国信託受益証券（内国信託社債券）の取得者の権利】

4 【信託財産を構成する資産の状況】

- (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (26)
- (2) 【損失及び延滞の状況】 (27)
- (3) 【収益状況の推移】 (28)

5 【投資リスク】 (29)

第2【信託財産の経理状況】 (30)

保証者の概要	
保証の内容	

4 【売出社債（売出短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	売出面額の総額又は 売出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称

5 【売出短期社債】 (13)

支払期日	売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期社債の所有 者の住所及び氏名又は名称

6 【売出社債の条件】 (14)

売出価格 (円)	申込 期間	申込 単位	申込証 抛 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を受けた 者の住所及び氏名又は 名称	売出しの委託 契約の内容

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1 【概況】

- (1) 【信託財産に係る法制度の概要】 (15)
- (2) 【信託財産の基本的性格】 (16)
- (3) 【信託財産の沿革】 (17)
- (4) 【信託財産の管理体制等】 (18)

- ① 【信託財産の関係法人】
- ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
- ③ 【信託財産の管理体制】

2 【信託財産を構成する資産の概要】

- (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (19)
- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】 (20)
- (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】 (21)

3 【信託の仕組み】

- (1) 【信託の概要】
  - ① 【信託の基本的仕組み】 (22)
  - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 (23)
  - ③ 【委託者の義務に関する事項】
  - ④ 【その他】 (24)
- (2) 【受益権】 (25)
- (3) 【内国信託受益証券（内国信託社債券）の取得者の権利】

4 【信託財産を構成する資産の状況】

- (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (26)
- (2) 【損失及び延滞の状況】 (27)
- (3) 【収益状況の推移】 (28)

5 【投資リスク】 (29)

第2【信託財産の経理状況】 (30)

1 【貸借対照表】 (31)

- 1 【貸借対照表】 (31)
  - 2 【損益計算書】 (32)
  - 第3 【証券事務の概要】 (33)
  - 第4 【その他】 (34)
  - 第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】
  - 第1 【受託者の状況】
    - 1 【受託者の概況】 (35)
    - 2 【事業の内容及び営業の概況】
    - 3 【経理の状況】 (35-2)
    - 4 【利害関係人との取引制限】 (35-3)
    - 5 【その他】 (36)
  - 第2 【委託者の状況】 (37)
    - 1 【会社の場合】
      - (1) 【会社の概況】
      - (2) 【事業の内容及び営業の概況】
      - (3) 【経理の状況】
      - (4) 【利害関係人との取引制限】
      - (5) 【その他】 (36)
    - 2 【会社以外の団体の場合】
      - (1) 【団体の沿革】
      - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
      - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
      - (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
  - 3 【個人の場合】
    - (1) 【生年月日】
    - (2) 【本籍地】
    - (3) 【職歴】
    - (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3 【その他関係法人の概況】
  - 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (38)
  - 2 【関係業務の概要】 (39)
  - 3 【資本関係】 (40)
  - 4 【役員の兼職関係】 (41)
  - 5 【その他】 (42)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
  - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
  - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内

- 2 【損益計算書】 (32)
- 第3 【証券事務の概要】 (33)
- 第4 【その他】 (34)
- 第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】
- 第1 【受託者の状況】 (35)
  - 1 【受託者の概況】
  - 2 【事業の状況】
  - 3 【設備の状況】
  - 4 【経理の状況】
  - 5 【その他】 (36)
- 第2 【委託者の状況】 (37)
  - 1 【会社の場合】
    - (1) 【会社の概況】
    - (2) 【事業の状況】
    - (3) 【設備の状況】
    - (4) 【経理の状況】
    - (5) 【その他】 (36)
  - 2 【会社以外の団体の場合】
    - (1) 【団体の沿革】
    - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
    - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
    - (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
  - 3 【個人の場合】
    - (1) 【生年月日】
    - (2) 【本籍地】
    - (3) 【職歴】
    - (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3 【その他関係法人の概況】
  - 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (38)
  - 2 【関係業務の概要】 (39)
  - 3 【資本関係】 (40)
  - 4 【役員の兼職関係】 (41)
  - 5 【その他】 (42)

第四部 【特別情報】

- 【内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式】 (43)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
  - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
  - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意 (13) の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に開

容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名  
当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額  
a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国信託受益証券の形態等  
a 記名・無記名の別を記載すること。

b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行（売出）価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売出）価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料  
手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名  
当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額  
a 当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国信託受益証券の形態等  
a 記名・無記名の別を記載すること。

b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行（売出）価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売出）価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料  
手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（(30) dにおいて「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。
- (10) 新規発行社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) に準じて記載すること。
- (11) 社債の引受け及び社債管理の委託  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(15) に準じて記載すること。
- (12) 新規発行短期社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(16) に準じて記載すること。
- (13) 売出社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(22) に準じて記載すること。
- (14) 売出社債の条件  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(23) に準じて記載すること。
- (15) 信託財産に係る法制度の概要  
委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合にはその旨を記載すること。  
内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該社債券が信託財産のために発行されることを具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 信託財産の基本的性格  
信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- (17) 信託財産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (18) 信託財産の管理体制等  
a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。  
b 「信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 「信託財産の管理体制」の欄については、信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (19) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要  
a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産

- 事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（以下「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。
- (10) 新規発行社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) に準じて記載すること。
- (11) 社債の引受け及び社債管理の委託  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(15) に準じて記載すること。
- (12) 新規発行短期社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(16) に準じて記載すること。
- (13) 売出社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(22) に準じて記載すること。
- (14) 売出社債の条件  
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(23) に準じて記載すること。
- (15) 信託財産に係る法制度の概要  
委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合にはその旨を記載すること。  
内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該社債券が信託財産のために発行されることを具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 信託財産の基本的性格  
信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- (17) 信託財産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該内国信託受益証券（当該内国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (18) 信託財産の管理体制等  
a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。  
b 「信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
c 「信託財産の管理体制」の欄については、信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (19) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要  
a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載

手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(20) 信託財産を構成する資産の内容

a 信託財産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の (a) 及び (b) に従って記載すること。

(a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

(b) 信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。(22) 及び (23) a において同じ。)) による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。

b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 b 及び (23) b において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 b において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。(28) b において同じ。)) などのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（i の特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。

d 信託財産を構成する資産が有価証券（i の特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券について a (b) に準じて記載すること。

e 信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、

し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(20) 信託財産を構成する資産の内容

a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)) などのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（i の信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。

d 信託財産を構成する資産が有価証券（i の有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。

e 信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取り料等）について具体的に記載すること。

f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状況及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25) から (39) までに準じ

当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取りリース料等）について具体的に記載すること。

f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び売却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（25）から（39）までに準じて記載すること。

h 信託財産を構成する資産が a から g までに掲げる資産以外の資産（i の特定有価証券を除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から g までに準じて記載すること。

i 信託財産を構成する資産が第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第 2 条第 13 項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあっては、代表権利者（同条第 17 項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者（同条第 18 項に規定する特定信託管理者をいう。)) の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（a から h までに掲げる資産の内容に応じ a から h までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

j 信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 j において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 j において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第 5 項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が 10% 以上であるもの（以下 j において「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a から i までに加えて、次の（a）から（d）までに従うこと。

(a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。

(b) 当該割合その他の信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。

(c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定め等の概要を記載すること。

(d) 当該割合が 20% 以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

① 直近の計算書類（会社法第 444 条第 1 項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第 435 条第 2 項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による監査報告書）

② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 28 号に

て記載すること。

h 信託財産を構成する資産が a から g までに掲げる資産以外の資産（i に掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から g までに準じて記載すること。

i 信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産が a から h までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ b から i までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

j 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第 2 条第 9 項に規定する信託財産責任負担債務をいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。

(21) 信託財産を構成する資産の回収方法

信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。

(22) 信託の基本的仕組み

当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要（保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に委託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(23) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

a 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合に、委託者その他の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。

b 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

c 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

d 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと）に当該要件の内容を記載すること。

e 当該信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

(24) その他

a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に關し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済

規定する継続開示会社をいう。(35-2) cにおいて同じ。)に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35-2) cにおいて同じ。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②及び(35-2) cにおいて同じ。)(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。(35-2) cにおいて同じ。)並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

k 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務(信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。)とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。

(21) 信託財産を構成する資産の回収方法

信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。)について記載すること。

(22) 信託の基本的仕組み

当該届出に係る内国信託受益証券(内国信託社債券)を組成する仕組みの概要(原保有者、当該内国信託受益証券(内国信託社債券)に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券(内国信託社債券)に信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)及び当該内国信託受益証券(内国信託社債券)の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあつては、当該内国信託社債券と信託財産との関係(当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等)についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(23) 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項

a 当該届出に係る内国信託受益証券(内国信託社債券)に係る信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限の利益の喪失等の事由が生じた場合に、原保有者その他の者が当該債権を買戻し、他の債権との交換その他の方法により取得する義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。

b 当該届出に係る内国信託受益証券(内国信託社債券)に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

c 当該届出に係る内国信託受益証券(内国信託社債券)に係る信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

d 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと(信託財産が債権であつて基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと)に当該要件の内容を記載すること。

e 信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法(他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等)を記載すること。

期が異なるほかの受益権をいう。以下同じ。)を有している者及び当該信託に関し信託財産のために発行された他の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。(30)において同じ。)の内国信託社債券の社債権者がいる場合には、当該信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。

b 当該届出に係る内国信託受益証券又は内国信託社債券の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。

c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

(25) 受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出書に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。

(26) 信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況

当該届出に係る内国信託受益証券の信託財産又は内国信託社債券についての信託に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞期間)別及び債権の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。

(27) 損失及び延滞の状況

a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。

b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。

c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後1計算期間が経過する日以前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(28) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率

b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率

c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(29) 投資リスク

a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(30) 信託財産の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内



- (24) その他
- a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は内国信託社債券に係る信託に關し他の種類の受益権（内国信託受益証券が発行される場合にあっては当該内国信託受益証券と信託財産（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下aにおいて同じ。）が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なる他の受益権をいい、内国信託社債券が発行される場合にあっては当該内国信託社債券と信託財産が同一である受益権をいう。（30）eにおいて同じ。）又は他の種類の内国信託社債券（内国信託受益証券が発行される場合にあっては当該内国信託受益証券に係る信託財産のために発行された内国信託社債券をいい、内国信託社債券が発行される場合にあっては当該内国信託社債券に係る信託財産のために発行された他の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の内国信託社債券をいう。（30）eにおいて同じ。）を有している者がいる場合には、当該信託の信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による当該信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (25) 受益権  
受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。
- (26) 信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況  
当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞期間）別及び債権の発生からの期間別、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。
- (27) 損失及び延滞の状況
- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。
- b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。
- (28) 収益状況の推移  
有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。
- a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

- 閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に關与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本頁の冒頭において掲記すること。
- e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に關し他の種類の受益権を有している者及び他の種類の内国信託社債券権者がいる場合には、当該受益証券及び当該社債券に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。
- (31) 貸借対照表  
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（32）において同じ。）も記載すること。
- (32) 損益計算書
- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (33) 証券事務の概要  
当該内国信託受益証券（当該内国信託社債券）に關し、次の事項を記載すること。
- a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国信託受益証券（当該内国信託社債券）に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国信託受益証券（当該内国信託社債券）事務に關し投資者に示すことが必要な事項
- (34) その他  
当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (35) 受託者の状況  
「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (36) その他
- a 受託者、委託者又は関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。



- (29) 投資リスク
- a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
  - b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (30) 信託財産の経理状況
- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（31）及び（32）aにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。（35-2）において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（35-2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
  - b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
  - c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
  - d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。
  - e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託財産に関し他の種類の受益権又は他の種類の内国信託社債権を有している者がいる場合には、当該受益者又は社債権者の受益権又は債権額に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。
- (31) 貸借対照表
- 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産については、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（32）aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（32）aにおいて同じ。）も記載すること。
- (32) 損益計算書
- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
  - b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (33) 証券事務の概要
- 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に関し、次の事項を記載すること。
- a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
  - b 証券所有者に対する特典
  - c 内国信託受益証券（内国信託社債券）に譲渡制限が付されている場合には、その内容
  - d その他内国信託受益証券（内国信託社債券）事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (34) その他
- a 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
  - b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容に
- (37) 委託者の状況
- 委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。
- (38) 名称、資本金の額及び事業の内容
- 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (39) 関係業務の概要
- 信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。
- (40) 資本関係
- 届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。
- (41) 役員の兼職関係
- 当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。
- (42) その他
- a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項について記載すること。
  - b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- (43) 内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式
- 当該内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (44) 読替え
- 提出者が、内国信託受益証券の発行者である場合には、本様式中、「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中（43）については該当しない旨を記載すること。
- (45) 組織再編成（公開買付け）に関する情報
- 内国信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国信託受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

ついて記載すること。

(35) 受託者の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(35-2) 経理の状況

a 受託者の経理の状況について企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。

b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1項第1号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(35-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(36) その他

a 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(37) 委託者の状況

委託者が会社である場合、(35) から (35-3) までに準じて記載すること。委託者が発行者とされない場合には記載を要しない。

(38) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(39) 関係業務の概要

信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

- (40) 資本関係  
発行者及び他の関係者との資本関係を記載すること。
- (41) 役員の兼職関係  
当該関係法人の役員であって、発行者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。
- (42) その他  
a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項について記載すること。  
b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- (43) 読替え  
提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中 (34) b については該当しない旨を記載すること。
- (44) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けをいう。）につき内国信託受益証券（内国信託社債券）をその買付け等（法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第六号の二様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出書類】</u> 有価証券届出書</p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【発行者（受託者）名称】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】（2）</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】（3）</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】（4）</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【発行者（委託者）氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【住所又は本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】（4）</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】（5）</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部 <u>【証券情報】</u></p> <p>第1 <u>【外国信託受益証券の募集（売出）要項】</u></p> <p>1 <u>【外国信託受益証券の形態等】（6）</u></p> <p>2 <u>【発行（売出）数】</u></p> <p>3 <u>【発行（売出）価額の総額】（7）</u></p> <p>4 <u>【発行（売出）価格】（8）</u></p> <p>5 <u>【給付の内容、時期及び場所】</u></p> <p>6 <u>【募集の方法】</u></p> <p>7 <u>【申込手数料】</u></p> <p>8 <u>【申込単位】</u></p> <p>9 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u></p> <p>10 <u>【申込証拠金】</u></p> <p>11 <u>【払込期日及び申込取扱場所】</u></p> <p>12 <u>【引受け等の概要】（9）</u></p> <p>13 <u>【その他】（10）</u></p> <p>第2 <u>【外国信託社債券の募集（売出）要項】</u></p>	<p>第六号の二様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出書類】</u> 有価証券届出書</p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【発行者（受託者）名称】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】（2）</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】（3）</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】（4）</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【発行者（委託者）氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【住所又は本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】（4）</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】（5）</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 _____ (所在地)</p> <p>第一部 <u>【証券情報】</u></p> <p>第1 <u>【外国信託受益証券の募集（売出）要項】</u></p> <p>1 <u>【外国信託受益証券の形態等】（6）</u></p> <p>2 <u>【発行（売出）数】</u></p> <p>3 <u>【発行（売出）価額の総額】（7）</u></p> <p>4 <u>【発行（売出）価格】（8）</u></p> <p>5 <u>【給付の内容、時期及び場所】</u></p> <p>6 <u>【募集の方法】</u></p> <p>7 <u>【申込手数料】</u></p> <p>8 <u>【申込単位】</u></p> <p>9 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u></p> <p>10 <u>【申込証拠金】</u></p> <p>11 <u>【払込期日及び申込取扱場所】</u></p> <p>12 <u>【引受け等の概要】（9）</u></p> <p>13 <u>【その他】（10）</u></p> <p>第2 <u>【外国信託社債券の募集（売出）要項】</u></p>

## 1 【新規発行外国社債（短期外債を除く。）】 (11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替外債の総額	
各外国社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
外国社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

## 2 【新規発行短期外債】 (12)

発行価格	
短期外債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

## 2 【新規発行短期社債】 (12)

発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

準拠法及び管轄裁判所	
------------	--

3 【売出外国社債（売出短期外債を除く。）】 (13)

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替外債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る外国社債の所有者の 住所及び氏名又は名称

4 【売出短期外債】 (13)

支払期日	売出振替短期外債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期外債の所有者の 住所及び氏名又は名称

5 【売出外国社債の条件】 (14)

売出価格 (円)	申込 期間	申込 単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委託契 約の内容

第二部 【信託財産情報】

第1 【信託財産の状況】

1 【概況】

- (1) 【信託財産に係る法制度の概要】
- (2) 【信託財産の基本的性格】
- (3) 【信託財産の沿革】 (15)
- (4) 【信託財産の管理体制等】
  - ① 【信託財産の関係法人】
  - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
  - ③ 【信託財産の管理体制】

2 【信託財産を構成する資産の概要】

- (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】
- (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

3 【信託の仕組み】

- (1) 【信託の概要】
  - ① 【信託の基本的仕組み】
  - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】
  - ③ 【委託者の義務に関する事項】
  - ④ 【その他】
- (2) 【受益権】
- (3) 【外国信託受益証券（外国信託社債券）の取得者の権利】
- (4) 【情報開示の概要】 (16)

4 【信託財産を構成する資産の状況】

- (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の状況】
- (2) 【損失及び延滞の状況】
- (3) 【収益状況の推移】

5 【投資リスク】

6 【財務書類】 (17)

- (1) 【貸借対照表】 (18)
- (2) 【損益計算書】 (19)

準拠法及び管轄裁判所	
------------	--

3 【売出社債（売出短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所 及び氏名又は名称

4 【売出短期社債】 (13)

支払期日	売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期社債の所有者の 住所及び氏名又は名称

5 【売出社債の条件】 (14)

売出価格 (円)	申込 期間	申込 単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委託契 約の内容

第二部 【信託財産情報】

第1 【信託財産の状況】

1 【概況】

- (1) 【信託財産に係る法制度の概要】
- (2) 【信託財産の基本的性格】
- (3) 【信託財産の沿革】 (15)
- (4) 【信託財産の管理体制等】
  - ① 【信託財産の関係法人】
  - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
  - ③ 【信託財産の管理体制】

2 【信託財産を構成する資産の概要】

- (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】
- (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

3 【信託の仕組み】

- (1) 【信託の概要】
  - ① 【信託の基本的仕組み】
  - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】
  - ③ 【委託者の義務に関する事項】
  - ④ 【その他】
- (2) 【受益権】
- (3) 【外国信託受益証券（外国信託社債券）の取得者の権利】
- (4) 【情報開示の概要】 (16)

4 【信託財産を構成する資産の状況】

- (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の状況】
- (2) 【損失及び延滞の状況】
- (3) 【収益状況の推移】

5 【投資リスク】

6 【財務書類】 (17)

- (1) 【貸借対照表】 (18)
- (2) 【損益計算書】 (19)

7 【証券所有者に関する事項】

- (1) 【証券の上場等に関する事項】 (20)
- (2) 【課税上の取扱い】 (21)
- (3) 【為替管理上の取扱い】 (22)
- (4) 【本邦における代理人】 (23)
- (5) 【裁判管轄等】 (24)

第2 【証券事務の概要】

第3 【その他】 (25)

第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第1 【受託者の状況】

- 1 【受託者の概況】 (26)
- 2 【事業の内容及び営業の概況】
- 3 【経理の状況】 (27)
- 4 【利害関係人との取引制限】 (28)
- 5 【監督官庁の概要】 (29)
- 6 【その他】

第2 【委託者の状況】 (30)

1 【会社の場合】

- (1) 【会社の概況】
- (2) 【事業の内容及び営業の概況】
- (3) 【経理の状況】
- (4) 【利害関係人との取引制限】
- (5) 【監督官庁の概要】 (29)
- (6) 【その他】

2 【会社以外の団体の場合】

- (1) 【団体の沿革】
- (2) 【団体の目的及び事業の内容】
- (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
- (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
- (5) 【監督官庁の概要】 (29)
- (6) 【その他】

3 【個人の場合】

- (1) 【生年月日】
- (2) 【本籍地】
- (3) 【職歴】
- (4) 【破産手続開始の決定の有無】

第3 【その他関係法人の概況】

- 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- 2 【関係業務の概要】
- 3 【資本関係】
- 4 【役員の兼職関係】
- 5 【監督官庁の概要】 (29)
- 6 【その他】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
  - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについて

7 【証券所有者に関する事項】

- (1) 【証券の上場等に関する事項】 (20)
- (2) 【課税上の取扱い】 (21)
- (3) 【為替管理上の取扱い】 (22)
- (4) 【本邦における代理人】 (23)
- (5) 【裁判管轄等】 (24)

第2 【証券事務の概要】

第3 【その他】

第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第1 【受託者の状況】 (25)

- 1 【受託者の概況】
- 2 【事業の状況】
- 3 【設備の状況】
- 4 【経理の状況】
- 5 【監督官庁の概要】 (26)
- 6 【その他】

第2 【委託者の状況】 (27)

1 【会社の場合】

- (1) 【会社の概況】
- (2) 【事業の状況】
- (3) 【設備の状況】
- (4) 【経理の状況】
- (5) 【監督官庁の概要】 (26)
- (6) 【その他】

2 【会社以外の団体の場合】

- (1) 【団体の沿革】
- (2) 【団体の目的及び事業の内容】
- (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
- (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
- (5) 【監督官庁の概要】 (26)
- (6) 【その他】

3 【個人の場合】

- (1) 【生年月日】
- (2) 【本籍地】
- (3) 【職歴】
- (4) 【破産手続開始の決定の有無】

第3 【その他関係法人の概況】

- 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- 2 【関係業務の概要】
- 3 【資本関係】
- 4 【役員の兼職関係】
- 5 【監督官庁の概要】 (26)
- 6 【その他】

第四部 【特別情報】

- 【外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式】 (28)  
(記載上の注意)

は、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（6）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（13）1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

## (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

## (3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（3）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

## (4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

## (5) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額

a 当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

## (6) 外国信託受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。

b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用

## (1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

## (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

## (3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（3）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

## (4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

## (5) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額

a 当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

## (6) 外国信託受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。

b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提



格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7) 発行(売出) 価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

(8) 発行(売出) 価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(10) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(11) 新規発行外国社債(短期外債を除く。)  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。

(12) 新規発行短期外債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて記載すること。

(13) 売出外国社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。

(14) 売出外国社債の条件  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。

(15) 信託財産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る外国信託受益証券(外国信託社債券)の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(16) 情報開示の概要  
当該届出に係る外国信託受益証券(外国信託社債券)に係る信託の設定及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(17) 財務書類  
a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(27) bにおいて同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る

供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7) 発行(売出) 価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

(8) 発行(売出) 価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 引受け等の概要  
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(10) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(11) 新規発行社債(短期社債を除く。)  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。

(12) 新規発行短期社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて記載すること。

(13) 売出社債  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。

(14) 売出社債の条件  
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。

(15) 信託財産の沿革  
設定経緯、基本的性格の変更、当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(16) 情報開示の概要  
当該外国信託受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(17) 財務書類  
a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書を

- 監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下a及び(27) bにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。）(27) bにおいて同じ。）を該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間（第23条に定める期間をいう。(18) 及び(19) aにおいて同じ。）において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (18) 貸借対照表  
最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19) aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (19) 損益計算書  
a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (20) 証券の上場等に関する事項  
当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- (21) 課税上の取扱い  
利息金、売上代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (22) 為替管理上の取扱い  
利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (23) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (24) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (25) その他  
a 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。  
b 当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (26) 受託者の概況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。  
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。  
b 受託者の機軸について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機軸については、特に詳細に記載すること。
- (27) 経理の状況  
a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場

- いう。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。）は該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (18) 貸借対照表  
最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19) aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (19) 損益計算書  
a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (20) 証券の上場等に関する事項  
当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- (21) 課税上の取扱い  
利息金、売上代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (22) 為替管理上の取扱い  
利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (23) 本邦における代理人  
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国信託受益証券（当該外国信託社債券）の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (24) 裁判管轄等  
当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (25) 受託者の状況  
「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (26) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (27) 委託者の状況  
委託者が会社の場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。
- (28) 外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式  
当該外国信託受益証券（当該外国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (29) 読替え

合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。

b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。

c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

d 受託者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、a及びcの記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下dにおいて同じ。)(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(28) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(30) 委託者の状況

委託者が会社の場合、(26)から(28)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(31) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(25) bについては該当しない旨を記載すること。

(32) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国信託受益証券(外国信託社債券)に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国信託受益証券(外国信託社債券)をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(27)については該当しない旨を記載すること。

(30) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第六号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）cにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額</p> <p>a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者（内国抵当証券の所有者をいう。bにおいて同じ。）の主な権利内容（利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等）及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。</p> <p>b 契約等において、当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下cにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。</p> <p>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</p>	<p>第六号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額</p> <p>a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額を記載すること。</p> <p>b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者の主な権利内容（利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等）及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。</p> <p>b 契約等において、当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</p> <p>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</p>

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法  
当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) 発行（売出）価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
- (6) 発行（売出）価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7) 手取金の使途  
金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業者が業務を委託する者（以下「業務受託者」という。）に対する出資又は融資等）を記載すること。
- (8) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。
- (9) 内国抵当証券に係る法制度の概要  
内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産（内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地若しくは建物又は抵当権の目的たる地上権の目的たる土地をいう。以下この様式において同じ。）の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (10) 内国抵当証券の基本的性格  
内国抵当証券の基本的性格（譲渡の方法、内国抵当証券上の権利行使の方法）について記載すること。
- (11) 内国抵当証券の目的財産の沿革  
内国抵当証券の目的財産に係る抵当権の設定経緯について記載すること。
- (12) 内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者  
a 内国抵当証券に表示される貸付債権の債務者、内国抵当証券に表示される抵当権の設定者、当該債務者に信用補充（内国抵当証券に表示される抵当権の設定を除く。（14）及び（16）において同じ。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。  
b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に関し法令又は内国抵当証券に表示される貸付債権に係る貸付契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
- (13) 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要  
金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。
- (14) 貸付債権の内容  
内国抵当証券に表示される貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、

- (b) 当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法  
当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) 発行（売出）価額の総額  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
- (6) 発行（売出）価格  
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7) 手取金の使途  
金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業者が業務を委託する者（以下「業務受託者」という。）に対する出資又は融資等）を記載すること。
- (8) その他  
a 申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。
- (9) 内国抵当証券に係る法制度の概要  
内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (10) 内国抵当証券の基本的性格  
内国抵当証券の基本的性格（譲渡の方法、内国抵当証券上の権利行使の方法）について記載すること。
- (11) 内国抵当証券の目的財産の沿革  
内国抵当証券の目的財産に係る抵当権の設定経緯について記載すること。
- (12) 内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者  
a 貸付債権の債権者、債務者、抵当権者及び抵当権設定者、債務者に信用補充（内国抵当証券に表示される抵当権を除く。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。  
b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に関し法令又は当該金銭債権に係る契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
- (13) 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要  
金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。
- (14) 貸付債権の内容  
内国抵当証券に表示される貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その基本的性格について概略的に記載すること。内国抵当証券に表示される貸付債権について、信用補充がなされているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。
- (15) 貸付債権の回収方法

- 固定金利・変動金利の別及び金利等、その基本的性格について概略的に記載すること。内国抵当証券に表示される貸付債権について、信用補充がなされているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。
- (15) 貸付債権の回収方法  
内国抵当証券に表示される貸付債権の回収の方法及び手続について記載すること。
- (16) 信用補充  
当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。
- (17) その他  
内国抵当証券に係る抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。
- (18) 内国抵当証券保有者の権利  
a 内国抵当証券の償還金額の計算方法等について記載すること。  
b 内国抵当証券に表示される貸付債権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (19) 貸付債権の弁済状況  
当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間（第23条に定める期間をいう。）の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。
- (20) 内国抵当証券の目的財産の概要  
内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地、建物又は地上権の表示、抵当権設定者及び第三取得者の氏名及び住所、抵当権の順位及び登記の年月日、当該抵当権以外の抵当権その他担保権の登記があるときは債権額、債権者の氏名及び住所並びに登記の年月日その他内国抵当証券の目的財産に係る重要事項の概要を記載すること。
- (21) 内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況  
内国抵当証券の目的財産に係る地上権、永小作権、地役権又は賃借権の登記があるときはその権利者の氏名及び住所並びに登記の年月日、登記されていない内国抵当証券の目的財産の利用権に関する契約があるときはその契約の概要（利用権の内容及び期間、利用権を有する者の氏名及び住所、契約の終了事由）、その他内国抵当証券の目的財産を占有している者の有無及び当該占有者による占有の状況並びに内国抵当証券の目的財産の管理を委託された者がある場合にはその管理者の名称又は氏名及び住所及び管理状況を記載すること。
- (22) 内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項  
抵当証券法（昭和6年法律第15号）第11条の規定により内国抵当証券の交付を受けた時の内国抵当証券の目的財産の鑑定評価額及び有価証券届出書提出日前1年以内における鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格、その他これに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。
- (23) 内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容  
内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利があるときは、当該権利の内容及び被担保債権額を記載すること。
- (24) 抵当権の実行に係る制約  
a 内国抵当証券の目的財産について、不法占有者の存在、内国抵当証券に表示される抵当権の実行に係る制約その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。  
b 内国抵当証券の目的財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (25) リスク情報  
a 有価証券届出書に記載した事項のうち、債務者に関する事項、抵当権に関する事項等、投資者の
- 貸付債権にかかる債務の回収の方法及び手続について記載すること。
- (16) 信用補充  
当該届出に係る内国抵当証券に係る債権の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。
- (17) その他  
抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。
- (18) 内国抵当証券保有者の権利  
a 当該届出に係る内国抵当証券保有者に係る内国抵当証券及び償還金額の計算方法等について記載すること。  
b 内国抵当証券に表示される元金受領権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (19) 貸付債権の弁済状況  
当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。
- (20) 内国抵当証券の目的財産の概要  
内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地、建物又は地上権の表示、抵当権設定者及び第三取得者の氏名及び住所、抵当権の順位及び登記の年月日、当該抵当権以外の抵当権その他担保権の登記があるときは債権額、債権者の氏名及び住所並びに登記の年月日その他内国抵当証券の目的財産に係る重要事項の概要を記載すること。
- (21) 内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況  
内国抵当証券の目的財産に係る地上権、永小作権、地役権又は賃借権の登記があるときはその権利者の氏名及び住所並びに登記の年月日、登記されていない内国抵当証券の目的財産の利用権に関する契約があるときはその契約の概要（利用権の内容及び期間、利用権を有する者の氏名及び住所、契約の終了事由）、その他内国抵当証券の目的財産を占有している者の有無及び当該占有者による占有の状況並びに内国抵当証券の目的財産の管理を委託された者がある場合にはその管理者の名称又は氏名及び住所及び管理状況を記載すること。
- (22) 内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項  
抵当証券法（昭和6年法律第15号）第11条の規定により内国抵当証券の交付を受けた時の内国抵当証券の目的財産の鑑定評価額及び届出書提出日前1年以内における鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格、その他これに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。
- (23) 内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容  
内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利があるときは、当該権利の内容及び被担保債権額を記載すること。
- (24) 抵当権の実行に係る制約  
a 内国抵当証券の目的財産について、不法占有者の存在、内国抵当証券に表示される抵当権の実行に係る制約その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。  
b 内国抵当証券の目的財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (25) リスク情報  
a 届出書に記載した事項のうち、債務者に関する事項、抵当権に関する事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。  
b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

- (26) その他  
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (27) 発行者の経理状況  
「第1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。
- (28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況  
貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（株式会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。
- (29) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国抵当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国抵当証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

- (26) その他  
当該届出に係る内国抵当証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (27) 発行者の経理状況  
「第1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。
- (28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況  
貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。
- (29) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
内国抵当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国抵当証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第六号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が<u>特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券</u>である場合には、第六号の三様式「記載上の注意」(1) bに準じて記載すること。 c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該届出に係る<u>外国抵当証券</u>の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。</p> <p>(7) 裁判管轄等 当該届出に係る<u>外国抵当証券</u>に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第六号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が<u>特定預託証券等</u>である場合には、第六号の三様式「記載上の注意」(1) bに準じて記載すること。 c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該<u>外国抵当証券</u>の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。</p> <p>(7) 裁判管轄等 当該<u>外国抵当証券</u>に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>



改 正 案	現 行
<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>e 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする国内有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下eにおいて「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>f この様式中「組合等」とは、民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、商法第535条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合、社団法人その他の出資対象事業（法第2条第2項第5号に規定するものをいう。）を行うもの（外国の法令に基づくものを除く。）をいう。</p> <p>g 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利の発行者である場合には、この様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) 発行者名 複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。） b 組合等を成立させる場合にあつては、その当事者全員の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4) 届出の対象とした募集（売出）国内有価証券投資事業権利等の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届</p>	<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>e 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする国内有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>f この様式中「組合等」とは、民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、商法第535条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合、社団法人その他の出資対象事業（法第2条第2項第5号に規定するものをいう。）を行うもの（外国の法令に基づくものを除く。）をいう。</p> <p>g 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) 発行者名 複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。） b 組合等の設立の場合にあつては、設立企画人全員の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4) 届出の対象とした募集（売出）国内有価証券投資事業権利等の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届</p>

- 出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (5) 内国有限証券投資事業権利等の形態等
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等の形態（民法に規定する組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、社団法人、合名会社、合資会社及び合同会社の別等）を記載すること。
- b 当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下bにおいて同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (6) 発行（売出）数
- 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (7) 発行（売出）価額の総額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有限証券届出書を提出する場合には、有限証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (8) 発行（売出）価格
- 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有限証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (9) 申込手数料
- 手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。
- (10) 申込取扱場所
- 申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) 払込取扱場所
- 払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 手取金の使途
- 新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (13) その他
- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合におい

- 出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (5) 内国有限証券投資事業権利等の形態等
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等の形態（民法に規定する組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、社団法人、合名会社、合資会社及び合同会社の別等）を記載すること。
- b 当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る内国有限証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (6) 発行（売出）数
- 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (7) 発行（売出）価額の総額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有限証券届出書を提出する場合には、有限証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (8) 発行（売出）価格
- 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有限証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (9) 申込手数料
- 手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (10) 申込取扱場所
- 申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (11) 払込取扱場所
- 払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (12) 手取金の使途
- 新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (13) その他
- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事

- て、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の組合等への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国固有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (14) 主要な経営指標等の推移  
組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a) 営業収益  
(b) 経常利益金額又は経常損失金額  
(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額  
(d) 出資持分総額  
(e) 発行済出資持分の総数  
(f) 純資産額  
(g) 総資産額  
(h) 1単位当たり純資産額  
(i) 1単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額  
(j) 分配総額  
(k) 1単位当たり分配金額（剰余金の分配と出資の払戻しを区分して表示すること。）  
(l) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）  
(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。（37）において同じ。）
- (15) 組合等の目的及び基本的性格  
a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b 組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 組合等の沿革  
成立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (17) 組合等の仕組み  
a 組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (18) 組合等の機構  
組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (19) 組合等の出資総額  
有価証券届出書提出日の直近日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。  
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
- (20) その他

- 項の決定予定時期を注記すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の組合等への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国固有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (14) 主要な経営指標等の推移  
組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a) 営業収益  
(b) 経常利益金額又は経常損失金額  
(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額  
(d) 出資持分総額  
(e) 発行済出資持分の総数  
(f) 純資産額  
(g) 総資産額  
(h) 1単位当たり純資産額  
(i) 1単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額  
(j) 分配総額  
(k) 1単位当たり分配金額（剰余金の分配と出資の払戻しを区分して表示すること。）  
(l) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）  
(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
- (15) 組合等の目的及び基本的性格  
a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b 組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 組合等の沿革  
設立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (17) 組合等の仕組み  
a 組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合等管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (18) 組合等の機構  
組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (19) 組合等の出資総額  
有価証券届出書提出日の直近日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。  
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
- (20) その他  
a 契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

- a 契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- b 訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (21) 投資方針  
組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (22) 投資対象  
a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (23) 運用体制  
組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (24) 分配方針  
契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
- (25) 投資制限  
a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (26) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (27) 手数料等及び税金  
投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下(27)及び(31)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (28) 申込手数料  
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 払戻し手数料  
払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (30) 管理報酬等  
組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (31) その他の手数料等  
国内有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (32) 課税上の取扱い  
分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (33) 投資状況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあつては有価証券の種類、不動産にあつては用途

- と。
- b 訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (21) 投資方針  
組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (22) 投資対象  
a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (23) 運用体制  
組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (24) 分配方針  
契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
- (25) 投資制限  
a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (26) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (27) 手数料等及び税金  
投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下(27)及び(31)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (28) 申込手数料  
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 払戻し手数料  
払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (30) 管理報酬等  
組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (31) その他の手数料等  
国内有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (32) 課税上の取扱い  
分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (33) 投資状況  
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。  
b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあつては有価証券の種類、不動産にあつては用途

- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下（33）及び（60）aにおいて「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。（59）b及び（60）において同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (34) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (35) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配額の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- (36) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (37) 自己資本利益率（収益率）の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率（事業年度末の内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配額の額）を控除した額を当該内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。
- (38) 販売及び払戻の実績  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻の実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (39) 資産の評価  
内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (40) 申込（販売）手続等  
a 内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (41) 払戻し手続等

- 等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (34) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (35) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配額の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- (36) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (37) 自己資本利益率（収益率）の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率（事業年度末の基準価額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。
- (38) 販売及び払戻の実績  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻の実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (39) 資産の評価  
内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (40) 申込（販売）手続等  
a 内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 生命保険契約等の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。  
c 内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (41) 払戻し手続等  
a 内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。  
b 内国<sup>1</sup>有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者

- a 国内有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (42) 存続期間  
組合等の存続期間について記載すること。
- (43) 事業年度  
組合等の事業年度について記載すること。
- (44) その他  
a 出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。  
b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (45) 利害関係人との取引制限  
組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (46) 出資者等の権利  
出資者等（出資者（法第2条第2項第5号に規定される出資者をいう。）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員をいう。（62）bにおいて同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、国内有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (47) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (48) 運用体制  
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (49) 大株主の状況  
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (50) 役員 の状況  
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員 の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (51) 事業の内容及び営業の概況  
資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、全ての組合等についてその名称、基本的性格、成立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。
- (52) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (53) 関係業務の概要  
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (54) 資本関係  
届出組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (55) 組合等の経理状況  
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（56）及

- による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (42) 存続期間  
組合等の存続期間について記載すること。
- (43) 事業年度  
組合等の事業年度について記載すること。
- (44) その他  
a 出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。  
b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (45) 利害関係人との取引制限  
組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (46) 出資者等の権利  
出資者等（出資者（法第2条第2項第5号に規定される者をいう。）並びに合名会社、合資会社及び合同会社の社員をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該国内有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (47) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (48) 運用体制  
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (49) 大株主の状況  
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (50) 役員 の状況  
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員 の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (51) 事業の内容及び営業の概況  
資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。
- (52) 名称、資本金の額及び事業の内容  
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (53) 関係業務の概要  
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (54) 資本関係  
届出組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (55) 組合等の経理状況  
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場

び(57) aにおいて「中間財務諸表等規則」という。)第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下aにおいて同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(56) 貸借対照表

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日(57) aにおいて「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(57) aにおいて同じ。)をも記載すること。

(57) 損益計算書

a 最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)をも記載すること。

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(58) 組合等の現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(59) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券(投資資産である有価証券をいう。以下(59)において同じ。)のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。))である場合に限り。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。)の投資比率を記載すること。

c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(60) その他投資資産の主要なもの

a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。

c 投資資産が不動産に係る権利である場合には、当該権利について、所在地による地域別、用途

合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(56) 貸借対照表

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(57)において同じ。)をも記載すること。

(57) 損益計算書

a 最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)をも記載すること。

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(58) 組合等の現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(59) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等に係るものを含む。))である場合に限り。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。)の投資比率を記載すること。

c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(60) その他投資資産の主要なもの

a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。

c 投資資産が不動産に係る権利である場合には、当該権利について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況

別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下cにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下cにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(61) その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(62) 内国所有証券投資事業権利等事務の概要

当該届出に係る内国所有証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 出資者等に対する特典
- c 内国所有証券投資事業権利等の譲渡制限の内容
- d その他内国所有証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(63) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国所有証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国所有証券投資事業権利等をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本所有証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(61) その他

当該内国所有証券投資事業権利等の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(62) 内国所有証券投資事業権利等事務の概要

当該内国所有証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 出資者等に対する特典
- c 内国所有証券投資事業権利等の譲渡制限の内容
- d その他内国所有証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(63) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国所有証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国所有証券投資事業権利等をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本所有証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。



改正案	現行
<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る外国組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下hにおいて「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。）に類するものをいう。</p> <p>j 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、この様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) 発行者名 複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名</p> <p>a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。</p> <p>b 外国組合等を成立させる場合にあっては、その当事者全員の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4) 代理人の氏名又は名称</p>	<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。）に類するものをいう。</p> <p>j 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) 発行者名 複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名</p> <p>a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。</p> <p>b 外国組合等の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4) 代理人の氏名又は名称</p>

本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（4）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態（投資事業有限責任組合に類するもの、民法に規定する組合に類するもの及び匿名組合に類するものの別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下bにおいて同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(8) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(9) 発行（売出）価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(10) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料

本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（4）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(8) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(9) 発行（売出）価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(10) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者に

- 率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。
- (12) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (14) 手取金の使途  
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (15) その他  
a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。  
b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国組合等への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (16) 主要な経営指標等の推移  
外国組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の五様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。
- (17) 外国組合等の目的及び基本的性格  
a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b 外国組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 外国組合等の沿革  
成立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (19) 外国組合等の仕組み  
a 外国組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 外国組合等及び外国組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国組合等の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (20) 外国組合等の機構  
外国組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (21) 外国組合等の出資総額  
有価証券届出書提出日の直近日現在の外国組合等の出資総額、外国組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。  
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
- (22) 外国組合等に係る法制度の概要

- による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (12) 申込取扱場所  
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) 払込取扱場所  
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (14) 手取金の使途  
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (15) その他  
a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。  
b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国組合等への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。  
c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (16) 主要な経営指標等の推移  
外国組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の五様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。
- (17) 外国組合等の目的及び基本的性格  
a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。  
b 外国組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 外国組合等の沿革  
設立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (19) 外国組合等の仕組み  
a 外国組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。  
b 外国組合等及び外国組合等の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国組合等の管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (20) 外国組合等の機構  
外国組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (21) 外国組合等の出資総額  
有価証券届出書提出日の直近日現在の外国組合等の出資総額、外国組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。  
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
- (22) 外国組合等に係る法制度の概要  
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (23) 監督官庁の概要

- 準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (23) 監督官庁の概要  
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (24) その他  
a 契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
b 訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (25) 投資方針  
外国組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (26) 投資対象  
a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (27) 運用体制  
組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (28) 分配方針  
契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
- (29) 投資制限  
a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (30) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (31) 手数料等及び税金  
投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下(31)及び(35)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (32) 申込手数料  
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (33) 払戻し手数料  
払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (34) 管理報酬等  
外国組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (35) その他の手数料等  
外国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

- 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (24) その他  
a 契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。  
b 訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (25) 投資方針  
外国組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (26) 投資対象  
a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。  
b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (27) 運用体制  
組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (28) 分配方針  
契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
- (29) 投資制限  
a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。  
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (30) 投資リスク  
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。  
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (31) 手数料等及び税金  
投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (32) 申込手数料  
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (33) 払戻し手数料  
払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (34) 管理報酬等  
外国組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (35) その他の手数料等  
外国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (36) 課税上の取扱い  
分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

- (36) 課税上の取扱い  
分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
- (37) 投資状況
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (38) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (39) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- (40) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (41) 自己資本利益率（収益率）の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率（第六号の五様式の「記載上の注意」（14）（m）に規定する自己資本利益率に相当するものをいう。）又は収益率（事業年度末の外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配落の額）を控除した額を当該外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。
- (42) 販売及び払戻の実績  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻の実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (43) 資産の評価  
外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (44) 申込（販売）手続等
- a 外国有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内

- (37) 投資状況
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (38) 運用実績  
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (39) 純資産等の推移  
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- (40) 分配の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (41) 自己資本利益率（収益率）の推移  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率（事業年度末の基準価額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。
- (42) 販売及び払戻の実績  
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻の実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (43) 資産の評価  
外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (44) 申込（販売）手続等
- a 外国有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

- 容を詳細に記載すること。
- c 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (45) 払戻し手続等
- a 外国有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (46) 存続期間
- 外国組合等の存続期間について記載すること。
- (47) 事業年度
- 外国組合等の事業年度について記載すること。
- (48) その他
- a 出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (49) 利害関係人との取引制限
- 外国組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (50) 出資者等の権利
- 出資者等（法第2条第2項第4号に規定する権利を有する者又は同項第6号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (51) 為替管理上の取扱い
- 分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (52) 本邦における代理人
- 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (53) 裁判管轄等
- 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (54) 名称、資本金の額及び事業の内容
- 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (55) 運用体制
- 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (56) 大株主の状況
- 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (57) 役員 の状況
- 有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員 の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数
- (45) 払戻し手続等
- a 外国有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (46) 存続期間
- 外国組合等の存続期間について記載すること。
- (47) 事業年度
- 外国組合等の事業年度について記載すること。
- (48) その他
- a 出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (49) 利害関係人との取引制限
- 外国組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (50) 出資者等の権利
- 出資者等（法第2条第2項第4号に規定する権利を有する者及び同項第6号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (51) 為替管理上の取扱い
- 分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (52) 本邦における代理人
- 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (53) 裁判管轄等
- 当該外国有価証券投資事業権利等に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (54) 名称、資本金の額及び事業の内容
- 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (55) 運用体制
- 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (56) 大株主の状況
- 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (57) 役員 の状況
- 有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員 の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (58) 事業の内容及び営業の概況
- 資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情に

- を記載すること。
- (58) 事業の内容及び営業の概況  
 資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、全ての外国組合等についてその名称、基本的性格、成立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。
- (59) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (60) 関係業務の概要  
 運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (61) 資本関係  
 外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (62) 外国組合等の経理状況  
 a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。）を該当する財務書類に添付すること。  
 b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情があり、これらに準ずる方法により記載する場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。  
 c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。  
 d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (63) 貸借対照表  
 最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近事業年度。（64）aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (64) 損益計算書  
 a 最近2事業年度に係る損益計算書について記載すること。  
 b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (65) 投資有価証券明細表等  
 最近事業年度の附属明細表を示すこと。
- (66) 投資株式明細表  
 a 投資株式については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。  
 b 非上場証券については、その旨を記載すること。  
 c 投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (67) 株式以外の投資有価証券明細表  
 a 株式以外の投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。c及びdにおいて同じ。）については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。  
 b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。

- よりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。
- (59) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (60) 関係業務の概要  
 運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
- (61) 資本関係  
 届出外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (62) 外国組合等の経理状況  
 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類に添付すること。  
 b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情があり、これらに準ずる方法により記載する場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。  
 c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。  
 d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (63) 貸借対照表  
 最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近計算期間。（64）において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (64) 損益計算書  
 a 最近2事業年度に係る損益計算書について記載すること。  
 b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (65) 投資有価証券明細表等  
 最近事業年度の附属明細表を示すこと。
- (66) 投資株式明細表  
 a 投資株式については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。  
 b 非上場証券については、その旨を記載すること。  
 c 投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (67) 株式以外の投資有価証券明細表  
 a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。  
 b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。  
 c 株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。  
 d 株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (68) 投資不動産明細表  
 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、



- c 株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (68) 投資不動産明細表  
投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下（68）において同じ。）について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下（68）において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下（68）において同じ。）の推移並びにこの主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びにこの主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (69) その他投資資産明細表  
a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。  
b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。  
c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(65)、(66)又は(67)に掲げる事項）を記載すること。  
d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。
- (70) 借入金明細表  
借入先ごとに、最近2事業年度の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。
- (71) 外国組合等の現況  
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (72) その他  
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (73) 外国有価証券投資事業権利等事務の概要  
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 組合員名簿の閉鎖の時期  
c 組合員に対する特典  
d 外国有価証券投資事業権利等の譲渡制限の内容  
e その他外国有価証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (74) 外国組合等の概要  
届出に係る外国組合等の属する国、州等における外国組合等の制度全般にわたり、外国組合等の種

- 路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びにこの主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びにこの主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (69) その他投資資産明細表  
a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。  
b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。  
c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(65)、(66)又は(67)に掲げる事項）を記載すること。  
d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。
- (70) 借入金明細表  
借入先ごとに、最近2事業年度の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。
- (71) 外国組合等の現況  
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (72) その他  
当該外国有価証券投資事業権利等の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (73) 外国有価証券投資事業権利等事務の概要  
当該外国有価証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。  
a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
b 組合員名簿の閉鎖の時期  
c 組合員に対する特典  
d 外国有価証券投資事業権利等の譲渡制限の内容  
e その他外国有価証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (74) 外国組合等の概要  
届出外国組合等の属する国、州等における組合制度全般にわたり、組合の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。
- (75) 外国有価証券投資事業権利等の様式  
当該外国有価証券投資事業権利等の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (76) 組織再編成（公開買付け）に関する情報  
外国有価証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国有価証券投資事業権利等をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合におい



類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。

(75) 外国有価証券投資事業権利等の様式

当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(76) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国有価証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けをいう。）につき外国有価証券投資事業権利等をその買付け等（法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

て、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第六号の七様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>【証券情報】</p> <p>(1) 【ファンドの名称】 _____</p> <p>(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 _____</p> <p>(3) 【発行（売出）価額の総額】 _____</p> <p>(4) 【発行（売出）価格】 _____</p> <p>(5) 【申込手数料】 _____</p> <p>(6) 【申込単位】 _____</p> <p>(7) 【申込期間】 _____</p> <p>(8) 【申込取扱場所】 _____</p> <p>(9) 【払込期日】 _____</p> <p>(10) 【払込取扱場所】 _____</p> <p>(11) 【振替機関に関する事項】 _____</p> <p>(12) 【その他】 _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>募集事項等記載書面の記載に当たっては、第四号様式の「記載上の注意」(1) から (11) までに準じて記載すること。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の八様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 投資信託受益証券に係るファンドの名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 投資信託受益証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>【証券情報】</p> <p>(1) 【ファンドの名称】</p> <p>(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】</p> <p>(3) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(4) 【発行（売出）価格】</p> <p>(5) 【申込手数料】</p> <p>(6) 【申込単位】</p> <p>(7) 【申込期間】</p> <p>(8) 【申込取扱場所】</p> <p>(9) 【払込期日】</p> <p>(10) 【払込取扱場所】</p> <p>(11) 【振替機関に関する事項】</p> <p>(12) 【その他】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>募集事項等記載書面の記載に当たっては、第四号の二様式の「記載上の注意」(1)から(13)までに準じて記載すること。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>【証券情報】</p> <p>【国内信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1 【国内信託受益証券の形態等】</p> <p>2 【発行（売出）数】</p> <p>3 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>4 【発行（売出）価格】</p> <p>5 【給付の内容、時期及び場所】</p> <p>6 【募集の方法】</p> <p>7 【申込手数料】</p> <p>8 【申込単位】</p> <p>9 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>10 【申込証拠金】</p> <p>11 【払込期日及び申込取扱場所】</p> <p>12 【引受け等の概要】</p> <p>13 【その他】（2）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項 募集事項等記載書面の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」（1）から（8）までに準じて記載すること。</p> <p>（2） その他</p> <p>a 当該届出に係る国内信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p> <p>b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該国内信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p> <p>d 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資</p>	<p>(新設)</p>

金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。

(3) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(2) aについては該当しない旨を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第六号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 _____ 所在地 _____</p> <p>【証券情報】</p> <p>【外国信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1 【外国信託受益証券の形態等】</p> <p>2 【発行（売出）数】</p> <p>3 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>4 【発行（売出）価格】</p> <p>5 【給付の内容、時期及び場所】</p> <p>6 【募集の方法】</p> <p>7 【申込手数料】</p> <p>8 【申込単位】</p> <p>9 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>10 【申込証拠金】</p> <p>11 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>12 【引受け等の概要】</p> <p>13 【その他】（2）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項 募集事項等記載書面の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の様式の「記載上の注意」（1）から（9）までに準じて記載すること。</p> <p>（2） その他</p> <p>a 外国信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p> <p>b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国信託受益証券の発行</p>	<p>（新設）</p>

が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(3) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(2) aについては該当しない旨を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】(3) 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(4) (2) (略) (3)【運用実績】 ①【純資産の推移】(5) ②【分配の推移】(6) ③【収益率の推移】(7) (4)【設定及び簿籍の実績】(8)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(9) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】 1【委託会社等の概況】(10) 2～4 (略) 5【その他】(11)</p> <p>第2 (略) 第3【参考情報】(12) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(3) (2) (略) (3)【運用実績】 ①【純資産の推移】(4) ②【分配の推移】(5) ③【収益率の推移】(6) (4)【設定及び簿籍の実績】(7)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(8) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】 1【委託会社等の概況】(9) 2～4 (略) 5【その他】(10)</p> <p>第2 (略) 第3【参考情報】(11) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情</p>



がある場合には、これに準じて記載すること。

e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

f 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 委託会社等の情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

## (2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。（10）及び（11）aにおいて同じ。）の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」（14）cに準じて記載すること。

## (3) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a及びbに掲げる事項に加えて、有価証券報告書提出日の直近5年以内における各月末について、第四号様式「記載上の注意」（20）cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」（20）c及びdに準じて記載すること。

## (4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」（27）に準じて記載すること。

## (5) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。））にあっては、6計算期間の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」（32）に準じて記載すること。

## (6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」（33）に準じて記載すること。

## (7) 収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」（34）に準じて記載すること。

## (8) 設定及び解約の実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期

がある場合には、これに準じて記載すること。

e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 委託会社等の情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

## (2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」（14）cに準じて記載すること。

## (3) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」（27）に準じて記載すること。

## (4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」（32）に準じて記載すること。

## (5) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」（33）に準じて記載すること。

## (6) 収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」（34）に準じて記載すること。

## (7) 設定及び解約の実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」（35）に準じて記載すること。

## (8) ファンドの現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」（49）に準じて記載すること。

## (9) 委託会社等の概況

委託会社等の概況における委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

## (10) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」（58）に準じて記載すること。

## (11) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

間)について、第四号様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

- (9) ファンドの現況  
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。
- (10) 委託会社等の概況  
委託会社等の概況における委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (11) その他
  - a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
  - b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」(58)に準じて記載すること。
- (12) 参考情報
  - a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。
  - b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、aに掲げる事項に加えて、第四号様式の「第三部 委託会社等の情報」の「第3 その他」に準じて記載すること。
- (13) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え  
有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(5)から(8)まで中「直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)」とあるのは「直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)」と読み替えて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】(3) 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(4) (2) (略) (3)【運用実績】 ①【純資産の推移】(5) ②【分配の推移】(6) ③【収益率の推移】(7) (4)【販売及び買戻しの実績】(8)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(9) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【特別情報】 第1【管理会社の概況】 1【管理会社の概況】(10) 2～4 (略) 5【その他】(11)</p> <p>第2・第3 (略) 第4【参考情報】(12) 第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基</p>	<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(3) (2) (略) (3)【運用実績】 ①【純資産の推移】(4) ②【分配の推移】(5) ③【収益率の推移】(6) (4)【販売及び買戻しの実績】(7)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(8) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【特別情報】 第1【管理会社の概況】 1【管理会社の概況】(9) 2～4 (略) 5【その他】(10)</p> <p>第2・第3 (略) 第4【参考情報】(11) 第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基</p>

準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

g 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

i 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

j 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

k 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下kにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

#### (2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本金の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」(16) cに準じて記載すること。

#### (3) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a及びbに掲げる事項に加えて、有価証券報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号の二様式「記載上の注意」(25) cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(25) c及びdに準じて記載すること。

#### (4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」(32) に準じて記載すること。

#### (5) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）(6月を1計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。）)にあっては、6計算期間の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37) に準じて記載すること。

#### (6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近日3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(38) に準じて記載すること。

#### (7) 収益率の推移

準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

g 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

i 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

j 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

#### (2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本金の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」(16) cに準じて記載すること。

#### (3) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」(32) に準じて記載すること。

#### (4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37) に準じて記載すること。

#### (5) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近日3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(38) に準じて記載すること。

#### (6) 収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近日3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(39) に準じて記載すること。

#### (7) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近日3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40) に準じて記載すること。

#### (8) ファンドの現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

#### (9) 管理会社の概況

管理会社の概況における管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

#### (10) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

- 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(39) に準じて記載すること。
- (8) 販売及び買戻しの実績  
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、6計算期間）について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40) に準じて記載すること。
- (9) ファンドの現況  
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (10) 管理会社の概況  
管理会社の概況における管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (11) その他  
a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあつては、6月以内）において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したもののについては記載を要しない。  
b a以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」(62) に準じて記載すること。
- (12) 参考情報  
a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。  
b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、aに掲げる事項に加えて、第四号の二様式の「第三部 特別情報」の「第4 その他」に準じて記載すること。
- (13) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え  
有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(5) から (8) まで中「直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、6計算期間）」とあるのは「直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）」と読み替えて記載すること。

- b a以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」(62) に準じて記載すること。
- (11) 参考情報  
当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改正案	現 行
<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 (1)～(6) (略) <u>(7)【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】</u> 2～5 (略)</p> <p>第二部 (略) <u>(記載上の注意)</u> (1) 一般的事項 a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 g 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下gにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 投資法人の出資総額 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(20) に準じて記載すること。</p> <p>(3) 主要な投資主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(21) に準じて記載すること。</p> <p>(4) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(33) に準</p>	<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 (1)～(6) (略) (新設) 2～5 (略)</p> <p>第二部 (略) <u>(記載上の注意)</u> (1) 一般的事項 a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。 また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 投資法人の出資総額 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(20) に準じて記載すること。</p> <p>(3) 主要な投資主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(21) に準じて記載すること。</p> <p>(4) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(33) に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載</p>

- じて記載すること。
- (5) 純資産等の推移  
 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。））にあつては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
- (6) 分配の推移  
 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
- (7) 自己資本利益率（収益率）の推移  
 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
- (8) 役員の状況  
 有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。
- (9) その他  
 a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  
 b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。
- (10) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (11) 大株主の状況  
 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。
- (12) 役員の状況  
 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。
- (13) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (14) 投資法人の現況  
 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(74)に準じて記載すること。
- (15) 販売及び買戻しの実績  
 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(75)に準じて記載すること。
- (16) 参考情報  
 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

- 上の注意」(38)に準じて記載すること。
- (6) 分配の推移  
 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
- (7) 自己資本利益率（収益率）の推移  
 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
- (8) 役員の状況  
 有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。
- (9) その他  
 a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  
 b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。
- (10) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (11) 大株主の状況  
 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。
- (12) 役員の状況  
 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。
- (13) 名称、資本金の額及び事業の内容  
 資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (14) 投資法人の現況  
 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(74)に準じて記載すること。
- (15) 販売及び買戻しの実績  
 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(75)に準じて記載すること。
- (16) 参考情報  
 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 g～i (略) j 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下jにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。) (6月を1計算期間とする外国投資法人(同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下この様式において同じ。))にあつては、6計算期間の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率(収益率)の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(43)に準じて記載すること。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 販売及び買戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(81)に準じて記載すること。</p> <p>(16) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名及び提出年月日</u>を記載すること。</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 g～i (略) (新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率(収益率)の推移 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(43)に準じて記載すること。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 販売及び買戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(81)に準じて記載すること。</p> <p>(16) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名及び提出年月日</u>を記載すること。</p>



改正案	現行
<p>第八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理会社の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (4)【買戻し等の実績】(5) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(6) 2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(7)</p> <p>第5【参考情報】(8) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式中「第4 発行者及び関係法人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。 (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等 a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。（5）において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。 b 提出者が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項</p>	<p>第八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理会社の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(5) 2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(6)</p> <p>第5【参考情報】(7) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係法人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等 a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。以下この様式において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。 b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注</p>

に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

- (3) 損失及び延滞の状況  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。
- (5) 買戻し等の実績  
管理資産を構成する債権（管理資産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。
- (6) その他  
a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。（7）aにおいて同じ。））にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものは記載を要しない。  
b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。
- (7) その他  
a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものは記載を要しない。  
b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
- (8) 参考情報  
当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

意」(26)に準じて記載すること。

- (4) 収益状況の推移  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。
- (5) その他  
a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものは記載を要しない。  
b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。
- (6) その他  
a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものは記載を要しない。  
b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
- (7) 参考情報  
当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改正案	現 行
<p>第八号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理資産の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) <u>(4)【買戻し等の実績】(4)</u> 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(7) (略) (8)【その他】(5)</p> <p>2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(6)</p> <p>第5【参考情報】(7) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。 d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。(3)において同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。</p>	<p>第八号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理資産の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(7) (略) (8)【その他】(4)</p> <p>2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(5)</p> <p>第5【参考情報】(6) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。 d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 第八号の二様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他 第八号の二様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。</p>

- (4) 買戻し等の状況  
第八号の様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。
- (5) その他  
第八号の様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。
- (6) その他  
第八号の様式の「記載上の注意」(7) に準じて記載すること。
- (7) 参考情報  
第八号の様式の「記載上の注意」(8) に準じて記載すること。

- (6) 参考情報  
第八号の様式の「記載上の注意」(7) に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第八号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者 (受託者) 名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第1 【特定信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【特定信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【特定信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【特定信託財産の関係法人】</p> <p>② 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>③ 【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2 【特定信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【特定目的信託の仕組み】 (2)</p> <p>(1) 【特定目的信託の概要】</p> <p>① 【特定目的信託の基本的仕組み】</p> <p>② 【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】</p> <p>③ 【原委託者の義務に関する事項】</p> <p>④ 【信託権利等】</p> <p>⑤ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【受益証券の取得者の権利】</p> <p>4 【特定信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (3)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (4)</p> <p>(4) 【買戻し等の実績】 (5)</p> <p>5 【投資リスク】</p> <p>6 【特定信託財産の経理状況】</p>	<p>第八号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者 (受託者) 名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第1 【特定信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【特定信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【特定信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【特定信託財産の関係法人】</p> <p>② 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>③ 【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2 【特定信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【特定目的信託の仕組み】 (2)</p> <p>(1) 【特定目的信託の概要】</p> <p>① 【特定目的信託の基本的仕組み】</p> <p>② 【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】</p> <p>③ 【原委託者の義務に関する事項】</p> <p>④ 【信託権利等】</p> <p>⑤ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【受益証券の取得者の権利】</p> <p>4 【特定信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (3)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (4)</p> <p>5 【投資リスク】</p> <p>6 【特定信託財産の経理状況】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p>

(1) 【貸借対照表】

(2) 【損益計算書】

(3) 【附属明細表】

第2 【証券事務の概要】

第3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

(1) 【受託者の概況】

(2) 【事業の内容及び営業の概況】

(3) 【経理の状況】

(4) 【利害関係人との取引制限】

(5) 【その他】 (6)

2 【原委託者の状況】

(1) 【会社の場合】

① 【会社の概況】

② 【事業の内容及び営業の概況】

③ 【経理の状況】

④ 【利害関係人との取引制限】

⑤ 【その他】 (7)

(2) 【会社以外の団体の場合】

① 【団体の沿革】

② 【団体の目的及び事業の内容】

③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

④ 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

(3) 【個人の場合】

① 【生年月日】

② 【本籍地】

③ 【職歴】

④ 【破産手続開始の決定の有無】

3 【その他関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 【関係業務の概要】

(3) 【資本関係】

(4) 【役員の兼職関係】

(5) 【その他】 (7)

第4 【参考情報】 (8)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 【損益計算書】

(3) 【附属明細表】

第2 【証券事務の概要】

第3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

(1) 【受託者の概況】

(2) 【事業の状況】

(3) 【設備の状況】

(4) 【経理の状況】

(5) 【その他】 (5)

2 【原委託者の状況】

(1) 【会社の場合】

① 【会社の概況】

② 【事業の状況】

③ 【設備の状況】

④ 【経理の状況】

⑤ 【その他】 (6)

(2) 【会社以外の団体の場合】

① 【団体の沿革】

② 【団体の目的及び事業の内容】

③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

④ 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

(3) 【個人の場合】

① 【生年月日】

② 【本籍地】

③ 【職歴】

④ 【破産手続開始の決定の有無】

3 【その他関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 【関係業務の概要】

(3) 【資本関係】

(4) 【役員の兼職関係】

(5) 【その他】 (6)

第4 【参考情報】 (7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
- (2) 特定目的信託の仕組み
- a 特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況
- 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移
- 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (5) 買戻し等の実績
- 特定信託財産を構成する債権（特定信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。
- (6) その他
- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。）(7) aにおいて同じ。）にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。
- (7) その他
- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)及び(35)に準じて記載すること。
- (8) 参考情報
- 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

- (2) 特定目的信託の仕組み
- a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況
- 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移
- 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (5) その他
- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。
- (6) その他
- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)及び(35)に準じて記載すること。
- (7) 参考情報
- 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第八号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者 (受託者) 名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第1 【特定信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【特定信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【特定信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【特定信託財産の関係法人】</p> <p>② 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>③ 【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2 【特定信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【特定信託財産の流動化の仕組み】</p> <p>(1) 【特定信託財産の流動化の概要】</p> <p>① 【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】</p> <p>② 【原委託者の義務に関する事項】</p> <p>③ 【信託権利等】</p> <p>④ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【受益証券の取得者の権利】</p> <p>(4) 【情報開示の概要】</p> <p>4 【特定信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (2)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (3)</p> <p>(4) 【買戻し等の実績】 (4)</p>	<p>第八号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者 (受託者) 名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第1 【特定信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【特定信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【特定信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【特定信託財産の関係法人】</p> <p>② 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>③ 【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2 【特定信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【特定信託財産の流動化の仕組み】</p> <p>(1) 【特定信託財産の流動化の概要】</p> <p>① 【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】</p> <p>② 【原委託者の義務に関する事項】</p> <p>③ 【信託権利等】</p> <p>④ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【受益証券の取得者の権利】</p> <p>(4) 【情報開示の概要】</p> <p>4 【特定信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (2)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (3)</p> <p>5 【投資リスク】</p>



5 【投資リスク】

6 【特定信託財産の経理状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【利益処分計算書（又は損失処理計算書）】
- (4) 【附属明細表】

7 【証券所有者に関する事項】

- (1) 【証券の上場等に関する事項】
- (2) 【課税上の取扱い】
- (3) 【為替管理上の取扱い】
- (4) 【本邦における代理人】
- (5) 【裁判管轄権等】

第2 【証券事務の概要】

第3 【その他】

第4 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

- (1) 【受託者の概況】
- (2) 【事業の内容及び営業の概況】
- (3) 【経理の状況】
- (4) 【利害関係人との取引制限】
- (5) 【その他】 (5)

2 【原委託者の状況】

- (1) 【会社の場合】
  - ① 【会社の概況】
  - ② 【事業の内容及び営業の概況】
  - ③ 【経理の状況】
  - ④ 【利害関係人との取引制限】
  - ⑤ 【その他】 (6)
- (2) 【会社以外の団体の場合】
  - ① 【団体の沿革】
  - ② 【団体の目的及び事業の内容】
  - ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
  - ④ 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】
- (3) 【個人の場合】
  - ① 【生年月日】
  - ② 【本籍地】
  - ③ 【職歴】
  - ④ 【破産手続開始の決定の有無】

3 【その他関係法人の概況】

- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (2) 【関係業務の概要】
- (3) 【資本関係】
- (4) 【役員の兼職関係】
- (5) 【その他】 (6)

第5 【参考情報】

(記載上の注意)

6 【特定信託財産の経理状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【利益処分計算書（又は損失処理計算書）】
- (4) 【附属明細表】

7 【証券所有者に関する事項】

- (1) 【証券の上場等に関する事項】
- (2) 【課税上の取扱い】
- (3) 【為替管理上の取扱い】
- (4) 【本邦における代理人】
- (5) 【裁判管轄権等】

第2 【証券事務の概要】

第3 【その他】

第4 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

- (1) 【受託者の概況】
- (2) 【事業の状況】
- (3) 【設備の状況】
- (4) 【経理の状況】
- (5) 【その他】 (4)

2 【原委託者の状況】

- (1) 【会社の場合】
  - ① 【会社の概況】
  - ② 【事業の状況】
  - ③ 【設備の状況】
  - ④ 【経理の状況】
  - ⑤ 【その他】 (5)
- (2) 【会社以外の団体の場合】
  - ① 【団体の沿革】
  - ② 【団体の目的及び事業の内容】
  - ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
  - ④ 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】
- (3) 【個人の場合】
  - ① 【生年月日】
  - ② 【本籍地】
  - ③ 【職歴】
  - ④ 【破産手続開始の決定の有無】

3 【その他関係法人の概況】

- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (2) 【関係業務の概要】
- (3) 【資本関係】
- (4) 【役員の兼職関係】
- (5) 【その他】 (5)

第5 【参考情報】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
  - b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
  - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
  - d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
  - e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
  - f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
  - g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
  - h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
- (2) 損失及び延滞の状況  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。（3）において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19) に準じて記載すること。
- (3) 収益状況の推移  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20) に準じて記載すること。
- (4) 買戻し等の実績  
第八号の四様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。
- (5) その他  
第八号の四様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。
- (6) その他  
第八号の四様式の「記載上の注意」(7) に準じて記載すること。

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
  - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
  - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
  - d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
  - e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
  - f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
  - g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19) に準じて記載すること。
- (3) 収益状況の推移  
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20) に準じて記載すること。
- (4) その他  
第八号の四様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。
- (5) その他  
第八号の四様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者 (受託者) 名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者 (委託者) 氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第1 【信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【信託財産の関係法人】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する基本的態度】</p> <p>③ 【信託財産の管理体制】</p> <p>2 【信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【信託の仕組み】</p> <p>(1) 【信託の概要】</p> <p>① 【信託の基本的仕組み】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する事項】</p> <p>③ 【委託者の義務に関する事項】</p> <p>④ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【内国信託受益証券の取得者の権利】</p> <p>4 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産の運用 (管理) の概要】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (2)</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>第1 【信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【信託財産の関係法人】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する基本的態度】</p> <p>③ 【信託財産の管理体制】</p> <p>2 【信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【信託の仕組み】</p> <p>(1) 【信託の概要】</p> <p>① 【信託の基本的仕組み】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する事項】</p> <p>③ 【委託者の義務に関する事項】</p> <p>④ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【内国信託受益証券の取得者の権利】</p> <p>4 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産の運用 (管理) の概要】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (2)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (3)</p> <p>5 【投資リスク】</p> <p>6 【信託財産の経理状況】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益計算書】</p>

(3)【収益状況の推移】(3)

(4)【買戻し等の実績】(4)

5【投資リスク】

6【信託財産の経理状況】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益計算書】

第2【証券事務の概要】

第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1【受託者の状況】

(1)【受託者の概況】

(2)【事業の内容及び営業の概況】

(3)【経理の状況】

(4)【利害関係人との取引制限】

(5)【その他】(5)

2【委託者の状況】

(1)【会社の場合】

①【会社の概況】

②【事業の内容及び営業の概況】

③【経理の状況】

④【利害関係人との取引制限】

⑤【その他】(6)

(2)【会社以外の団体の場合】

①【団体の沿革】

②【団体の目的及び事業の内容】

③【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

④【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

(3)【個人の場合】

①【生年月日】

②【本籍地】

③【職歴】

④【破産手続開始の決定の有無】

3【その他関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2)【関係業務の概要】

(3)【資本関係】

(4)【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

(5)【その他】(6)

第4【参考情報】(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」

第2【証券事務の概要】

第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1【受託者の状況】

(1)【受託者の概況】

(2)【事業の状況】

(3)【設備の状況】

(4)【経理の状況】

(5)【その他】(4)

2【委託者の状況】

(1)【会社の場合】

①【会社の概況】

②【事業の状況】

③【設備の状況】

④【経理の状況】

⑤【その他】(5)

(2)【会社以外の団体の場合】

①【団体の沿革】

②【団体の目的及び事業の内容】

③【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

④【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

(3)【個人の場合】

①【生年月日】

②【本籍地】

③【職歴】

④【破産手続開始の決定の有無】

3【その他関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2)【関係業務の概要】

(3)【資本関係】

(4)【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

(5)【その他】(5)

第4【参考情報】(6)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」

に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

信託財産を構成する債権（信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。）(6) aにおいて同じ。）にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)及び(42)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a以外については、第六号様式の「第二部 信託財産情報」の「第4 その他」に準じて記載すること。

(8) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(2)及び(3)中「3年以内に終了した計算期間」とあるのは「5年以内に終了した計算期間」と読み替えて記載すること。

(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したのものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したのものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)及び(42)に準じて記載すること。

(6) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第九号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者 (受託者) 名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者 (委託者) 氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第1 【信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【信託財産の関係法人】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する基本的態度】</p> <p>③ 【信託財産の管理体制】</p> <p>2 【信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【信託の仕組み】</p> <p>(1) 【信託の概要】</p> <p>① 【信託の基本的仕組み】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する事項】</p> <p>③ 【委託者の義務に関する事項】</p> <p>④ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【外国信託受益証券の取得者の権利】</p> <p>(4) 【情報開示の概要】</p>	<p>第九号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第1 【信託財産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1) 【信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3) 【信託財産の沿革】</p> <p>(4) 【信託財産の管理体制等】</p> <p>① 【信託財産の関係法人】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する基本的態度】</p> <p>③ 【信託財産の管理体制】</p> <p>2 【信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2) 【信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3 【信託の仕組み】</p> <p>(1) 【信託の概要】</p> <p>① 【信託の基本的仕組み】</p> <p>② 【信託財産の運用 (管理及び処分) に関する事項】</p> <p>③ 【委託者の義務に関する事項】</p> <p>④ 【その他】</p> <p>(2) 【受益権】</p> <p>(3) 【外国信託受益証券の取得者の権利】</p> <p>(4) 【情報開示の概要】</p> <p>4 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産の運用 (管理) の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (2)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (3)</p> <p>5 【投資リスク】</p>

4 【信託財産を構成する資産の状況】

- (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】
- (2) 【損失及び追徴の状況】 (2)
- (3) 【収益状況の推移】 (3)
- (4) 【買戻し等の実績】 (4)

5 【投資リスク】

6 【信託財産の経理状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】

7 【証券所有者に関する事項】

- (1) 【証券の上場等に関する事項】
- (2) 【課税上の取扱い】
- (3) 【為替管理上の取扱い】
- (4) 【本邦における代理人】
- (5) 【裁判管轄権等】

第2 【証券事務の概要】

第3 【その他】

第4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

- (1) 【受託者の概況】
- (2) 【事業の内容及び営業の概況】
- (3) 【経理の状況】
- (4) 【利害関係人との取引制限】
- (5) 【その他】 (5)

2 【委託者の状況】

(1) 【会社の場合】

- ① 【会社の概況】
- ② 【事業の内容及び営業の概況】
- ③ 【経理の状況】
- ④ 【利害関係人との取引制限】
- ⑤ 【その他】 (6)

(2) 【会社以外の団体の場合】

- ① 【団体の沿革】
- ② 【団体の目的及び事業の内容】
- ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
- ④ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

(3) 【個人の場合】

- ① 【生年月日】
- ② 【本籍地】
- ③ 【職歴】
- ④ 【破産手続開始の決定の有無】

3 【その他関係法人の概況】

- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (2) 【関係業務の概要】
- (3) 【資本関係】
- (4) 【役員の兼職関係】

6 【信託財産の経理状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】

7 【証券所有者に関する事項】

- (1) 【証券の上場等に関する事項】
- (2) 【課税上の取扱い】
- (3) 【為替管理上の取扱い】
- (4) 【本邦における代理人】
- (5) 【裁判管轄権等】

第2 【証券事務の概要】

第3 【その他】

第4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

- (1) 【受託者の概況】
- (2) 【事業の状況】
- (3) 【設備の状況】
- (4) 【経理の状況】
- (5) 【その他】 (4)

2 【委託者の状況】

(1) 【会社の場合】

- ① 【会社の概況】
- ② 【事業の状況】
- ③ 【設備の状況】
- ④ 【経理の状況】
- ⑤ 【その他】 (5)

(2) 【会社以外の団体の場合】

- ① 【団体の沿革】
- ② 【団体の目的及び事業の内容】
- ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
- ④ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

(3) 【個人の場合】

- ① 【生年月日】
- ② 【本籍地】
- ③ 【職歴】
- ④ 【破産手続開始の決定の有無】

3 【その他関係法人の概況】

- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (2) 【関係業務の概要】
- (3) 【資本関係】
- (4) 【役員の兼職関係】
- (5) 【その他】 (5)

第5 【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

(5) 【その他】(6)

第5【参考情報】(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。（3）及び（7）aにおいて同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28) に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

第九号様式の「記載上の注意」(4) に準じて記載すること。

(5) その他

第九号様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。

(6) その他

第九号様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。

(7) 参考情報

- a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。
- b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a以外については、第六号の二様式の「第二部 信託財産情報」の「第3 その他」に準じて記載すること。

(8) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(2) 及び(3) 中「3年以内に終了した計算期間」とあるのは「5年以内に終了した計算期間」と読み替えて記載すること。

b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28) に準じて記載すること。

(4) その他

第九号様式の「記載上の注意」(4) に準じて記載すること。

(5) その他

第九号様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。



改正案	現 行
<p>第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 参考情報 当計算期間（第23条に定める期間をいう。）において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</p>	<p>第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略) (新設)</p> <p>(2) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>第九号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 参考情報 当計算期間(第23条に定める期間をいう。)において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</p>	<p>第九号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略) (新設)</p> <p>(2) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の五様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)・(2) (略)  (3) その他  a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。)に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  b (略)  (4)～(13) (略)  (14) 参考情報  当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名</u>及び提出年月日を記載すること。</p>	<p>第九号の五様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)・(2) (略)  (3) その他  a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  b (略)  (4)～(13) (略)  (14) 参考情報  当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名</u>及び提出年月日を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の六様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)・(2) (略)  (3) その他  a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等(第六号の六様式「記載上の注意」(1) iに規定する外国組合等をいう。)に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  b (略)  (4)～(13) (略)  (14) 参考情報  当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名</u>及び提出年月日を記載すること。</p>	<p>第九号の六様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)・(2) (略)  (3) その他  a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  b (略)  (4)～(13) (略)  (14) 参考情報  当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名</u>及び提出年月日を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【ファンド名】 _____</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>1 【ファンドの運用状況】 (2)</p> <p>    (1) 【投資状況】</p> <p>    (2) 【運用実績】</p> <p>        ① 【純資産の推移】 (3)</p> <p>        ② 【分配の推移】 (4)</p> <p>        ③ 【収益率の推移】 (5)</p> <p>2 【設定及び解約の実績】 (6)</p> <p>3 【ファンドの経理状況】 (7)</p> <p>    (1) 【中間貸借対照表】 (8)</p> <p>    (2) 【中間損益及び剰余金計算書】 (9)</p> <p>    (3) 【中間注記表】 (10)</p> <p>4 【委託会社等の概況】</p> <p>    (1) 【資本金の額】 (11)</p> <p>    (2) 【事業の内容及び営業の状況】 (12)</p> <p>    (3) 【その他】 (13)</p> <p>5 【委託会社等の経理状況】 (14)</p> <p>    (1) 【貸借対照表】 (15)</p> <p>    (2) 【損益計算書】 (16)</p> <p>    (3) 【株主資本等変動計算書】 (17)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>    a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。            また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>    b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。            この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>    c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【ファンド名】 _____</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>1 【ファンドの運用状況】</p> <p>    (1) 【投資状況】</p> <p>    (2) 【運用実績】</p> <p>        ① 【純資産の推移】 (2)</p> <p>        ② 【分配の推移】 (3)</p> <p>        ③ 【収益率の推移】 (4)</p> <p>2 【設定及び解約の実績】 (5)</p> <p>3 【ファンドの経理状況】 (6)</p> <p>    (1) 【中間貸借対照表】 (7)</p> <p>    (2) 【中間損益及び剰余金計算書】 (8)</p> <p>    (3) 【中間注記表】 (9)</p> <p>4 【委託会社等の概況】</p> <p>    (1) 【資本金の額】 (10)</p> <p>    (2) 【事業の内容及び営業の状況】 (11)</p> <p>    (3) 【その他】 (12)</p> <p>5 【委託会社等の経理状況】 (13)</p> <p>    (1) 【貸借対照表】 (14)</p> <p>    (2) 【損益計算書】 (15)</p> <p>    (3) 【株主資本等変動計算書】 (16)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>    a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。            また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>    b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。            この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>    c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項</p>

本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

f 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

h 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

- (2) ファンドの運用状況  
当該計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）の前計算期間に係る有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出した場合には、「1 ファンドの運用状況」の「(1) 投資状況」の項目において、第四号様式の「記載上の注意」(27) に準じた記載に加えて、同様式の「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」に準じて記載すること。また、「1 ファンドの運用状況」の「(2) 運用実績」の次に「(3) 投資リスク」の項目を設けて、半期報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(20) cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(20) c及びdに準じて記載すること。
- (3) 純資産の推移  
半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(32) に準じて記載すること。
- (4) 分配の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(33) に準じて記載すること。
- (5) 収益率の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(34) に準じて記載すること。
- (6) 設定及び簿籍の実績  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(35) に準じて記載すること。
- (7) ファンドの経理状況  
中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（(15) 及び (16) において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44) に準じて記載すること。
- (8) 中間貸借対照表  
当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(9) 及び (10) において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

- (2) 純資産の推移  
半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(32) に準じて記載すること。
- (3) 分配の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(33) に準じて記載すること。
- (4) 収益率の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(34) に準じて記載すること。
- (5) 設定及び簿籍の実績  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(35) に準じて記載すること。
- (6) ファンドの経理状況  
中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44) に準じて記載すること。
- (7) 中間貸借対照表  
当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- (8) 中間損益及び剰余金計算書  
当該計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。（9）において同じ。）を記載すること。
- (9) 中間注記表  
当該計算期間に係る中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）を記載すること。  
なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。
- (10) 資本金の額  
半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- (11) 事業の内容及び営業の状況  
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(52) に準じて記載すること。

- (9) 中間損益及び剰余金計算書  
 当該計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。（10）において同じ。）を記載すること。
- (10) 中間注記表  
 当該計算期間に係る中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）を記載すること。  
 なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。
- (11) 資本金の額  
 半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）の資本金の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- (12) 事業の内容及び営業の状況  
 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」（52）に準じて記載すること。
- (13) その他  
 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したもののについては記載を要しない。
- (14) 委託会社等の経理状況  
 a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。  
 b 委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15) から (17) までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下bにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- (15) 貸借対照表  
 委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。  
 ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (16) 損益計算書  
 委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。  
 ただし、(15) ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (17) 株主資本等変動計算書  
 委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。
- (12) その他  
 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したもののについては記載を要しない。
- (13) 委託会社等の経理状況  
 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。
- (14) 貸借対照表  
 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。  
 ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (15) 損益計算書  
 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。  
 ただし、(14) ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- (16) 株主資本等変動計算書  
 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。







じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- g 提出者の発行している特定預借証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。
- h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- i 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- j 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- k 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下kにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

- (2) ファンドの運用状況  
当該計算期間(第23条に定める期間をいう。以下(2)において同じ。)の前計算期間に係る有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出した場合には、「1 ファンドの運用状況」の「(1) 投資状況」の項目において、第四号の二様式の「記載上の注意」(32)に準じた記載に加えて、同様式の「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」に準じて記載すること。また、「1 ファンドの運用状況」の「(2) 運用実績」の次に「(3) 投資リスク」の項目を設けて、半期報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(25) cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(25) c及びdに準じて記載すること。
- (3) 純資産の推移  
半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (4) 分配の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
- (5) 収益率の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
- (6) 販売及び買戻しの実績  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
- (7) ファンドの経理状況  
半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の

じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- g 提出会社の発行している特定預借証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。
- h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- i 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- j 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

- (2) 純資産の推移  
半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (3) 分配の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
- (4) 収益率の推移  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
- (5) 販売及び買戻しの実績  
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
- (6) ファンドの経理状況  
半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。
- (7) 資本金の額  
半期報告書提出日の直近日現在の資本金の額、管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- (8) その他  
半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
- (9) 管理会社の経理の概況  
管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。

「記載上の注意」(52) に準じて記載すること。

(8) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の資本金の額、管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(9) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

(10) 管理会社の経理の概況

管理会社の最近事業年度に係る経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(60) に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>f (略) g 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下gにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 投資法人の直近3中間計算期間(計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。))開始の日から起算して6月を経過する日(14)において「中間貸借対照表日」という。)までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(e) (略) (f) 発行済投資口の総口数 (g)～(m) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) その他 a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日まで特定関係法人(第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下aにおいて同じ。)の異動(特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。)があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」(18) b及び同様式第三部中「第4 関係法人の状況」の「2 その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(7)～(19) (略)</p>	<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>f (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 投資法人の直近3中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(以下この様式において「中間貸借対照表日」という。)までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(e) (略) (f) 発行済投資口総数 (g)～(m) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) その他 a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日まで特定関係法人の異動(特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。)があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」(18) b及び同様式第三部中「第4 関係法人の状況」の「2 その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(7)～(19) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出者の発行している<u>特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券</u>に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。 g・h (略) i 提出者が、<u>法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下iにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 外国投資法人の直近3中間計算期間(計算期間(第23条に定める期間をいう。以下(2)及び(9-2) aにおいて同じ。))開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。(9-2) aにおいて同じ。)及び直近2計算期間に係る主要な経営指標等の推移について、第十号の三様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p> <p>(3)～(14) (略)</p>	<p>第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出会社の発行している<u>特定預託証券等</u>に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。 g・h (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 外国投資法人の直近3中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る主要な経営指標等の推移について、第十号の三様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p> <p>(3)～(14) (略)</p>



- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
- (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等
  - a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
  - b 提出者が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況
 

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。（4）、（5）及び（6）aにおいて同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移
 

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。
- (5) 買戻し等の実績
 

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の二様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。
- (6) 投資リスク
  - a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
  - b 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
  - c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (7) 管理資産の経理状況
 

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理状況について第五号の二様式の「記載上の注意」(29) に準じて記載すること。
- (8) 発行者の状況
 

「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに

- b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等
  - a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
  - b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況
 

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移
 

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。
- (4-2) 投資リスク
  - a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
  - b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
  - c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (5) 管理資産の経理状況
 

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理状況について第五号の二様式の「記載上の注意」(29) に準じて記載すること。
- (6) 発行者の状況
 

「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (7) その他
 

半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
- (8) その他
 

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

準じて記載すること。

(9) その他

半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

(10) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。





(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- h 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。）、(3)、(4)及び(5) aにおいて同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の三様式の「記載上の注意」(4) に準じて記載すること。

(5) 投資リスク

- a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(6) 管理資産の経理の概況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第五号の二様式の「記載上の注意」(29) に準じて記載すること。

(7) 発行者の状況

「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(8) その他

第十一号の二様式の「記載上の注意」(9) に準じて記載すること。

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27) に準じて記載すること。

(3-2) 投資リスク

- a 当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(4) 管理資産の経理の概況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第五号の二様式の「記載上の注意」(29) に準じて記載すること。

(5) 発行者の状況

「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(6) その他

第十一号の二様式の「記載上の注意」(7) に準じて記載すること。

(7) その他

第十一号の二様式の「記載上の注意」(8) に準じて記載すること。

(9) その他  
第十一号の様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。



ハ【職歴】

ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

- ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
- ②【関係業務の概要】
- ③【資本関係】
- ④【役員の兼職関係】
- ⑤【その他】(13)

4【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 e において「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 特定目的信託の仕組み

- a 特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19) に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20) に準じて記載すること。

(5) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の四様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。

(6) 特定信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(22) に準じて記載すること。

(7) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。

(8) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日

ロ【本籍地】

ハ【職歴】

ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

- ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
- ②【関係業務の概要】
- ③【資本関係】
- ④【役員の兼職関係】
- ⑤【その他】(11)

4【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 特定目的信託の仕組み

- a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19) に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20) に準じて記載すること。

(5) 特定信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(22) に準じて記載すること。

(6) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。

(7) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。

(8) 受託者の状況

「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(9) その他

- a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼし

(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日をいう。)までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。

- (9) 資本金の額  
半期報告書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額、受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- (10) 経理の状況  
受託者の最近事業年度に係る経理の状況について、第五号の四様式の「記載上の注意」(28-2)に準じて記載すること。
- (11) その他
  - a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
  - b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。
- (12) 原委託者の状況  
原委託者が会社である場合、(9)から(12)までに準じて記載すること。
- (13) その他  
半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

た事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。

- (10) 原委託者の状況  
原委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (11) その他  
半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。



イ【生年月日】

ロ【本籍地】

ハ【職歴】

ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【経理の状況】

⑤【その他】

4【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。(3)及び(4)において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の五様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

③【個人の場合】

イ【生年月日】

ロ【本籍地】

ハ【職歴】

ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【経理の状況】

⑤【その他】

4【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) その他

第十一号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。

(5) その他

第十一号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。



改 正 案	現 行
第十二号様式	第十二号様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】 半期報告書	【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長	【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成 年 月 日	【提出日】 平成 年 月 日
【計算期間】 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	【計算期間】 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
【発行者(受託者)名称】 _____	【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】 _____	【代表者の役職氏名】 _____
【本店の所在の場所】 _____	【本店の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____	【事務連絡者氏名】 _____
【連絡場所】 _____	【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____	【電話番号】 _____
【発行者(委託者)氏名又は名称】 _____	【縦覧に供する場所】 名称
【代表者の役職氏名】 _____	_____ (所在地)
【住所又は本店の所在の場所】 _____	
【事務連絡者氏名】 _____	
【電話番号】 _____	
【縦覧に供する場所】 名称	
_____ (所在地)	
1 【信託財産を構成する資産の状況】	1 【信託財産を構成する資産の状況】
(1) 【信託の仕組み】	(1) 【信託の仕組み】
(2) 【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】	(2) 【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】
(3) 【損失及び延滞の状況】(2)	(3) 【損失及び延滞の状況】(2)
(4) 【収益状況の推移】(3)	(4) 【収益状況の推移】(3)
(5) 【買戻し等の実績】(4)	
2 【投資リスク】	2 【投資リスク】
3 【信託財産の経理状況】(5)	3 【信託財産の経理状況】(4)
(1) 【中間貸借対照表】(6)	(1) 【中間貸借対照表】(5)
(2) 【中間損益計算書】(7)	(2) 【中間損益計算書】(6)
4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】	4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】
(1) 【受託者の状況】	(1) 【受託者の状況】(7)
① 【資本金の額】(8)	① 【受託者の概況】
② 【事業の内容及び営業の状況】	② 【事業の状況】
③ 【経理の状況】(9)	③ 【設備の状況】
④ 【その他】(10)	④ 【経理の状況】
(2) 【委託者の状況】(11)	⑤ 【その他】(8)
① 【会社の場合】	(2) 【委託者の状況】(9)
イ 【会社の概況】	① 【会社の場合】
ロ 【事業の内容及び営業の状況】	イ 【会社の概況】
ハ 【経理の状況】	ロ 【事業の状況】
ニ 【その他】(12)	ハ 【設備の状況】
② 【会社以外の団体の場合】	ニ 【経理の状況】
イ 【団体の沿革】	ホ 【その他】(10)
	② 【会社以外の団体の場合】
	イ 【団体の沿革】
	ロ 【団体の目的及び事業の内容】
	ハ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
	ニ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
	③ 【個人の場合】

- ロ【団体の目的及び事業の内容】
- ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
- ニ【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

③【個人の場合】

- イ【生年月日】
- ロ【本籍地】
- ハ【職歴】
- ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

- ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
- ②【関係業務の概要】
- ③【資本関係】
- ④【役員の兼職関係】
- ⑤【その他】(13)

5【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券(信託受益証券)に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- f 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下fにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(5) 信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第六号様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。

(6) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借

- イ【生年月日】
- ロ【本籍地】
- ハ【職歴】
- ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

- ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
- ②【関係業務の概要】
- ③【資本関係】
- ④【役員の兼職関係】
- ⑤【その他】(10)

5【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) 信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第六号様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。

(5) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。

(6) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。

(7) 受託者の状況

「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(8) その他

a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(9) 委託者の状況

対照表をいう。)を記載すること。

- (7) 中間損益計算書  
当該計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日をいう。)までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること
- (8) 資本金の額  
半期報告書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額、受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- (9) 経理の状況  
受託者の最近事業年度に係る経理の状況について、第六号様式の「記載上の注意」(35-2)に準じて記載すること。
- (10) その他  
a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。  
b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。
- (11) 委託者の状況  
委託者が会社である場合、(8)から(10)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。
- (12) その他  
半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者(法第2条第5項に規定する発行者をいう。)とならない場合には記載を要しない。

- (10) その他  
半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。



②【会社以外の団体の場合】

イ【団体の沿革】

ロ【団体の目的及び事業の内容】

ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

ニ【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

③【個人の場合】

イ【生年月日】

ロ【本籍地】

ハ【職歴】

ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【役員の名職関係】

⑤【その他】

5【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の様式及び第十二号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。（3）及び（4）において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」（27）に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」（28）に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第九号の様式の「記載上の注意」（4）に準じて記載すること。

ニ【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

③【個人の場合】

イ【生年月日】

ロ【本籍地】

ハ【職歴】

ニ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【役員の名職関係】

⑤【その他】（5）

5【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の様式及び第十二号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」（27）に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」（28）に準じて記載すること。

(4) その他

第十二号様式の「記載上の注意」（8）に準じて記載すること。

(5) その他

第十二号様式の「記載上の注意」（10）に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式中「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 内国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>	<p>第十二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式中「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>	<p>第十二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出者が、法第 24 条の 5 第 13 項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 f に おいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合に は、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記 載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) f に規定する組合等をいう。(4) a において同 じ。）の直近 3 中間会計期間（事業年度開始日から起算して 6 月を経過する日までの期間をいう。 (1)、(m) 及び (14) において同じ。）及び直近 2 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の 推移について記載すること。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（(m) 及び (12) において「中間 財務諸表等規則」という。）第 36 条の 2 の 4 の規定による新株予約権の金額を控除した額 を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事 業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を 控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。） (m) (略) (3)～(12) (略)</p> <p>(13) 中間貸借対照表 当該事業年度に係る中間貸借対照表（当該事業年度開始日から起算して 6 月を経過する日現在の貸 借対照表をいう。）を記載すること。 資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(14) 中間損益計算書 当該事業年度に係る中間損益計算書（中間会計期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。</p>	<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近 3 中間会計期間及び直近 2 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移につい て記載すること。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「中間財 務諸表等規則」という。）第 36 条の 2 の 4 の規定による新株予約権の金額を控除した額を 当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業 年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控 除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。） (m) (略) (3)～(12) (略)</p> <p>(13) 中間貸借対照表 当該会計期間に係る中間貸借対照表（中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。）を記載するこ と。 資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(14) 中間損益計算書 当該会計期間に係る中間損益計算書（中間会計期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。</p>



改 正 案	現 行
<p>第十二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～h (略)</p> <p>i 提出者が、法第 24 条の 5 第 13 項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 i に おいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記 載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 外国組合等（第六号の六様式「記載上の注意」(1) i に規定する外国組合等をいう。(4) a 及び (12) において同じ。）の直近 3 中間会計期間（事業年度開始日から起算して 6 月を経過する日まで の期間をいう。）及び直近 2 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第十二号 の五様式「記載上の注意」(2) に準じて記載すること。</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p>	<p>第十二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～h (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近 3 中間会計期間及び直近 2 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移につい て、第十二号の五様式「記載上の注意」(2) に準じて記載すること。</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十三号の様式  <b>【外国投資信託証券のファンドの損益計算書】</b>  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)・(2) (略)  (3) 「管理報酬」、「保管報酬」、「投資顧問報酬」及び「手数料」については、直近事業年度における、支払先ごとの支払額を下部余白に注記すること。ただし、これらについて第四号の様式の「<u>記載上の注意</u>」(25)の規定により同様式「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」の「(3) 管理報酬等」において記載した場合には、その旨を記載することにより注記に代えることができる。</p>	<p>第十三号の様式  <b>【外国投資信託証券のファンドの損益計算書】</b>  (略)</p> <p>(記載上の注意)  (1)・(2) (略)  (3) 「管理報酬」、「保管報酬」、「投資顧問報酬」及び「手数料」については、直近事業年度における、支払先ごとの支払額を下部余白に注記すること。ただし、これらについて第四号の様式の「<u>記載上の注意</u>」(25)の規定により同様式「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」の「(3) 管理報酬等」において記載した場合には、その旨を記載することにより注記に代えることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2)</p> <p>【発行予定期間】(3) この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(4)</p> <p>【安定操作に関する事項】(5)</p> <p>【縦覧に供する場所】(6) 名称 (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)【投資法人の名称】</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】</p> <p>(3)【引受け等の概要】</p> <p>(4)【振替機関に関する事項】</p> <p>(5)【手取金の使途】</p> <p>(6)【その他】</p> <p>第2【新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【投資法人の名称】</p> <p>(2)【新投資口予約権証券の形態等】</p> <p>(3)【新投資口予約権の内容】</p> <p>(4)【引受け等の概要】</p> <p>(5)【振替機関に関する事項】</p> <p>(6)【手取金の使途】</p> <p>(7)【その他】</p> <p>第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]</p> <p>(1)【銘柄】</p> <p>(2)【投資法人債券の形態等】</p> <p>(3)【引受け等の概要】</p> <p>(4)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】</p> <p>(5)【振替機関に関する事項】</p>	<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2)</p> <p>【発行予定期間】(3) この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】(4)</p> <p>【安定操作に関する事項】(5)</p> <p>【縦覧に供する場所】(6) 名称 (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)【投資法人の名称】</p> <p>(2)【内国投資証券の形態等】</p> <p>(3)【振替機関に関する事項】</p> <p>(4)【手取金の使途】</p> <p>(5)【その他】</p> <p>第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]</p> <p>(1)【銘柄】</p> <p>(2)【投資法人債券の形態等】</p> <p>(3)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】</p> <p>(4)【振替機関に関する事項】</p> <p>(5)【投資法人の登録年月日及び登録番号】</p> <p>(6)【手取金の使途】</p> <p>(7)【その他】</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)平成 年 月 日関東財務局長に提出</p>

(6) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

(7) 【手取金の使途】

(8) 【その他】

第二部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日 に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日 に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 代表者の役職氏名

法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(2) 発行登録の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態 (法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券 (短期投資法人債券を除く。)) の別等を記載すること。

(3) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により 1 年又は 2 年と記載すること。

b 発行登録の効力発生日には、発行登録書の提出日から、法第 27 条において準用する法第 23 条の 5 第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項の規定により当該発行登録者に係る法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している内国投資証券の形態が投資法人債券 (短期投資法人債券を除く。) であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(5) 安定操作に関する事項

令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項を記載すること。

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日 に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日 に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 代表者の役職氏名

法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(2) 発行登録の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態 (投資証券、投資法人債券 (短期投資法人債を除く。)) の別等を記載すること。

(3) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により 1 年又は 2 年と記載すること。

b 発行登録の効力発生日には、発行登録書の提出日から、法第 23 条の 5 第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項の規定により当該発行登録者に係る法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している内国投資証券の形態が投資法人債券 (短期投資法人債を除く。) であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(5) 安定操作に関する事項

令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 証券情報

第二十一号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(8) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29 条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

- (6) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 証券情報  
第二十一号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。
- (8) 参照情報  
a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29 条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。  
b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

改 正 案	現 行
<p>第十五号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2) 第1【特定社債(特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】 5～11 (略) 【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 12 (略) 13【新優先出資引受権の行使期間】 14【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】 15～17 (略) 第2【特定優先出資証券】 1～3 (略) 4【振替機関に関する事項】 5 (略) 第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (2) (略)</p>	<p>第十五号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2) 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【社債管理者又は社債の管理会社】 5～11 (略) 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 12 (略) 13【新優先出資引受権の行使請求期間】 14【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】 15～17 (略) 第2【特定優先出資証券】 1～3 (略) (新設) 4 (略) 第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の記載事項 提出者が法第5条第5項において準用する同条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。</p>	<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の記載事項 提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。</p>

改 正 案	現 行
第十六号様式	第十六号様式
【表紙】	【表紙】
【発行登録番号】	【発行登録番号】
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(2)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る投資法人の名称】	_____
【発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態】(3)	_____
【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	_____
【安定操作に関する事項】(6)	_____
【縦覧に供する場所】(7)	名称 _____ (所在地)
第一部【証券情報】(8)	第一部【証券情報】(8)
第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)]	第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]
(1)【外国投資法人の名称】	(1)【外国投資法人の名称】
(2)【外国投資証券の形態等】	(2)【外国投資証券の形態等】
(3)【引受け等の概要】	(3)【手取金の使途】
(4)【手取金の使途】	(4)【その他】
(5)【その他】	第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]
第2【外国新投資口予約権証券】	(1)【銘柄】
(1)【外国投資法人の名称】	(2)【外国投資法人債券の形態等】
(2)【外国新投資口予約権証券の形態等】	(3)【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
(3)【外国新投資口予約権の内容】	(4)【振替機関に関する事項】
(4)【引受け等の概要】	(5)【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
(5)【手取金の使途】	(6)【手取金の使途】
(6)【その他】	(7)【その他】
第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]	第二部【参照情報】(9)
(1)【銘柄】	第1【参照書類】
(2)【外国投資法人債券の形態等】	法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
(3)【引受け等の概要】	1【有価証券報告書及びその添付書類】
(4)【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】	



(5) 【振替機関に関する事項】

(6) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

(7) 【手取金の使途】

(8) 【その他】

第二部【参照情報】(9)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】(10)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】(10)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)の別等)を記載すること。

(4) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(5) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の発行価額又は売出価額について、

げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。

(4) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生日には、発行登録書の提出日から、法第27条において準用する法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(5) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 証券情報

第二十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(9) 参照情報

a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(10) 参照書類の補充情報

a 参照書類が外国会社報告書及びその補充書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b 参照書類に外国会社報告書及びその補充書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補充書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 証券情報

第二十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(9) 参照情報

a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(10) 参照書類の補充情報

a 参照書類が外国会社報告書及びその補充書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b 参照書類に外国会社報告書及びその補充書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補充書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十六号の二様式 【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2) 第1【外国特定社債(短期外債を除く。)] 1～3 (略) 4【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】 5～7 (略) 【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 8【外国新優先出資引受権の内容】 9【外国新優先出資引受権の行使期間】 10【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込み取次事項】 11【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】 12・13 (略)</p> <p>第2【外国特定優先出資証券】 1～4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等)を記載すること。 (2)～(4) (略)</p>	<p>第十六号の二様式 【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2) 第1【社債(短期外債を除く。)] 1～3 (略) 4【社債管理者又は社債の管理会社】 5～7 (略) 【新株予約権付社債に関する事項】 8【新株予約権の内容】 9【新株予約権の行使請求期間】 10【新株予約権の受付場所、取次場所及び申込み取次事項】 11【新株予約権の譲渡に関する事項】 12・13 (略)</p> <p>第2【株式】 1～4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。 (2)～(4) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の記載事項 提出者が法第5条第5項において準用する同条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十六号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の記載事項 提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。</p> <p>(3) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券(短期投資法人債券を除く。)、短期投資法人債券の別等)を記載すること。</p> <p>(3) 効力停止期間 法第27条において準用する法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券(短期投資法人債を除く。)、短期投資法人債の別等)を記載すること。</p> <p>(3) 効力停止期間 法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)を記載すること。</p> <p>(3) 効力停止期間 法第27条において準用する法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。</p> <p>(4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。 (e)・(f) (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)を記載すること。</p> <p>(3) 効力停止期間 法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。</p> <p>(4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。 (e)・(f) (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十八号の二様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 訂正発行登録書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  次に掲げるものを除き、第十八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態  発行登録による募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等)を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第十八号の二様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 訂正発行登録書  (略)</p> <p>(記載上の注意)  次に掲げるものを除き、第十八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態  発行登録による募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この様式において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>	<p>第二十号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>



改 正 案	現 行
<p>第二十号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この様式において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>	<p>第二十号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>

改正案

現 行

第二十一号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】(1)  
 【本店の所在の場所】  
 【事務連絡者氏名】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】  
 【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

第二十一号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】(1)  
 【本店の所在の場所】  
 【事務連絡者氏名】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】  
 【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	
-----------	--	----------	--	----------	--

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6) 名称  
(所在地)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)]

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【引受け等の概要】
- (14)【振替機関に関する事項】
- (15)【手取金の使途】
- (16)【その他】

第2【新投資口予約権証券】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【新投資口予約権証券の形態等】
- (3)【発行数】
- (4)【割当日】
- (5)【新投資口予約権の内容】
  - ①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
  - ②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
  - ③【新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤【新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦【新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (6)【引受け等の概要】
- (7)【振替機関に関する事項】
- (8)【手取金の使途】
- (9)【その他】

第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]

- (1)【銘柄】
- (2)【投資法人債券の形態等】

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	
-----------	--	----------	--	----------	--

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6) 名称  
(所在地)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【振替機関に関する事項】
- (14)【手取金の使途】
- (15)【その他】

第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]

- (1)【銘柄】
- (2)【投資法人債券の形態等】
- (3)【券面総額】
- (4)【各投資法人債の金額】
- (5)【発行(売出)価額の総額】
- (6)【発行(売出)価格】
- (7)【利率】
- (8)【利払日及び利息支払の方法】
- (9)【償還期限及び償還の方法】
- (10)【募集の方法】
- (11)【申込証拠金】
- (12)【申込期間】
- (13)【申込取扱場所】
- (14)【払込期日】
- (15)【払込取扱場所】
- (16)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (17)【振替機関に関する事項】
- (18)【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19)【手取金の使途】
- (20)【その他】

第二部【参照情報】(7)

第1【参照書類】

- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】
- (21) 【その他】

## 第二部 【参照情報】（7）

### 第1 【参照書類】

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補充情報】

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

#### (1) 代表者の役職氏名

法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

#### (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補充情報】

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

#### (1) 代表者の役職氏名

法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

#### (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（短期投資法人債を除く。）の別等）を記載すること。

#### (3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

#### (4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

#### (5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）の別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c) において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 参照情報

書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29 条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

改正案	現行
<p>第二十一号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【特定社債(特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【各特定社債の金額】 5～14 (略) 15【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】 16～22 (略) 【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 23 (略) 24【新優先出資引受権の行使期間】 25【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】 26～28 (略) 第2～第4 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。(4) c及び(5) b (d)において同じ。)、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c)において同じ。)を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) 「番号」欄には、a (a)に準じて記載すること。 (b)・(c) (略) (d) 今回発行登録により募集を行う特定内国資産流動化証券の形態が特定社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債券のう</p>	<p>第二十一号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【各社債の金額】 5～14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16～22 (略) 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 23 (略) 24【新優先出資引受権の行使請求期間】 25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】 26～28 (略) 第2～第4 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) 「番号」欄には、a (a)に準じて記載すること。 (b)・(c) (略) (d) 今回発行登録により募集を行う特定内国資産流動化証券の形態が特定社債である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうちこ</p>

<p>ちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される<u>特定社債券</u>の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>の発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される<u>特定社債</u>の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>
---	--



改正案

現行

第二十二号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(1) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券の形態】(2) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出)金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(4) \_\_\_\_\_  
 (1) 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 (2) 【効力発生日】 \_\_\_\_\_  
 (3) 【有効期限】 \_\_\_\_\_  
 (4) 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

第二十二号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(1) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券の形態】(2) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出)金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(4) \_\_\_\_\_  
 (1) 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 (2) 【効力発生日】 \_\_\_\_\_  
 (3) 【有効期限】 \_\_\_\_\_  
 (4) 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)]

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国投資証券の形態等】
- (3) 【発行(売出)数】
- (4) 【発行(売出)価額の総額】
- (5) 【発行(売出)価格】
- (6) 【申込手数料】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込期間】
- (9) 【申込証拠金】
- (10) 【申込取扱場所】
- (11) 【払込期日】
- (12) 【払込取扱場所】
- (13) 【引受け等の概要】
- (14) 【手取金の使途】
- (15) 【その他】

第2【外国新投資口予約権証券】

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国新投資口予約権証券の形態等】
- (3) 【発行(売出)数】
- (4) 【発行(売出)価額の総額】
- (5) 【発行(売出)価格】
- (6) 【申込手数料】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込期間】
- (9) 【申込証拠金】
- (10) 【申込取扱場所】
- (11) 【割当日】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【払込取扱場所】
- (14) 【外国新投資口予約権の内容】

- ① 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
- ② 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
- ③ 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
- ④ 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国投資証券の形態等】
- (3) 【発行(売出)数】
- (4) 【発行(売出)価額の総額】
- (5) 【発行(売出)価格】
- (6) 【申込手数料】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込期間】
- (9) 【申込証拠金】
- (10) 【申込取扱場所】
- (11) 【払込期日】
- (12) 【払込取扱場所】
- (13) 【手取金の使途】
- (14) 【その他】

第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]

- (1) 【銘柄】
- (2) 【外国投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国投資法人債の金額】
- (5) 【発行(売出)価額の総額】
- (6) 【発行(売出)価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】

- ⑤ 【外国新投資口子約権の行使期間】
- ⑥ 【外国新投資口子約権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込み取扱場所】
- ⑦ 【外国新投資口子約権の行使の条件】
- ⑧ 【自己外国新投資口子約権の取得の事由及び取得の条件】
- ⑨ 【外国新投資口子約権の譲渡に関する事項】

- (15) 【引受け等の概要】
- (16) 【手取金の使途】
- (17) 【その他】

**第3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】**

- (1) 【銘柄】
- (2) 【外国投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【手取金の使途】
- (21) 【その他】

**第二部 【参照情報】（7）**

**第1 【参照書類】**

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 【有価証券報告書及びその添付書類】  
 計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出
- 2 【半期報告書】  
 計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出
- 3 【臨時報告書】  
 1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出
- 4 【外国会社報告書及びその補足書類】  
 計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出

- (20) 【その他】

**第二部 【参照情報】（7）**

**第1 【参照書類】**

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 【有価証券報告書及びその添付書類】  
 計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出
- 2 【半期報告書】  
 計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出
- 3 【臨時報告書】  
 1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出
- 4 【外国会社報告書及びその補足書類】  
 計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出
- 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】  
 計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 関東財務局長に提出
- 6 【外国会社臨時報告書】  
 4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出
- 7 【訂正報告書】  
 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

**第2 【参照書類の補完情報】（8）**

**第3 【参照書類を縦覧に供している場所】**

名称

(所在地)

**第三部 【特別情報】**

**第1 【その他】**

**第2 【外国投資証券事務の概要】**

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

- (1) 代理人の氏名又は名称  
 本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（1）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態  
 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。
- (3) 今回の募集（売出）金額

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日(平成 年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補充情報】(8)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【特別情報】

第1【その他】

第2【外国投資証券事務の概要】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)の別等)を記載すること。

(3) 今回の募集(売出)金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d) 今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 参照情報

a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c) において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d) 今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 参照情報

a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(8) 参照書類の補充情報

a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

(8) 参照書類の補充情報

a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

改正案

第二十二号の様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】  
 【本店の所在の場所】  
 【代理人の氏名又は名称】(1)  
 【代理人の住所又は所在地】  
 【事務連絡者氏名】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の名称】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】  
 【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

現 行

第二十二号の様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】  
 【本店の所在の場所】  
 【代理人の氏名又は名称】(1)  
 【代理人の住所又は所在地】  
 【事務連絡者氏名】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の名称】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】  
 【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国特定社債(短期外債を除く。)]

- 1【銘柄】
  - 2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
  - 3【券面総額】
  - 4【各外国特定社債の金額】
  - 5【発行(売出)価額の総額】
  - 6【発行(売出)価格】
  - 7【利率】
  - 8【払戻日及び利息支払の方法】
  - 9【償還期限及び償還の方法】
  - 10【募集の方法】
  - 11【申込証拠金】
  - 12【申込期間及び申込取扱場所】
  - 13【払込期日及び払込取扱場所】
  - 14【引受け等の概要】
  - 15【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】
  - 16【振替機関に関する事項】
  - 17【保管に関する事項】
  - 18【その他】
- 【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】
- 19【外国新優先出資引受権の内容】
  - 20【外国新優先出資引受権の行使期間】
  - 21【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】
  - 22【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
  - 23【代用払込みに関する事項】
  - 24【その他】

第2【外国特定優先出資証券】

- 1【種類】
- 2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3【額面金額】
- 4【発行数】
- 5【発行(売出)価額の総額】
- 6【発行(売出)価格】
- 7【資本組入額の総額】
- 8【資本組入額】
- 9【外国優先出資の内容】

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【社債(短期外債を除く。)]

- 1【銘柄】
  - 2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
  - 3【券面総額】
  - 4【各社債の金額】
  - 5【発行(売出)価額の総額】
  - 6【発行(売出)価格】
  - 7【利率】
  - 8【払戻日及び利息支払の方法】
  - 9【償還期限及び償還の方法】
  - 10【募集の方法】
  - 11【申込証拠金】
  - 12【申込期間及び申込取扱場所】
  - 13【払込期日及び払込取扱場所】
  - 14【引受け等の概要】
  - 15【社債管理者又は社債の管理会社】
  - 16【振替機関に関する事項】
  - 17【保管に関する事項】
  - 18【その他】
- 【新株予約権付社債に関する事項】
- 19【新株予約権の内容】
  - 20【新株予約権の行使請求期間】
  - 21【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】
  - 22【新株予約権の譲渡に関する事項】
  - 23【代用払込みに関する事項】
  - 24【その他】

第2【株式】

- 1【種類】
- 2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3【額面金額】
- 4【発行数】
- 5【発行(売出)価額の総額】
- 6【発行(売出)価格】
- 7【資本組入額の総額】
- 8【資本組入額】
- 9【株式の内容】

- 10 【配当の方法】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び払込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】
- 16 【その他】

第3 【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4 【手取金の使途】

第二部 【参照情報】 (7)

第1 【参照書類】

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

6 【外国会社臨時報告書】

4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補充情報】 (8)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称  
(所在地)

第三部 【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書 (当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。) において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの (以下 (1) において「代理人」という。) の氏名 (代理人が法人であ

- 10 【配当の方法】
- 11 【募集の方法】
- 12 【申込証拠金】
- 13 【申込期間及び申込取扱場所】
- 14 【払込期日及び払込取扱場所】
- 15 【引受け等の概要】
- 16 【その他】

第3 【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4 【手取金の使途】

第二部 【参照情報】 (7)

第1 【参照書類】

法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

6 【外国会社臨時報告書】

4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補充情報】 (8)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称  
(所在地)

第三部 【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書 (当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。) において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの (以下 (1) において「代理人」という。) の氏名 (代理人が法人であ



る場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

- (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態  
今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの((5) b (d)において「外国特定社債券」という。)、特定優先出資証券の性質を有するもの(別等)を記載すること。
- (3) 今回の募集(売出)金額  
今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
  - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
  - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
  - c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。  
なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。
- (5) これまでの募集(売出)実績
  - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
    - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c)において同じ。)を差し引いた金額を記載すること。
  - b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、a (a)に準じて記載すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
    - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。
    - (d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が外国特定社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間

る場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

- (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態  
今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。
- (3) 今回の募集(売出)金額  
今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
  - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
  - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
  - c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。  
なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。
- (5) これまでの募集(売出)実績
  - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
    - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。
  - b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、a (a)に準じて記載すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
    - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。
    - (d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

に償還が予定される外国特定社債券の償還期日及び償還額を記載すること。

- (6) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 参照情報
  - a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
  - b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- (8) 参照書類の補完情報
  - a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
  - b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

- (6) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 参照情報
  - a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
  - b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- (8) 参照書類の補完情報
  - a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
  - b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

改正案

第二十三号様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(1) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出)金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 (2) 【効力発生日】 \_\_\_\_\_  
 (3) 【有効期限】 \_\_\_\_\_  
 (4) 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

現 行

第二十三号様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(1) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出)金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 (2) 【効力発生日】 \_\_\_\_\_  
 (3) 【有効期限】 \_\_\_\_\_  
 (4) 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第1【募集(売出)要項】

1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)]

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【引受け等の概要】
- (14)【振替機関に関する事項】
- (15)【その他】

2【新投資口予約権証券】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【新投資口予約権証券の形態等】
- (3)【発行数】
- (4)【割当日】
- (5)【新投資口予約権の内容】
  - ①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
  - ②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
  - ③【新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤【新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦【新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

- (6)【引受け等の概要】
- (7)【振替機関に関する事項】
- (8)【その他】

3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]

- (1)【銘柄】
- (2)【投資法人債券の形態等】
- (3)【券面総額】

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第1【募集(売出)要項】

1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【振替機関に関する事項】
- (14)【その他】

2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)]

- (1)【銘柄】
- (2)【投資法人債券の形態等】
- (3)【券面総額】
- (4)【各投資法人債の金額】
- (5)【発行(売出)価額の総額】
- (6)【発行(売出)価格】
- (7)【利率】
- (8)【利払日及び利息支払の方法】
- (9)【償還期限及び償還の方法】
- (10)【募集の方法】
- (11)【申込証拠金】
- (12)【申込期間】
- (13)【申込取扱場所】
- (14)【払込期日】
- (15)【払込取扱場所】
- (16)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (17)【振替機関に関する事項】
- (18)【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19)【その他】

第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】

1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]

- (1)【投資法人の名称】

- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【その他】

## 第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

### 1 【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

- (1) 【投資法人の名称】
- (2) 【内国投資証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込証拠金】
- (9) 【払込期日】

### 2 【新投資口予約権証券】

- (1) 【投資法人の名称】
- (2) 【新投資口予約権証券の形態等】
- (3) 【発行数】
- (4) 【新投資口予約権の内容】
  - ① 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
  - ② 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
  - ③ 【新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④ 【新投資口予約権の行使により内国投資証券を発行する場合の内国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

### 3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】

- (2) 【内国投資証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込証拠金】
- (9) 【払込期日】

### 2 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【申込証拠金】
- (11) 【申込期間】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

#### （記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第一号の様式に準じて記載すること。

- (1) 代表者の役職氏名  
発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。
- (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態  
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（短期投資法人債を除く。）の別等）を記載すること。
- (3) 今回の募集（売出）金額  
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
  - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
  - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
  - c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。
- (5) これまでの募集（売出）実績
  - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録自補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の

- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【申込証拠金】
- (11) 【申込期間】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。

- (1) 代表者の役職氏名  
発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。
- (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態  
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）の別等）を記載すること。
- (3) 今回の募集（売出）金額  
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
  - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
  - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
  - c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。
- (5) これまでの募集（売出）実績
  - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録自補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
    - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b（c）において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。
  - b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
    - (a) 「番号」欄には、a（a）に準じて記載すること。
    - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上

うちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

- (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。
- b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
  - (a) 「番号」欄には、aの（a）に準じて記載すること。
  - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
  - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第二十三号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【特定社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【各特定社債の金額】</p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>(15)【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】</p> <p>(16)～(22) (略)</p> <p>【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24)【新優先出資引受権の行使期間】</p> <p>(25)【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込み取次場所】</p> <p>(26)～(28) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【特定社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【各特定社債の金額】</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12)【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17)【新優先出資引受権の行使期間】</p> <p>(18)【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込み取次場所】</p> <p>2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)、特定優先出資証券の別等)を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発</p>	<p>第二十三号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【各社債の金額】</p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>(15)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16)～(22) (略)</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24)【新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>(25)【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び申込み取次場所】</p> <p>(26)～(28) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【各社債の金額】</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17)【新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>(18)【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び申込み取次場所】</p> <p>2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発</p>



行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c) において同じ。) を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b)・(c) (略)

行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。) を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a の (a) に準じて記載すること。

(b)・(c) (略)

改正案

第二十四号様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(1) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券の形態】(2) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出) 金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(4) \_\_\_\_\_  
 (1) 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 (2) 【効力発生日】 \_\_\_\_\_  
 (3) 【有効期限】 \_\_\_\_\_  
 (4) 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

現 行

第二十四号様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(1) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券の形態】(2) \_\_\_\_\_  
 【今回の募集(売出) 金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】(4) \_\_\_\_\_  
 (1) 【提出日】 \_\_\_\_\_  
 (2) 【効力発生日】 \_\_\_\_\_  
 (3) 【有効期限】 \_\_\_\_\_  
 (4) 【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 \_\_\_\_\_

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1【募集(売出)要項】

1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)]

- (1)【外国投資法人の名称】
- (2)【外国投資証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【引受け等の概要】
- (14)【その他】

2【外国新投資口予約権証券】

- (1)【外国投資法人の名称】
- (2)【外国新投資口予約権証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【割当日】
- (12)【払込期日】
- (13)【払込取扱場所】
- (14)【外国新投資口予約権の内容】

- ①【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
- ②【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
- ③【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
- ④【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1【募集(売出)要項】

1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]

- (1)【外国投資法人の名称】
- (2)【外国投資証券の形態等】
- (3)【発行(売出)数】
- (4)【発行(売出)価額の総額】
- (5)【発行(売出)価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【その他】

2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]

- (1)【銘柄】
- (2)【外国投資法人債券の形態等】
- (3)【券面総額】
- (4)【各外国投資法人債の金額】
- (5)【発行(売出)価額の総額】
- (6)【発行(売出)価格】
- (7)【利率】
- (8)【利払日及び利息支払の方法】
- (9)【償還期限及び償還の方法】
- (10)【募集の方法】
- (11)【申込証拠金】
- (12)【申込期間】
- (13)【申込取扱場所】
- (14)【払込期日】
- (15)【払込取扱場所】
- (16)【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (17)【振替機関に関する事項】
- (18)【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19)【その他】

第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】

1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]

- ⑤ 【外国新投資口予約権の行使期間】
- ⑥ 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
- ⑦ 【外国新投資口予約権の行使の条件】
- ⑧ 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
- ⑨ 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】

- (15) 【引受け等の概要】
- (16) 【その他】

3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【外国投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】
- (19) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (20) 【その他】

第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1 【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国投資証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込証拠金】
- (9) 【払込期日】

2 【外国新投資口予約権証券】

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国新投資口予約権証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】

- (1) 【外国投資法人の名称】
- (2) 【外国投資証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込証拠金】
- (9) 【払込期日】

2 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【外国投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【申込証拠金】
- (11) 【申込期間】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

- (1) 代理人の氏名又は名称  
本邦内に住所を有する者であつて、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（1）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態  
今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。
- (3) 今回の募集（売出）金額  
今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
  - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
  - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
  - c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。
- (5) これまでの募集（売出）実績
  - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設け

(7) 【申込証拠金】

(8) 【払込期日】

(9) 【外国新投資口予約権の内容】

① 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】

② 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】

③ 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】

④ 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】

⑤ 【外国新投資口予約権の行使期間】

⑥ 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】

⑦ 【外国新投資口予約権の行使の条件】

⑧ 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】

⑨ 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】

3 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

(1) 【銘柄】

(2) 【外国投資法人債券の形態等】

(3) 【券面総額】

(4) 【各外国投資法人債の金額】

(5) 【発行（売出）価額の総額】

(6) 【発行（売出）価格】

(7) 【利率】

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

(9) 【償還期限及び償還の方法】

(10) 【申込証拠金】

(11) 【申込期間】

(12) 【払込期日】

(13) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（1）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日

て、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c) において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

改正案

第二十四号の様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】  
 【本店の所在の場所】  
 【代理人の氏名又は名称】(1)  
 【代理人の住所又は所在地】  
 【事務連絡者氏名】  
 【連絡場所】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の名称】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

現 行

第二十四号の様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】  
 【代表者の役職氏名】  
 【本店の所在の場所】  
 【代理人の氏名又は名称】(1)  
 【代理人の住所又は所在地】  
 【事務連絡者氏名】  
 【連絡場所】  
 【電話番号】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の名称】  
 【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態】(2)  
 【今回の募集(売出)金額】(3)  
 【発行登録書の内容】(4)  
 (1) 【提出日】  
 (2) 【効力発生日】  
 (3) 【有効期限】  
 (4) 【発行登録番号】  
 (5) 【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集(売出)実績】(5)  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 円  
 (発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1【募集(売出)要項】

1【外国特定社債(短期外債を除く。)]

(1)【銘柄】

(2)【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(3)【券面総額】

(4)【各外国特定社債の金額】

(5)【発行(売出)価額の総額】

(6)【発行(売出)価格】

(7)【利率】

(8)【利払日及び利息支払の方法】

(9)【償還期限及び償還の方法】

(10)【募集の方法】

(11)【申込証拠金】

(12)【申込期間及び申込取扱場所】

(13)【払込期日及び払込取扱場所】

(14)【引受け等の概要】

(15)【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】

(16)【振替機関に関する事項】

(17)【保管に関する事項】

(18)【その他】

【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

(19)【外国新優先出資引受権の内容】

(20)【外国新優先出資引受権の行使期間】

(21)【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】

(22)【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

(23)【代用払込みに関する事項】

(24)【その他】

2【外国特定優先出資証券】

(1)【種類】

(2)【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(3)【額面金額】

(4)【発行数】

(5)【発行(売出)価額の総額】

(6)【発行(売出)価格】

(7)【資本組入額の総額】

(8)【資本組入額】

(9)【外国優先出資の内容】

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1【募集(売出)要項】

1【社債(短期外債を除く。)]

(1)【銘柄】

(2)【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(3)【券面総額】

(4)【各社債の金額】

(5)【発行(売出)価額の総額】

(6)【発行(売出)価格】

(7)【利率】

(8)【利払日及び利息支払の方法】

(9)【償還期限及び償還の方法】

(10)【募集の方法】

(11)【申込証拠金】

(12)【申込期間及び申込取扱場所】

(13)【払込期日及び払込取扱場所】

(14)【引受け等の概要】

(15)【社債管理者又は社債の管理会社】

(16)【振替機関に関する事項】

(17)【保管に関する事項】

(18)【その他】

【新株予約権付社債に関する事項】

(19)【新株予約権の内容】

(20)【新株予約権の行使請求期間】

(21)【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】

(22)【新株予約権の譲渡に関する事項】

(23)【代用払込みに関する事項】

(24)【その他】

2【株式】

(1)【種類】

(2)【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(3)【額面金額】

(4)【発行数】

(5)【発行(売出)価額の総額】

(6)【発行(売出)価格】

(7)【資本組入額の総額】

(8)【資本組入額】

(9)【株式の内容】



- (10) 【配当の方法】
- (11) 【募集の方法】
- (12) 【申込証拠金】
- (13) 【申込期間及び申込取扱場所】
- (14) 【払込期日及び払込取扱場所】
- (15) 【引受け等の概要】
- (16) 【その他】

第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1 【外国特定社債（短期外債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各外国特定社債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間及び申込取扱場所】
- (13) 【払込期日及び払込取扱場所】
- (14) 【引受け等の概要】
- (15) 【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】
- (16) 【振替機関に関する事項】
- (17) 【保管に関する事項】
- (18) 【その他】
- 【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】
- (19) 【外国新優先出資引受権の内容】
- (20) 【外国新優先出資引受権の行使期間】
- (21) 【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱事項】
- (22) 【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
- (23) 【代用払込みに関する事項】
- (24) 【その他】

2 【外国特定優先出資証券】

- (1) 【種類】
- (2) 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- (3) 【額面金額】
- (4) 【発行数】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【資本組入額の総額】
- (8) 【資本組入額】
- (9) 【外国優先出資の内容】
- (10) 【配当の方法】
- (11) 【募集の方法】

- (10) 【配当の方法】
- (11) 【募集の方法】
- (12) 【申込証拠金】
- (13) 【申込期間及び申込取扱場所】
- (14) 【払込期日及び払込取扱場所】
- (15) 【引受け等の概要】
- (16) 【その他】

第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1 【社債（短期外債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各社債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間及び申込取扱場所】
- (13) 【払込期日及び払込取扱場所】
- (14) 【引受け等の概要】
- (15) 【社債管理者又は社債の管理会社】
- (16) 【振替機関に関する事項】
- (17) 【保管に関する事項】
- (18) 【その他】
- 【新株予約権付社債に関する事項】
- (19) 【新株予約権の内容】
- (20) 【新株予約権の行使請求期間】
- (21) 【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取扱事項】
- (22) 【新株予約権の譲渡に関する事項】
- (23) 【代用払込みに関する事項】
- (24) 【その他】

2 【株式】

- (1) 【種類】
- (2) 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- (3) 【額面金額】
- (4) 【発行数】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【資本組入額の総額】
- (8) 【資本組入額】
- (9) 【株式の内容】
- (10) 【配当の方法】
- (11) 【募集の方法】

(12) 【申込証拠金】

(13) 【申込期間及び申込取扱場所】

(14) 【払込期日及び払込取扱場所】

(15) 【引受け等の概要】

(16) 【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（1）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態（特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b (c) において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(12) 【申込証拠金】

(13) 【申込期間及び申込取扱場所】

(14) 【払込期日及び払込取扱場所】

(15) 【引受け等の概要】

(16) 【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下（1）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a (a) に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること

減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること

改 正 案	現 行
<p>第二十五号様式 1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等 (以下b及び(5) bにおいて「図表等」という。) による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) 委託会社等の情報 第四号様式「記載上の注意」(14) b及びcにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号様式「記載上の注意」(12)、(14) a及び(15) から(19) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>c a及びbに加えて、第四号様式「記載上の注意」(20) c及びdに記載すべき事項を記載すること。</p> <p>(5) 運用実績</p> <p>a 第四号様式「記載上の注意」(28) から(34) までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」(28) bにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第二十五号様式 1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等 (以下b及び(5) のbにおいて「図表等」という。) による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) 委託会社等の情報 第四号様式「記載上の注意」(14) のb及びcにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号様式「記載上の注意」(12)、(14) のa及び(15) から(19) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 運用実績</p> <p>a 第四号様式「記載上の注意」(28) から(34) までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」(28) のbにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二十五号の二様式 1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等 (以下b及び(5) bにおいて「図表等」という。) による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>f ファンドの設定及び運営が行われている国の制度又は慣行により、当該国以外の国において開示する当該ファンドに関する情報については、当該国において開示する当該情報 (以下fにおいて「本国情報」という。) と同程度のもとなしなくてはならないとされていることその他やむを得ない事情により、この様式の定めるところにより「1 基本情報」に掲げる事項を記載することが困難である場合には、その理由を冒頭に記載した上で、①又は②に掲げる事項を記載することができる。この場合には、目論見書に金融商品取引業等に関する内閣府令第79条に規定する方法に準ずる方法により、同条に規定する事項を記載すること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>g (略)</p> <p>(2) 管理会社等の情報 第四号の二様式「記載上の注意」(16) b及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号の二様式「記載上の注意」(14)、(16) a及び(20) から(24) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク a・b (略) c a及びbに加えて、第四号の二様式「記載上の注意」(25) c及びdに記載すべき事項を記載すること。</p> <p>(5) 運用実績 a 第四号の二様式「記載上の注意」(33) から(39) までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」(33) bにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第二十五号の二様式 1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等 (以下b及び(5) のbにおいて「図表等」という。) による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>f ファンド設立及び運営が行われている国の制度又は慣行により、当該国以外の国において開示する当該ファンドに関する情報については、当該国において開示する当該情報 (以下fにおいて「本国情報」という。) と同程度のもとなしなくてはならないとされていることその他やむを得ない事情により、この様式の定めるところにより「1 基本情報」に掲げる事項を記載することが困難である場合には、その理由を冒頭に記載した上で、①又は②に掲げる事項を記載することができる。この場合には、目論見書に金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号) 第79条に規定する方法に準ずる方法により、同条に規定する事項を記載すること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>g (略)</p> <p>(2) 管理会社等の情報 第四号の二様式「記載上の注意」(16) のb及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号の二様式「記載上の注意」(14)、(16) のa及び(20) から(24) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク a・b (略) (新設)</p> <p>(5) 運用実績 a 第四号の二様式「記載上の注意」(33) から(39) までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」(33) のbにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

改正案

現行

第二十五号の三様式

【表紙】  
 【提出書類】 自己株券買付状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【報告期間】 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

(新設)

1 【取得状況】 年 月 日現在

区分	投資口数 (口)	価額の総額 (円)
役員会 ( 年 月 日 ) での決議状況 (取得期間 年 月 日 ~ 年 月 日)		
報告月における取得自己投資口 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	二	
報告月末現在の累計取得自己投資口		
自己投資口取得の進捗状況 (%)		

2 【処理状況】 年 月 日現在

区分	報告月における処分投資口数 (口)	処分価額の総額 (円)
取引所金融商品市場において行う取引に	(処分日)	

よる売却を行った取得自己投資口	月 日 月 日 月 日		
計	二		
店頭売買有価証券市場において行う取引に よる売却を行った取得自己投資口	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	二		
消却の処分を行った取得自己投資口	(消却日) 月 日 月 日 月 日		
合併に係る移転を行った取得自己株式	(移転日) 月 日 月 日 月 日		
計	二		
その他 ( )	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	二		
合計			

3 【保有状況】 年 月 日現在

報告月末日における保有状況	投資口数 (口)
発行済投資口総数	
保有自己投資口数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (1) 法第27条の30の5第1項の規定により自己株券買付状況報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」欄に代表者印を押印すること。
- (2) 自己の投資口に係る投資信託及び投資法人に関する法律第80条の2第3項の規定による役員会の決議があった日の属する月から同法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用する同法第80条の2第1項第4号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月（この様式において「報告月」という。）の末日現在の自己の投資口に係る内国投資証券の買付けの状況等について記載すること。
- (3) この様式（記載上の注意を含む。）は、内国投資証券の買付けについて示したものであり、その他の上場株券等（法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいい、特定有価証券に該当するものに限る。）の買付けについてはこれに準じて記載すること。

2 「取得状況」

- (1) 役員会で、自己の投資口の取得に関し投資口の口数、価額の総額及び取得することができる期間以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (2) 「報告月末現在の累計取得自己投資口」欄には、自己の投資口に係る役員会の決議のあった日の属する月から報告月末までに取得された自己の投資口の総口数及び価額の総額を記載すること。
- (3) 「自己投資口取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累計取得自己投資口」欄の投資口数及び価額の総額を「役員会での決議状況」欄の投資口数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。
- (4) 公開買付けにより自己の投資口を取得している場合はその概要等を欄外に記載すること。

3 「処理状況」

- (1) 「取引所金融商品市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口」欄には投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第130条第1号に定める方法により報告月中に処分したものの総口数及び処分価額の総額を、「店頭売買有価証券市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口」欄には、同条第2号に定める方法により報告月中に処分したものの総口数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。
- (2) 「消却の処分を行った取得自己投資口」欄には、報告月中に消却したものの総口数及び処分価額の総額を、消却日ごとに記載すること。
- (3) 「その他」欄には、(1)又は(2)の方法以外の方法により報告月中に処理を行った場合に、その内容、処分する投資口の総口数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。

4 「保有状況」

- (1) 「保有自己投資口数」欄には、報告月末日現在において保有している自己の投資口の総口数を記載すること。



改 正 案	現 行
<p>【第二十六号様式】</p> <p>(略) 電子公告届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類 第27条の5第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条第4項各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) ~ (13) (略)</p>	<p>【第二十六号様式】</p> <p>(略) 電子公告届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類 第27条の5第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成14年内閣府令第45号)第2条第4項各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) ~ (13) (略)</p>

二 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 上場等株券等の発行者が行う買付け等（第十六条―第二十条） （三条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新投資口予約権証券 法第二条第一項第十一号に掲げる新投資口予約権証券をいう。</p> <p>四～十九（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十～二十五（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 上場等株券の発行会社が行う買付け等（第十六条―第二十条） （三条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二の二～十二の二（略）</p> <p>十三 上場等株券 法第六十二条の二に規定する上場等株券をいう。</p> <p>十四～十八（略）</p> <p>十九 上場等株券等 法第六十七条第一項に規定する上場等株券</p>

3  
(略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。

一〜八 (略)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券又は投資証券(以下この号において「株券等」という。)を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ 新投資口予約権証券

ニ (略)

ホ 金融商品取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券を除く。以下ホにおいて同じ。)又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行者で

等という。

3  
(略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。

一〜八 (略)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(新設)

ハ (略)

ニ 金融商品取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券を除く。以下ニにおいて同じ。)又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行者で

ある会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ヘ) (略)

十〇十九 (略)

二十 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券又は投資証券（以下この号及び次号において「株券等」という。）の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ) 新投資口予約権証券

ニ〇一〇 (略)

二十一 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ) 新投資口予約権証券

ニ〇一〇 (略)

二十二〇三十六 (略)

ある会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ホ) (略)

十〇十九 (略)

二十 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(新設)

ハ) 新投資口予約権証券

二十一 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(新設)

ハ) 新投資口予約権証券

二十二〇三十六 (略)

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引

イ ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資

証券(新投資口予約権証券に類する証券を除き、投資証券に類する証券にあつては、二に掲げる有価証券に類似するものに限る。)

ト ヌ又 (略)

三 (略)

第五章 上場等株券等の発行者が行う買付け等

(対象となる取引等)

第十六条 法第六十二条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 上場等株券等(法第六十二条の二に規定する上場等株券等という。以下この章において同じ。)の発行者が行う会社法第百五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引

イ ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資

証券(投資証券に類する証券にあつては、二に掲げる有価証券に類似するものに限る。)

ト ヌ又 (略)

三 (略)

第五章 上場等株券の発行者が行う買付け等

(対象となる取引等)

第十六条 法第六十二条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 上場等株券の発行者である会社(以下この章において「発行者社」という。)が行う会社法第百五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場

により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該発行者が外国の者である場合に限る。以下この章において同じ。)による上場等株券等の売買又はその委託等

二 信託会社等(法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。第二十二条において同じ。)が信託契約に基づいて上場等株券等の発行者の計算において行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券等の売買又はその委託等

三 金融商品取引業者等が投資一任契約に基づいて上場等株券等の発行者を代理して行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券等の売買若しくはその委託等又はこれらの指図

四 金融商品取引業者等が上場等株券等の発行者から売買の別、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、

合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該発行者が外国会社である場合に限る。以下この章において同じ。)による上場等株券の売買又はその委託等

二 信託会社等(法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。第二十二条において同じ。)が信託契約に基づいて発行者の計算において行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券の売買又はその委託等

三 金融商品取引業者が投資一任契約に基づいて発行者を代理して行う会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券の売買若しくはその委託等又はこれらの指図

四 金融商品取引業者が発行者から売買の別、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については

他方については当該金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約（投資一任契約に該当する場合を除く。）に基づいて当該発行者の計算において行う会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券等の売買又はその委託等

五 金融商品取引業者等による前各号に掲げる取引の受託等（法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。）

（取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等の要件）

第十七条 上場等株券等の発行者は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け又はその委託等（以下この章において「上場等株券等の買付け等」という。）を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約（投資一任契約に該当する場合を除く。）に基づいて当該発行者の計算において行う会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による上場等株券の売買又はその委託等

五 金融商品取引業者による前各号に掲げる取引の受託等（法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。）

（取引所金融商品市場における上場等株券の買付け等の要件）

第十七条 発行者は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け又はその委託等（以下この章において「上場等株券の買付け等」という。）を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 金融商品取引所（上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

ロ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表された後に行

二 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 金融商品取引所（上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直前に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

ロ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表された後に行



う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格（上場等株券等につき当該金融商品取引所において公表された取引所金融商品市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格（当該金融商品取引所が定めるところにより気配相場の価格の公表が行われている場合は、当該気配相場の価格）を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付けを行う日（以下この号及び第十九条第一項第三号において「買付日」という。）の属する週の前四週間に於ける当該取引所金融商品市場における当該上場等株券等の売買数量（立会外売買（金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。以下この号において同じ。）の売買数量を除く。）を当該四週間の当該取引所金融商品市場における売買立会が行われた日数で除した数量を売買単位（金融商品取引所が定める当該上場等株券等の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単

う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格（上場等株券等につき当該金融商品取引所において公表された取引所金融商品市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格（当該金融商品取引所が定めるところにより気配相場の価格の公表が行われている場合は、当該気配相場の価格）を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付けを行う日（以下この号及び第十九条第一項第三号において「買付日」という。）の属する週の前四週間に於ける当該取引所金融商品市場における当該上場等株券等の売買数量（立会外売買（金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。以下この号において同じ。）の売買数量を除く。）を当該四週間の当該取引所金融商品市場における売買立会が行われた日数で除した数量を売買単位（金融商品取引所が定める当該上場等株券等の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」

位数」という。）

ロ 上場等株券等の買付日の属する月の前六月間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券等の売買数量（立会外売買の売買数量を除く。）を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

（取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券等の買付け等）

第十八条 上場等株券等の発行者は、取引所金融商品市場において会社法第五十六条第一項（同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づくマーケットメイク銘柄（マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして金融商品取引所に届出を行い、当該金融商品取引所が指定する銘柄をいう。第二十三条第二号において同じ。）に係る上場等株券等の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

という。）

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六月間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量（立会外売買の売買数量を除く。）を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

（取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け等）

第十八条 発行者は、取引所金融商品市場において会社法第五十六条第一項（同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づくマーケットメイク銘柄（マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして金融商品取引所に届出を行い、当該金融商品取引所が指定する銘柄をいう。第二十三条第二号において同じ。）に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値がマーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として金融商品取引所により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等の要件)

第十九条 上場等株券等の発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

二 上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値がマーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として金融商品取引所により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(店頭売買有価証券市場における上場等株券の買付け等の要件)

第十九条 発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け等を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 認可金融商品取引業協会（上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買（当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた上場等株券等の売買をいう。以下この章において同じ。）の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 認可金融商品取引業協会（上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買（当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた上場等株券の売買をいう。以下この章において同じ。）の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落

落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により行うこと。

ロ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格(上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会において公表された店頭売買有価証券市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。)のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付日の属する週の前四週間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券等の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位(認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券等の売買単位をいう。以下この号に

ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直前に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により行うこと。

ロ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格(上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会において公表された店頭売買有価証券市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。)のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券の買付日の属する週の前四週間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位(認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券の売買単位をいう。以下この号において

において同じ。)で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。)

ロ 上場等株券等の買付日の属する月の前六ヶ月間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券等の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。)の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

2 (略)

(店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄である上場等株券等の買付け等)

第二十条 上場等株券等の発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく店頭マーケットメイク銘柄(店頭マーケットメイクメーカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして認可金融商品取引業協会に届出を行い、当該認可金融商品取引業協会が指定する銘柄をいう。第二十三条第四号において同じ。)に係る上場等株券等の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たす

同じ。)で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。)

ロ 上場等株券等の買付日の属する月の前六ヶ月間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数(以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。)の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

2 (略)

(店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け等)

第二十条 発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく店頭マーケットメイク銘柄(店頭マーケットメイクメーカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして認可金融商品取引業協会に届出を行い、当該認可金融商品取引業協会が指定する銘柄をいう。第二十三条第四号において同じ。)に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

さなければならぬ。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対して、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券等の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値が店頭マーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として認可金融商品取引業協会により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(上場等株券等の発行者以外の者による買付けの委託等)

第二十一条 第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券等の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者は、当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合は、第十七条各号、第十八条各号、第十九条第一項各号及び前条各号に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 一日に二以上の金融商品取引業者に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、当該指値が店頭マーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として認可金融商品取引業協会により公表された価格（以下この号において「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ・ロ (略)

(発行人社以外の者による買付けの委託等)

第二十一条 第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者は、当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合は、第十七条各号、第十八条各号、第十九条第一項各号及び前条各号に掲げる要件を満たさなければならぬ。

(上場等株券等の買付けの名義)

第二十二條 上場等株券等の発行者が会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十條の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十條の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合は、自己の名義により(信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券等の発行者の計算において行う場合は、当該発行者の計算において上場等株券等の買付け等を行う旨を明らかにすることにより)、これを行わなければならない。

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三條 上場等株券等の発行者が次に掲げる方法により、会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十條の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十條の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合には、第十七條から第二十條までの規定は適用しない。

一 取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等(次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

(上場等株券の買付けの名義)

第二十二條 発行会社が会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け等を行う場合は、自己の名義により(信託会社等が信託契約に基づいて発行会社の計算において行う場合は、当該発行会社の計算において上場等株券の買付け等を行う旨を明らかにすることにより)、これを行わなければならない。

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三條 発行会社が次に掲げる方法により、会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け等を行う場合には、第十七條から第二十條までの規定は適用しない。

一 取引所金融商品市場における上場等株券の買付け等(次号に規定する上場等株券の買付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法



イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買付けの株券又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいう。以下同じ。）の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。以下同じ。）間の公平が確保され

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により上場等株券の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買付けの株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

る方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券等の当該金融商品取引所の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券又は投資証券等の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては

二 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の当該金融商品取引所の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により上場等株券の買付け等を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては

は、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

三 店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等（次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価

、当該上場等株券の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

三 店頭売買有価証券市場における上場等株券の買付け等（次号に規定する上場等株券の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場に

証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券又は投資証券等の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと(あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる)。

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

おける価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと(あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる)。

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券又は投資証券等の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあつては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合には、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二十八条 法第六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員（投資法人である上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。）が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

ニ 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあつては、当該上場等株券の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数量が満たない場合には、満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二十八条 法第六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員（投資法人である上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。）が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証

証券等に係る買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）又は売付け等（同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）をする場合とする。

（報告書の提出を要しない場合）

第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十一（略）

十二 新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）を有する者が当該新株予約権又は当該新投資口予約権を行使することにより株券又は投資証券の買付けを行った場合

十三・十四（略）

二〇四（略）

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一（略）

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

券等に係る買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）又は売付け等（同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）をする場合とする。

（報告書の提出を要しない場合）

第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十一（略）

十二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行った場合

十三・十四（略）

二〇四（略）

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一（略）

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 新株予約権無償割当て(会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円(外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。

三〇十四 (略)

2 (略)

(上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第九号ニに掲げる事項 新投資口予約権

無償割当て(投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十

三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この号、第

五十九条第一項第十三号及び第六十三条第一項第十三号において

イ (略)

ロ 新株予約権無償割当てを行う場合にあつては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円(外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。

三〇十四 (略)

2 (略)

(上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

(新設)

同じ。)により割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円(外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、当該新投資口予約権無償割当てにより一口に対し割り当てる新投資口予約権の目的である投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三 法第六十六條第二項第九号ホに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

四 法第六十六條第二項第九号ヘに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

五 法第六十六條第二項第九号トに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間(連続する二営業期間をいう。以下同じ。))及び翌特定営業期間の各特定営業期間)においていずれも当該投資法人の営業収入の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収入(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収入の合計額)の百分の十に相当する額未満

二 法第六十六條第二項第九号ハに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三 法第六十六條第二項第九号ニに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四 法第六十六條第二項第九号ホに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間(連続する二営業期間をいう。以下同じ。))及び翌特定営業期間の各特定営業期間)においていずれも当該投資法人の営業収入の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収入(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収入の合計額)の百分の十に相当する額未満



であると見込まれること。

(株券等に含まれない有価証券等)

第五十七条 (略)

254 (略)

5 令第三十一条に規定する新投資口予約権証券等から除くものとして内閣府令で定めるものは、外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券のうち前項に規定する投資口のみを取得する権利を付与されているものとする。

6 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、第一項から第三項までの各号に掲げるものを除く。次号において同じ。)、投資証券等(第四項に規定するものを除く。同号において同じ。)  
又は新投資口予約権証券等(新投資口予約権証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。同号において同じ。)  
を<sup>レ</sup>受託有価証券とするもの(次項第四号において「株券等信託受益証券」という。)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、投資証券等又は新投資口予約権証券に係る権利を表示するもの(次項第五号において「株券等預

であると見込まれること。

(株券等に含まれない有価証券等)

第五十七条 (略)

254 (略)

(新設)

5 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、第一項から第三項までの各号に掲げるものを除く。次号において同じ。)  
又は投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。次号において同じ。)  
を<sup>レ</sup>受託有価証券とするもの(次項第四号において「株券等信託受益証券」という。)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は投資証券に係る権利を表示するもの(次項第五号において「株券等預託証券」という。)

「託証券」という。）

7| 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一〜三 (略)

三の二 新投資口予約権証券については、新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数とする方法

三の三 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券については、投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数とする方法

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする方法

イ〜ハ (略)

ト 新投資口予約権証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数

チ (略)

リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする方法

6| 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

(新設)

ト (略)

(新設)

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜へ (略)

ト 新投資口予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数

チ (略)

リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六條第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜十二 (略)

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第六十六條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て(新株予約権又は新投資口予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新

イ〜へ (略)

(新設)

ト (略)

(新設)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六條第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜十二 (略)

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第六十六條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て(新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当

投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合  
イ・ロ (略)

254 (略)

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)

第六十二条の二 法第六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

- 一 上場等株券等(法第六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合
- 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者(法第六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。)から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イハ (略)

二・三 (略)

該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合  
イ・ロ (略)

254 (略)

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)

第六十二条の二 法第六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

- 一 上場等株券等の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合
- 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者(法第六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。)から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イハ (略)

二・三 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て(新株予約権又は新投資口予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八條第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ・ロ (略)

2〇4 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七條第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て(新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八條第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ・ロ (略)

2〇4 (略)

二 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現 行
<p>別紙様式第三号（第二十九条関係）  <div style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</div> <p style="text-align: center;">役員又は主要株主の売買報告書                      （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 特定有価証券等の種類                      次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。                      普通株式、優先株式、新株予約権証券、<u>投資口及び新投資口予約権証券</u>・・・1                      普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券・・・2                      その他・・・3                      （注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の                      種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3～14 （略）</p> <p>15 数量                      売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。                      （注）記載単位・・・株式：1株 投資口：1口                      普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円                      新株予約権証券・新投資口予約権証券：1証券                      上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>16 単価                      売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は円とする。<u>ただし、円未満の値がある場合は、銭まで記載すること。</u>                      （注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p> </p>	<p>別紙様式第三号（第二十九条関係）  <div style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</div> <p style="text-align: center;">役員又は主要株主の売買報告書                      （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 特定有価証券等の種類                      次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。                      普通株式、優先株式、新株予約権証券及び<u>投資口</u>・・・1                      普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券・・・2                      その他・・・3                      （注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の                      種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3～14 （略）</p> <p>15 数量                      売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。                      （注）記載単位・・・株式：1株 投資口：1口                      普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円                      新株予約権証券：1証券                      上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>16 単価                      売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、<u>株式及び投資口は円、株式及び投資口以外は銭とする。</u>                      （注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p> </p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第四号（第四十一条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">特定組合等の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1～15 （略） 16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は円とする。ただし、円未満の値がある場合は、銭まで記載すること。</p> <p>（注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p>	<p>別紙様式第四号（第四十一条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">特定組合等の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1～15 （略） 16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式は円、株式以外は銭とする。</p> <p>（注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17・18 （略）</p>

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 委託者非指図型投資信託（第七十七条―第九十三条の二）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 委託者非指図型投資信託（第七十七条―第九十三条）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運</p>



券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

一 (略)

二 当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)との間及び当該取得の申込みの勧誘を行う者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項(ロに掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ (略)

ロ 次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

(1) 当該受益証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執

用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 (略)

二 当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)との間及び当該取得の申込みの勧誘を行う者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項(ロに掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ (略)

ロ 次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

(1) 当該受益証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執

行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)で  
あり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権(金融商品取引  
法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう  
。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権(社債、株式等  
の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第  
一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三  
十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第  
二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。  
)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出  
資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」  
という。)に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名  
義をもって所有する者(以下この条において「特定役員」と  
いう。)若しくは当該特定役員の被支配法人等(当該発行者  
を除く。)に対して譲渡する場合

(2) (略)

3・4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 法第五条第二項(法第十三条第二項(法第五十四条第一項  
において準用する場合を含む。))、第十四条第五項(法第五十四条  
第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四  
条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において  
準用する場合を含む。第一号において同じ。)に規定する内閣府令

行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)で  
あり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権(金融商品取引  
法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう  
。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権  
(社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は  
第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第  
一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第  
二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用す  
る場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができ  
ない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において  
「対象議決権」という。)に係る株式若しくは出資を自己若  
しくは他人の名義をもって所有する者(以下この条において  
「特定役員」という。)若しくは当該特定役員の被支配法人  
等(当該発行者を除く。)に対して譲渡する場合

(2) (略)

3・4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 法第五条第二項(法第十三条第二項(法第五十四条第一項  
において準用する場合を含む。))、第十四条第二項(法第五十四条  
第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四  
条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において  
準用する場合を含む。第一号において同じ。)に規定する内閣府令

で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 法第五条第二項(法第十四条第五項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により記載事項を提供する場合には、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで(の間)、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 (略)

3 (略)

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当

で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 法第五条第二項(法第十四条第二項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により記載事項を提供する場合には、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで(の間)、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 (略)

3 (略)

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当

該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件の全てを満たすものとして指定しているものとする。

一～六（略）

2・3（略）

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもつて、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイに掲げる場合には当該イに定める部分に限り受益証券をもつて返還することができ、次のロに掲げる場合には当該ロに定める部分に限り金銭を交付することができる。

イ 当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分

ロ 当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を

該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一～六（略）

2・3（略）

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもつて、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもつて返還することができる。

（新設）

（新設）

受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ロにおいて同じ。）が含まれる場合 当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券の評価額に相当する部分

二 (略)

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下この項及び次項において「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める金銭をもって取得することができる。

イ 当該各銘柄の有価証券等に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定

二 (略)

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等とその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

（新設）

する日又はその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下イにおいて同じ。）が含まれる場合、当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該有価証券を当該投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭

ロ 当該各銘柄の有価証券等に、その募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合、当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭

二 (略)

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに定める部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。次のハに掲げる場合には当該ハに定める部分に限っては、金銭を交付することができる。

イ・ロ (略)

(新設)

二 (略)

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ハにおいて同じ。）が含まれる場合 当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券の評価額に相当する部分

二 (略)

7 令第十二条第四号イに定める受益証券の取得は、金銭の額とその運用の対象とする上場有価証券等（同条第一号イに規定する上場有価証券等をいう。次項において同じ。）の評価額との合計額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであることとする。

8 令第十二条第四号ロに定める受益証券とその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する金銭の額と上場有価証券等の評価額との合計額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。

二 受益者より交換の請求があった場合には、当該投資信託の委託者は受益者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等のうち、当該投資信託財産に對する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

9 前五項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点

(新設)

二 (略)

(新設)

(新設)

7 前三項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点

における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

10| 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一・二 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第二十一条 (略)

2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百九条の八第一項、第四百九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十條の規定に基づく権利並びに法第八十八條の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第四号に係る部分に限る。)、第四百四十二條第六項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び法第五百十條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3・4 (略)

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用す

における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

8| 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一・二 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第二十一条 (略)

2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百九条の八第一項及び第四百九条の十三第一項の規定に基づく権利並びに法第四百四十二條第六項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び法第五百十條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3・4 (略)

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用す



る場合を含む。)に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいい、当該取引に係る条件が金融商品取引所の規則又は金融商品取引清算機関(同条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)の業務方法書に定める取引に係る条件と同様のものに限る。)に係る権利

五～八 (略)

2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいい、前項第四号に掲げるものを除く。次項第二号において同じ。)

三 (略)

四 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第六号に掲げるものを除く。次項第四号において同じ。)の取得及び譲渡

五 (略)

六 商品(前項第七号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

七 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引を

る場合を含む。)に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四～七 (略)

2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。次項第二号において同じ。)

三 (略)

四 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第四号において同じ。)の取得及び譲渡

五 (略)

六 商品(前項第六号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

七 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引を

<p>いい、前項第八号に掲げる商品投資取引を除く。次項第七号において同じ。）</p> <p>3 (略)</p>	<p>いい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第七号において同じ。）</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)</p> <p>第二十三条 (略)</p>
<p>3 投資信託委託会社は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあっては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを法第十三条第一項に規定する受益者（令第十九条第一項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）に交付することに代えて、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日（法第十四条第一項に規定する作成期日をいう。第二十五条の三及び第二百四十八条第三項において同じ。）に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を法第十三条第一項に規定する受益者に対して交付することができる。</p>	<p>2 (新設)</p>
<p>(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等)</p> <p>第二十四条 (略)</p>	<p>(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等)</p> <p>第二十四条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 令第十九条第五項第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 令第十九条第五項第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第</p>

二十二条第一項第七号に掲げるもの以外の商品とする。

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第八号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三十条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（電磁的方法）

第二十五条の二 法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（法第十四条第二項により同条第一項の運用報告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者をいう。以下この条において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先（記載事項を提供する相手方をいう。以下この条において同じ。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備

二十二条第一項第六号に掲げるもの以外の商品とする。

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第七号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三十条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（新設）

え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法  
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつた

ときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること<sup>イ</sup>

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報が当該提供先に対し書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、提供先が閲覧ファイルを閲覧するために使用する電子計算機と当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない<sup>ロ</sup>

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の

交付)

第二十五条の三 法第十四条第四項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による法第十四条第一項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の作成及び交付は、当該運用報告書に係る作成期日ごとに行うものとする。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

1 (受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合)

第二十九条の二 法第十七条第一項に規定する委託者指図型投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託の併合とする。

一 当該併合後の委託者指図型投資信託に属することとなる財産が

(新設)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(新設)

当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 当該委託者指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の委託者指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該委託者指図型投資信託の投資信託財産と当該他の委託者指図型投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

2 前項第三号の純資産総額は、当該併合を決定した日（当該決定により当該決定をした日と異なる日において算定の基準となる時（当該決定をした日後から当該併合の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）において算定する。

（書面による決議の決定事項）

第三十一条 法第十七条第一項第四号（法第二十条第一項及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権の買取請求の内容及び手続に関する事項（法第十八条第二項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する委託者指図型投資信託

（書面による決議の決定事項）

第三十一条 法第十七条第一項第四号（法第二十条第一項及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権の買取請求の内容及び手続に関する事項



託に該当する場合を除く。）

八 法第十八条第二項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、前号に規定する買取請求をすることができない旨

（反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者指図型投資信託

第四十条の二 法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは、投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者指図型投資信託とする。

（投資信託約款の重大な内容の変更）

第九十一条 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

（受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者非指図型投資信託の併

（新設）

（新設）

（投資信託約款の重大な内容の変更）

第九十一条 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

合)

第九十一条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第

一項に規定する委託者非指図型投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する委託者非指図型投資信託の併合とする。

一 当該併合後の委託者非指図型投資信託に属することとなる財産が当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産と当該他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

2 前項第三号の純資産総額は、当該併合を決定した日(当該決定により当該決定をした日と異なる日において算定の基準となる時(当該決定をした日後から当該併合の効力が生ずる時の直前までの間に限る。))を定めた場合にあつては、当該時)において算定する。

(反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者非指図型投資信託)

(新設)

第九十三条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第

二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることができ、それにより当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者非指図型投資信託とする。

(外国投資信託約款等の重大な内容の変更)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託約款等の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な外国投資信託の併合)

第九十九条の二 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する外国投資信託の併合とする。

一 当該併合後の外国投資信託に属することとなる財産が当該併合前の外国投資信託約款等に記載された外国投資信託の信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該外国投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

(新設)

(外国投資信託約款等の重大な内容の変更)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託約款等の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(新設)

三 当該外国投資信託の信託財産の純資産総額が併合をする他の外国投資信託の信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該外国投資信託の信託財産と当該他の外国投資信託の信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

2 前項第三号の純資産総額は、当該併合を決定した日（当該決定日より当該決定をした日と異なる日において算定の基準となる時（当該決定をした日後から当該併合の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）において算定する。

（規約の記載事項の細目）

第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ ホ （略）

へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百一十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百一十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目

（規約の記載事項の細目）

第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ ホ （略）

へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

的とする場合は、その旨

ト (略)

チ 令第百十六條の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、その旨

二 (略)

三 法第六十七條第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 利益（法第百三十六條第一項に規定する利益をいう。）を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計算方法

ハ (略)

四 七 (略)

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百六條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 六 (略)

六の二 法第八十八條の五第二項において準用する会社法第二百五十二條第二項第二号

ト (略)

(新設)

二 (略)

三 法第六十七條第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 利益（法第百三十六條に規定する利益をいう。）を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計算方法

ハ (略)

四 七 (略)

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百六條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 六 (略)

(新設)

七〇七七 (略)

(招集の決定事項)

第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。

三・四 (略)

五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法(法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ロ (略)

(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資

七〇七七 (略)

(招集の決定事項)

第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。

三・四 (略)

五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法(法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ロ (略)

法人が運用の目的とする資産

第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第二百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。

(自己の投資口を取得することができる場合)

第二百二十九条 法第八十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合(法第八十条第一項第二号及び第三号並びに前三号に掲げる場合を除く。)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を有する場合(当該発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合に限る。)には、当該発行済株式又は出資に関する次に掲げる事項

(新設)

(自己の投資口を取得することができる場合)

第二百二十九条 法第八十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合(法第八十条第一項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる場合を除く。)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

- イ 当該海外不動産保有法人に対する投資額
- ロ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針
- ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に対する割合
- ニ 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容
- 四 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産（以下この号において「間接投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項
  - イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した間接投資不動産について、各物件の名称、所在地、所有者、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）
  - ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称
  - ハ 担保の内容
  - ニ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の間接投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）
  - ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行つて

（新設）



いない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

へ）各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト）間接投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

(1) テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(2) 物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての間接投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金、その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

（新投資口予約権原簿記載事項の記載等の請求）

第二百二十九条の二 法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新投資口予約権を当該新投資口予約権を発行した投資法人以外

（新設）

の者から取得した者（当該投資法人を除く。以下この条において「新投資口予約権取得者」という。）が、新投資口予約権者として新投資口予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新投資口予約権取得者の取得した新投資口予約権に係る法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二| 新投資口予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三| 新投資口予約権取得者が一般承継により当該投資法人の新投資口予約権を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四| 新投資口予約権取得者が当該投資法人の新投資口予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2| 前項の規定にかかわらず、新投資口予約権取得者が取得した新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（法第八十八条の五第一項第二号ニに規定する証券発行新投資口予約権をいう。）である場合には、法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、新投資口予約権取得者が新投資口予約権証券を提示して請求をした場合とする。

(新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合)

第三百三十九条の三 法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する投資口の価格とする方法とする。

一 新投資口予約権の行使の日(以下この条において「行使日」という。)における当該投資口を取引する市場における最終の価格(当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 行使日において当該投資口が公開買付け等(金融商品取引法第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号において同じ。)の対象であるときは、当該行使日における当該公開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

(招集の決定事項)

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)(とする。)

一・二 (略)

(新設)

(招集の決定事項)

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)(とする。)

一・二 (略)

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四（六）（略）

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ（略）

八・九（略）

（投資主総会参考書類）

第四百四十一条（略）

2（略）

3 執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第九十一条第一項本文又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第五百四十四条第一項並びに第五百五十五条第三項及び第四項において同じ。）を發出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知す

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四（六）（略）

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ（略）

八・九（略）

（投資主総会参考書類）

第四百四十一条（略）

2（略）

3 執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第九十一条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第五百四十四条第一項並びに第五百五十五条第三項及び第四項において同じ。）を發出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知す

ることができる。

(執行役員の選任に関する議案)

第四百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

七| 法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨

2・3 (略)

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

七| 法第一百一条第二項において準用する法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨

2 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第五百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継

とができる。

(執行役員の選任に関する議案)

第四百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

(新設)

2・3 (略)

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

(新設)

2 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第五百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継

続いて電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一（略）

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十三号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四（略）

2（略）

（投資法人のその他一般事務）

第百六十九条 法第百十七條第一号に掲げる事務（新投資口予約権無償割当て（法第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に関する事務を除く。）を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

続いて電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一（略）

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四（略）

2（略）

（投資法人のその他一般事務）

第百六十九条 法第百十七條第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

2 法第百十七條第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇五 (略)

五の二 法第百十七條第二号及び第四号に掲げるもののほか、新投資口予約権者の権利行使に関する請求その他の新投資口予約権者からの申出の受付に関する事務

五の三 自己の投資口の取得に関する事務(自己の投資口の取得の対価である金銭の支払に関する事務を含む。)

六〇八 (略)

3 投資法人は、前項第一号から第三号まで、第五号の三又は法第百十七條第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を投資主に通知しなければならない。ただし、軽微な変更であつて、法第百二十九條第二項に規定する資産運用報告(当該変更の日の属する営業期間に係る資産運用報告に限る。)に記載するものについては、この限りでない。

4 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第百十七條第二号(投資法人債原簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務

一・二 (略)

2 法第百十七條第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

六〇八 (略)

3 投資法人は、前項第一号から第三号まで又は法第百十七條第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を投資主に通知しなければならない。

4 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第百十七條第二号(投資法人債原簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委

務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該変更があつた種類(法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。)の投資法人債権者に通知しなければならない。

5 投資法人は、第二項第五号の二又は法第一百七十七条第二号(新投資口予約権原簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容(新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該変更があつた新投資口予約権に係る新投資口予約権者に通知しなければならない。

(金銭の分配等)に関して責任をとるべき執行役員等)  
第一百七十五条 (略)

2 (略)

3 法第八十条の二第二項の規定により、同条第一項の規定による投資口の取得を金銭の分配とみなして法第百三十八条の規定を適用する場合においては、第一項第一号中「剰余金の配当による金銭等」とあるのは「法第八十条の二第二項の規定による投資口の取得による金銭」と、同項第二号中「法第百三十一条第二項の金銭の分配に係る計算書の承認」とあるのは「法第八十条の二第三項に規定する役員会の決議」と、同項第三号中「分配可能額」とあるのは「投資口の取得可能額」とする。

託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。)を当該変更があつた種類(法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。)の投資法人債権者に通知しなければならない。

(新設)

(金銭の分配)に関して責任をとるべき執行役員等)

第一百七十五条 (略)

2 (略)  
(新設)



(短期投資法人債の発行の要件)

第九十二条 法第三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる不動産の修繕(事故、災害その他の事由により緊急に必要なものに限る。)に必要な資金の調達

イ・ロ (略)

ハ 令第十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法

人の発行済株式を有する場合(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。)の総数に第二百二十

一条に規定する率を乗じて得た数を超えて当該発行済株式を有する場合に限る。)において当該海外不動産保有法人が有する不動産

三 (略)

四 投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達

2~4 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第九十三条 法第四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十二条 法第三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる不動産の修繕(事故、災害その他の事由により緊急に必要なものに限る。)に必要な資金の調達

イ・ロ (略)

(新設)

三 (略)

四 投資証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達

2~4 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第九十三条 法第四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

<p>一・二 (略)</p> <p>二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定め<sup>1</sup>の相当性に関する事項</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>5   第一項第二号の二に規定する「<u>吸収合併に係る新投資口予約権の定め<sup>1</sup>の相当性に関する事項</u>」とは、法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項についての定め<sup>2</sup>の相当性に関する事項とする。</p> <p>6   (略)</p> <p>(吸収合併存続法人の事前開示事項)</p> <p>第百九十四条 法第百四十九条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め(全部の新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。)の相当性に関する事項</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(吸収合併存続法人の事後開示事項)</p> <p>第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5   (略)</p> <p>(吸収合併存続法人の事前開示事項)</p> <p>第百九十四条 法第百四十九条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(吸収合併存続法人の事後開示事項)</p> <p>第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
--	---

- 一 (略)
- 二 吸収合併消滅法人における法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の経過
- 三〇七 (略)

(新設合併消滅法人の事前開示事項)

第百九十六条 法第百四十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 一の二 新設合併消滅法人の全部又は一部が新投資口予約権を発行しているときは、法第百四十八条第一項第七号に掲げる事項についての定め<sup>一</sup>の相当性に関する事項
- 二〇五 (略)

(新設合併設立法人の作成事項)

第百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十三の二の規定並びに法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過
- 三〇四 (略)

- 一 (略)
- 二 吸収合併消滅法人における法第百四十九条の三及び第百四十九条の四の規定による手続の経過
- 三〇七 (略)

(新設合併消滅法人の事前開示事項)

第百九十六条 法第百四十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- (新設)
- 二〇五 (略)

(新設合併設立法人の作成事項)

第百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第百四十九条の十三の規定及び法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過
- 三〇四 (略)

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第二百四条 法第五十八条第三項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第二百十四条 法第八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 九 (略)

十 令第十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第二百四条 法第五十八条第三項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等(金融商品取引法第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。)の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第二百十四条 法第八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 九 (略)

(新設)

取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げる事項

項

イ 目的、商号及び住所

ロ 組織及び役員に関する事項

ハ 資産の管理及び処分に関する事項（取得する資産の内容、取得の時期及び譲受人に関する事項を含む。）

ニ 計算及び利益の分配に関する事項

ホ 株主又は出資者が有する権利に関する事項

（投資法人の登録申請書の添付書類）

第二百五十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〜十三 （略）

十四 令第十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げるもの

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 当該海外不動産保有法人が所在する国の法令に基づき当該海外不動産保有法人の設立について承認、認可、許可若しくは届

（投資法人の登録申請書の添付書類）

第二百五十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〜十三 （略）

（新設）

出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書若しくは届出書又はこれらに相当する書面の写し

ハ 当該海外不動産保有法人について登記が行われている場合には、登記事項証明書又はこれに相当する書面の写し

ニ 株主名簿又はこれに相当する書類

ホ 直近の事業年度に係る貸借対照表（当該事業年度がない場合には、当該海外不動産保有法人の設立の日における貸借対照表）

ヘ 当該海外不動産保有法人が所在する国における会社制度等の概要を説明する書面

（同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合）

第二百二十一条 法第百九十四条第一項第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

（資産運用の制限の例外となる法人）

第二百二十一条の二 令第百十六条の二に定める場合において、登録投資法人が、法第百九十四条第一項第二号に定める数を超えてその株式を取得することができる法人は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

一 外国に所在する法人であつて、所在する国において専ら法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことを

（同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合）

第二百二十一条 法第百九十四条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

（新設）

その目的とすること。

2 | 二 各事業年度（一年を超えることができないものとする。）経過後六月以内に、その配当可能な額のうち、当該登録投資法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額その他の当該法人の所在する国における法令又は慣行により、割り当てることができ、きる額の金銭（端数があるときは、その端数を切り捨てたもの）を当該登録投資法人に支払うこと。

2 | 前項第二号に規定する配当可能な額は、各事業年度において直前の事業年度の末日における第一号に掲げる額から第二号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。

一 資産の額

二 負債の額

三 資本金の額

四 資本準備金、利益準備金その他の法定の準備金の額の合計額

五 資産につき時価を付すものとした場合においてその付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産の額

六 前各号に掲げる額のほか、当該法人の所在する国の法令又は慣行により、配当することができない金額

3 | 前項の規定による配当可能な額は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者による監査又は証明を受けた当該法人の直近の貸借対照表に計上された資産の額、負債の額、資本金の額、準備金の額及び純資産の額に基づき算定さ

れるものとする。

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人(以下この号、第三号及び第四号において「役員等」という。)(又は子会社の役員等)としている金融商品取引業者(法第二条第十二項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。)

二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親会社等(金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。)に該当する法人が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融商品取引業者

- イ 当該登録投資法人の監督役員を、その役員等若しくは子会社の役員等としている法人又はその役員等としたことのある法人
- ロ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている法人

ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員等又は子会社の役員等としている法人

ニ 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人としている金融商品取引業者(法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)

二 (略)

(新設)



低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている法人

四 当該金融商品取引業者の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号及び第二百四十四条の三において同じ。）に該当する者が、前号イからニまでのいずれかに掲げる法人又は次のいずれかに掲げる個人に該当する場合における当該金融商品取引業者

イ 当該登録投資法人の監督役員である者

ロ 当該登録投資法人の監督役員を、当該主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有する株式会社役員等としている者

ハ 当該登録投資法人の監督役員である者

ニ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、当該主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有する株式会社の役員等としている者

ホ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている者

ヘ 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている者

（特定資産に係る不動産の鑑定評価）

第二百四十四条の二 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせる

（新設）

（特定資産に係る不動産の鑑定評価）

第二百四十四条の二 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせる

ものとする。

一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。第二百四十五条の二第一項において同じ。）

二 四（略）

（資産運用会社の利害関係人等の範囲）

第二百四十四条の三 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主とする。

（利害関係人等との取引の制限の例外）

第二百四十五条の二 法第二百一条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三条第一項第一号に掲げる取引のうち、有価証券の取得にあつては、当該有価証券の取得価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

二 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三条第一項第一号に掲げる取引のうち、有価証券の譲渡にあつては、当該有価証券の譲渡価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満

ものとする。

一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二 四（略）

（資産運用会社の利害関係人等の範囲）

第二百四十四条の三 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）とする。

（新設）

であると見込まれる取引

三 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三  
条第一項第二号に掲げる取引にあつては、当該有価証券の貸借が  
行われる予定日の属する当該登録投資法人の営業期間開始の日か  
ら三年以内に開始する当該登録投資法人の各営業期間においてい  
ずれも当該貸借が行われることによる当該登録投資法人の営業収  
益の増加額が当該登録投資法人の最近営業期間の営業収益の百分  
の十に相当する額未満であると見込まれる取引

四 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三  
条第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の取得にあつては、  
当該不動産の取得価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末  
日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であ  
ると見込まれる取引

五 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三  
条第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の譲渡にあつては、  
当該不動産の譲渡価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末  
日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であ  
ると見込まれる取引

六 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三  
条第一項第四号に掲げる取引にあつては、当該不動産の貸借が行  
われる予定日の属する当該登録投資法人の営業期間開始の日から  
三年以内に開始する当該登録投資法人の各営業期間においてい  
ずれも当該貸借が行われることによる当該登録投資法人の営業収益

の増加額が当該登録投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

- 2 | 前項第三号及び第六号において、登録投資法人の営業期間が六月であるときは、同項第三号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下この号及び第六号において同じ。）（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。第六号において同じ。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と、同項第六号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて同項第三号及び第六号の規定を適用する。

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第二百四十八条 (略)

2 (略)

- 3 | 資産運用会社は、令第二百二十六条第三項に規定する投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあつては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを同条第三項に規定する受益者に交付することに代えて、法第二百三条第二項に規定する取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を令第二百二十六条第三項に規定する受益者に対して交付する

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第二百四十八条 (略)

2 (略)

(新設)

ことができる。

(投資法人の帳簿書類)

第二百五十四条 法第二十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 新投資口予約権証券台帳

六 八 (略)

九 自己投資口取得等金額帳

十 四 (略)

2 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄	銘柄(取引の対象が不動産等(不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては所在、地番その他

(投資法人の帳簿書類)

第二百五十四条 法第二十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(新設)

五 七 (略)

(新設)

八 二 (略)

2 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄	銘柄(取引の対象が不動産等(不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては所在、地番その他

---

---

---

の当該不動産等を特定するため  
に必要な事項、取引の対象  
が海外不動産保有法人（投資  
信託及び投資法人に関する法  
律施行規則第二百五条第一号へ  
に規定する海外不動産保有法  
人をいう。以下この号におい  
て同じ。）の発行済株式又は  
出資（当該発行済株式又は出  
資（当該海外不動産保有法人  
が有する自己の株式又は出資  
を除く。）の総数又は総額に  
同令第二百二十一条に規定す  
る率を乗じて得た数又は額を  
超えて有する当該発行済株式  
又は出資に限る。）である場  
合にあつては銘柄、当該海外  
不動産保有法人の有する不動  
産の所在、地番その他の当該  
不動産を特定するために必要  
な事項、取引の対象が有価証  
券、デリバティブ取引に係る  
権利、不動産等又は商品投資

---

---

---

---

の当該不動産等を特定するた  
めに必要な事項、取引の対象  
が有価証券、デリバティブ取  
引に係る権利、不動産等又は  
商品投資等取引に係る権利以  
外の資産である場合にあつて  
は当該資産の種類及び内容

---

---

(略)	(略)	(略)	等取引に係る権利以外の資産である場合にあつては当該資産の種類及び内容)
-----	-----	-----	-------------------------------------

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。

ロ (略)

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。

ロ (略)

三 (略)

2 前項第一号口の「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買
- イ・ロ (略)

ハ 指定外国金融商品取引所（金融商品取引法施行令第二条の十の三第四号口に規定する指定外国金融商品取引所をいう。次

項第二号の二において同じ。）に上場されている有価証券

- ニ イからハまでに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

(1) (3) (略)

二六 (略)

3 第一項第一号口の対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一・二 (略)

二の二 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 指定外国金融商品取引所において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

三 前項第一号ニに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的

三 (略)

2 前項第一号口の「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買
- イ・ロ (略)

(新設)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

の

(1) (3) (略)

二六 (略)

3 第一項第一号口の対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的



的な方法により算出した価額により行うもの

四〇八 (略)

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。)

四・五 (略)

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第

的な方法により算出した価額により行うもの

四〇八 (略)

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。)

四・五 (略)

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第

三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うおとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

九 信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

2 前項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的

三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うおとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

（新設）

2 前項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の

とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。)には、適用しない。

別表第二 (第二百五十四条第二項関係)

帳簿書類の種類	投資証券台帳	記載事項	記載要領等	備考
類	(略)	新投資口予約 権証券の発行 及び消却、無 効又は消滅年 月日、券種、 記番号、新投 資口予約権者 の氏名又は名 称、発行、消 却、無効又は 消滅及び残存 枚数並びにそ		新投資口予約 権証券発行帳 、新投資口予 約権証券記番 号帳に分別し て記載するこ とができる。

信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。)には、適用しない。

別表第二 (第二百五十四条第二項関係)

帳簿書類の種類	投資証券台帳	記載事項	記載要領等	備考
類	(略)	(新設)		(新設)

自己投資口取得等金額帳	投資証券払戻金額帳		投資証券発行金額帳	(略)	
取得若しくは処分金額又は消却金額相当	(略)		発行金額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、発行金額	(略)	の数
	(略)	予約権の行使により投資証券が発行される場合を除く。	投資証券の発行金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額とする。(新投資口	(略)	
取得若しくは処分金額又は消却金額相当	(略)		発行金額の確定に関する書類を保存すること。		

(新設)	投資証券払戻金額帳		投資証券発行金額帳	(略)	
(新設)	(略)		発行金額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、発行金額	(略)	
	(略)		投資証券の発行金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額とする。	(略)	
(新設)	(略)		発行金額の確定に関する書類を保存すること。		

(略)	
(略)	額計算日、貸 借対照表純資 産額、残存投 資口数、取得 若しくは処分 金額又は消却 金額相当額
(略)	
(略)	額の確定に関 する帳簿書類 を保存するこ と。
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

四 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 委託者指図型投資信託</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 運用報告書（第五十八条―第五十九条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 証券投資信託の併合 証券投資信託に係る法第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。</p> <p>（証券投資信託の併合）</p> <p>第二十二條 証券投資信託の併合が行われた場合は、当該証券投資信託</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 委託者指図型投資信託</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 運用報告書（第五十八条・第五十九条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十二條 削除</p>

託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた純資産の部の各項目を、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託に引き継ぐことができる。この場合において、元本は、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託の口数に一口当たり元本の金額を乗じた額とし、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた元本の合計額との差額は期末剰余金又は期末欠損金に加減するものとする。

(貸借対照表に関する注記)

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等（法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。以下同じ。）を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七〇十一 (略)

(運用報告書の表示事項等)

(貸借対照表に関する注記)

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等（法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。次条第一号及び第五十五条の九第二項第二号において同じ。）を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七〇十一 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）

二 (略)

三 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。次条第一項第三号において同じ。）

四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

五 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（第七号イ及び第十四号において「前期末」という。）及び当該投資信託財産の計算期間の末日（以下この項及び第五項並びに次条第一項において「当期末」という。）現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

六〇九 (略)

十 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(新設)

一 (略)

二 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。）

(新設)

三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（第五号イ及び第十二号において「前期末」という。）及び当該投資信託財産の計算期間の末日（以下この項及び第五項において「当期末」という。）現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

四〇七 (略)

八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価



格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。次条第一項第九号ロにおいて同じ。）

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハ及び次条第一項第九号ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ (略)

十一～十六 (略)

十七 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券若しくは新投資口予約権証券（法第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十八～二十一 (略)

二十二 投資信託委託会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。次条第一項第十八号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅

格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ (略)

九～十四 (略)

十五 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十六～十九 (略)

二十 投資信託委託会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定す

地建物取引業者（同法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。同項第十八号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十三 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第十九号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十四～二十七 （略）

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十九号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第七号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十七号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十九号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第十号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十九号に掲げる事項は、その要旨を表示することができ

る宅地建物取引業者をいう。）である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十二～二十五 （略）

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができ

る。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十九号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 (略)

7 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。次条第五項において同じ。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該投資信託財産の運用方針
- 二 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 三 運用状況の推移
- 四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者

る。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 (略)

7 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

（新設）

- が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容
- 五 株式のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 六 公社債のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 七 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 八 デリバティブ取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 九 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項
- イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項
- ロ 物件ごとに、当期末現在における価格
- ハ 当該不動産に関してテナントがある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）
- ニ 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
- 十 令第三条第六号に規定する約束手形のうち主要なものにつき、当期末現在における債権額の投資信託財産の純資産額に対する比

- 率
- 十一 令第三条第七号に規定する金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十二 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十三 令第三条第九号に規定する商品のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十四 商品投資等取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十五 特定資産以外の資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十六 法第十一条第一項の鑑定評価が行われた場合には、当該鑑定評価を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日又は期間を含む。）
- 十七 当期末現在における当該投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況
- 十八 投資信託委託会社が宅地建物取引業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委

託会社に支払われた手数料の総額

十九 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十 その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項のうち重要なもの

二十一 受益者が問い合わせを行うことができる部署及び電話番号

二十二 投資信託約款において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

二十三 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券のうち主要なものにつき、直前の計算期間に係る前項第二号から第十六号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号から第八号まで及び第十号から第十五号までに規定する投資信託財産の純資産額に対する比率並びに同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、前条第一項第十号ロに規定する価格を使用するものとする。

4 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表

示すべき場合には、前二項の規定を準用する。

5 | 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後及び投資信託契約期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産に係る法第十四条第四項に規定する書面を作成しなければならない。

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 (略)

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項の全てを定めている公社債投資信託(規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。)に係るもの 一年

イ〜ヘ (略)

2 前項各号に掲げる投資信託財産における前二条の規定の適用については、これらの規定中「計算期間」とあるのは、「作成期間」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産(法第四十八条に規定する投資信託財産を

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 (略)

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託(規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。)に係るもの 一年

イ〜ヘ (略)

2 前項各号に掲げる投資信託財産における前条の規定の適用については、同条中「計算期間」とあるのは、「作成期間」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産(法第四十八条に規定する投資信託財産を

いう。以下この条において同じ。)の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条(同条第一項第二号を除く。)

〔までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。〕

四号	第五十八条第一項各号列記以外の部分	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第五十八条第一項第	(略)	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
	投資信託委託会社及び受託会社				
	信託会社等				

いう。以下この条において同じ。)の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条(同条第一項第二号を除く。)

〔の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。〕

(新設)	第五十八条第一項各号列記以外の部分	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(新設)	(略)	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
	(新設)				



第五十八条第一項第十八号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項
第五十八条第一項第二十二号	宅地建物取引業者をいう	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）

第五十八条第一項第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項
第五十八条第一項第二十号	宅地建物取引業者をいう	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）

<p>第五十八条第一項第 二十三号</p>	
<p>不動産特定共同事業 者をいう</p>	
<p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定に</p>	<p>附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p>
<p>第五十八条第一項第 二十一号</p>	
<p>不動産特定共同事業 者をいう</p>	
<p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定に</p>	<p>附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p>

分 項各号列記以外の部	第五十八条第七項	
	(略)	
法第十四条第四項	第五十四条第一項 において準用する	より不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとき、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む
(新設)	第五十八条第七項	
(新設)	(略)	
(新設)	(略)	より不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとき、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む

(略)	第五十八條の二第一項第四号	投資信託委託会社及び受託会社	信託会社等
	第五十八條の二第一項第十六号	並びに当該投資信託財産	及び当該投資信託財産
	第五十八條の二第一項第二十二号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項
	第五十八條の二第五項	第十四条第二項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第二項
(略)	第十四条第四項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第四項	

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該外国投資信託の仕組み（当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針を含む。）

二・三 （略）

四 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日（第六号及び第三項において「当期末」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

六〇十五 （略）

2 （略）

3 法第五十九条において準用する法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針

二 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（新設）

一・二 （略）

三 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日（次号において「当期末」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

（新設）

四〇十三 （略）

2 （略）

（新設）

- 
- 三| 運用状況の推移
- 四| 当期末現在における当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況
- 五| 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容
- 六| 投資の対象とする有価証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 七| 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 八| 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類
- 九| 投資の対象とする金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十| 投資の対象とする手形のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十一| 投資の対象とする令第三条第八号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末
-

現在における総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十二 投資の対象とする令第三条第九号に規定する商品のうち、主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十三 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十四 当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第五十九条において準用する法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている外国投資信託にあつては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

十五 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

十六 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される当該書面につき特段の定めのない場合においては、第五十八条の二第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

4 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の終了後及び信託の契約期間の終了後、遅滞

なく、当該外国投資信託に係る投資信託財産に係る前項各号に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。

(新設)



五 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 純資産</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 評価・換算差額等（第三十一条）</p> <p>第五節 新投資口予約権（第三十一条の二）</p> <p>第三編 計算関係書類</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表（第三十五条―第四十六条の二）</p> <p>第三章～第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 純資産</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 評価・換算差額等（第三十一条）</p> <p>第三編 計算関係書類</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表（第三十五条―第四十六条）</p> <p>第三章～第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有</p>

法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（二十七）（略）

二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の

価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（二十七）（略）

二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の百分の

百分の七十に相当する金額及び第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額（同条第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八條の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

（通則）

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十一条第五項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後に行う次に掲げる場合における投資口の発行をいう。

- 一 (略)
- 二 新投資口予約権の行使があった場合
- 三 (略)

（新投資口予約権の行使があった場合）

第十六條の二 新投資口予約権の行使があった場合には、出資総額増

七十に相当する金額及び第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額（同条第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八條の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

（通則）

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十一条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後に行う次に掲げる場合における投資口の発行をいう。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)

（新設）

加額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 行使時における当該新投資口予約権の帳簿価額

二 法第八十八条の十七第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあつては、当該イ又はロに定める額）

イ 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該外国の通貨につき行使時の為替相場に基づき算出された額

ロ 当該払込みを受けた金銭の額（イに定める額を含む。）により出資総額増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

（法第八十条の二第二項において準用する法第三百三十八条第一項に規定する義務を履行する投資主に対して投資口を交付すべき場合）

第十六条の三 投資法人が当該投資法人の投資口を取得したことによ  
り生ずる法第八十条の二第二項において読み替えて適用する法第百  
三十八条第一項に規定する義務を履行する投資主（投資主と連帯し  
て義務を負う者を含む。）に対して当該投資主から取得した投資口  
に相当する投資口を交付すべき場合には、出資総額増加額は、零と  
する。

2 前項に規定する場合には、同項の行為後の出資剰余金の額は、次  
に掲げる額の合計額とする。

一 前項の行為の直前の出資剰余金の額

（新設）

二 前項の投資主（投資主と連帯して義務を負う者を含む。）が投資法人に対して支払った金銭の額

第十九条（略）

2 投資法人が自己投資口の処分又は消却をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己投資口の額とする。

3 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、自己投資口の処分後の出資剰余金の額は、当該自己投資口の処分の対価の額が当該自己投資口の帳簿価額を上回る場合においては、当該自己投資口の処分の対価の額から当該自己投資口の帳簿価額を控除して得た額が増加し、当該自己投資口の帳簿価額が当該自己投資口の処分の対価の額を上回る場合においては、当該自己投資口の帳簿価額から当該自己投資口の処分の対価の額を控除して得た額（以下「自己投資口処分差損額」という。）が控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。

4 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、自己投資口の処分後の出資総額は、自己投資口処分差損額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。

（出資総額）

第二十条 投資法人の出資総額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第百三十六条第一項の規定により法第百三十一条第二項の

第十九条（略）

2 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己投資口の額とする。

（新設）

（新設）

（出資総額）

第二十条 投資法人の出資総額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第百三十六条の規定により法第百三十一条第二項の承認を

承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合に限り、当該組み入れた金額が増加するものとする。

2 投資法人の出資総額は、前款に定めるところのほか、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項及び第三百七十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は消却をした投資口に相当する額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額、金銭の分配に係る計算書に基づき控除する損失に相当する額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額若しくは利益超過分配金額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、出資総額が減少するものと解してはならない。

一～三 (略)

(出資剰余金の額)

第二十一条 投資法人の出資剰余金の額は、第一款、前款及び次節に定めるところのほか、法第三十五条第一項の規定により出資総額等を減少した場合に限り、同項の規定により出資剰余金として積み立てなければならない額に相当する額が増加するものとする。

2 投資法人の出資剰余金の額は、前款及び次節に定めるところのほか

受けた金銭の分配に係る計算書に基づき利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合に限り、当該組み入れた金額が増加するものとする。

2 投資法人の出資総額は、法第二百二十五条第三項及び第三百七十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は利益超過分配金額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、出資総額が減少するものと解してはならない。

一～三 (略)

(出資剰余金の額)

第二十一条 投資法人の出資剰余金の額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第三十五条第一項の規定により出資総額等を減少した場合に限り、同項の規定により出資剰余金として積み立てなければならない額に相当する額が増加するものとする。

2 投資法人の出資剰余金の額は、次節に定めるところのほか、法第

か、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項及び第三百三十七条第三項の規定による場合に限り、消却をした投資口に相当する額、払戻しをした投資口に相当する額、金銭の分配に係る計算書に基づき控除する損失に相当する額又は利益超過分配金額に相当する額が、控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

3 前款、前項及び次節の場合において、これらの規定により減少すべき出資剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、出資剰余金の額を減少させないことができる。この場合においては、当該減少させない額に対応する額は、出資剰余金以外の剰余金（第二十九条第二項第三号に規定する剰余金をいう。）から減少させるものとする。

#### 第五節 新投資口予約権

第三十一条の二 投資法人が新投資口予約権を発行する場合には、当該新投資口予約権と引換えにされた金銭の払込みの金額（金銭の払込みを受けていない場合にあつては零）その他適切な価格を、増加すべき新投資口予約権の額とする。

2 前項に規定する「投資法人が新投資口予約権を発行する場合」とは、新投資口予約権無償割当て（法第八十八条の十三に規定する新

百二十五条第三項及び第三百三十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は利益超過分配金額に相当する額が、控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

3 前項及び次節の場合において、これらの規定により減少すべき出資剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、出資剰余金の額を減少させないことができる。この場合においては、当該減少させない額に対応する額は、出資剰余金以外の剰余金（第三十九条第二項第三号に規定する剰余金をいう。）から減少させるものとする。

#### （新設）

（新設）

	<p>投資口予約権無償割当てをいう。)をする場合において新投資口予約権を発行する場合をいう。</p>
3	<p>次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を、減少すべき新投資口予約権の額とする。</p> <p>一 投資法人が自己新投資口予約権（法第八十八条の十二第一項に規定する自己新投資口予約権をいう。以下同じ。）の消却をする場合 当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額</p> <p>二 新投資口予約権の行使又は消滅があつた場合 当該新投資口予約権の帳簿価額</p>
4	<p>投資法人が当該投資法人の新投資口予約権を取得する場合には、その取得価額を、増加すべき自己新投資口予約権の額とする。</p>
5	<p>次の各号に掲げる自己新投資口予約権（当該新投資口予約権の帳簿価額を超える価額で取得するものに限る。）については、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 営業期間の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い自己新投資口予約権（次号に掲げる自己新投資口予約権を除く。）</p> <p>イ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該営業期間の末日における時価</p> <p>ロ 当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額</p>
	<p>二 処分しないものと認められる自己新投資口予約権 当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額</p>



6 | 投資法人が自己新投資口予約権の処分若しくは消却をする場合又は自己新投資口予約権の消滅があつた場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己新投資口予約権の額とする。

7 | 第一項及び第三項から前項までの規定は、投資口等交付請求権（新投資口予約権以外の権利であつて、当該投資法人に対して行使することにより当該投資法人の投資口の交付を受けることができる権利をいう。次項及び第七十二条第四号において同じ。）について準用する。

8 | 募集投資口を引き受ける者の募集に際して発行する投資口が投資口等交付請求権の行使によつて発行する投資口であるときにおける第十六条の規定の適用については、同条中「に定める額」とあるのは、「に定める額」及び第三十一条の二第七項に規定する投資口等交付請求権の行使時における帳簿価額の合計額」とする。

（純資産の部の区分）

第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。  
い。

一・二 （略）

三 新投資口予約権

2 （略）

3 出資総額に係る項目は、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項若しくは第三百三十七条第三項又は第十九条第四項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出

（純資産の部の区分）

第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。  
い。

一・二 （略）

（新設）

2 （略）

3 出資総額に係る項目は、法第二百二十五条第三項又は第三百三十七条第三項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

4～6 (略)

7 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。

(新投資口予約権の表示)

第四十六条の二 自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新投資口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

(損益計算書の区分)

第四十八条 (略)

2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失(営業費用の性質を有する場合に限る。)、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3～5 (略)

第五十六条 (略)

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しな

4～6 (略)

(新設)

(新設)

(損益計算書の区分)

第四十八条 (略)

2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失(営業費用の性質を有する場合に限る。)、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3～5 (略)

第五十六条 (略)

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しな

ければならない。

一・二 (略)

三| 新投資口予約権

3| 6 (略)

7| 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を  
控除項目として区分することができる。

8| (略)

9| 評価・換算差額等又は新投資口予約権に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一〇三 (略)

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一〇十三 (略)

十四| 資産の運用の制限に関する注記

十五| 十八 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

ければならない。

一・二 (略)

(新設)

3| 6 (略)

(新設)

7| (略)

8| 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一〇三 (略)

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一〇十三 (略)

(新設)

十四| 十七 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 当該投資法人の自己投資口の消却の状況

十一・十二 (略)

(損益計算書に関する注記)

第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 海外不動産保有法人(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)第五百条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。)の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有し、又は有していた場合における当該海外不動産保有法人ごとの株式又は出資の売却損益及び受取配当金

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第六十四条 投資主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該営業期間の末日における当該投資法人が発行している新投資口予約権(法第八十八条の二第三号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該投資法人の投資口の数

(新設)

十一・十一 (略)

(損益計算書に関する注記)

第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第六十四条 投資主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(資産の運用の制限に関する注記)

第六十六条の四 令第六十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合における当該海外不動産保有法人に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該海外不動産保有法人の株式の取得額の総額又は出資の総額  
二 当該登録投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合

三 当該海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ 貸借対照表項目(流動資産合計、固定資産合計(投資不動産(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三十三条に規定する投資不動産をいう。)合計についても記載すること。)、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。)

(新設)

(資産運用報告の表示事項)

第七十二条 資産運用報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一〜三 (略)

四 投資法人の新投資口予約権及び投資口等交付請求権に関する重要な事項

(投資法人の現況に関する事項)

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一〜七 (略)

八 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項

イ 当該海外不動産保有法人に対する出資額

ロ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針

ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又

(資産運用報告の表示事項)

第七十二条 資産運用報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一〜三 (略)

(新設)

(投資法人の現況に関する事項)

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一〜七 (略)

(新設)

は出資の総数又は総額に対する割合

二 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容

九 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ 当該投資法人の営業期間中における売買総額

十 二十四（略）

2（略）

（出資総額又は出資剰余金からの控除の方法）

第七十七条 法第百三十六条第二項及び第百三十七条第三項の規定に基づき損失に相当する額及び利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の

（新設）

八 二十二（略）

2（略）

（出資総額又は出資剰余金からの控除の方法）

第七十七条 法第百三十七条第三項の規定に基づき利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額

当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十八条 (略)

2 法第三十六條第一項の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十六條第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十九條第三項の出資総額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

3 (略)

を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十八条 (略)

2 法第三十六條の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十六條第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十九條第三項の出資総額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

3 (略)



六 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>九 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定による届出書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>十 参照書類 法第二十七条において準用する法第五条第四項に規定する参照書類であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>十一〜十五 (略)</p> <p>十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項に規定する通知書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>十七 発行登録書 法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書であつて外国債等に係るもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書をいう。</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書をいう。</p> <p>九 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。</p> <p>十 参照書類 法第二十七条において準用する法第五条第四項に規定する参照書類をいう。</p> <p>十一〜十五 (略)</p> <p>十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項に規定する通知書をいう。</p> <p>十七 発行登録書 法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。</p>

をいう。

十八 発行登録追補書類 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類であつて外国債等に係るものをいう。

十九 有価証券報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書であつて外国債等に係るものをいう。

二十 半期報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書であつて外国債等に係るものをいう。

二十一 臨時報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書であつて外国債等に係るものをいう。

二十二～二十八 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの

十八 発行登録追補書類 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十九 有価証券報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

二十 半期報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十一 臨時報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。

二十二～二十八 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの

及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二〇五 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第一条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度(以下「会計年度等」という。)の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第二条第三項及び第八条の四において同じ。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号

及び当該届出前にしたものと並びに法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二〇五 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第一条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度(以下「会計年度等」という。)の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第二条第三項及び第八条の四において同じ。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居

に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。を除外。）の数とする。

3 (略)

(変更通知書)

第三条 前条第一項の規定による有価証券通知書の提出日以後当該募集又は売出しに係る有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があつた場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該外国債等又は当該外国債等と同種の外国債等の募集若しくは売出しについて既に行われた法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る外国債等のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合  
(当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場

住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。を除外。）の数とする。

3 (略)

(変更通知書)

第三条 前条第一項の規定による有価証券通知書提出日以後当該募集又は売出しに係る有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があつた場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該外国債等又は当該外国債等と同種の外国債等の募集若しくは売出しについて既に行われた法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る外国債等のいずれかの募集又は売出しについて法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類が既に提出されている場合(当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する

合を除く。)

三 (略)

(代理人)

第四条 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書（法第二十七条において準用する法第五条第八項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。）（これらの訂正に係る書類を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

三 (略)

(代理人)

第四条 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書（法第二十七条において準用する法第五条第八項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するもの（第十一条の二第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。

2 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第七条 法第二十七条において準用する法第五條第十三項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第一号ロからニまで（第二号において引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。

一 (略)

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ニ (略)

2 (略)

第七条 法第二十七条において準用する法第五條第十項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第一号ロからニまで（第二号において引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。

一 (略)

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ニ (略)

2 (略)

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 発行者又は第四条第一項若しくは第二項の規定により発行者を代理する権限を有する者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべ

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 発行者又はその代理人及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべ

き旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の(イ)又は(ロ)に掲げる事情が生じた場合(当該(イ)又は(ロ)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(イ・ロ) (略)

ト (略)

二 発行登録仮目論見書 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1)・(2) (略)

ロ (略)

2 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

き旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(イ・ロ) (略)

ト (略)

二 発行登録仮目論見書

イ〜ハ (略)

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1)・(2) (略)

ロ (略)

2 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)



第十三条 (略)

2 第四条第三項の規定は、外国債等の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 (7) (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十三条の二 第四条第三項の規定は、外国債等の発行者が令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

2 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (3) (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者(非居住者を除く。)の数により算定するものとする。

5 (6) (略)

(外国人報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 (略)

第十三条 (略)

2 第四条の規定は、外国債等の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 (7) (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十三条の二 第四条の規定は、外国債等の発行者が令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

2 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 (3) (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数により算定するものとする。

5 (6) (略)

(外国人報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 (略)

<p>2 第四条第三項の規定は、報告書提出外国者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>3 7 (略)</p>	<p>2 第四条の規定は、報告書提出外国者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>3 7 (略)</p>
--	---

七 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二の二 (略)</p> <p>三 社債券 法第二条第一項第五号に掲げる社債券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>四 七の二 (略)</p> <p>七の三 新株予約権 新株予約権証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>八 十三 (略)</p> <p>十四 有価証券届出書 法第五条第一項の規定による届出書であつて有価証券に係るものをいう。</p> <p>十四の二 (略)</p> <p>十四の三 参照書類 法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類であつて有価証券に係るものをいう。</p> <p>十四の四 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二の二 (略)</p> <p>三 社債券 法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>四 七の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 十三 (略)</p> <p>十四 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。</p> <p>十四の二 (略)</p> <p>十四の三 参照書類 法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。</p> <p>十四の四 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届</p>

出書であつて有価証券に係るものをいう。

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書であつて有価証券に係るものをいう。

十五の二 十六の四 (略)

十七 有価証券通知書 法第四条第六項の規定による通知書であつて有価証券に係るものをいう。

十七の二 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。)において準用する法第四条第六項の規定による通知書であつて有価証券に係るものをいう。

十七の三 発行登録書 法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書であつて有価証券に係るものをいう。

十七の四 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類であつて有価証券に係るものをいう。

十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する有価証券報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十八の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外国会社報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十八の三 十八の六 (略)

十九 半期報告書 法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する半期報告書

出書をいう。

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書をいう。

十五の二 十六の四 (略)

十七 有価証券通知書 法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十七の二 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。)において準用する法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十七の三 発行登録書 法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する有価証券報告書をいう。

十八の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外国会社報告書をいう。

十八の三 十八の六 (略)

十九 半期報告書 法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する半期報告書

であつて有価証券に係るものをいう。

十九の二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十九の三 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十九の四 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書であつて有価証券に係るものをいう。

二十 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書であつて有価証券に係るものをいう。

二十の二～二十七の五 （略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条及び第十五条の三において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九～三十六 （略）

をいう。

十九の二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

十九の三 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。

十九の四 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。

二十 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二～二十七の五 （略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九～三十六 （略）

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 令第二条の十二の三第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一〜七 (略)

4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 令第二条の十二の三第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一〜七 (略)

4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条

号二に掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一号二に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇八 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手續等)

第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。以下同じ。)の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。))を除

第二号の規定にかかわらず、同条第一号二に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇八 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手續等)

第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。以下同じ。)の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。))を除く。)の数

<p>く)の数</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券通知書)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 外国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項が記載されたもの。以下外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券であつて有価証券</p>	<p>3 (略)</p> <p>(有価証券通知書)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 前号に掲げる書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使す</p>
---	--



であるものをいう。以下この号及び第十一条の四第二号ホにおいて同じ。又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（法第二条第六項第三号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

5  
(略)

(開示が行われている場合)

第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該有価証券又は当該有価証券と同種の有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

三・四 (略)

(外国会社の代理人)

第七条 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第一項又は第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）

ることにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

5  
(略)

(開示が行われている場合)

第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該有価証券又は当該有価証券と同種の有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

三・四 (略)

(外国会社の代理人)

第七条 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国会社届出

以下同じ。)の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書(これらの訂正に係る書類を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類(これらに係る訂正発行登録書を含む。以下この項において同じ。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出した

書)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの(第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。)を定めなければならない。

2 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規

もの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券  
と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券  
は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号二に掲げる  
有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は  
売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合におけ  
る当該募集又は売出し

三〇五 (略)

(外国会社届出書の提出要件)

第九条の六 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、  
届出書提出外国会社(同項に規定する届出書提出外国会社又は届  
出書提出外国者をいう。以下同じ。)が同条第一項(同条第五項  
において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出書  
に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び  
作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けるこ  
とがないものとして認める場合とする。

2 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十三項(法第二十七条において準用する場合を  
含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条に  
おいて「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、  
次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定め

定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にし  
たものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券  
(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定  
にかかわらず、同条第一号二に掲げる有価証券と同一の種類の  
有価証券とみなす。)の発行価額又は売出価額の総額を合算し  
た金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇五 (略)

(外国会社届出書の提出要件)

第九条の六 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、  
届出書提出外国会社(同項に規定する届出書提出外国会社をい  
う。以下同じ。)が同条第一項(同条第五項において準用する場  
合を含む。以下同じ。)の規定による届出書に代えて外国会社届  
出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、  
金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして  
認める場合とする。

2 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を  
含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条にお  
いて「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次  
の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める

る書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、当該契約の契約書の写し

ヘ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからトまでに掲げる書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ〜ニ (略)

ホ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ト (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ 前号イに定める書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからトまでに定める書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ (略)

ニ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

へ (略)

三の二 (略)

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三の四・三の五 (略)

四 第七号様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ト (略)

イ 第一号イに定める書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロからトまでに定める書類

ハ (略)

ニ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに定める書面

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

へ (略)

三の二 (略)

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

三の四・三の五 (略)

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イ・ト (略)

五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ 第二号イ及びロに掲げる書類

ロ (略)

ハ 前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

五の二 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

ハ 前号ロに掲げる書類

六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

ハ 第五号ロに掲げる書類

六の二 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ロ 第三号ハからへまでに掲げる書類

五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ 第二号イ及びロに定める書類

ロ (略)

ハ 前号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

五の二 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ 第一号ロ及びハに定める書類

ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

ハ 前号ロに定める書類

六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ (略)

ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

ハ 第五号ロに定める書類

六の二 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ 第一号ロ及びハに定める書類

ロ 第三号ハからへまでに定める書類

- ハ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類
- ニ 第五号ロに掲げる書類
- 七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

- イ 第三号の三に掲げる書類
- ロ 第四号ロからトまでに掲げる書類

八 外国会社届出書 次に掲げる書類

- イ 第一号ロ及びハに掲げる書類
- ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

- ハ 第三号の三口に掲げる書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

- ニ 第五号ロに掲げる書類

2 (略)

(発行価格等の公表の方法)

第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

- 三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又は第七條第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る

- ハ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類
- ニ 第五号ロに定める書類
- 七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書

- イ 第三号の三に定める書類
- ロ 第四号ロからトまでに定める書類

八 外国会社届出書

- イ 第一号ロ及びハに定める書類
- ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

- ハ 第三号の三口に定める書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

- ニ 第五号ロに定める書類

2 (略)

(発行価格等の公表の方法)

第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

- 三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又はその代理人）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通

電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2 (略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十四条の二の二 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 外国の者の発行する新株予約権証券

2 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する新株予約権とする。

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書

じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2 (略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十四条の二の二 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書



の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ニ・ホ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ・ニ (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

ニ・ホ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ・ニ (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ〜ニ (略)

3 第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの(提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。))における当該重要な事実の内

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 書 前号に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ〜ニ (略)

3 第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ〜ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの(提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。))における当該重要な事実の内容

容		
(1)・(2) (略)		
ト (略)		
二 発行登録仮目論見書 次に掲げる事項		
イ〜ハ (略)		
三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項		
イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容		
(1)・(2) (略)		
ロ (略)		
2 (略)	<p>(外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等) 第十五条の二の二 (略)</p> <p>2 第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。</p> <p>3〜7 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続</p>	
(1)・(2) (略)		
ト (略)		
二 発行登録仮目論見書		
イ〜ハ (略)		
三 発行登録追補目論見書		
イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容		
(1)・(2) (略)		
ロ (略)		
2 (略)	<p>(外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等) 第十五条の二の二 (略)</p> <p>2 第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。</p> <p>3〜7 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続</p>	

等)

第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ・ホ (略)

2 (略)

3 第一項第二号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除く。）の数とする。ただし、当該発行者が発行する当該有価証券が申請時において外国金融商品取引所に上場されている場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一 (略)

二 当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがない場合 申請のあつた日の属する事業年度

等)

第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ・ロ (略)

二 外国会社

イ・ホ (略)

2 (略)

3 第一項第二号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除く。）の数とする。ただし、当該発行者が発行する当該有価証券が申請時において外国金融商品取引所に上場されている場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一 (略)

二 当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがない場合 申請のあつた日の属する事業年度

の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除き、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に限る。）の数

4  
(略)

5 第一項第二号に定める書類（同号イに掲げるものを除く。）が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文（同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による翻訳文）を付さなければならない。

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ ホ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類（同号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ ハ (略)

2  
3  
4 (略)

の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除き、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に限る。）の数

4  
(略)

5 第一項第二号に掲げる書類（同号イに掲げるものを除く。）が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文（同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による翻訳文）を付さなければならない。

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ ホ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類（同号ハに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ ハ (略)

2  
3  
4 (略)

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

6 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号ホにおいて同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーション・ペーパー

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一・二 (略)

6 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号ホにおいて同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーション・ペーパー

一 について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1)・(2) (略)

ニ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、当該契約の契約書の写し

ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約  
その他主要な契約の契約書の写し

へ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ、ホ (略)

2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその日本語による翻訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその日本語による翻訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十七条の九までにおい

について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1)・(2) (略)

ニ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約  
その他主要な契約の写し

へ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ、ホ (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその日本語による翻訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその日本語による翻訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の九までにおいて同じ。)が有価証券

て同じ。)が有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等をいう。)に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の四 (略)

2 第七条第三項の規定は、報告書提出外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 〽7 (略)

(公告の方法)

第十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。)第一条の規定は法第二十四条の第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、電子手続府令第二条(第三項を除く。)の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及

報告書等(同項に規定する有価証券報告書をいう。)に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の四 (略)

2 第七条の規定は、報告書提出外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 〽7 (略)

(公告の方法)

第十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。)第一条の規定は法第二十四条の第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、電子手続府令第二条(第三項を除く。)の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及



び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2  
(略)

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2  
(略)

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条においては、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。）

一 内国会社 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二 外国会社 次に掲げる事項

イ・ハ (略)

2 第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ・ホ (略)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条においては、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。）

一 内国会社

イ・ロ (略)

二 外国会社

イ・ハ (略)

2 第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ・ロ (略)

二 外国会社

イ・ホ (略)

4 (略)

5 前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

一・二 (略)

6・7 (略)

(外国会社四半期報告書の提出要件)

第十七条の十六 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。）が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出要件)

第十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する

4 (略)

5 前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

一・二 (略)

6・7 (略)

(外国会社四半期報告書の提出要件)

第十七条の十六 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。）が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出要件)

第十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する

報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。)が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマースナル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し

報告書提出外国会社をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。)が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマースナル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し

(法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ 有価証券の種類及び銘柄(株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含み、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること。)

ロ〜ワ (略)

二〇九の三 (略)

九の四 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号及び第二十一条第一項第一号において「内部統制府令」という。)第一条第二

(法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ 有価証券の種類及び銘柄(株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含み、行使価額修正条項付新株予約券付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること。)

ロ〜ワ (略)

二〇九の三 (略)

九の四 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号において「内部統制府令」という。)第一条第二項に規定する内部統制監査報

項に規定する内部統制監査報告書であつて、当該異動の日  
前三年以内に当該提出会社が提出した内部統制報告書に係  
るものをいう。)に次に掲げる事項の記載がある場合に  
は、その旨及びその内容

(4)～(6) (略)

十～十九 (略)

3 (略)

4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、  
当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二項第一号(前項において準用する場合を含む。)に掲げ  
る場合に提出する臨時報告書 次に掲げる書類

イ～ハ (略)

二 (略)

5 提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、  
臨時報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

6～11 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第十九条の二の二 法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令  
で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載され  
ている場合その他報告書提出外国会社(法第二十四条第八項に規  
定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次項に

告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が  
提出した内部統制報告書に係るものをいう。)に次に掲げ  
る事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(4)～(6) (略)

十～十九 (略)

3 (略)

4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、  
当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二項第一号(前項において準用する場合を含む。)に掲げ  
る場合に提出する臨時報告書

イ～ハ (略)

二 (略)

5 提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、  
臨時報告書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

6～11 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第十九条の二の二 法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令  
で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載され  
ている場合その他報告書提出外国会社(法第二十四条第八項に規  
定する報告書提出外国会社をいう。次項において同じ。)が臨時

において同じ。)が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 (略)

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)

第十九条の三 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき者は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならぬ。

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局(以下この条において「財務局等」という。)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地(提出会社が外国会社である場合には、第七条又は内部統制府令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所)を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 関東財務局及び

報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 (略)

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)

第十九条の三 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならぬ。

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局(以下この条において「財務局等」という。)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所(提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人)の所在地を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 関東財務局及び

<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、本邦内に支店又は事務所を有する外国会社及び外国親会社等の本邦内にある提出子会社について準用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店に準用する。</p> <p>4 (略)</p>
--	---



改 正 案	現 行
<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自己株式に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議(以下(3)において「授権決議」という。)があった日の属する月から同法第156条第1項第3号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。 なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。</p> <p>2 「取得状況」 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累計取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」又は「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 「保有状況」 「保有自己株式数」欄には、報告月末日現在において保有している自己株式の総数を記載すること。</p>	<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自己株式に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議(以下この(3)において「授権決議」という。)があった日の属する月から同法第156条第1項第3号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。 なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。</p> <p>2 「取得状況」 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」又は「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 「保有状況」 「保有自己株式数」の欄には、報告月末日現在において保有している自己株式の総数を記載すること。</p>

八 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の</p>	<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の</p>

。事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十六条第一項（同法第六十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号にお

。事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十六条第一項（同法第六十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号にお

て「外国社債等管理業者」という。)の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。)が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座(顧客口座(社債等振替法第六十八条第二項第二号(社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号(社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)、第六百六十五条第二項第二号(社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。))又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。)を除く。)に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの(当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ・ロ (略)

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取

て「外国社債等管理業者」という。)の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。)が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座(顧客口座(社債等振替法第六十八条第二項第二号(社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号(社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)、第六百六十五条第二項第二号又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。)を除く。)に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの(当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ・ロ (略)

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て(当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたもの

引業を行う者に限る。)をいう。第六号ハにおいて同じ。)が発行された当該新株予約権証券の全て(当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。)を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二〇四 (略)

五 投資証券等(令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。)については、投資口の数

六 新投資口予約権証券等(令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。)については、新投資口予約権等(新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。)の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ 株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日まで

を除く。)を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二〇四 (略)

五 投資証券等(令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。)については、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人(同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。)の社員の地位を含む。以下同じ。)の数(新設)

の期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ（略）

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

八 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ（略）

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

六 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ（略）

（新設）

七 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ（略）

（新設）

九| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ (略)

ト| 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表  
示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口  
予約権等の目的である投資口の数

十| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対  
象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ (略)

ト| 新投資口予約権証券等 当該償還を受ける新投資口予約権証  
券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

2 (略)

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で  
定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権  
の目的である株式又は新投資口予約権証券に係る新投資口予約権  
の目的である投資口の発行価格の調整のみによって保有株券等の  
総数が増加し又は減少する場合

八| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有  
価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に  
応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ (略)

(新設)

九| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対  
象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ (略)

(新設)

2 (略)

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で  
定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目  
的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が  
増加し又は減少する場合

<p>(重要な事項の変更から除外されるもの等)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 新投資口予約権証券等</p>	<p>(重要な事項の変更から除外されるもの等)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--



八 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第111号）

改 正 案				現 行			
第一号様式 (略) 第1 (略) 第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者（大量保有者）／1】(8) (1)～(3) (略) (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ① 【保有株券等の数】				第一号様式 (略) 第1 (略) 第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者（大量保有者）／1】(8) (1)～(3) (略) (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ① 【保有株券等の数】			
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号		法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)				株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H	新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I	新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J	対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券				株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K	株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券				株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L	株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M	対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N	他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q	合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

② (略)

(5)～(7) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(16)

1【共同保有者/1】(17)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

② (略)

(5)～(7) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(16)

1【共同保有者/1】(17)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） (O + P + Q - R - S)	T
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1号	法第27条の23第 3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O + P + Q - R - S)	T		

保有株券等の数（総数） (O + P + Q - R - S)	T
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1号	法第27条の23第 3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券（株）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O + P + Q - R - S)	T		

保有潜在株券等の数 $(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)$	U	保有潜在株式の数 $(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)$	U
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。</p> <p>なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。</p> <p>b～n (略)</p> <p>(13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(14)～(22) (略)</p>		<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。</p> <p>なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。</p> <p>b～n (略)</p> <p>(13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株式の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(14)～(22) (略)</p>	

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の<u>保有潜在株券等</u>の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。</p> <p>e～h (略)</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の<u>保有潜在株式</u>の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。</p> <p>e～h (略)</p>

改正案

現行

第三号様式  
(略)

第1 (略)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1)～(2) (略)

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		

第三号様式  
(略)

第1 (略)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1)～(2) (略)

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券（株）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		
② (略)			
(4) (略)			
第3【共同保有者に関する事項】			
1【共同保有者/1】			
(1) (略)			
(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】			
①【保有株券等の数】			
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		
② (略)			
(4) (略)			
第3【共同保有者に関する事項】			
1【共同保有者/1】			
(1) (略)			
(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】			
①【保有株券等の数】			
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U
--	---

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1号	法第27条の23第 3項第2号
株券又は投資証券等(株・ 口)			
新株予約権証券又は新投 資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	R		
共同保有者間で引渡請求 権等の権利が存在するも のとして控除する株券等 の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		

保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U
---	---

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1号	法第27条の23第 3項第2号
株券又は投資証券等(株・ 口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	R		
共同保有者間で引渡請求 権等の権利が存在するも のとして控除する株券等 の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		



保有潜在株券等の数 $(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)$	U	保有潜在株式の数 $(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)$	U
(2)・(3) (略) (記載上の注意) (略)		(2)・(3) (略) (記載上の注意) (略)	

改正案	現行
<p>（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）</p> <p>第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等を行う。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三  新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）</p> <p>四  令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前 三 号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>五  法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）</p> <p>第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等を行う。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三  令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前 二 号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>四  法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>2 （略）</p>

(適用除外となる買付け等)

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者の役員(令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

- 二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

(適用除外となる買付け等)

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者の役員(令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券の買付け等を行うときは、金融商品取引業者に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

- 二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 (略)

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等(社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。)又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者(以下この号において「外国社債等管理者」という。)(の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。))が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座(顧客口

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 (略)

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等(社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。)又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者(以下この号において「外国社債等管理者」という。)(の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。))が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座(顧客口

座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

2 前項第九号の議決権には、社債等振替法第四百七十七条第一項若しくは第四百八十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。

一〜四（略）

座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項第二号又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

2 前項第九号の議決権には、社債等振替法第四百七十七条第一項若しくは第四百八十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条第一項、第八十二条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。

一〜四（略）

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ 株券等の買付け等を行う者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数

（新設）

権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権  
が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該  
新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内  
容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結さ  
れていること。

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区  
分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ（略）

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等信託受益証券に表示され  
る受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権  
等の目的である投資口に係る議決権の数

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に  
おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次  
に定める数

イ〜へ（略）

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等預託証券において表示さ  
れる権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権  
等の目的である投資口に係る議決権の数

4  
(略)

5 前各項の議決権の数には、社債等振替法第四十七条第一項若し  
くは第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十  
八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項  
若しくは第八十二条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区  
分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ（略）

(新設)

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に  
おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に  
掲げる数

イ〜へ（略）

(新設)

4  
(略)

5 前各項の議決権の数には、社債等振替法第四十七条第一項若し  
くは第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十  
八条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条第一  
項、第八十二条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百十三

四十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第二百十二  
条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗するこ  
とができない株券等に係る議決権の数を含むものとする。

(株券等の数)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数  
は、次に掲げる数とする。

一〇五 (略)

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等の目  
的である投資口の数

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区  
分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〇へ (略)

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等信託受益証券に表示され  
る受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権  
等の目的である投資口の数

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に  
おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次  
に定める数

イ〇へ (略)

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等預託証券において表示さ  
れる権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権  
等の目的である投資口の数

条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係  
る議決権の数を含むものとする。

(株券等の数)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数  
は、次に掲げる数とする。

一〇五 (略)

(新設)

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区  
分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〇へ (略)

(新設)

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に  
おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に  
掲げる数

イ〇へ (略)

(新設)



(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 (略)

二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)に対する新投資口予約権の割当て

$$1 \div \{ 1 + (\text{これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数 (新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数) 又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数) } )$$

2 (略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 (略)

二 株主に対する株式又は新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)

$$1 \div \{ 1 + (\text{これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数 (新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数) } ) )$$

2 (略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

方法とする。

2 (略)

3 第一項において一株又は一投資口とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株予約権証券にあつては当該新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものにあつては内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とし、新投資口予約権証券等にあつては当該新投資口予約権証券等の権利行使により発行すべき投資口の数とする。

2 (略)

3 第一項において一株とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株予約権証券にあつては当該新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とする。

九 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第318号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 a～c (略) d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>e～i (略) (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。</p> <p>現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。</p> <p>「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。</p> <p>なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下(7)及び(22)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。</p> <p>b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 a～c (略) d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>e～i (略) (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。</p> <p>現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。</p> <p>「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。</p> <p>なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(22)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。</p> <p>b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）、四半期報告書（法第24条の4の7第1項</p>

載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。（28）において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

- (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数
- (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

c・d (略)

(8)～(10) (略)

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。

a・b (略)

c 買付け等の対価とする有価証券が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること。

d (略)

(12)～(28) (略)

(29) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(30) (略)

(31) 株主の状況

a (略)

b 株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数(株)」とあるのは「所有投資口数(口)」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況(株)」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。（28）において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

- (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数
- (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

c・d (略)

(8)～(10) (略)

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。

a・b (略)

c 買付け等の対価とする有価証券が投資証券等である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること。

d (略)

(12)～(28) (略)

(29) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(30) (略)

(31) 株主の状況

a (略)

b 株券等が投資証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況(株)」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

c · d (略) (32) ~ (35) (略)	c · d (略) (32) ~ (35) (略)
------------------------------	------------------------------

改正案	現 行
<p>第六号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 買付け等を行った株券等の数 a～c (略) d 株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「<u>投資口に換算した応募数</u>」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「<u>投資口に換算した買付数</u>」と、「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて記載すること。 e (略) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数 (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの  b・c (略) (7) (略)</p>	<p>第六号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 買付け等を行った株券等の数 a～c (略) d 株券等が投資証券である場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「応募数」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「買付数」と読み替えて記載すること。 e (略) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数 (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「<u>投資証券に係る投資口の数</u>」と、「議決権の数」とあるのは「<u>投資口の数</u>」と読み替えて記載すること。 この場合、「<u>潜在株券等に係る議決権の数</u>」及び「<u>株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数</u>」欄の記載を省略すること。  b・c (略) (7) (略)</p>

十 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利</p>	<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十条の二第一項第十二号において同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が</p>

三 法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して専らコンテンツ事業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第三項に規定するコンテンツ事業をいい、これに附帯する事業を含む。）を行うことを約する契約に基づく権利であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ（略）

ロ 出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有すること（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

(1)（略）

(2) 当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出資者（その親会社等又は子会社等を含む。以下(2)において同じ。）の名称の表示をし又は当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利

ハ（略）

(略)

百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

三 法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して専らコンテンツ事業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第三項に規定するコンテンツ事業をいい、これに附帯する事業を含む。）を行うことを約する契約に基づく権利であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ（略）

ロ 出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有すること（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

(1)（略）

(2) 当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出資者（その親会社等又は子会社等を含む。(2)において同じ。）の名称の表示をし又は当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利

ハ（略）

(略)



(取得勧誘類似行為)

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 受益証券発行信託の受益証券(法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであつて、当該有価証券に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの(信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。) 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四 (略)

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が当該発行者の設立に当たつて準拠した外国の法令に基づいて行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

(取得勧誘類似行為)

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 受益証券発行信託の受益証券(法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであつて、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの(信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。) 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四 (略)

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が所有する当該発行者の設立に当たつて準拠した外国の法令に基づいて行う当該有価証券(当該発行者が発行者であるものに限る。)の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

六 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（適格機関投資家の範囲）

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二 （略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人

四（二十二）（略）

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法

六 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（適格機関投資家の範囲）

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二 （略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条に規定する外国投資法人

四（二十二）（略）

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法

人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる全ての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1)（略）

(2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る他の全ての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十三の二（略）

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人（ロに該当するものとして届出を行った個人にあつては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げる全ての要件に該当すること。

人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げるすべての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1)（略）

(2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十三の二（略）

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人（ロに該当するものとして届出を行った個人にあつては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる全ての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る他の全ての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十五～二十七 (略)

2～12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(1)・(2) (略)

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、次に掲げるすべての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十五～二十七 (略)

2～12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 (略)

二 新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新優先出資引受権（令第一条の四第二号に規定する新優先出資引受権をいう。）の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この号及び第十三条の三第二項第一号において同じ。）、外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項

四・五 (略)

六 社債券で、第一号、第二号及び前二号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

一 (略)

二 新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この項において同じ。）、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項

四・五 (略)

六 社債券で、第一号、第二号、第四号及び前号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七〇十 (略)

十一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券 次に掲げる事項

イハ (略)

十二 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口をいう。次号において同じ。）又は当該外国投資証券に表示される権利（同号において「外国投資口」という。）に係る利益の分配の内容

十二の二 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下この号及び第十四条の二第一項第三号において同じ。）及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十四条の二第二項第一号において同じ。）又は外国投資法人（同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第十四条の二第二項第三号において同じ。）に対する権利であつて新投資口予約権に類するものの行使により発行され、又は移転される投資口又は外国投資口に係る利益の分配の内容

十三 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七〇十 (略)

十一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券 次に掲げる事項

イハ (略)

十二 投資証券及び外国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容

(新設)

十三 特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる

イ〜ハ (略)

十四〜二十六 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利(以下この項において「振替外債」という。)のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

一〜四 (略)

(権利の発行)

第十四条 (略)

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合(当該有価証券に係る信託の効力

特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。) 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

十四〜二十六 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利(以下この項において「振替外債」という。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一〜四 (略)

(権利の発行)

第十四条 (略)

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合(当該有価証券に係る信託行為の

が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該有価証券に係る信託の受託者

ハ (略)

三〇五 (略)

3 第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合（当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該権利に係る信託の受託者

ハ (略)

二〇六 (略)

4 第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委

効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該有価証券に係る信託の受託者

ハ (略)

三〇五 (略)

3 第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合（当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該権利に係る信託の受託者

ハ (略)

二〇六 (略)

4 第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者



託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。）  
（当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

ロ（略）

二〇四（略）

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二（略）

三 新投資口予約権証券

四 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

2 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二 新投資口予約権

三 外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

が委託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。）  
（当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

ロ（略）

二〇四（略）

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二（略）

（新設）

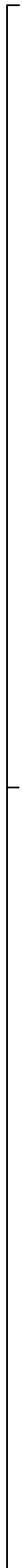
（新設）

2 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）



改正案	現行
<p>（買付け等の通知書の記載事項等）</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等の種類、応募上場株券等の数の合計、買付け等をする上場株券等の数の合計及び返還する上場株券等の数の合計</p> <p>三 （略）</p> <p>四 当該通知書に係る応募株主等に関する事項のうち次に掲げるものの</p> <p>イ 応募上場株券等の種類、応募上場株券等の数、買付け等をする上場株券等の数、買付け等の価格及び買付け等の代金（有価証券その他の金銭以外のもの（以下「有価証券等」という。）をもって買付け等の対価とする場合（法第二十七条の二十二の二第一項第二号に掲げる買付け等の場合に限る。）には、当該有価証券等の種類及び数）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 返還する上場株券等の種類及び数並びに返還の方法</p>	<p>（買付け等の通知書の記載事項等）</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等に<u>係る株式の種類</u>、応募上場株券等の数の合計、買付け等をする上場株券等の数の合計及び返還する上場株券等の数の合計</p> <p>三 （略）</p> <p>四 当該通知書に係る応募株主等に関する事項のうち次に掲げるものの</p> <p>イ 応募上場株券等に<u>係る株式の種類</u>、応募上場株券等の数、買付け等をする上場株券等の数、買付け等の価格及び買付け等の代金（有価証券その他の金銭以外のもの（以下「有価証券等」という。）をもって買付け等の対価とする場合（法第二十七条の二十二の二第一項第二号に掲げる買付け等の場合に限る。）には、当該有価証券等の種類及び数）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 返還する上場株券等に<u>係る株式の種類</u>及び数並びに返還の方法</p>

五 (略)

258 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 次に掲げるいずれかの事項

イ 公開買付けに係る自己の株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)の取得についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議の内容若しくは取締役会の決議の内容又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び価額の総額

ロ 上場株券等の発行者である外国会社(以下「外国会社」という。)による公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得についての取締役会、株主総会又は役員会の決議の内容並びにそ

五 (略)

258 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 次に掲げるいずれかの事項

イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議の内容又は取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

ロ 上場株券等の発行者である外国会社(以下「外国会社」という。)による公開買付けに係る自己の株式の取得についての取締役会又は株主総会の決議の内容及びそれに基づいて既に買付

れに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び  
価額の総額

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等を行う上場株券等の種類

ロ〜ホ (略)

六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十  
七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号  
に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 内国法人 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付け  
等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書  
の写し

ハ〜ヘ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ〜ヘ (略)

2 前項第二号に定める書類が日本語をもって記載したものでないと  
きは、その訳文を付さなければならぬ。

け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等を行う上場株券等に係る株式の種類

ロ〜ホ (略)

六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十  
七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号  
に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ (略)

ロ 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等に買付け  
等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書  
の写し

ハ〜ヘ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類

ロ〜ヘ (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないと  
きは、その訳文を付さなければならぬ。

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
  - イ 買付け等に係る上場株券等の種類
  - ロ (略)
- 三 五 (略)

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
  - 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
    - イ 買付け等をする上場株券等の種類
    - ロ (略)
  - 三 五 (略)
- 2 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
  - イ 買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類
  - ロ (略)
- 三 五 (略)

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
  - 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
    - イ 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類
    - ロ (略)
  - 三 五 (略)
- 2 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第

第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうち占める買付け等をする上場株券等の数の割合の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2 上場株券等の種類ごとに法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合において、上場株券等の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

3・4 (略)

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けをする発行者の会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議若しくは取締役会の決議又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議(公開買付けをする発行者が外国会社である場合にあっては、株主総会、取締役会又は役員会の決議)に基づいて行う自己の株式又は投資口の取得についての当該発行者の業務執行を決定する機関による決定をいうものとする。

第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうち占める買付け等をする上場株券等の数の割合の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2 上場株券等に係る株式の種類ごとに法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合においては、上場株券等に係る株式の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

3・4 (略)

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けをする発行者の会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議に基づいて行う自己の株式の取得についての当該発行者の業務執行を決定する機関による決定をいうものとする。

十一 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行																																																																								
<p>第二号様式 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】</p> <p>1【買付け等をする上場株券等の種類】</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】(7)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【買付け等の価格等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上場株券等の種類</th> <th style="text-align: center;">買付け等の価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">算定の基礎</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">算定の経緯</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)【買付予定の上場株券等の数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上場株券等の種類</th> <th style="text-align: center;">買付予定数</th> <th style="text-align: center;">超過予定数</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5【上場株券等の取得に関する許可等】(8)</p> <p>(1)【上場株券等の種類】</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 買付け等の目的 自己の株式又は投資口を取得する目的等について具体的に記載すること。 また、買付け等の後、当該上場株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。</p> <p>(6) 株主総会又は取締役会の決議等の内容等</p> <p>a 上場株券等が投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第15項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）である場合には、「発行済株式の総数」欄中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株（年 月 日現在）」とあるのは「口（年 月 日現在）」と、「取締役会における決議内容」欄中「取締役会」とあるのは「役員会」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「その他（）」欄中「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄中「株式」とあるのは「投資口」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と読み替えて記載すること。</p>	上場株券等の種類	買付け等の価格							算定の基礎		算定の経緯		上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計		(株)	(株)	(株)													合計				<p>第二号様式 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】</p> <p>1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】(7)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【買付け等の価格等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">買付け等の価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">算定の基礎</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">算定の経緯</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)【買付予定の上場株券等の数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">買付予定数</th> <th style="text-align: center;">超過予定数</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5【上場株券等の取得に関する許可等】(8)</p> <p>(1)【上場株券等に係る株式の種類】</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 買付け等の目的 自己の株式を取得する目的等について具体的に記載すること。 また、買付け等の後、当該株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。</p> <p>(6) 株主総会又は取締役会の決議等の内容等 (新設)</p>	株式の種類	買付け等の価格							算定の基礎		算定の経緯		株式の種類	買付予定数	超過予定数	計		(株)	(株)	(株)													合計			
上場株券等の種類	買付け等の価格																																																																								
算定の基礎																																																																									
算定の経緯																																																																									
上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計																																																																						
	(株)	(株)	(株)																																																																						
合計																																																																									
株式の種類	買付け等の価格																																																																								
算定の基礎																																																																									
算定の経緯																																																																									
株式の種類	買付予定数	超過予定数	計																																																																						
	(株)	(株)	(株)																																																																						
合計																																																																									



<p>b 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式又は発行済投資口の総数を記載すること。  なお、新株予約権証券、新株予約権付社債又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。）を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下bにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式又は発行済投資口の総数については、当該新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する新投資口予約権をいう。）の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるもの限り、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。</p> <p>c 「株主総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第156条第1項の規定により株主総会において決議された上場株券等の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。</p> <p>d 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得について、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用する同法第156条第1項の規定による取締役会又は投資信託及び投資法人に関する法律第80条の2第3項の規定による役員会において決議された上場株券等の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。</p> <p>e 「その他」欄には、c及びd以外の事由により自己の株式又は投資口を取得する場合について、その事由ごとに上場株券等の種類、数及び価額の総額について記載すること。</p> <p>f 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。</p> <p>(7) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数  a～d (略)</p> <p>e 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等の種類ごとの数を記載すること。</p> <p>f 上場株券等が投資証券である場合には、「買付予定の上場株券等の数」欄中「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて記載すること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 発行者の概要  a・b (略)</p> <p>c 上場株券等が投資証券である場合には、「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」欄中「資本金」とあるのは「最低純資産額」と、「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と読み替えて記載すること。</p> <p>d 「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金又は最低純資産額の額及び発行済株式又は発行済投資口の総数を記載すること。</p> <p>(14) 経理の状況  a～c (略)</p> <p>d 上場株券等が投資証券である場合には、「(3) 株主資本等変動計算書」欄の記載を省略すること。</p> <p>(15) 株価の状況  届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。  なお、上場株券等が投資証券である場合には、「株価の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と読み替えて記載すること。</p>	<p>a 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。  なお、新株予約権証券又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このaにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるもの限り、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。</p> <p>b 「株主総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第156条第1項の規定により株主総会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。</p> <p>c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用する同法第156条第1項の規定により取締役会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。</p> <p>d 「その他」欄には、b及びc以外の事由により自己の株式を取得する場合について、その事由ごとに上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。</p> <p>e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。</p> <p>(7) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数  a～d (略)</p> <p>e 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等に係る株式の種類ごとの数を記載すること。  (新設)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 発行者の概要  a・b (略)  (新設)</p> <p>c 「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金の額及び発行済株式の総数を記載すること。</p> <p>(14) 経理の状況  a～c (略)  (新設)</p> <p>(15) 株価の状況  届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。</p>
---	---

<p>a. <u>株式又は投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。</u></p> <p>b. <u>株式又は投資口が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。</u></p> <p>(16) ~ (18) (略)</p>	<p>a. <u>株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。</u></p> <p>b. <u>株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。</u></p> <p>(16) ~ (18) (略)</p>
---	---

改正案

現 行

第四号様式

(略)

1 【公開買付けの内容】

(1) 【買付け等に係る上場株券等の種類】

(2) (略)

2 【買付け等の結果】

(1) (略)

(2) 【買付け等を行った上場株券等の数】 (5)

上場株券等の種類			
応募数 (株)			
買付数 (株)			

(3) (略)

(記載上の注意)

(1) ~ (4) (略)

(5) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「応募数 (株)」とあるのは「応募数 (口)」と、「買付数 (株)」とあるのは「買付数 (口)」と読み替えて記載すること。

(6) (略)

第四号様式

(略)

1 【公開買付けの内容】

(1) 【買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類】

(2) (略)

2 【買付け等の結果】

(1) (略)

(2) 【買付け等を行った上場株券等の数】 (5)

上場株券等に係る株式の種類			
応募数 (株)			
買付数 (株)			

(3) (略)

(記載上の注意)

(1) ~ (4) (略)

(5) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等に係る株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

(6) (略)

十二 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改正案

現行

<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百七十二條、第百七十二條の二、第百七十二條の九及び第百七十二條の十に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 新優先出資引受権（令第一条の四第二号に規定する新優先出資引受権をいう。次項において同じ。）を表示する証券</p> <p>二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は前号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>三 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。次号において同じ。）</p> <p>四 外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十條第一項に規定する外国投資証券をいう。）で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第百七十二條、第百七十二條の二、第百七十二條の九及び第百七十二條の十に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じて、当該各号に定める権利の行使に際して払い込むべき金額とする。</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

- 一 前項第一号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る新優先出資引受権
- 二 前項第二号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る外国の者に対する権利であつて新株予約権又は新優先出資引受権の性質を有するもの
- 三 前項第三号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第十七条に規定する新投資口予約権をいう。次号において同じ。）
- 四 前項第四号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利であつて新投資口予約権の性質を有するもの

（監査報酬額）

第一条の二 法第七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。）

（監査報酬額）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認

に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合)

第一条の二の二 (略)

2 (略)

(自己の株式の取得に準ずる場合)

第六十一条の六の二 法第八十五条の七第十四項に規定する自己の

株式の取得に準ずる場合として内閣府令で定める場合は、投資信託

及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項(同法第八十条の五

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は

これらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得であ

る場合とする。

会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。)に  
支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合)

第一条の二 (略)

2 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第四条の二 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）</p> <p>四 外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの</p> <p>二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）</p> <p>三 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの</p>	<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第四条の二 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円(当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内に限る。次号において同じ。)を超えないもの

イホ (略)

へ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

ト 投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。)若しくは投資法人債券(同条第二十項に規定する投資法人債券をいう。第一百七条第十六項第三号並びに第五十三条第一項第四号ハ及びニにおいて同じ。)又は外国投資証券(新投資口予約権証券に類するものを除く。)

チ (略)

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券の

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円(当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内に限る。次号において同じ。)を超えないもの

イホ (略)

へ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

ト 投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。)若しくは投資法人債券(同条第十八項に規定する投資法人債券をいう。第一百七条第十六項第三号並びに第五十三条第一項第四号ハ及びニにおいて同じ。)又は外国投資証券(同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。第一百七十七条第十六項第三号において同じ。)

チ (略)

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券の



うち次に掲げるいずれかのもの（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、第一百条第一項第一号ハ、第二百二十五条の四第一項第三号及び第二百二十九条の二を除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものの受益証券

(1)～(4) (略)

ロ 投資信託のうち、主たる投資対象を中期の利付国債、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであつて、イ(1)から(4)までに掲げる要件の全てに該当するものの受益証券

ハ (略)

うち次に掲げるいずれかのもの（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、第一百条第一項第一号ハ及び第二百二十五条の四第一項第三号を除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1)～(4) (略)

ロ 投資信託のうち、主たる投資対象を中期の利付国債、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであつて、イ(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

ハ (略)

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る投資信託契約又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託に係る信託契約の全部又は一部の解約があつたとき(法第三十七条の四第一項に規定する金融商品取引契約の成立に該当するときを除く)。

二(四) (略)

2 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一(二十一) (略)

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下こ

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る投資信託契約又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託に係る信託契約の全部又は一部の解約があつたとき(法第三十七条の四第一項に規定する金融商品取引契約の成立に該当するときを除く)。

二(四) (略)

2 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一(二十一) (略)

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下こ

の号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（時価新投資口予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には投資証券又は時価新投資口予約権証券）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行

の号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

う次に掲げる行為

イ・ロ (略)

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者の計算による株券又は投資証券の買付けの受託等(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為

ニ・ホ (略)

二十三 安定操作取引又はその受託等(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をした金融商品取引業者が、その最初に行った安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券、投資証券若しくは時価新投資口予約権証券について買付けの受託等若しくは売付け(金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く)又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引(コールの取得又はプットの付与に限る。)の受託等(金融商品取引業者等からの受託等を除く。)をする行為

二十四～三十四 (略)

25 22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

イ・ロ (略)

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社の計算による株券の買付けの受託等(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為

ニ・ホ (略)

二十三 安定操作取引又はその受託等(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をした金融商品取引業者が、その最初に行った安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券若しくは投資証券について買付けの受託等若しくは売付け(金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く)又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引(コールの取得又はプットの付与に限る。)の受託等(金融商品取引業者等からの受託等を除く。)をする行為

二十四～三十四 (略)

25 22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇八 (略)

九 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（第六十五条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。））、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、金融商品取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号及び第二百八十一条第六号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号及び同条第六号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家を除く。次号において同じ。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

十〇二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定す

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇八 (略)

九 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（第六十五条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。））、投資証券又は外国投資証券（同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）で投資証券に類する証券をいい、金融商品取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号及び第二百八十一条第六号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号及び同条第六号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家を除く。次号において同じ。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

十〇二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定す

る定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下イにおいて同じ。)が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。ロにおいて同じ。)に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格(一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法)を提示すること。

ロ (略)

二十二～二十九 (略)

2～6 (略)

(最良執行方針等)

第二百二十四条 令第十六条の六第一項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 新投資口予約権証券又は外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

九・十 (略)

2～6 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は

る定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。イにおいて同じ。)が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。ロにおいて同じ。)に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格(一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法)を提示すること。

ロ (略)

二十二～二十九 (略)

2～6 (略)

(最良執行方針等)

第二百二十四条 令第十六条の六第一項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

(新設)

八・九 (略)

2～6 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は

、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。))を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券

ハ・ホ (略)

254 (略)

(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運

、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。))を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ・ホ (略)

254 (略)

(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした

用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該全ての権利者の同意(双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあっては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1) 全ての権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、かつ、全ての権利者の有する法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二条の二第二号に掲げる行為を行うことができる旨

(2) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象有価証券売買取引等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 次に掲げる有価証券(法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有

運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産のすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該すべての権利者の同意(双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項のすべての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあっては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1) すべての権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、かつ、すべての権利者の有する法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二条の二第二号に掲げる行為を行うことができる旨

(2) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象有価証券売買取引等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 次に掲げる有価証券(法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有



価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ・ロ (略)

ハ 指定外国金融商品取引所(令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第三号及び第三百三十条第三項第二号において同じ。)に上場されている有価証券  
ニ イからハまでに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

(1) (3) (略)

二・三 (略)

3 第二項第一号ロの対象有価証券売買取引等は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一・二 (略)

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 指定外国金融商品取引所において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

四 前項第一号ニに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

五・六 (略)

(投資運用業に関する損失補填の禁止の適用除外)

第二百二十九条の二 法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融

価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ・ロ (略)

(新設)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

(1) (3) (略)

二・三 (略)

3 第一項第一号ロの対象有価証券売買取引等は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

四・五 (略)

(新設)

商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であつて、当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとする。

（投資運用業に関する禁止行為）

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 （略）

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 （略）

八 運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他

（投資運用業に関する禁止行為）

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 （略）

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 （略）

八 運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号及び次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係

の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

八の二 運用財産に關し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法とあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

九〇十五（略）

2 前項（第八号及び第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。以下この項において同じ。）について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の運用財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

3 第一項第十五号の「対象有価証券」とは、第九十六条第四項に規定する対象有価証券（次に掲げるものを除く。）をいう。

一（略）

る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

（新設）

九〇十五（略）

2 前項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。以下この項において同じ。）について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の運用財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

3 第一項第十五号の「対象有価証券」とは、第九十六条第四項に規定する対象有価証券（次に掲げるものを除く。）をいう。

一（略）

二 指定外国金融商品取引所に上場されているもの

4～6 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。

イ (略)

ロ 新株予約権証券又は新投資口予約権証券であつて、新株予約権又は新投資口予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券又は投資証券がイに該当するもの

ハ (略)

ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第四百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により

二 令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所に上場されているもの

4～6 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。

イ (略)

ロ 新株予約権証券であつて、新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するもの

ハ (略)

ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券又は投資法人債券をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第四百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合に

株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口  
予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込む  
べき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する  
場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券  
にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に  
際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発  
行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約  
権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む  
。の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当す  
るものを除く。）

(1)～(7) (略)

五～十四 (略)

2～4 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第  
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）  
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～十六 (略)

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社（  
投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一项に規定する

における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては  
利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い  
込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合  
における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券  
を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定  
に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除  
く。）

(1)～(7) (略)

五～十四 (略)

2～4 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第  
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）  
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～十六 (略)

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社（  
投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一项に規定する

投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十四項に規定する外国投資信託の受益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。）であるときは、同法第十四条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の運用報告書及び同法第十四条第四項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の写し

ハ〜ホ（略）

2  
(略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜七（略）

八 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした取引所取引許可業者が、その最初に行った安定操作取引の時から令第二十四条第一項に規定する安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券、投資証券若しくは時価新投資口予約権証券について買付けの受託等若しくは売付け（金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係

投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十二項に規定する外国投資信託の受益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。）であるときは、同法第十四条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の運用報告書を含む。）の写し

ハ〜ホ（略）

2  
(略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜七（略）

八 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした取引所取引許可業者が、その最初に行った安定操作取引の時から令第二十四条第一項に規定する安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券若しくは投資証券について買付けの受託等若しくは売付け（金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティ

る有価証券関連デリバティブ取引（コールの取得又はプットの付与に限る。）の受託等（金融商品取引業者等からの受託等を除く。）をする行為

2  
(略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券

ハ・ホ (略)

2  
4 (略)

ブ取引（コールの取得又はプットの付与に限る。）の受託等（金融商品取引業者等からの受託等を除く。）をする行為

2  
(略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ・ホ (略)

2  
4 (略)

十一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）

改正案	現行
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (5-2) <u>第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 別紙様式第十五号の二に記載されている事項              2 事業報告書に記載されている事項</p> </div> <p>(6)～(9) （略）            (注意事項)            1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (5-2) <u>第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項</u>  <u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）は、法第47条の3の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第十五号の二に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。</u>            (6)～(9) （略）            （略）</p> <p>(2) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況            ①～③ （略）            ④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況            イ～ヘ （略）            ト 金融商品取引行為の相手方の状況            （略）</p> <p>(注意事項)            1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。  <u>相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(2)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。</u>  <u>ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(2)において同じ。）を記載すること。</u></p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (新設)</p> <p>(6)～(9) （略）            (注意事項)            1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (新設)</p> <p>(6)～(9) （略）            （略）</p> <p>(2) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況            ①～③ （略）            ④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況            イ～ヘ （略）            ト 金融商品取引行為の相手方の状況            （略）</p> <p>(注意事項)            1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。  <u>相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(2)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。</u>  <u>ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(2)において同じ。）を記載すること。</u></p>



改正案

- 2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ・ロ (略)

ハ 投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(注意事項)

1～3 (略)

4 クローズド・エンド型投資法人については、「過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率」の記載を要しない。

5・6 (略)

⑥～⑨ (略)

(24) 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)		うち顧客の資産の額を前提とした契約	
投資者の区分	契約件数	契約件数	資産額
適格機関投資家	件	件	百万円
適格機関投資家以外の者	件	件	百万円
うち個人	件	件	百万円
合計	件	件	百万円

(注意事項)

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値

現行

- 2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ・ロ (略)

ハ 投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(注意事項)

1～3 (略)

(新設)

4・5 (略)

⑥～⑨ (略)

(24) 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)	うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契約件数	契約件数	資産総額
件	件	百万円

② 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

改正案

現行

を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

2 内部管理の状況  
「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

② 助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

③ 投資助言報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等
適格機関投資家	
適格機関投資家以外の者	

(注意事項)

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

③ 助言を行った主な有価証券の内容

名 称	発行者等
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )

(注意事項)

1 「名称」の欄には、当期において助言を行った有価証券（法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券若しくは同項第11号に規定する外国投資証券又は同項第17号から第19号まで若しくは同条第2項第2号、第4号若しくは第6号に規定する有価証券に限る。以下1及び2において同じ。）のうち、主な有価証券の銘柄を記載し、当該有価証券が発行された国の名称を、括弧書として記載すること。

2 「発行者等」の欄には、有価証券の発行者、発行者から委託を受けた運用会社

改正案	現行
<p>及び発行者から委託を受けた管理会社（以下2において「発行者等」という。）  <u>の名称を記載し、発行者等が所在する国の名称を、括弧書として記載すること。</u></p> <p>④ 内部管理の状況</p> <div data-bbox="257 300 1095 373" style="border: 1px solid black; height: 46px; width: 374px;"></div> <p><u>(注意事項)</u>  「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等  <u>を記載すること。</u></p> <p>⑤ 投資助言報酬 _____ 百万円  (略)</p>	<p>(略)</p>

改正案										
別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係） (日本工業規格 A 4)										
(略)										
1 業務の状況										
(略)										
(17) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況										
①～③ (略)										
④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況										
イ～ヘ (略)										
ト 金融商品取引行為の相手方の状況										
(略)										
(注意事項)										
1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。										
相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下17において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。										
ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下17において同じ。）を記載すること。										
2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。										
3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。										
⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表										
イ・ロ (略)										
ハ 投資法人										
名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

現行										
別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係） (日本工業規格 A 4)										
(略)										
1 業務の状況										
(略)										
(17) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況										
①～③ (略)										
④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況										
イ～ヘ (略)										
ト 金融商品取引行為の相手方の状況										
(略)										
(注意事項)										
1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。										
相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下17において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。										
ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下17において同じ。）を記載すること。										
2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。										
3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。										
⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表										
イ・ロ (略)										
ハ 投資法人										
名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

改正案

現行

(注意事項)

1～3 (略)

4 クローズド・エンド型投資法人については、「過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率」の記載を要しない。

5・6 (略)

⑥～⑨ (略)

(略)

⑳ 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)		うち顧客の資産の額を前提とした 契約	
投資者の区分	契約件数	契約件数	資産額
適格機関投資家	件	件	百万円
適格機関投資家以外 の者	件	件	百万円
うち個人	件	件	百万円
合計	件	件	百万円

(注意事項)

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

② 助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る 権利の種類等
適格機関投資家	
適格機関投資家以外 の者	

(注意事項)

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

③ 内部管理の状況

(注意事項)

1～3 (略)

(新設)

4・5 (略)

⑥～⑨ (略)

(略)

⑳ 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)		うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契約件数	契約件数	資産総額	
件	件	百万円	

② 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

2 内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

③ 投資助言報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

改正案	現行
<div data-bbox="257 204 1093 276" style="border: 1px solid black; height: 45px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="257 276 369 304"><u>(注意事項)</u></p> <p data-bbox="257 304 1126 371"><u>「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。</u></p> <p data-bbox="190 371 607 400">④ 投資助言報酬 _____ 百万円</p> <p data-bbox="607 440 658 469">(略)</p>	<p data-bbox="1599 440 1650 469">(略)</p>

改正案	現行
<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券</p>	<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券</p>

ハ～ホ (略)

2～4 (略)

(取扱有価証券)

第十一条 法第六十七条の十八第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 新投資口予約権証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。)

(上場株券等)

第十四条 法第六十七条の十八第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 新投資口予約権証券

(売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない有価証券)

第二十九条 法第七十九条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 新投資口予約権証券

別表第五(第十八条関係)

ハ～ホ (略)

2～4 (略)

(取扱有価証券)

第十一条 法第六十七条の十八第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

(上場株券等)

第十四条 法第六十七条の十八第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

(新設)

(売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない有価証券)

第二十九条 法第七十九条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

別表第五(第十八条関係)



(略)		毎日	報告の区分
(略)	終価格及び数量	一〇四 (略) 五 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券は、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格、最終価格及び数量	報告事項
(略)	こと。	一〇四 (略) (削る) 五 最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低、最初及び最終の価格を毎日報告すること。	注意事項
(略)		毎日	報告の区分
(略)	及び数量	一〇四 (略) 五 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券は、銘柄別に、額面金額及び数量	報告事項
(略)	こと。	一〇四 (略) 五 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券の額面金額は、毎月一回報告することです。 六 最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低、最初及び最終の価格を毎日報告すること。	注意事項

改正案	現行
<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第六十三条の二 法第一百七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>ハ～ホ （略）</p>	<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第六十三条の二 法第一百七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券</p> <p>ハ～ホ （略）</p>

2  
~  
4

(略)

2  
~  
4

(略)

十五 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改 正 案	現 行																																																										
<p>別紙様式第十三号（第十二条関係）</p> <p style="text-align: center;">上場有価証券異動報告</p> <p>1～7 （略） （削る）</p>	<p>別紙様式第十三号（第十二条関係）</p> <p style="text-align: center;">上場有価証券異動報告</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 開示注意銘柄指定（解除）有価証券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">銘 柄</th> <th style="width: 10%;">指定年月日</th> <th style="width: 10%;">解除年月日</th> <th style="width: 10%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">株 券 (普通株式)</td> <td style="text-align: center;">市場第一部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市場第二部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新興市場等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">株 券（優先株式）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新 株 予 約 権 証 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">転換社債型新株予約権付社債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(※)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 開示注意銘柄指定期間中は継続して記載する。</p> <p>9 市場変更等株券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">銘 柄</th> <th style="width: 10%;">変更前の市場 又は市場区分</th> <th style="width: 10%;">変更後の市場 又は市場区分</th> <th style="width: 10%;">変更年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">市場区分の変更</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">市場の変更</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	銘 柄	指定年月日	解除年月日	理 由	株 券 (普通株式)	市場第一部				市場第二部				新興市場等				株 券（優先株式）					新 株 予 約 権 証 券					債 券					転換社債型新株予約権付社債					(※)					区 分	銘 柄	変更前の市場 又は市場区分	変更後の市場 又は市場区分	変更年月日	市場区分の変更					市場の変更				
区 分	銘 柄	指定年月日	解除年月日	理 由																																																							
株 券 (普通株式)	市場第一部																																																										
	市場第二部																																																										
	新興市場等																																																										
株 券（優先株式）																																																											
新 株 予 約 権 証 券																																																											
債 券																																																											
転換社債型新株予約権付社債																																																											
(※)																																																											
区 分	銘 柄	変更前の市場 又は市場区分	変更後の市場 又は市場区分	変更年月日																																																							
市場区分の変更																																																											
市場の変更																																																											
<p>8 市場変更等株券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">銘 柄</th> <th style="width: 10%;">変更前の市場 又は市場区分</th> <th style="width: 10%;">変更後の市場 又は市場区分</th> <th style="width: 10%;">変更年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">市場区分の変更</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">市場の変更</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	銘 柄	変更前の市場 又は市場区分	変更後の市場 又は市場区分	変更年月日	市場区分の変更					市場の変更																																																
区 分	銘 柄	変更前の市場 又は市場区分	変更後の市場 又は市場区分	変更年月日																																																							
市場区分の変更																																																											
市場の変更																																																											

改正案	現行
<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第十条の二 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 新株予約権付社債券</p> <p>二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの</p> <p>三 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。次号において同じ。）</p> <p>四 外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十一条第一項に規定する外国投資証券をいう。）で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの</p> <p>二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。次号において同じ。）</p>	<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第十条の二 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 新株予約権付社債券</p> <p>二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

三 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第  
二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利で新  
投資口予約権の性質を有するもの

（新設）